

AR-75-1

一般家庭の公害・環境悪化被害状況と その把握手法

昭和50年5月

財 団 法 人

政 策 科 学 研 究 所

Institute for Policy Sciences, Japan

研 究 テ ー マ 一般家庭の公害・環境悪化被害状況とその把握方法
プロジェクト番号 AR-75-1
研 究 期 間 1973年12月～1974年12月
研 究 メ ン バ ー 主査 増川重彦（政策科学研究所，主任研究員）
幹事 山田 嗣（ 同 上 ）
委員 飯島伸子（東京大学助手，医学部保健学科）
高木邦明（東京大学大学院，医学系研究科）
萩原康子（東京都神経学総合研究所）
山手 茂（ 同 上 ）
協力者 岡川千勝（政策科学研究所，主任研究員）
笠井章弘（ 同 所 ， 常務理事）
補助員 小林ひづみ（政策科学研究所）

ま え が き

本研究報告書は、環境庁よりの昭和48年度委託研究「一般家庭の公害被害状況の推計手法開発」に際して実施した実態調査を基礎とし、さらに一層の解析を加えた自主研究である。

上記の委託研究の主題が、「推計手法開発」におかれていたために充分触れきれなかったが重要であると思われる「被害実態」を収録したことと、公害対策基本法でとりあげられている「公害」に加えて、都市域での環境悪化によって一般家庭が受けている様々な被害や不都合をも視野におさめて、「公害被害」との相互関連、相乗効果を検討したこととの2点が、本報告書の特徴である。

我々が研究の過程で最も重視したのは公害被害の構造的な把握と、その家庭生活に及ぼしているインパクトの記述をどうするかということであった。その裏には、統計値として、ある地域内の世帯の公害被害額の平均値は年間いくらという結果をだしたり、地域の公害病有症率は何%という結果を単にはじき出すことがもつ意味を疑問視する意識があったからに他ならない。

公害被害調査が被害の有効な救済、公害防止、あるいは環境改善に活かされるためには、本当は被害が家庭に及ぼしているインパクトの重さを知る必要があるのではないか?? 家庭生活や健康や生計がどうなっていて、そのどの部分がどの程度の被害を受けたかを知ってはじめて事態の意味の判断がつくのではないのか? などという問題意識が背景として存在した。

しかし、公害被害の構造といっても極めて大変な内容が含まれていることが解析を進めるうちに次第に判明してきた。また被害の把握の手法の細目を考えるまえに、調査の態度の問題、調査がどう使われるかの目的の問題がより基本的に横たわっていることに今更のように気がついた。本報告書は調査から得られた結果そのものと共に、それら基本的な諸問題と今後発展されるべき手法についての考察を収録している。

本報告書は次の如き分担によって執筆されたものを増川が最終的にとりまとめた。

第Ⅰ部、第1・2章 高木、第3章 飯島、第4章 山手、第5章 萩原、第6・7章 増川。
第Ⅱ部、第8章 山田、第9章 増川。

しかし、本研究はその過程における、岡川、笠井からの助言を含めての、幾多の討論のうえに構成されている協同作業の成果である。

また、本研究はその過程で、実態調査地区の町会の皆さんに一方ならない御協力を得た。またヒヤリング調査のインタビューならびにアンケート調査をも含めてのデータの集計作業として多数の学生の皆さんに熱心な御協力を頂いた。ここに深く感謝の意をあらわしたい。

< 提 言 >

1. 公害環境悪化は、その具体的目標を明確化し、その目的に最も合致した方法論を選定して実施すべきであり、いくつかの手法を複合化するなどして、被害者・被害家庭の生活構造の特性を埋没しないように注意して解析・整理されるべきである。例えば手法のリストにはヒヤリング調査、アンケート調査、モニタリング調査、苦情・陳情の解析調査、ルポルタージュ、専門家による検診・測定・認定などが含まれるべきである。
2. 既に発生してしまった公害被害の補償をしたり、側面からインパクトの緩和を行うなどの施策を実施するために行われる調査推計は、公害の種類と被害内容を特定して詳細な定量化を行う必要があるが、その対象地域、測定や調査の基準、尺度、換算法などの設定には、公害被害の総体イメージを基本において、実感上の歪みを生じないようにすべきである。取扱いが容易だという理由で、手法の側から調査推計の内容を規定してはならない。
3. 公害環境悪化の種類も内容も時代とともに変遷する可能性が極めて大きいので、年々モデル地区を設定して、地域性をもおりこんだ公害被害の実態と、概念が未確定な環境悪化のインパクトとを構造的に把握する努力を続けていくべきである。環境行政が後追いとならないために、地域の設定なども、既に問題の確定した所ばかりを選ぶべきではない。
4. 公害環境悪化被害調査は種々の環境施策との連けいのもとに企画される必要がある。これらは相互にフィードバックをかけあって現実的に被害の緩和と予防に生かされるべきであり、施策の効果も実態調査によって測られるべきである。

また自然環境、社会環境、産業環境などについての調査とも連けいがとられて、公害環境悪化ならびにそれらによる被害との因果連関が追求されるべきである。
5. 公害環境悪化被害を記述する指標は既存のものの組みあわせに限定されることなく、被害者の具体的認識とも矛盾せず、対処行動をも発見しやすいような概念を盛りこんだ新しい指標が目的にそって、その都度考案されることが望ましい。また定量的・分析的な解析のみでなく、形態的・統合的な構成の新しい手法の考案を早急に開始すべきである。なぜならば原因やメカニズムがどうであれ、被害は被害として総体効果で個人および家庭に影響するのであって、その保護ないしは予防が環境行政の終局的目的であるからである。

目次

まえがき

提言

序 本研究の目的と調査解析の位置づけ

第Ⅰ部 一般家庭の公害・環境悪化による被害の実態と構造

第1章 面接調査の目的と内容	3
1.1 調査の方法	3
1.2 調査の内容	5
第2章 面接調査結果の概要	7
2.1 調査対象者および家族の特性	7
2.2 公害・環境被害の実態 ―その1―	10
2.3 公害・環境被害の実態 ―その2―	22
2.4 公害・環境被害に対する住民の対応と行動	47
第3章 公害・環境悪化による健康破壊と家庭生活被害	63
3.1 家庭生活構造と公害・環境被害	63
3.2 人体被害と家庭生活構造	67
3.3 健康破壊による生活の変化と家庭生活構造	72
3.4 健康被害の指標化および被害発生のしくみ	77
3.5 健康破壊の実態と把握の方法	80
第4章 公害・環境悪化による家庭生活の被害	87
4.1 家庭生活における公害・環境被害の分布方法	87
4.2 健康被害が家庭生活に及ぼす影響	87

4.3	住生活における被害	91
4.4	公害・環境被害による主婦の役割の変化	95
4.5	生活環境の悪化と余暇生活	99
4.6	公害・環境被害に対処する生活設計	104
第5章	公害・環境悪化による家計の被害	111
5.1	公害・環境被害と家計構造	111
5.2	対象世帯の家計の性格	113
5.3	職業生活および家計収入に対する被害	115
5.4	家計支出にあらわれる被害	119
5.5	家計に関連する財産的・物的被害	126
5.6	誘発的な間接的経済的負担の増大	128
5.7	ま と め	130
第6章	アンケート調査による被害実態の把握	133
6.1	アンケート調査の内容	133
6.2	調査結果にみる被害の地域分布	136
6.3	サブ・ミクロな地域環境と公害・環境悪化被害	164
第7章	公害・環境悪化の原因と被害と対応行動の構造	171
7.1	公害と環境悪化の種類別特性	171
7.2	公害と環境悪化の被害の内部構造	174
7.3	被害, 不都合・出費ならびに対応行動の構造	176
7.4	被害の複合度とインパクトの生活構造的理解	180
第Ⅱ部	一般家庭の公害・環境悪化による被害の調査手法の検討	187
第8章	家庭生活における公害・環境悪化被害の構造と推計手法	187
8.1	公害・環境悪化被害の構造	187

8.2	公害・環境悪化被害を把握する分析枠組	190
8.3	公害・環境悪化被害の把握手法	191
8.4	公害・環境悪化被害の推計	192
8.5	公害・環境悪化被害の推計手法開発と公害・環境対策	193
第9章	公害・環境悪化被害推計の目的と方法論	195
9.1	推計の目的	195
9.2	各種の実態調査手法の特性	196
9.3	被害対策に役立てるための被害推計	199
9.4	公害・環境対策に役立てるための被害推計	200
9.5	調査内容と対象の設定	201
9.6	集計と解析の留意点	202
9.7	環境調査と公害・環境悪化被害調査と対処施策	203
結 論		204
付録Ⅰ	面接調査の内容と数値結果	207
付録Ⅱ	アンケート調査の内容と数値結果	247

序

歴史的経過として、最初に「公害」の概念が確立されたのが亜硫酸ガスによる大気汚染であった。現在、公害対策基本法では、悪臭、騒音、振動、水質汚濁、地盤沈下を含めて7公害が設定されている。これらのなかには、多数の貴重な人命の犠牲の上にはじめて公害として「認知」されたものも含まれている。

“公害によって被害が生じる”というのが一般的な理解であるが、現実には、「被害」によって「公害」が規定されてきたのである。

現在、一般家庭をとりまく自然環境・都市環境は決して望ましいものではない。日々の生活には種々の不都合が生じているし、被害を蒙っている。そのうちのあるものは「公害」として規定された原因によっているが、他のものは環境悪化としか呼びようのない原因によっている。しかし受け手の一般市民・家庭は原因や加害源の如何によってではなく、被害や不都合の現実悩まされ、その改善を願っている。

本研究はその実態を「公害」の規定の側からでなく「一般家庭」の困惑の側からアプローチして把握しようと試みている。そのために、7公害の他に、世間で話題になっている日照障害、風害、ゴミ問題などの環境悪化現象をも視野におさめて、それらが一般家庭に及ぼしているインパクトを把握・記述しようと努めている。公害による被害と環境悪化による被害とが比較されたり、それらの相乗効果が議論されたりするが、その本意は、日照障害などを公害として扱えという主張をすることでは決してない。あくまでも一般家庭が悩まされている環境問題のなかにしめる「公害」による部分の位置づけを明かにすることがその目的である。環境問題が社会現象まで含めた複雑な機構によって生じていることを認識するならば、個別の「公害」による「被害」を現実のなかから分離抽出して描写することの限界が明かである。

本研究は、上記のような文脈にたつて、一般家庭の公害被害を把握するにはどうすべきか、という方法論的な面と、現実に設定された方法論によって調査してみた結果はどのような被害が描きだされたか、という実態記述の面との二つの顔を持っている。本研究で採用した方法は勿論試行的なものであり、将来の展開に待たねばならない部分が多いが、今後の努力の方向性についても検討を行っている。

本研究では、具体的な実態調査の手法としてヒヤリング調査とアンケート調査の二つの方法を実施した。それぞれに特徴があるため前者は主としてミクロなレベルの被害構造の実態把握に、後者はマクロなレベルの被害の地域差や被害母集団の性格の把握にあてられている。報告書の構成では

第Ⅰ部の実態記述の前半、第1章～第5章がヒヤリング調査の解析に相当し、後半第6・7章がアンケート調査の解析に相当している。

本研究の別の局面は、公害被害はどのようにして把握され、記述されるべきであるか、という方法論に関するものである。この検討をつきつめていくと、我々は公害被害を把握することによって何をしようとしているのか、という目的論にまで達せざるを得ない。本研究では被害の救済・緩和、公害の防止、さらに広くよりよい環境の創造という究極の目標に至る一環としての「公害被害調査」という位置づけのもとで、それがどのような手法によって行われるべきであるかを検討した。報告書の構成では第Ⅱ部がその検討にあてられている。

なお、付録Ⅰ、Ⅱはそれぞれヒヤリング調査とアンケート調査との、内容および集計数値結果で、第Ⅰ部の解析の基礎となったものを集録してある。

第Ⅰ部 一般家庭の公害・環境悪化による 被害の実態と構造

（その１）面接調査による解析

第1部 一般家庭の公害・環境悪化による被害の実態 と構造 — 面接調査とアンケート調査 —

第1章 面接調査の目的と内容

一般家庭の公害被害に関する実態調査の現状は大まかにいって二つの流れをもっているように思われる。その第1は公害病認定患者についてのよう、法的根拠をもって各自治体の正式業務として調査が行われ、全国的なベースで整理が行われている場合であり、第2は自治体が委託主になるなどして、任意的に実施された例のある、公害被害の経済的換算に関する研究である。これらの他に概括的な意識調査や環境調査に類するものは多いがスタイルも内容も区々で、一つの流れとして括れるまでには至っていない。

「一般家庭の公害・環境悪化による被害状況の把握」という目的にたってこれら既存資料を眺めると、極めて多様な被害状況のある一局面のみを、他の局面との比較や位置づけなしに定量化したとしか言いようのないものが多い。しかし現実には大切なのは被害状況にどんな局面があるのか、それらの局面のうちどれが重大なのか、という総合的な視点をまず確立することである。

したがって本研究では、公害被害・環境被害を机上の論理としてではなく、現実の被害を蒙っている家庭の人々の状況を知ることを通じて形成される視点として、まず提示する必要があると考えた。以下の面接調査はこうした背景にたって実施され、一般家庭の公害・環境被害の解析フレームを構築する目的で設計されたものである。

1.1 調査の方法

(1) 調査対象地区の選定

は現実には公害被害が存在し問題化している地区であり、実施面からの制約条件を満しうる場所として、東京都内江東区大島一丁目と世田谷区太子堂二丁目とを対象地区として選定した。

予かじめ行われた現地での聞きとり調査の結果も、また既存資料類も、両地区が大気汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下などの公害被害を受けている有効の地区であることを示していた。

江東区の場合は、デルタ地帯に位置し、水路を重要な輸送路として発展してきた工業地域であり、工場と住宅が混在していることが特徴である。そのため、大工場から家内工場に至る種々のレベルの工場から発生する、媒煙や騒音が直接家庭に及ぼす影響は大きいといわれる。区内の城

2) 東保健所によると、「亜硫酸ガスの排出量は都内平均の約2倍、40歳以上の男子で持続的な、せき、たんが出る症状のある人は、空気のきれいな地区の2倍」とされる地域の一面を占めている。工業用水の大量汲み上げによる地盤沈下も問題とされ、海拔ゼロメートル地帯である。また、港湾および京浜・京葉工業地帯に接近しているため自動車の区内通過量は年毎に増加している。主要道路の渋滞、裏通りを走る車の増加などによって、交通事故、騒音、振動、排気ガスが生活環境を悪化させている。

他方、世田谷区は工場は少なく大半が住宅地域であるが、区内には環状7号線、8号線、国道246号線などの幹線道路がはしり、自動車による大気汚染、騒音、振動などの公害被害が多発している。本調査の対象地区として選んだ太子堂2丁目の一部が面している国道246号線、その上に建設された高速道路3号線は「第1に246号線の上に蓋をし、騒音の反響、排気ガスを拡散させてくくした、第2に高速道路を走る車の走行音が住民を悩ますという結果を生んだ」³⁾とされている。また対象地区を校区に含む太子堂中学校で48年6月に光化学スモッグの集中被害が起っている。

後に詳述するように公害被害の実態を綿密に調べることを目標としたので、労力的、費用的、時間的な制約から調査区は町のサブ地区としての丁目を選ぶこととなった。

1) 「あすのこうとう」江東区役所総務部広報課(昭和47年)

2) 「事業概要」東京城東保健所(昭和48年)

3) 「世田谷区の公害防止対策」世田谷区環境部公害対策課(1973年)

(2) 調査対象者の設定

調査目的が「一般家庭の公害・環境被害状況」の把握であるため、家庭内の公害・環境被害に明るく、わけても被害による家計面への影響(支出)についての情報が得られやすいと考えられる、主婦(世帯主妻)を調査の対象者とした。対象者の選定にあたっては調査地区の全世帯の中から、住民台帳を基に、世帯を単位として無作為に抽出し、大島1丁目、太子堂2丁目ともほぼ150世帯を選んだ(付録1、付録1-1)。世帯主妻を原則として選択したが、世帯主が女性の場合も対象者とした。

(3) 調査の方法と実施期間

公害被害の実態を詳細に調査するため、調査員が対象者の家を訪問し、調査票(付録1、資1-1参照)の質問項目を口頭で質問し、対象者に口頭で回答してもらい、それを書きとる方法にした。併わせて、ケースレポート用紙(付録1、資1-2参照)を準備し、調査実施、不能にか

かわらず、全数についてケースレポートを作成する方式をとった。

この二方式により、被調査者の申告と、調査担当者による状況把握、評価とが対比できることとなり、客観化への一つのステップとなりうると考えたからである。また調査不能世帯や調査拒否者の状況もこのケースレポートで把握され、調査群の位置づけが公正に行われうる。

現地調査の期間は、昭和49年3月15日から21日までの7日間であった。

(4) 調査の回収率と集計・分析の手法

面接調査が可能であったのは、江東152人中115人であったが、うち調査票が不備のため、実際の統計処理にのせたのは、114人で回収率は75.0%である。世田谷は148人中、面接調査が可能であったのは、121人で回収率は82.0%と、江東よりやや高かった。(付表1-2)

調査不能例には、調査員が何度訪ねても不在で会えなかった場合が多い。

調査結果のまとめは、統計的処理を意図した方式と、対象者およびその家庭の特性並びに生活環境を記述したケース・レポートを中心として事例を分析する方式の二つをとった。

1.2 調査の内容

付録の資1-1に示すように、本面接調査の内容は大まかに次のような質問群によって構成した。

- (a) 家族構成と仕事や収入住宅状況など世帯の概要
 - (b) その地区での主な公害と環境意識
 - (c) 実際に受けた公害環境被害(人体被害とその他被害)の自発的な指摘
 - (d) 参考カードを見せてから、実際に受けた公害環境被害を思い出したものを追加
 - (e) 公害環境被害を受けたときの家族の対応行動
 - (f) 公害環境被害によって家族の受けた不都合や出費(支出、仕事や生活の支障、時間的労力的負担、生活上の変化)
 - (g) 公害環境被害に対してとった(とる)対社会的行動(参考カードを見せて)と意識
- 特に被調査者の自発的な指摘を参考カードの提示や、聞きとりにもとづく対話のなかから把握した情報などと区別して取扱っていることが一つの特徴である。

調査の内容は被調査者の生の言葉に近いままで記録するように注意した。

公害環境被害の質問にあたって用意した調査者の大まかなフレームは、人体への被害(健康被害)、日常生活や家庭環境への被害、家屋や家具などへの財産被害の三つであった。人体被害の場合には、その被害主体の年齢と続柄を調べた。

公害の種類としては大気汚染、悪臭、騒音、振動、地盤沈下、水質汚濁、環境悪化の例としては日照障害と電波障害。その他、対象者の指摘する様々なものを一応すべて記録した。

本調査の性格上、加害源の想定は回答通りに記録したが、それを結論的には扱っていない。また被害の程度を明確な基準に従って篩いわけることを行っていない。

調査結果の概要は第2章に、健康、生活、家計というそれぞれの局面がらみた被害の解析はそれぞれ第3章、第4章、第5章にとりまとめた。バックデータ類は付録Ⅰに示した。

調査結果の概要は第2章に、健康、生活、家計というそれぞれの局面がらみた被害の解析はそれぞれ第3章、第4章、第5章にとりまとめた。バックデータ類は付録Ⅰに示した。

調査結果の概要は第2章に、健康、生活、家計というそれぞれの局面がらみた被害の解析はそれぞれ第3章、第4章、第5章にとりまとめた。バックデータ類は付録Ⅰに示した。

調査結果の概要は第2章に、健康、生活、家計というそれぞれの局面がらみた被害の解析はそれぞれ第3章、第4章、第5章にとりまとめた。バックデータ類は付録Ⅰに示した。

調査結果の概要は第2章に、健康、生活、家計というそれぞれの局面がらみた被害の解析はそれぞれ第3章、第4章、第5章にとりまとめた。バックデータ類は付録Ⅰに示した。

調査結果の概要は第2章に、健康、生活、家計というそれぞれの局面がらみた被害の解析はそれぞれ第3章、第4章、第5章にとりまとめた。バックデータ類は付録Ⅰに示した。

調査結果の概要は第2章に、健康、生活、家計というそれぞれの局面がらみた被害の解析はそれぞれ第3章、第4章、第5章にとりまとめた。バックデータ類は付録Ⅰに示した。

第2章 面接調査結果の概要

2.1 調査対象者および家族の特性

調査対象者の年齢分布からみる（図2-1）と、江東では、30～39才が32.5%と最も多く、30才台をピークに高年齢層にいくに従い漸減しているが、世田谷では、40才台が最も多くても24.0%。各年齢階級の割合にほとんど片寄りは見られない。また、50才以上が江東26.3%であるのに対し、世田谷では42.2%と4割強を占め、世田谷の方に高年齢層が多いことがわかる。

世帯主との続柄は、両地区とも「世帯主妻」が80%強（江東80.7%、世田谷80.1%）、「本人」が15%程度（江東14.9%、世田谷15.7%）でほとんど差は見られない。

さらに、対象者の仕事の有無をみると、図2-2のように、「常勤」「パート」で雇われ職業労働に従事している者が江東（26.8%）に多く、「無職」あるいは「主婦専業」などの占める割合が世田谷に大きい。

つぎに、両地区の家族の特性をみていくと、まず、60才以上の方が「いる」と答え、人数も「2人」と答えたのが世田谷に多い。（単純集計表C2.3）逆に、18才未満の子供が「いる」のは江東で、それも3人以上いる家族は圧倒的に多くなっている。（江東11.5%、世田谷3.2%）このように、対象者のみを取り上げても、家族を取り上げても、江東の方が若い年齢層に属する者の率が高いと言える。

家計を主として支えているのは、図2-2からの予想に反し、「本人」と答えた例はむしろ世田谷の方に多い。（図2-3）また、家計の主な支持者の職業をみると（図2-4、図2-5）、「肉体労働的職業」は江東に多く、「事務的職業」「無職」が世田谷に多くなっている。そして、勤務先の従業員数（図2-5）では大企業（500人以上）に勤務しているものが、世田谷26.9%、江東5.6%と大きな差がみられ、「官公庁」に勤務している割合も世田谷（23.9%）の方が江東（7.0%）より多いことが示された。家族の年収については、100万～300万円が51.5%と半数以上で、両地区の比較ではほとんど明確な差はみられなかった。ただ、年収50万円未満が世田谷に多かったが、それは「無職」と答えた例が多かったことと関連する。また、対象者（主婦）が「常雇」「パート」など職業労働に従事していることが江東に多いことを考慮すると、夫の賃金が中小、零細企業勤務で低くても、対象者（主婦）がそれを補う、共稼ぎによって家計を成り立たせている例は江東に多いようである。

他に、居住年数について、両地区で差は見られなかったが、江東では都外から流入した家族が多いのに対し、世田谷は都内での移動が多いという具合に家族流動の状況にいくらかの差がみら

れた。(単純集計表C-13,14)

図2-1 面接対象者の年齢分布

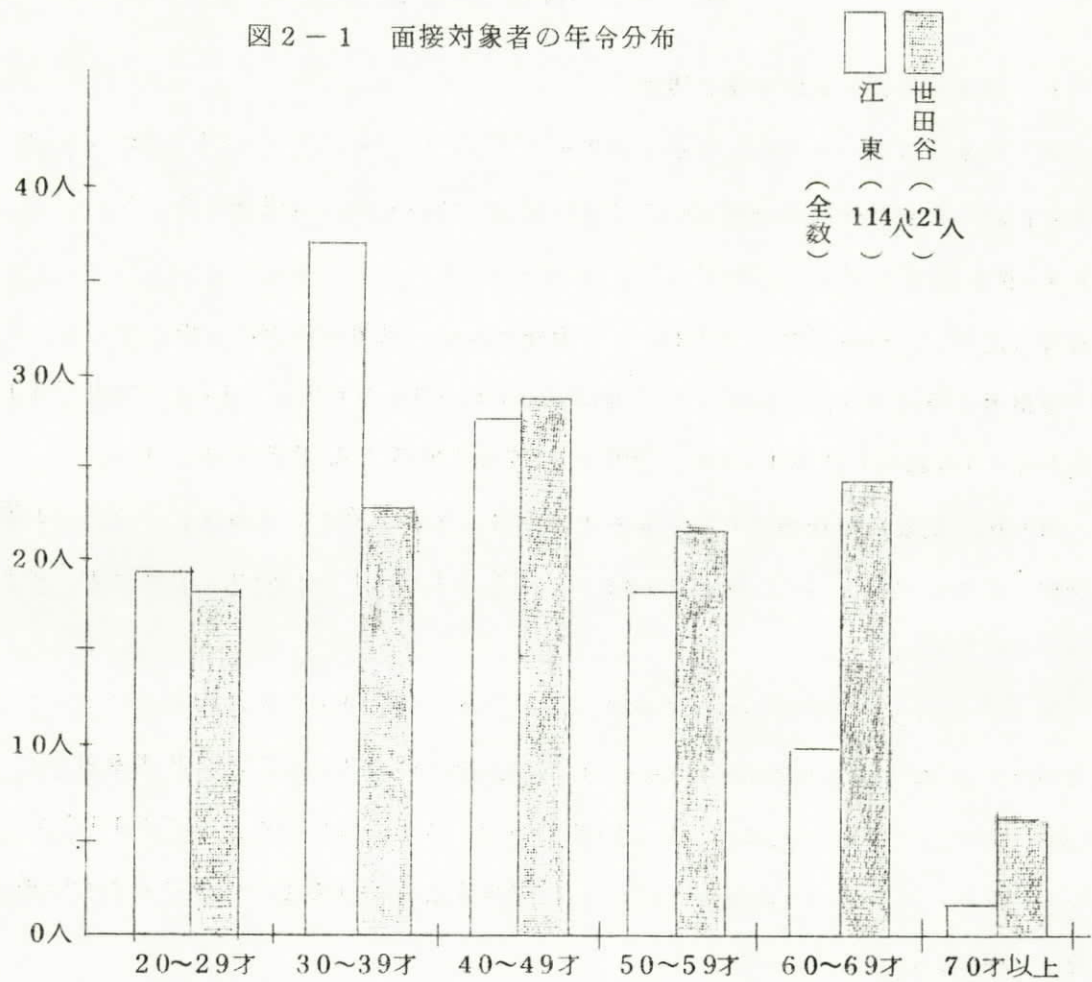


図2-2 面接対象者の雇用形態

江東	常勤	パート	内職	家業	主婦	無職
	173	9.5	4.3	179	478	2.6
世田谷	常勤	パート	内職	家業	主婦	無職
	123	7.4	2.4	198	520	5.7

図 2 - 3 家計の支持

江 東 (116)*	夫	本人	そ の 他
	790	149	7.9
* 複数回答 2			
世田谷 (127)**	夫	本人	そ の 他
	736	174	134
** 複数回答 6			

図 2 - 4 家計支持者の職業

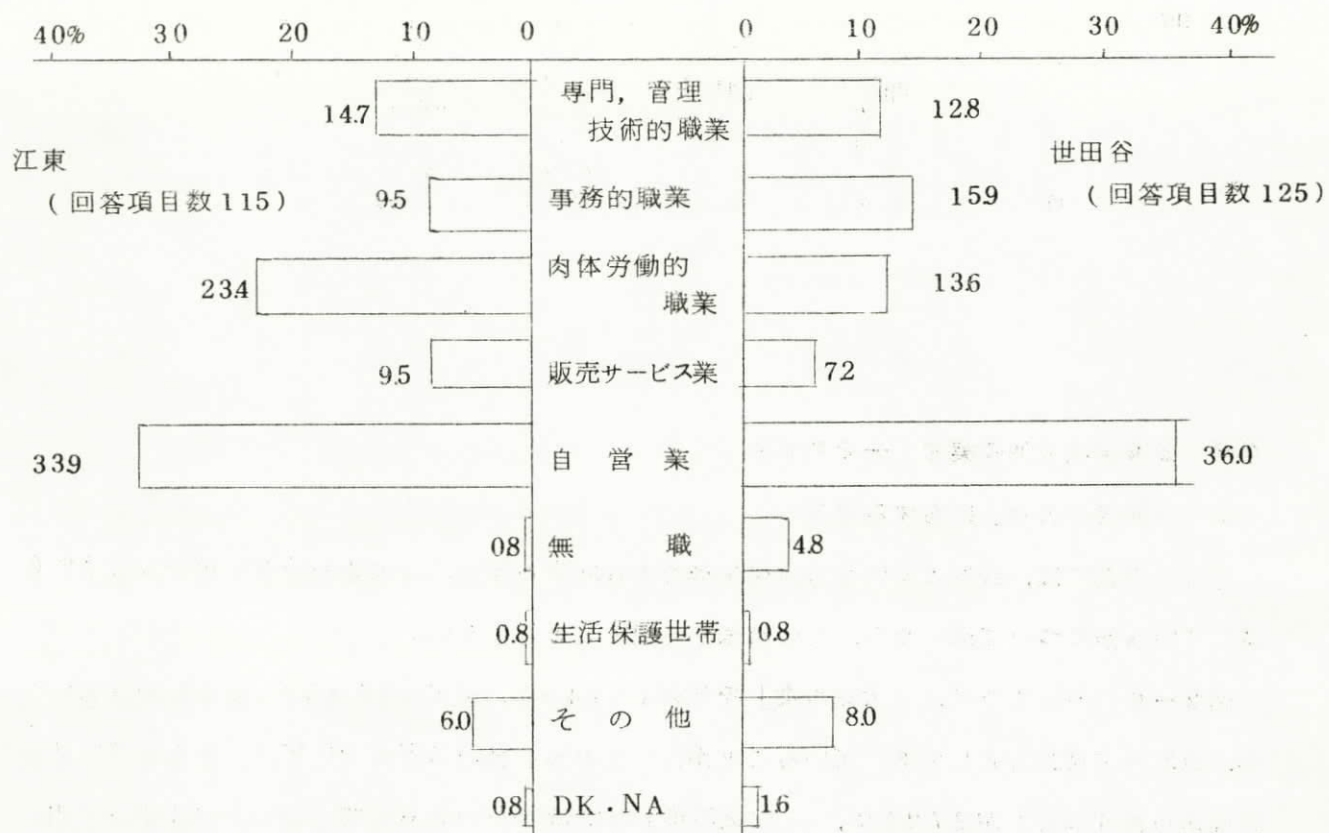
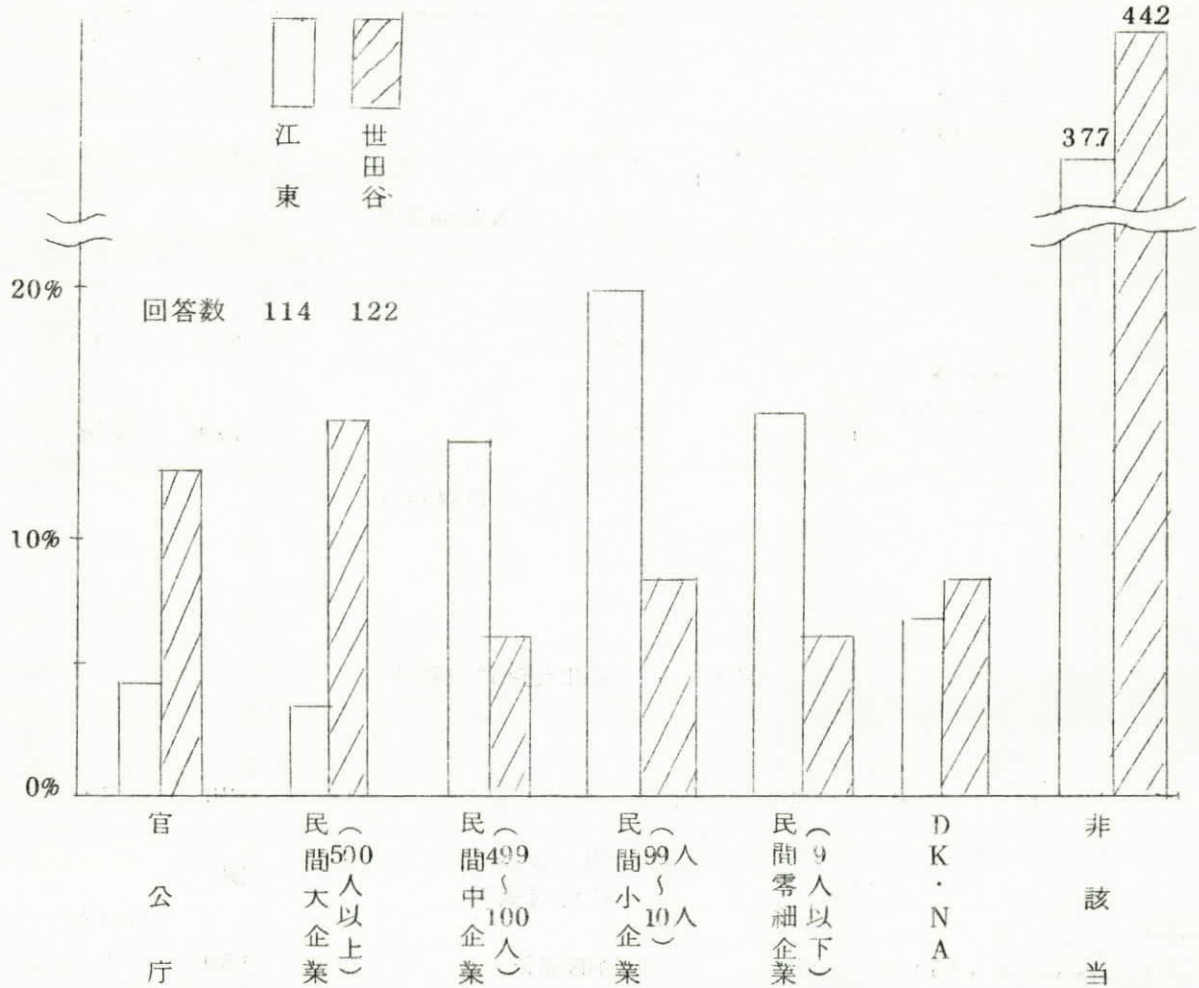


図 2-5 雇用先の規模別（従業員数）分布



2.2 公害環境被害の実態 —その1—

(1) 「地域の公害」に対する意識

今回の調査では、家庭で受けた公害環境被害を質問する前に、「地域の公害」をどのように意識しているかについて聞いたが、その結果から見ることにしたい。

図 2-6 にみるように、「大気汚染」を江東 (61.4%)、世田谷 (64.5%) とともに 6 割以上の方が、地域の主な公害としてあげていることが注目される。他の公害については、2 番目に回答率の高かった「騒音」が 27.2% で、「大気汚染」のほぼ半分の回答率であるが、他はすべて 10% 以下の数値に示されるように、両地区の住民にとって何よりも「大気汚染」が地域の主な公害として意識されている。

地区別の比較では、「悪臭」が江東に多く、世田谷の 5 倍の回答率を示し、「地盤沈下」も江

東の2例だけで世田谷では回答がなかった。逆に、「騒音」については世田谷での回答率が高いなど、前章で述べた調査地区の特性を反映したものともみることができる。

図2-7、表2-1は、「地域の公害」の認識と居住年数および学歴をクロスしたものであるが、対象者のそれらの特性によってどの程度「地域の公害」認識に差がみられるのであろうか。第1には、居住年数が1年未満の場合は、当然のこととして「地域の公害」として回答された項目数が他に比較して少なく、逆に「なし、わからない」の回答の割合が大きくなっていることである。しかし、それは、主として「大気汚染」を回答しなかったため、回答項目数が他に比べ少なかったことで、「騒音」「振動」などの回答率は他と比べ高いが、同じ位である。このことは、1～5年未満の居住年数のものにも同様なことが言えそうである。即ち、「騒音・振動」は居住年数の短いものほどひどく感じ、「大気汚染」については、居住年数の長いほど意識にのぼる率が高いといえよう。第2に、世田谷では、10～15年未満の居住のものが、他に比べ公害の種類の数および回答率が高いのに比して、江東ではその逆になった。ひとつには、10～15年未満のものが両地区とも少数であるため、かなりの偶然的要素がはいったものとも考えられるが、地域の移りかわりなどとも関連づけて再検討の余地があるようである。

第3には、学歴「旧小、新中卒」と「旧高女、新高卒」との比較では、「地域の公害」としてあげた項目数が「旧高女、新高卒」に多く、回答率も高いようである。逆に「なし、わからない」と答えたのは、「旧小、新中卒」の方が両地区とも2倍ほど高かった。

そのほか、対象者の年齢別による「地域の公害」の認識の違いをみると、両地区とも40～49才台で「地域に公害なし」と答えた率が最も低く（江東10.3%、世田谷6.9%）、50～59才台が「なし」と答えた率が最も高い結果が得られた。（江東27.8%、世田谷28.6%）

また、家庭内に「18才未満の子供がいる」家庭と「いない」家庭では、とりわけ「大気汚染」を地域の公害として意識するかどうかに差がみられた。すなわち、「いる」と答えた家庭では、「大気汚染」を地域の公害としてあげたのが江東72.6%、世田谷78.6%であるのに対し、「いない」家庭では江東48.1%、世田谷52.3%にとどまった。逆に「地域に公害なし」と答えたのは、18才未満の子供が「いる」家庭では江東14.5%、世田谷10.7%に対し、「いない」家庭では江東、世田谷とも23.1%とほぼ2倍の結果が得られた。

このように、「地域の公害」を意識するうえで、対象地区の特性に規定される一面に加え、対象者自身のもつ諸特性、例えば居住年数、年齢、学歴、家族構成などの要因によって回答内容が多少とも異なってくる面をも併せてみておく必要があるようである。

図 2-6 地域の主な公害（意識）

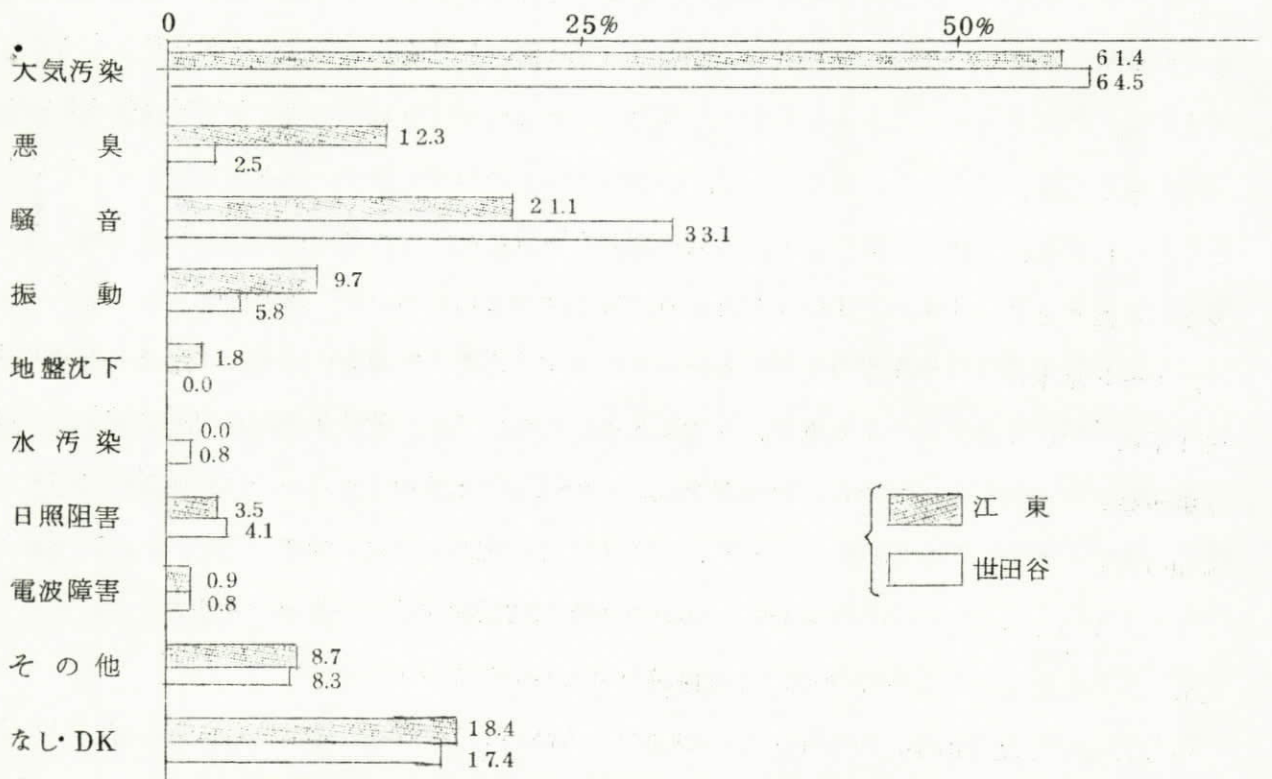


図 2-7 居住年数による地域の公害意識度

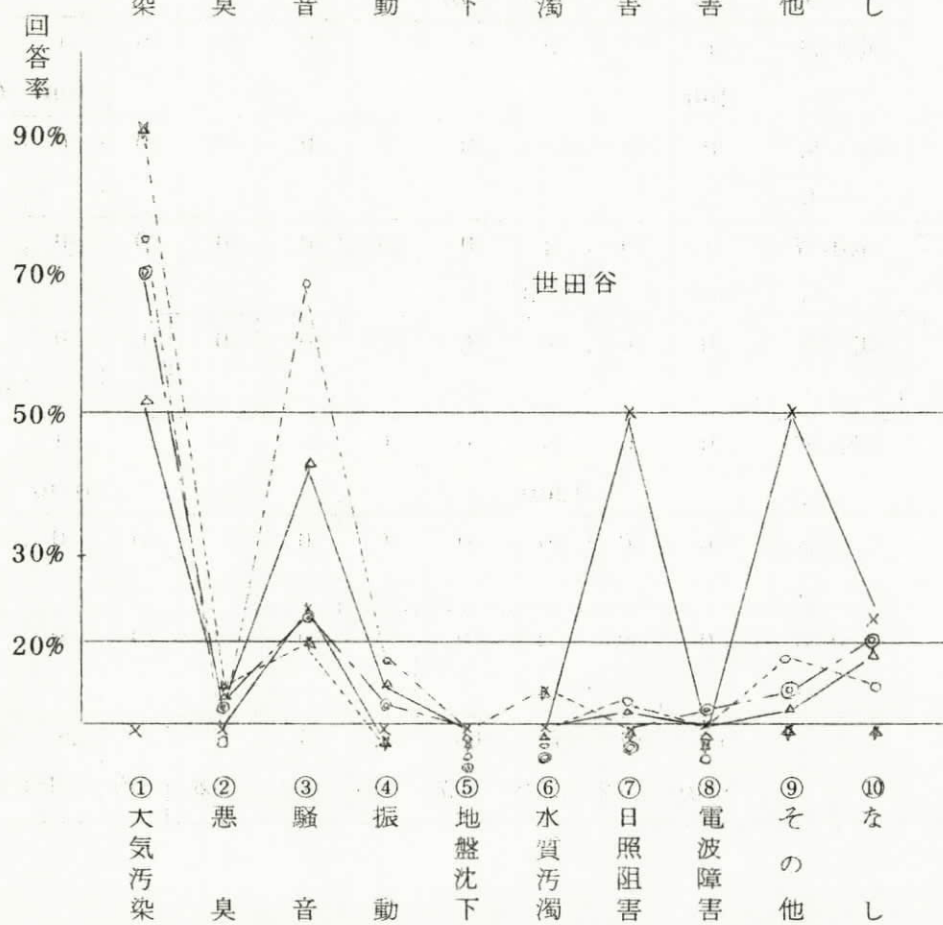
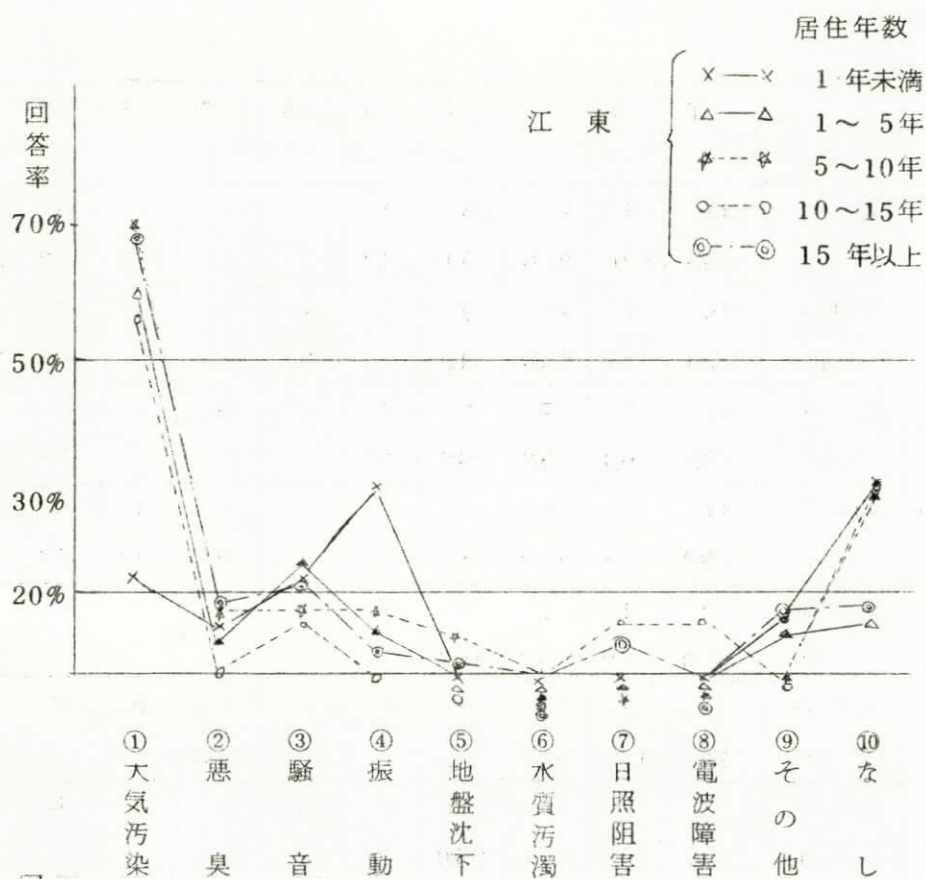


表 2-1 学歴と地域の公害環境意識度

(①～⑩は図 2.7 と同様)

Q.10		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
F 7 学歴											
①旧小, 新中卒	江 東 59	33 559	8 136	13 220	3 5.1	1 17	0	4 68	1 17	5 102	13 229
	世田谷 48	29 604	1 21	12 250	2 42	0	1 2.1	3 6.3	0	4 83	10 213
②旧高女, 新高卒	江 東 46	32 696	5 109	7 152	5 109	1 22	0	0	0	4 8.7	6 139
	世田谷 56	41 732	1 18	24 429	5 89	0	0	1 18	1 18	4 71	5 89
③旧専, 新短大 以上卒	江 東 4	2 500	1 250	2 500	2 500	0	0	0	0	0	1 250
	世田谷 8	6 750	1 125	3 375	0	0	0	1 125	0	0	1 125
④そ の 他	江 東 4	3 750	0	2 500	1 250	0	0	0	0	0	0
	世田谷 5	1 200	0	0	0	0	0	0	0	1 200	3 600
⑤旧小, 新中中退	江 東 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	世田谷 3	1 33.3	0	1 33.3	0	0	0	0	0	0	2 66.7
⑥な し	江 東 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 100.0
	世田谷 1	0	0	1 100.0	0	0	0	0	0	1 100.0	0
⑦DK・NA	江 東 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	世田谷 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		148 630	17 72	64 27.2	18 7.7	2 0.9	1 0.4	9 3.8	2 0.9	20 8.5	42 17.9

(2) 江東・世田谷の公害・環境被害の実態

(i) 大気汚染

大気汚染による被害としてあげられたものを、健康被害、その他の被害にわけて示すと表2-2、表2-3のようになる。

「健康被害」と「その他の被害」を併わせて大気汚染によって受けたとしているのは、(江東24.6%、世田谷33.9%)、「健康被害」だけをあげたもの、(江東30.7%、世田谷28.9%)、「その他の被害」だけをあげたもの、(江東15.8%、世田谷9.1%)、そして大気汚染による「被害なし」は(江東28.9%、世田谷28.1%)である。

対象者が、「大気汚染」によると意識している「症状」に、両地区で特別の差異はないがほとんどの「症状」について、世田谷の方が回答数が多かった。家族の中に、大気汚染による「公害病認定患者」がいると答えたのは江東、世田谷とも1家族ずつである。

今回の調査では、「18才未満の子供」「60才以上の老人」がいる家族に大気汚染による「健康被害者」のいる回答率が有意に高いという結果は得られなかった。

また、「その他の被害」では、住宅損傷18、家具・耐久消費財損傷11、衣類汚染33、生活環境の悪化・その他95の被害が回答された。なかでも、「庭木が衰える、枯れる」と回答したのが235人中64人(27.2%)にものぼったことが注目される。あと回答数の多かったのは、「洗たく物が汚れる」「壁や窓が汚れやすい」「部屋にゴミ・ホコリがたまる」などである。

「時計、金属物などのサビ」については、江東11例に対し世田谷では回答なしであった。

「光化学スモッグ」による被害については、独自に質問項目を設けて聞いたが、その結果は、「被害」を受けたと答えたのは、江東24.5%、世田谷40.4%である。「被害内容」は、「目がチカチカした」(77.9%)が多く、「のどが痛んだ」33.8%、「頭痛がした」19.5%などである。(被害内容の%は被害にあったと答えのあった江東28、世田谷49に対するものである)

(ii) 悪 臭

悪臭による被害は、表2-4のような、「頭痛」「はき気、不快感」を中心にしたものがあげられた。悪臭の被害を受けたと答えたのは、江東26.3%、世田谷14.9%の家庭であるが、悪臭の場合家族全員が被害者となることが多く、また地区の比較では、「近くの工場」「家の前のドブ川」と悪臭発生源が地区内に多い江東の方が回答率が約2倍程高かった。世田谷では、「自動車の排気ガス」を発生源とするものが多い。

(iii) 騒 音

騒音による被害としてあげられたものについて整理してみると、表2-5のようになる。被害

を受けた家庭は、江東 46.5%，世田谷 34.7% で、大気汚染について多いものとなっている。被害内容も、最もはなはだしいのは「聴力障害・耳が聞えにくくなった」（江東・世田谷 2 例ずつ）ものから、睡眠妨害、精神心理的影響、日常生活におよぼす影響などさまざまな形をとってあらわれている。「一番困る被害」として騒音をあげた家庭が多いが、騒音の場合被害者が家族全員であることがほとんどであることと、被害の内容が表 2-5 にみるように、家庭生活のあらゆる場面に絡んでくることなどによるものと考えられる。

(Ⅳ) 振 動

振動の加害源は、江東、世田谷とも「自動車」が多く、他に道路工事、近くの工場などあげられているが、ほとんどの場合、同時に騒音も伴うものである。そのため、振動による被害の一部、睡眠妨害、注意散漫などは騒音被害と重複され、被害の受け手には一層過酷なものとなっている。また、最も多く回答されている「家がゆれる、2階がゆれる」は具体的な形で住宅損傷などはひきおこしていないまでも、家族への精神心理的な影響は充分考えておくべき項目である。振動の被害は、以上のような特徴をもち、それを充分考慮しつつ見るべきものであるが、江東・世田谷で振動の被害を受けたと答えた家庭（江東 36.8%，世田谷 15.7% で、両地区に相当の開きがある）での被害内容を示すと、表 2-6 のようになる。

(Ⅴ) 地盤沈下

地盤沈下の被害を受けた家庭は、江東 12.3%，世田谷 9.1% であるが、表 2-7 に示すように、両地区での被害内容には大きな相違がみられる。即ち、「戸、窓のあけたてがうまくいかない」「壁のびびわれ」「家が傾く」など住宅損傷は江東に多く見られ、世田谷ではほとんどないことである。世田谷の場合は、高速道路の建設工事で「井戸水が枯れた」とするものが多い結果が示された。

(Ⅵ) 水質汚濁

回答された被害内容は、「水道水の消毒のにおいがきつい」「井戸水が多少にごる」などで、普通者えられている「水質汚濁」（工業廃水などによる、飲料水、水産物汚染人体被害）とは若干、趣を異にしたものである。江東、世田谷でそれぞれ 0.9%，3.3% と回答率も低かった。

(Ⅶ) 日照障害

日照障害は、江東 28.1%；世田谷 38.8% の家庭で被害を受けていると答えている。健康被害として、「風邪をひきやすい」があげられ、他は居住条件、生活環境の悪化などである。

（表 2-8）

(Ⅳ) 電波障害

「テレビのうつりが悪い、見にくい、画面がゆれる」などの被害内容で、江東 30.7 %、世田谷 27.3 % の家庭から出された。

(Ⅴ) その他

「その他」として出された環境被害内容は、次の表 2-9 に示すようなものであった。

これまで、公害の種類別に、調査の中であげられた被害内容をみてきた。両地区の公害・環境悪化は、種類の点でも被害内容の点でも複雑で多種多様な形であらわれている。家庭によっては、5～6種類の公害・環境被害に悩み、10項目以上の被害を蒙っているなど答えた例も少なくない。

公害・環境被害を個別に見てきた中でも明らかにしたが、被害状況を整理してみる意味で、図 2-8 を見ることにしたい。両地区とも、大気汚染の被害を受けた家庭が 70 % 強と、大気汚染の被害だけに限っても受けていない家庭を大幅に上まわっているのである。次いで、騒音が 40.4 % の家庭に被害を及ぼしている。騒音は振動を伴う例が多く、両方とも江東の方に回答率が高く出ている。日照障害は世田谷で 38.8 % と 10 % 近く江東を上まわった結果を示した。逆に、地盤沈下、悪臭は江東に多く、とくに地盤沈下の被害内容は両地区で極端に違うことも既に明らかにした。また、(i)～(Ⅴ)までの被害が全くない、「わからない」と回答したのは、江東 7.0 %、世田谷 11.6 % の家庭のみで 9 割前後の家庭で何らかの形で公害・環境被害があり、それを意識しているのである。

それでは、現に各家庭で受けているこれらの被害のうち「主婦」が最も困っている被害は何によるものだろうか。図 2-9 は、その結果を示したものであるが 35 % 前後の「主婦」が大気汚染をやはり第 1 にあげている。騒音は受けたと回答した数に比べ、最も困るとした数 (28 %) の割合が、他に比して大きく、また大気汚染と並んで両地区の家庭に及ぼす影響が大きいことを知ることができる。日照障害も 10 % 以上の「主婦」が困ると答え、被害を受けている家庭数と併わせ、問題となるものである。被害を受けていると回答した数に比べ、最も困まる被害として、予想外に回答率の低いのが、「悪臭」「振動」で、これらは一種の「馴れ」により我慢できるか、もしくはどちらかというとの公害をあげるという形で、回答率が低くなったのだと思われる。

今回の調査では、公害被害の状況を正確に把握するため、調査票に見る通り 2 段階に分けてたずねる方法をとった。表 2-10 は、(A)：調査員が何らの情報を与えない段階で、「被害がある」と回答した人数、(B)：第 2 段目にカード (調査票参照) を提示され、その後「被害がある」と回

答した人数である。表2-10の右はじに示されたB-A/Aの値は、公害環境悪化の種類ごとに両地区で極めて類似した値をとっている。そのため、どの公害環境被害が被害があっても対象者の意識にのぼりにくいものであるかを知る目安になる。これによると、大気汚染は、「公害」と多くの対象者に認識され、被害があった場合すぐに意識にのぼってくる率が高い。悪臭・騒音・振動も他に比べれば、まだ「公害」の認識がもたれ、被害も口に出やすい。しかし、日照障害、電波障害などはほとんど、カードを提示されるまで意識にのぼらない、カード提示によって始めて気づくという傾向が強いといえるであろう。また、カードによって若干の情報を与えられたことにより、最初に「被害なし」とした例の中には、

「夫は69才でぜんそく。昔に比べると家のいたみがはやい。庭木が枯れる。洗たく物がひどいほこり。向いの車が朝うるさい……」(M-I)、「タンが出る、のどがおかしい。自動車の音をうるさいと感じる。風のよんだ日には悪い空気がはいつてくる。庭の桜の木の葉が早く落ちるようになった。」(M-T)「車の排気ガスのせいで、母(63才)はせきが出る。息ぎれ、鼻がつまる。私は慢性のせき、頭痛がする。国道246号線のところでは電話ができない。」(T-O)

「長男(8才)が風邪をひいても、まずのどをやられる。1カ月に1度位のどの調子がよくない。学校を休みがち。ドアがなかなかあかずまがつている。戸窓のあけたてがうまくいかない、地盤が弱いように思う。テレビのうつりが悪い。」(Y-F)

などのように、公害・環境悪化に対する認識が急速に拡がり、「人体被害」「その他被害」について、家庭内の公害・環境被害をもう一度とらえなおす事例を調査の中で数多く経験した。今後、調査実施にあたって、被害状況の把握をどのように行うかについての一つの検討材料にはなったと思う。

表 2-2 大気汚染による「健康被害」

被 害 内 容			計
せきが出る	15	28	43
たんが出る	10	17	27
のどが痛む(おかしい)	27	26	53
息ぎれがする	2	11	13
鼻づまり・鼻血	6	15	21
気管支炎	3	7	10
喘 息	5	17	22
へんとう腺	1	2	3
蓄 膿	1	1	2
風邪をひきやすくなった	14	19	33
風邪のなおりが悪い (症状が重い)	1	3	4
頭 痛	2	6	8
不 快 感	1	1	2
は き 気	3	1	4
ノイローゼ気味	1	0	1
皮膚のアレルギー	0	1	1
眼の症状 刺激がある	9	20	29
チカチカする			9
しょぼしょぼする			
痛 む			
涙が出る			
目ヤニが出る	3	7	10
充血する	1	3	4
結膜炎	0	1	1
白内障	0	1	1
計	105	187	292

表 2-3 大気汚染による「その他の被害」

被 害 内 容	江 東	世田谷	計
住宅損傷			
窓枠の腐蝕(たてつけガタガタ)	3	0	3
屋根・雨ドイ・手すりなどの サビ、ペンキがはげる	6	6	12
雨戸のいたみがひどい	0	2	2
家のいたみが早い	0	1	1
家具・耐久消費財損傷			
金属物のサビ・タンスの取手	2	0	2
時 計	5	0	5
ハサミ	2	0	2
電気洗濯機	2	0	2
衣類汚染			
フトンにしみがつく・フトンを干せない	2	0	2
洗濯物が汚れる	17	14	31
商品の汚れ	0	1	1
生活環境の悪化・その他			
部屋にゴミ・ホコリがたまる	6	4	10
壁や窓(玄関)が汚れやすい	9	8	17
庭木が衰える、枯れる	29	35	64
ペットの死	1	3	4
計	84	74	158

表 2-4 悪臭による被害

被害内容	江 東	世田谷	計
頭 痛	12	8	20
食欲不振・はき気	11	3	14
寝れない	0	1	1
寝こんでしまった・においを感じなくなった	0	2	2
「悪臭」・不快感	7	6	13
計	30	20	50

表 2-5 騒音による被害

被害内容	江 東	世田谷	計
身体的影響			
聴力障害(耳が聞えにくくなった)	2	2	4
頭 痛	2	1	3
血圧が上がる	1	0	1
精神心理的影響			
注意力が散漫になる	1	5	6
いらいらする・頭が変になる	1	1	2
子供(乳児)が驚く	1	0	1
「うるさい」	17	14	31
騒音ノイローゼ	0	1	1
睡眠妨害			
寝れない	14	17	
日常生活におよぼす影響			
会話が妨害される	3	1	
電話が聞きとりにくい	4	8	
テレビ・ラジオなどの聴取が妨げられる	15	8	23
窓が開けられず、部屋の通気が悪くなる	0	1	
計	61	59	120

表 2-6 振動による被害

被害内容	江 東	世田谷	計
精神心理的影響			
注意力が散漫になる	0	1	1
振動にびっくりする・「うるさい」	3	0	3
睡眠妨害			
寝れない	5	3	8
日常生活におよぼす影響			
家が揺れる	20	4	24
窓・家具などがガタガタなる	4	1	5
置物が落ちてくる	1	1	2
住宅・家具類の損傷			
壁のひびわれ	3	7	10
たてつけ(窓・フスマ)が悪くなった	10	4	14
窓ガラスがわれる	0	1	1
家のいたみがはやい	1	0	1
家が傾く	2	1	9
家具類がこわれる	3	0	2
計	51	23	74

表 2-7 地盤沈下による被害

被 害 内 容	江 東	世田谷	計
住宅損傷			
壁のひびわれ	5	0	5
戸・窓のあけたてがうまくいかない	8	0	8
家が下がる・家が傾く	4	1	5
生活環境（住宅周辺）の悪化			
下水がつまったり、逆流する	4	3	7
大雨のあと水がたまりやすい	0	2	2
水道管の破損	2	0	2
井戸水が枯れる	0	6	6
計	23	12	35

表 2-9 「その他」の環境被害内容

被 害 内 容	江 東	世田谷	計
蚊が多い	3	0	3
土手のゴミ・動物の死体	2	0	2
家の前にゴミを捨てられる	1	0	1
水はけが悪い、下水がつまる	1	2	3
交通量が多い、石がとんでくる	1	0	1
火事の危険性	1	0	1
砂ぼこり・窓がよごれる	3	1	4
家の中が湿っぽい・通気が悪い	1	4	5
電話の雑音	1	0	0
水道の水の出が悪い	0	1	1
夏の日のてりかえしが強い	0	1	1
計	14	9	23

表 2-8 日照阻害による被害

被 害 内 容	江 東	世田谷	計
身体的影響			
風邪をひきやすい	4	1	5
居住条件・生活環境の悪化			
家の中が湿っぽい	6	12	18
いつも電燈をつけている	21	21	42
冬は暖房をつけっぱなし	2	5	7
フトンが干せない	9	2	11
洗たく物を干すのに困る	3	13	16
風通しが悪い	0	1	1
庭木が枯れる・育ちが悪い	3	1	4
視界が悪くなった	0	1	1
計	48	57	105

2.3 公害・環境被害の実態 —その2—

—家庭生活からみた被害—

前章では、両地区の公害環境被害が具体的にどのような形をとって、どの範囲の住民におよんでいるのかを中心に、いわば公害環境被害を直接的に、現象的にとらえる立場からとりあげてきた。

しかし、公害・環境被害が家庭生活に与える影響は、直接的な被害という形をとりつつ、家庭生活の機能・構造に深くかかわってあらわれる。例えば、大気汚染による「呼吸器疾患」の被害を受けた場合を仮定すると、健康破壊が深刻であればあるだけ、たんに被害者本人が大切な健康を損われたというだけにとどまらず、家庭内における地位・役割・構造の変化、医療費などの家計面での支出増、家計支持者である場合には、家族の生活困難をきたすとか、近隣との人間関係がまずくなるとか種々の形態をとって現われてくる。

ここでは、公害・環境被害を家庭生活の側からとらえる視点に立って、①健康被害による仕事・生活上の支障、②被害による家事労働の負担増、③被害の家計への影響、④被害による家族・近隣関係の変化などについてみていくことにしたい。前章でふれた被害内容が一次的なものであるとすれば、ここで触れるのはそこから派生し、被害の受け手である被害者・家族の諸特性などによっても規定されてくる二次的な被害といえるものである。

(1) 健康被害による仕事・生活上の支障

今回の調査では、「健康被害を受けた人がいる」と回答した家族(162家族)に対し、さらに「健康への被害を受けたことで、仕事や生活に支障がおきた方がありますか」の項目を設け、その「主体」と「支障の内容・状態」まで質問した。表2-15にその結果を示したが、「健康被害」を受けたと回答した162家族(うち6家族が家族員数不明)302人に対し、仕事や生活に支障がおきたのは41家族46人である。支障の内容・状態は、健康被害の内容程度に規定されると同時に、被害の受け手の性、年齢、続柄、職業、家庭内における役割などによって、その影響が異なってくることがわかる。(表2-16)第1には、被害の受け手が職業労働に従事していた場合には、労働能力の低下、それによる所得減少、生活機能の低下などが複合してあらわれる。ケース(a)、(b)、(c)、(d)は、夫もしくは本人が何らかの職業労働についている場合に公害被害が起った例である。ケース(b)、(c)は健康被害のため、職を失なった例であるが、そのため、(b)の場合は共稼ぎができなくなったため「夫」の負担が増し、(c)の場合には妻が掃除婦として職についているが年収50~100万円と3人家族にしては最低限の生活しか維持できないような収入になっている。表2-15の各ケースの職業欄をみていくと、タクシー運転手、大工職人などの肉体労働および小零細の「自営業」などの場合には、労働能力低下と同時に所得減少が起りうるものであ

ることが知れるし、「会社員」などの場合は比較的長期の療養を要する場合とか職を離れてしまった場合に所得減少をまねくといえそうである。

第2には、健康被害が家計収入に直接かかわっていない、「主婦専業」、「老令者」、「子供」に起った場合などの影響のあらわれをみる必要がある。家事・育児に従事している「妻」が被害者の場合には、

「夏になると頭痛。騒音でイライラして仕事がおちつかない」「原因不明のまま、寝たり起きたりで仕事に集中できない」「寝こむから家事に支障をきたす」「朝は暖くならなくては起きれない。朝食も前の晩に用意する」

などが、公害による健康被害のための支障としてあげられている。ここにみるように、健康被害によって、家事、育児などの家庭内の仕事に集中できない、その結果他の家族構成員の家庭生活に支障をきたす、家事労働の分担が起ることなどが推測される。「妻」がさらに健康被害によって、入院など余儀なくされるような場合はもっと深刻になる。

「甲状腺悪化、騒音ノイローゼで、半月ほど入院。その間、夫が一帯困った」

という例や、表2-16のケース(d)など、妻が入院することによって家事の一切が他の家族に転嫁され、さらに看病による夫への負担が増し、その結果収入減として家計への影響もあらわれた例である。

いっぽう、健康の被害者が子供の場合には「学校を休みがちである」「家で勉強に集中できない」など、学力低下をまねき、交友関係の点でも支障をきたし、心理的・情緒的に不安定な状態におかれる。(5例)。また、何よりも重視すべきことは、成長過程にある子供への健康被害が、心身の発育に及ぼす影響の重大なことであろう。

家事労働・職業労働に従事していない老令者の場合には、直接的な収入減などの形はとらなくても、他の家族が看病するなどの仕事量の増加や、保健・医療費の支出増など家計面への圧迫などで、健康被害による二次的な影響があらわれる。

このように、「健康被害」は被害者の精神や肉体の損耗をきたし、それがひどい場合には、生活費(家計)へ直接影響を及ぼしている。ここでは、「仕事」や「日常生活」に何らかの支障のある場合のみをとりあげたが、公害による「健康被害」の影響は、長期的な視点をもって、現在直接的な影響のあらわれていない「健康人」についてもより詳細に継続して観察し、その後結論は下されるべきものであろう。

表 2 - 15 健康被害による仕事・生活上の支障(I)

主 体			支障の内容・状態
夫	本人側	その他	
1	3	0	① 労働能力低下⓪所得減少⓪日常生活機能低下
6	1	0	② 労働能力低下⓪所得減少
0	2	0	③ 労働能力低下⓪日常生活機能低下
4	9	0	④ 労働能力低下
1	3	8	⑤ 日常生活機能低下
0	8	0	⑥ その他
12	26	8	

表 2 - 1 6 健康被害による仕事・生活上の支障(II)

ケース No	支障の内容 ・状態	被害主体 (年齢)	職 業	家族 員数	健 康 被 害	支 障 の 具 体 的 内 容 ・ 状 態
(a)	労働能力低下 日常生活機能低下 所得減少④⑤	本人(40)	パート勤務 (肉体労働)	4	{ 頭痛(悪臭) 耳が聞えにくい	「前は家で洋裁の仕事をやっていたがやめた」
(b)		本人(61)	主婦専業	2	{ 気管支ゼンソク、目がチカチカ、ねむれない	「気管支ゼンソクで、ふとんもあげられないこともあった。働けなくなったので、社保もきかず、夫の負担が非常に大きくなった」
(c)		夫(68)	無 職	3	{ ゼンソク、風邪をひきやすい(食道ガン、結核)	「全くの労働不能→所得の皆無」
(d)		本人(26)	会社員(専務)	2	鼻づまりがする	「仕事が落着いてやらなくなった。寝こんで家事出来ず夫に迷惑かけた。収入もその月減った。(月給だが休んだだけひかれる)」
(e)	労働能力低下 所得減少④	夫(不明)	会社員(専技)	5	{ 目が赤くはれあがって、悪くなった。	「疲れと体が弱っているから、2ヶ月間会社を休む。」
(f)		夫(65)	個人タクシー 運転手	2	{ タンが出る。目がしばしばする。カゼをひきやすい	「労働能力の低下が個人タクシー業務のため、直接所得減少につながる」
(g)		夫(58)	建 具 職 人	3	ゼンソク	「労働能力低下→所得の減少」(建具商、自営)
(h)		夫(不明)	タクシー運転手	4	呼吸器疾患	「一昨年9月から2カ月位、仕事をセーブ、歩合制のため所得減少」
(i)		夫(69)	大 工	2	ゼンソク	「仕事の量を減らしている(老令のためもある)、所得減少」
(j)		本人(45)	家業(中華料理)	3	{ タン、セキ、息切れ、鼻づまり、寝つかれない	「子供の健康状態への不安による不眠とか、(子供一ぜんそく)看護に使う時間が多くなるので、それだけ所得減少にもなっている」
(k)		夫(不明)	販売サービス業	4	{ カゼから「口内炎」となりやすい	「これまで丈夫だったが、去年はじめて口内炎をおこして仕事を休んだ。空気がよごれているからだろう」

(2) 公害・環境被害による家事労働の負担増

2.2 でみた公害・環境被害が家庭内に起ると、その被害に対処するため、主婦の家事・育児などの家庭内の仕事にも当然影響があらわれてくると考えられる。

今回の調査では、「公害環境悪化のため、主婦としての御仕事の負担がふえましたか」の質問を設け、自由回答方式で聞いた。その結果をまとめたのが、単純集計表C-37、38である。

「主婦として仕事の負担が増した」と回答したのは、両地区あわせて64人、27.2%である。具体的内容では、「洗たく回数が増える」19.2%、「掃除に手がかかる」18.3%の二項目の割合が高くなっている。両地区の比較では、江東の方が回答率が高いが、江東の場合「工場からの媒煙のため、黒い小さなゴミが室内によくたまる」「洗たく物に工場からの煙や色やにおいがついて困る」などの具体的な発言にみるように、大気汚染の発生源として、住宅と密接したところにある町工場が比較的多くあげられ、汚染の程度と内容で世田谷の場合と異なる点があるためである。しかし、近くの工場から目に見える媒煙、粉じんが落ちてこなくても、表2-11でみたように、自動車の排気ガスその他の複合汚染源によって、江東・世田谷の22.6%の家庭が「洗たく物、壁、窓、室内の汚れ」を経験している。それに対して、「主婦として仕事の負担が増した」と回答したのは比較的低率といえなくもない。その理由は、室内の汚れをさけるため「窓や戸をしめる」、洗たく物、フタの汚れをさけるため「せんたく物を室内に干す」「フタを干さない」などの自衛処置を講じている主婦が少なくないことにもよる。(単純集計表C-19) また、それらが家事の負担の増加になっているとの意識を全ての主婦が持つまでに至っていないことなども考えられる。

次に、家事の負担増の主な第2のものは、「病人の看護に手がかかるようになった」7人(3.0%)、「家族の健康状態に特に気を遣う」11人(4.7%)など、家族の健康管理の面での負担増である。多くは、表2-15に示した健康被害によって仕事や生活に支障をきたしたと回答した家庭の主婦から出されたものであるが、具体的には、「病人の看護」「室内の温度調節に気を遣う」「子供を医者に連れていくのに時間がかかる」「うがいを毎日気を配ってさせる」「家族の身体がおかしい時、どんな対処をしたらいいか等帳面につけたりしている」などの行動がとられている。

(3) 公害環境被害の家計への影響

(i) 被害による収入の減少

今回の調査では、被害による家計収入の減少に直接関連あると思われる質問項目は、「健康への被害を受けたことで仕事や生活に支障がおきた方がいらっしゃいますか。それはどなたで、ど

のような支障ですか」だけで、健康被害による「所得減少」を中心にしたものになった。

質問結果については、既に(1)、表2-15で表わしたように235家族のうち、11家族11人が、公害環境悪化による健康破壊によって、労働能力の低下をきたし、職業労働に従事できないか、支障があるため、所得が減少したと回答している。家計支持者の受けた健康被害の内容・程度と、労働・賃金形態が複雑にからみあって、所得の減少をきたし、また健康被害の受け手が「主婦」などで職業労働に従事していない場合でも、被害者の看護、家事労働の負担などのしわよせが、家計支持者の職業労働従事に支障をひきおこし、家庭全体の「所得減少」をまねいているなどの事例も既に述べた。

健康被害による以外に、公害環境悪化の種類、被害内容如何によっては、所得の減少をひきおこしていると捉えられないこともない事例も得られた。大気汚染による「商品の汚れ」、悪臭による「生鮮食料品の売り上げの減少」などがそれであるが、今回の調査では、これらの被害と所得減少とを直接結びつけた質問を設けなかったため、他の質問で関連的にひきだされたもので、回答数は少なかった。しかし、公害被害の激甚地での今後の調査にあたって、所得減少の額を如何に把握するかという方法論的課題と併わせて、検討されるべき課題であると考える。

(ii). 公害環境被害による支出の増加

家計の支出面にあらわれた、公害環境被害による経済的損失を知るため、調査では「人体被害による保健・医療費等の支出」、「住居設備の被害と公害被害防止設備等の購入経費」「レジャー行動とその経済的負担」について具体的に質問した。

まず、人体被害によって、医療機関にかかったことがある人がいる世帯は、江東24.6% 世田谷34.7%と高率であるが、そこでかかった費用については、単純集計表C-24に示したとうりである。10万円以上使用したという例が3.0%とかなりの高率であったが、概して回答された額は低く、自己負担「なし」が3.4%(8例)含まれる。自己負担「なし」となっているのは、「社会保険本人」もしくは「老人医療費」の無料化によるものである。また、「DK・NA」が9.4%(22例)もあり、聞きとり調査によって正確な支出額を調べることの困難さを示す結果になった。「DK・NA」は言うまでもなく、医療費としての支出はあったが、調査時に負担額を答えられなかったものである。

また、売薬を利用したことがあるのは、35.3%(83世帯)であるが、購入した薬剤は主に、「目薬」「うがい薬」「カゼ薬」「せきどめ」などである。単純集計表C-27に示したように、購入額(年額)は1,000円未満から1万円以上までかなりのばらつきのある結果になった。

医療機関、売薬をともに利用したことがあると回答したのは、16.2%(38世帯)であった保

健・医療費の支出については、「大気汚染」などによる「人体被害」が長期化、慢性化していく傾向とも併わせてみる必要があり、今後も各家計の中に占める割合が急速に減ずる性格のものでないことに注意すべきであろう。

次に、「住居設備の被害と公害被害防止設備等の購入経費」については、単純集計表C-34に示すようになっている。住宅構造改変と答えた3例は、いずれも50万円以上の支出があり、「建築後1.0年で改築—2階を増築。隣家が2階にしたためもある。」「隣近所に家が建てこんで日あたりが悪い。日当たりの良い場所に子供部屋を作った。」「とくに、日照阻害のためだけでなく、古くなったからだが、二階屋にして屋上をつくった」などを具体的内容としている。住宅周辺部会の修理・改造は、「雨どいをとりかえた」「手すりのサビ止めをする」「トタン屋根の塗りかえの回数が増えた」など13.2%（31世帯）が回答している。家具、耐久消費財、公害被害防止装置の購入については、「隣の工場の騒音を防ぐ防音装置を設備した」「ブロックべいをつくった」「除湿機、加湿機を購入した」など5.5%（13世帯）である。住宅周辺部分的改造は、江東が世田谷の約2倍と多いが、公害発生源が住宅に近接した町工場が多いこと（大気汚染騒音・振動）、地盤沈下がみられることなどによるものである。

工事や修理はしなくても、公害環境被害による住居や家具についての経済的損失が、10.7% 25世帯が「ある」と回答している。とくに住居に関する被害については、「借家」の場合多くがそのまま放置される傾向がある。表2-17

また、公害環境悪化が家計の支出に影響及ぼす、もうひとつの重要な側面として、「外出・旅行」など余暇行動による経済的負担の増加がある。公害環境悪化を気にして、「外出・旅行」したことがあるのは外出11.1%、旅行8.9%で、全体の21.3%の家庭である。その費用については、年額10万円以上4.7%、1～10万円5.5%、1万円以下1.7%で、

「毎月一度は埼玉県にある自分の所有地へ出かける」「天気の良い時は、なるべく千葉県にある将来の転居予定地へ出かける」「明治通りの排気ガスや騒音をさけて、年に数回健康回復のための旅行に出る」「よい空気を吸いに、遠隔地へドライブに頻繁に行く」

などが、具体的内容としてあげられた。また、「外出」「旅行」をすると答えたのは、世田谷（14.1%）より江東（29.0%）に多く、そして「家庭内に体の弱い人がいる」、「公害による被害」回答項目数の多い家庭、若い年令層を中心とした家庭に、その機会が多くなっている。（表2-18～表2-20）

今回の調査では、「2.2：公害被害の実態 その1」で示した、植木・草花・ペットなどの被害概算、水道料、洗濯などに要する費用、入浴料、暖房費、電気料、また転居など将来の生活設

計変更に関する費用など、公害環境悪化に関連して、「家計の中で「支出」が増えていることが明らかでないいくつかの項目については、独立して質問項目を立ててその費用を尋ねなかったこともあって、被害額を明確にすることができなかった。

また、各項目の被害額の回答をみても、「DK・NA」の占める率が高く、被害額の概算を把握する上でも、一定の困難が付きまどった。これらの調査技法上の問題を解消し、正確な被害額を把握するために、家計簿の精査及び公害激基地とそうでない地域の各家庭間の家計の支出の比較など今後検討してみる必要がある。

表 2-17 住居の所有形態と改造・改変との関係

		① 住宅構造改変	② 周辺改造部分的	③ 家具等購入	④ その他	⑤ DK・NA	⑥ 非該当	計
① 木造アパート	江 東	0	0	2	0	0	21	23
	世田谷	0	0	1	0	0	22	23
② 鉄筋集合住宅・持家	江 東	0	0	0	0	0	0	0
	世田谷	0	0	0	0	0	2	2
③ 鉄筋集合住宅・借家	江 東	0	1	0	0	0	10	11
	世田谷	0	0	0	0	0	18	18
④ 一戸建・持家	江 東	2	14	4	0	0	47	67
	世田谷	1	8	3	0	0	44	56
⑤ 一戸建・借家	江 東	0	3	1	0	0	8	12
	世田谷	0	2	1	0	0	13	16
⑥ そ の 他	江 東	0	0	0	0	0	1	1
	世田谷	0	0	0	0	0	2	2
⑦ DK・NA	江 東	0	0	0	0	0	0	0
	世田谷	0	0	0	0	0	1	1
計		3	28	12	0	0	190	

表 2-18 家族の身体状況と対応行動

Q 2 4 Q 4 体の弱い方 や妊産婦はいらっしゃ いますか		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
① 体の弱い人がいる	江 東 28	6 214	7 250	3 197	2 71	10 35.7	1 3.6	1 3.6
	世田谷 32	8 250	7 219	5 15.6	0	8 25.0	5 15.6	1 3.1
② 妊産婦がいる	江 東 6	1 16.7	2 33.3	0	0	2 33.3	0	1 16.7
	世田谷 5	1 20.0	1 20.0	2 40.0	0	1 20.0	0	0
③ 寝たきりの人がいる	江 東 0	0	0	0	0	0	0	0
	世田谷 0	0	0	0	0	0	0	0
④ いづれもいない	江 東 80	19 238	15 188	7 8.8	5 6.3	26 32.5	12 15.0	0
	世田谷 85	23 271	10 118	12 14.1	6 7.1	27 31.8	10 11.8	1 1.9
⑤ D・K・N・A	江 東 0	0	0	0	0	0	0	0
	世田谷 0	0	0	0	0	0	0	0
		58 24.7	40 17.0	29 12.3	13 5.5	74 31.5	28 11.9	3 1.3

表 2-19 被害項目数と対応行動

Q 2 4 S Q 11-2		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
被害なし (不明を含む)	江 東 8	2 25.0	0	0	0	0	2 25.0	4 50.0
	世田谷 15	1 6.7	0	2 13.3	0	5 33.3	5 33.3	2 13.3
被害 1 項目	江 東 17	3 17.7	1 5.9	2 11.8	1 5.9	6 35.3	3 17.7	1 5.9
	世田谷 19	4 21.1	2 10.5	3 15.8	1 5.3	3 15.8	6 31.6	0
被害 1 ~ 3 項目	江 東 47	8 17.0	9 19.1	7 14.9	4 8.5	14 29.8	5 10.6	0
	世田谷 43	11 25.6	7 16.3	11 25.6	2 4.7	11 25.6	1 2.3	0
被害 4 項目以上	江 東 46	15 32.6	11 23.9	0	3 6.5	16 34.8	1 2.2	0
	世田谷 50	16 32.0	9 18.0	3 6.0	5 10.0	14 28.0	3 6.0	0
合 計 245		60 24.5	39 15.9	28 11.4	16 6.5	69 28.2	26 10.6	7 2.9

表 2-20 公害への今後の対処のあり方の老人の有無による差異

Q 3 60才以上の 年よりがいる、いない		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
① い る	江 東 33	6 18.2	3 9.1	4 12.1	1 3.0	15 45.5	5 15.2	0
	世田谷 52	16 30.8	6 11.5	8 15.4	2 3.9	15 28.9	7 13.5	1 1.9
② い な い	江 東 81	20 24.7	19 23.5	6 7.4	6 7.4	24 29.6	8 9.9	1 1.2
	世田谷 69	16 23.2	12 17.4	11 15.9	4 5.8	20 29.0	8 11.6	1 1.5
		58 24.7	40 17.0	29 12.3	13 5.5	74 31.5	28 11.9	3 1.3

図 2-8 家庭で受けた公害環境被害内訳

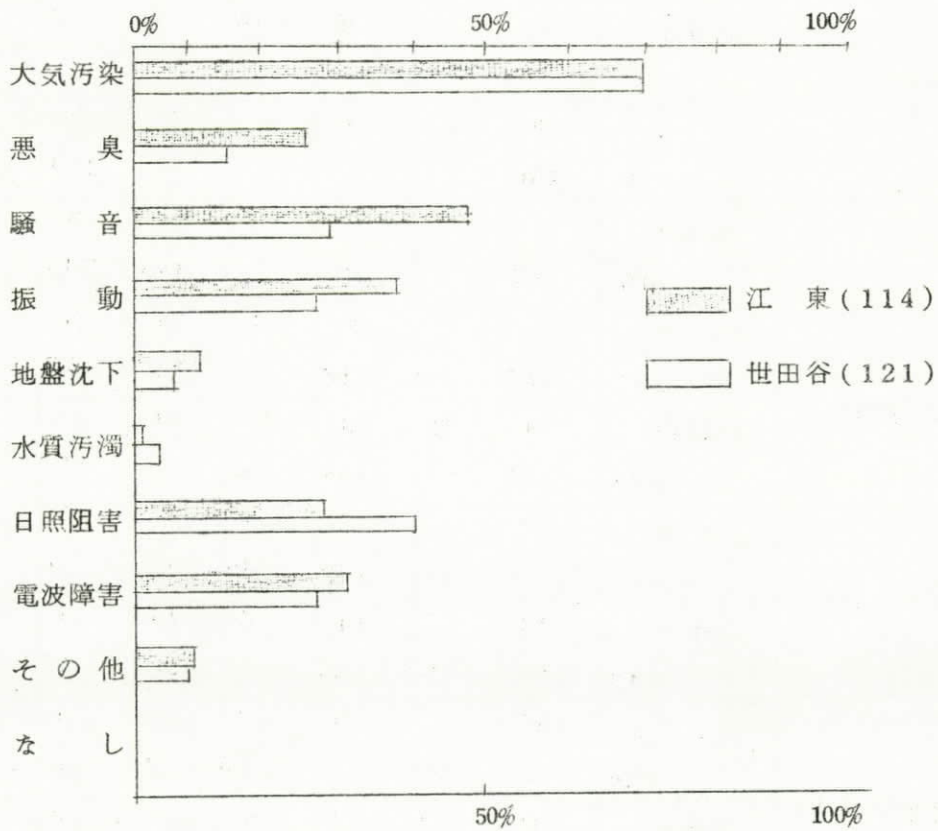


図 2-9 一番困る公害環境被害

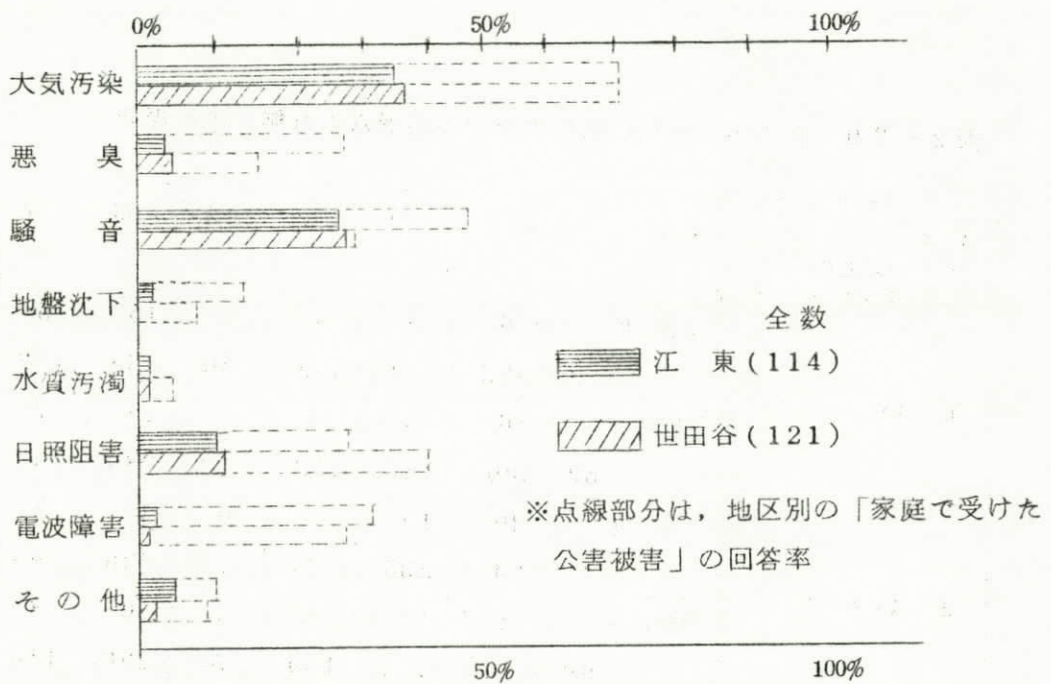


表 2-10 公害環境悪化種類別にみる被害認識度

公害の種類	地区別	A (%)		B (%)		B - A	$\frac{B-A}{B}$
大 気 汚 染	江 東	54	47.4	81	71.5	27	0.33
	世 田 谷	57	47.1	87	71.9	30	0.34
悪 臭	江 東	7	6.1	30	26.3	23	0.76
	世 田 谷	4	3.3	19	15.7	15	0.79
騒 音	江 東	15	13.2	53	46.5	38	0.72
	世 田 谷	9	7.4	35	28.9	26	0.74
振 動	江 東	8	7.0	42	36.8	34	0.81
	世 田 谷	3	2.5	21	17.4	18	0.86
地 盤 沈 下	江 東	3	2.6	15	13.2	12	0.80
	世 田 谷	0	0.0	11	9.1	11	1.00
水 質 汚 濁	江 東	0	0.0	1	0.9	1	1.00
	世 田 谷	0	0.0	5	4.1	5	1.00
日 照 阻 害	江 東	1	0.9	32	28.1	31	0.97
	世 田 谷	7	5.8	49	40.5	42	0.86
電 波 障 害	江 東	1	0.9	35	30.7	34	0.97
	世 田 谷	1	0.9	33	27.3	32	0.97
そ の 他	江 東	5	4.4	11	9.7	6	0.54
	世 田 谷	1	0.8	10	8.3	9	0.90
な し	江 東	43	37.7	7	6.1	-36	—
	世 田 谷	54	44.6	14	11.6	-40	—

(3) 公害環境悪化源と被害の地域分布

前節で述べた公害環境悪化の原因と特性によって、被害の拡がりによってどのような違いがみられるかについてみていくことにしたい。

被害を受けたとの回答率が最も高かった「大気汚染」について、対象者があげた想定加害源を示すと、表2-11のようになる。「自動車・排気ガス」(他に、「国道246号」「高速道路」など)と、地区内の幹線道路および路地などを走行する自動車に、その原因があるとしたものが多い。また、江東ではそれとほぼ同じ割合で、「近くの工場」と加害源を特定していることが目につく。

被害を受けたと回答した家庭とそうでない家庭との地域内での分布(図2-10)をみると、「大気汚染」の場合は被害を受けた家庭が全域に万遍なく広がっていることを知ることができる。「大気汚染」の場合は、他の多くの公害と異なり、少なくとも今回の調査地区の規模程度では、被害の局在性はみられないことが特徴である。ただ江東の場合、「明治通り」「新大橋通り」に面した家庭、および地区に散在する「町工場」に密接したところ、そして世田谷の場合は、「高速道路3号線、玉川通り」に面した家庭では、被害としてたんに住宅環境の悪化があげられたばかりでなく、「健康被害」も併わせてあげた例が多くなっている。

また、江東では「大気汚染」による被害として、「家具耐久消費財の損傷」とくに、時計、金属物のサビ」「部屋にゴミ、ホコリがたまる」などをあげた例が多くあげられたことと関連していると考えられる。

次に「悪臭」の想定加害源を表2-12でみると、江東「近くの工場」8(27.6%)、工場廃水、家庭廃水などによる「小名木川、横十間川の汚れ」18(62.7%)であるのに対し、世田谷では「自動車」によるもの10(55.6%)、「ドブ、下水」5(27.8%)と明らかに、悪臭の加害源が違うのである。そのため、江東の方に「頭痛、はき気、成快感」などを訴えるものも多く、被害の内容程度もひどい結果が出ている。(表2-4)「悪臭」の被害を受けたと答えた家庭の分布は、図2-11にみるように、加害源などの相違から、江東にいくらか局在性が高いようである。

騒音と振動は多くは同時的に発生し、また振動を伴うような騒音の場合は、騒音だけの時より被害の内容も程度もひどくなる。騒音、振動の想定加害源をみると(表2-13, 14)、両地区で、各々似たような傾向がある。まず、江東の場合は、加害源としてあげられたものが多様なことがまず目につき、地下鉄、道路工事など一時的な騒音・振動発生源も含まれるが、多くは工場、自動車、貨物列車など、工場での操業をやめるか、交通の規制をしうかなどの強制手段をとらな

い限り、騒音・振動の被害はひきつづくものが多い。世田谷では、騒音・振動の加害源としてあげられたもののうち、「自動車」がそれぞれ7割弱、6割弱を占める。とくに振動の加害源だけに限って言えば、江東の場合、「自動車」を加害源と答えたものが、騒音の加害源に比較して、極めて高くなっているが、その理由は地盤が軟弱なうえに大型トラックの区内通過量が多いこと、木造住宅の居住者が多いことなどがからんでいると考えられる。また、振動の被害を受けたと答えたのは、江東が世田谷の約2倍にのぼっている。騒音・振動の被害の分布は、図2-12にみるように、地域的に偏っているのが特徴的である。

地盤沈下は、図2-13にみるように、特に地域的に局在することが伺え、また想定加害源は、工場などによる地下水の大量汲みあげ、地下鉄・道路工事と答えたものが多い。

日照障害、電波障害の加害源は、ほとんどが「隣家」「近くの大きな建物」をあげており、両地区での過密がこれらの被害を生み出しているものである。どちらかというところ、「鉄筋の大きな建築物」に影響されることが大きい電波障害の方が、地域的にかたよってはいるが、両方とも地域全域にみられることには変りない。(図2-14, 15)

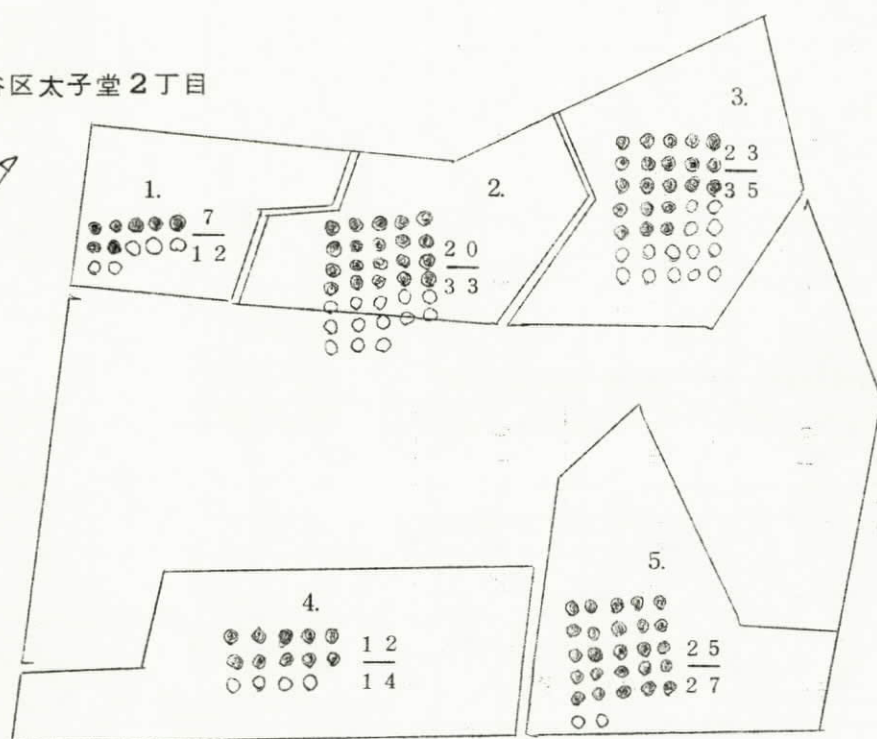
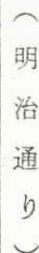
表 2-1-1 「大気汚染」加害源 (想定)

江 東	加 害 源	自動車・排気ガス 「明治通り」など	近くの工場	「大気汚染・ スモッグ」	そ の 他	わからない NA	合 計
	回答数	2 9	2 1	1 3	7	2 3	9 3 (8 4)
世 田 谷	加 害 源	自動車・排気ガス 「高速道路」 「246号線」など	風呂屋の 燐 煙	「大気汚染・ スモッグ」	そ の 他	わからない NA	合 計
	回答数	5 1	2	1 4	2	1 7	8 6 (8 3)

() 内 回 答 入 数

「大気汚染」被害家庭の地区内分布

(新大橋通り)



(高速道路 3 号線・国道 246 号線)

表 2 - 1 2 悪臭加害源 (想定)

江 東	加 害 源	川の汚れ	近くの工場	下水、ドブ	車	夢の島	バキュームカー	付近から なんとなく	近くの ゴミの山	記入なし	合 計
	数	1 0	8	3	3	3	1	1	1	2	3 2 (2 9)
世 田 谷	加 害 源	車	向いの家	下水、ドブ	バキュームカー	記入なし					合 計
	数	1 0	2	5	1	1					1 9 (1 8)

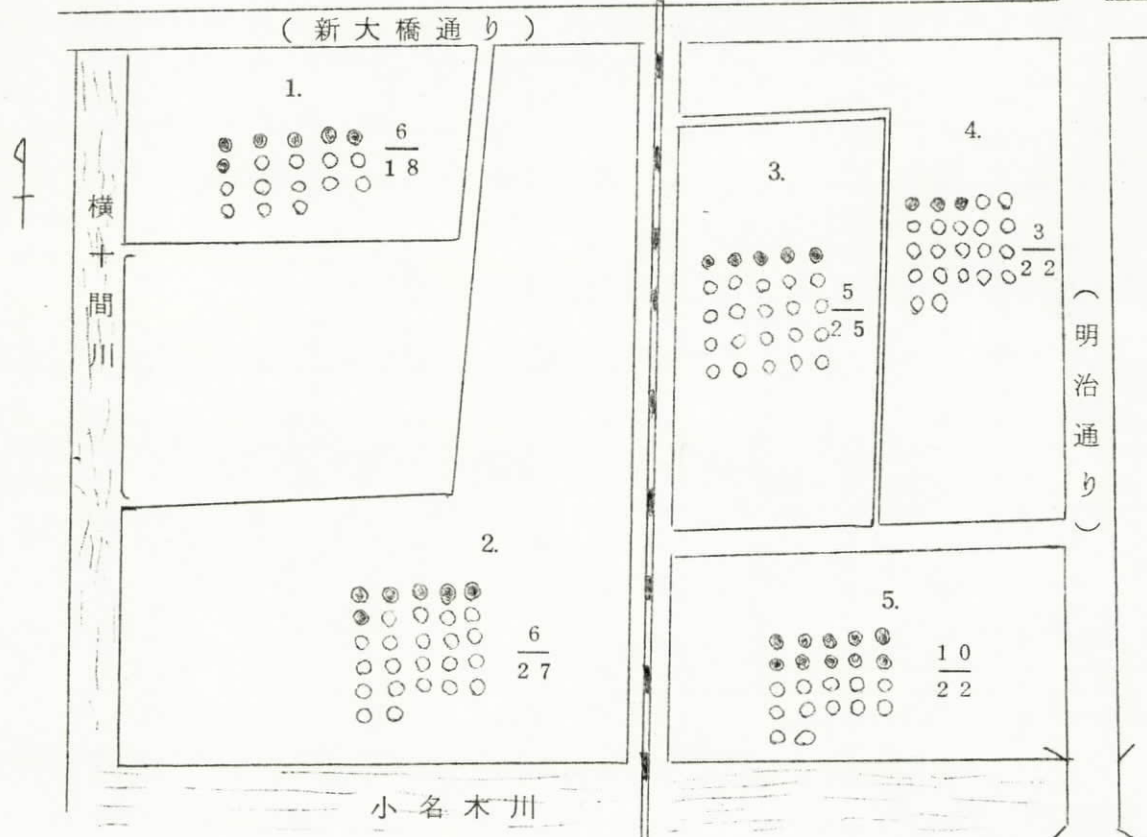
() 内回答人数

図 2 - 1 1

「悪臭」被害家庭の地区内分布

江東区大島 1 丁目

{ ⊙被害「あり」
○ # 「なし」



世田谷区太子堂 2 丁目

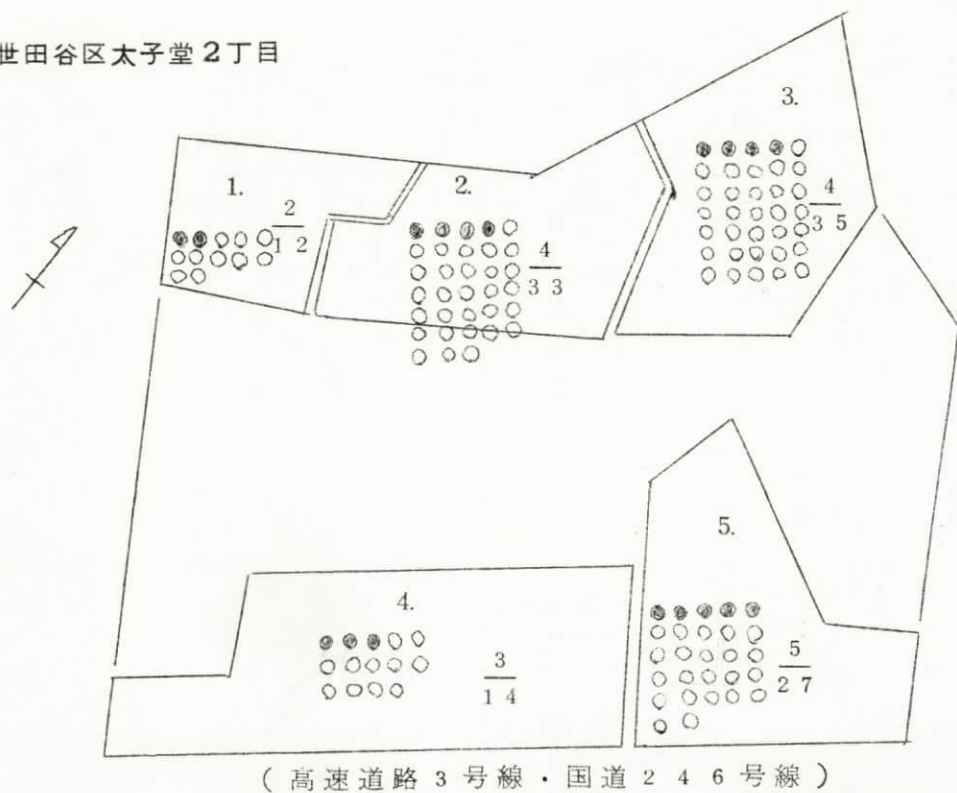


表 2 - 1 3 騒音加害源 (想定)

江 東	加 害 源	車	近くの工場	鉄道(貨物)	道路工事	飛 行 機	建築工事	よっぱらい	合 計
	数	2 0	1 7	9	8	2	1	1	5 8 (5 5)
世 田 谷	加 害 源	車	工 事 (下水など)	工 場	近隣の騒音	年のせい	記入なし		
	数	2 4	1 1	2	2	1	2		4 2 (3 5)

() 内回答人数

表 2 - 1 4 振動加害源 (想定)

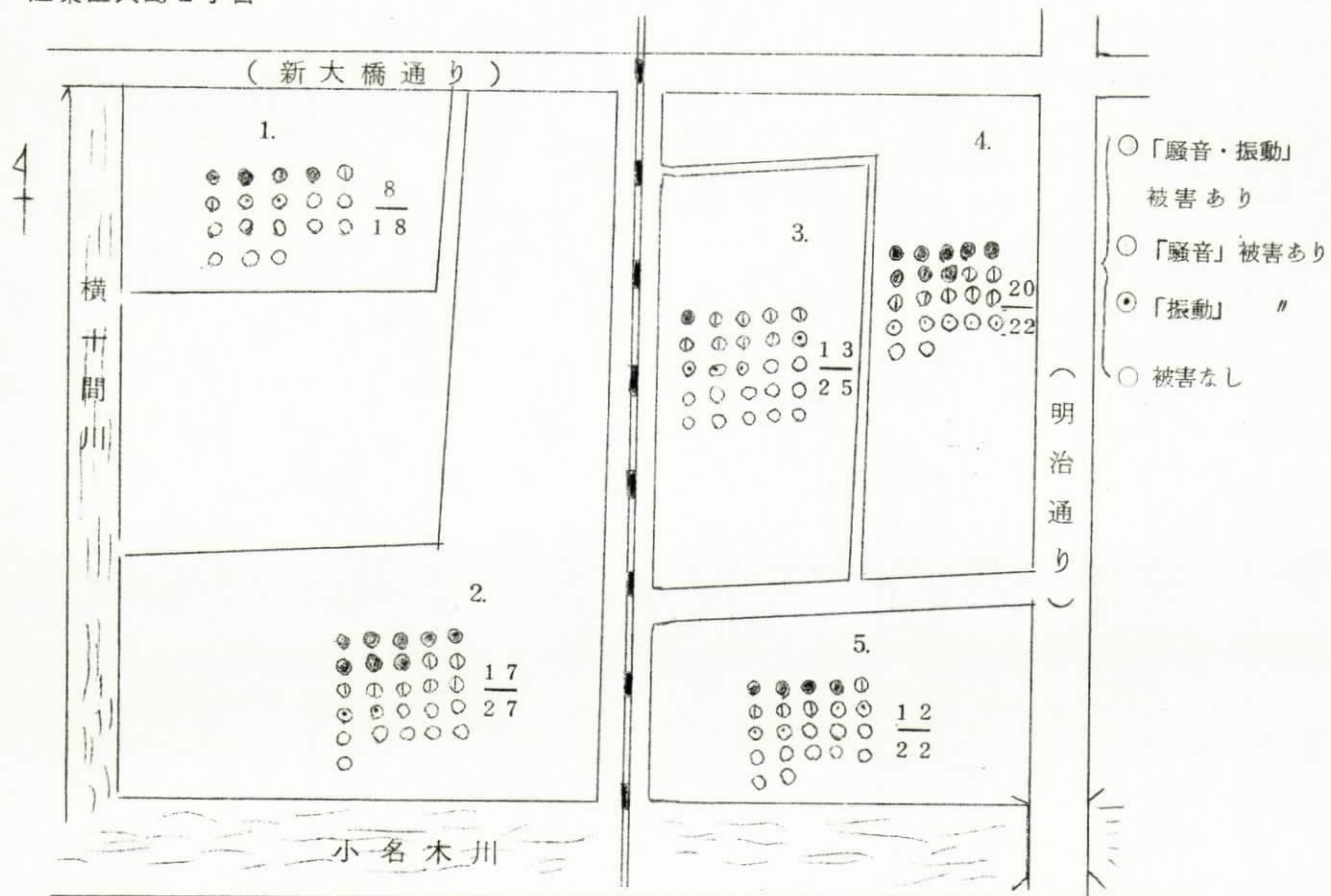
江 東	加 害 源	車	道路工事 地下鉄工事	鉄 道	近くの工場	船	記入なし	合 計
	数	2 3	7	7	4	1	4	4 6 (4 1)
世 田 谷	加 害 源	車	道路工事 下水工事	近くの 建材所	記入なし			合 計
	数	1 2	5	1	3	-	-	- 2 1 (2 0)

() 内回答人数

図 2 - 1 2

「騒音，振動」被害家庭の地区内分布

江東区大島1丁目



世田谷区太子堂2丁目

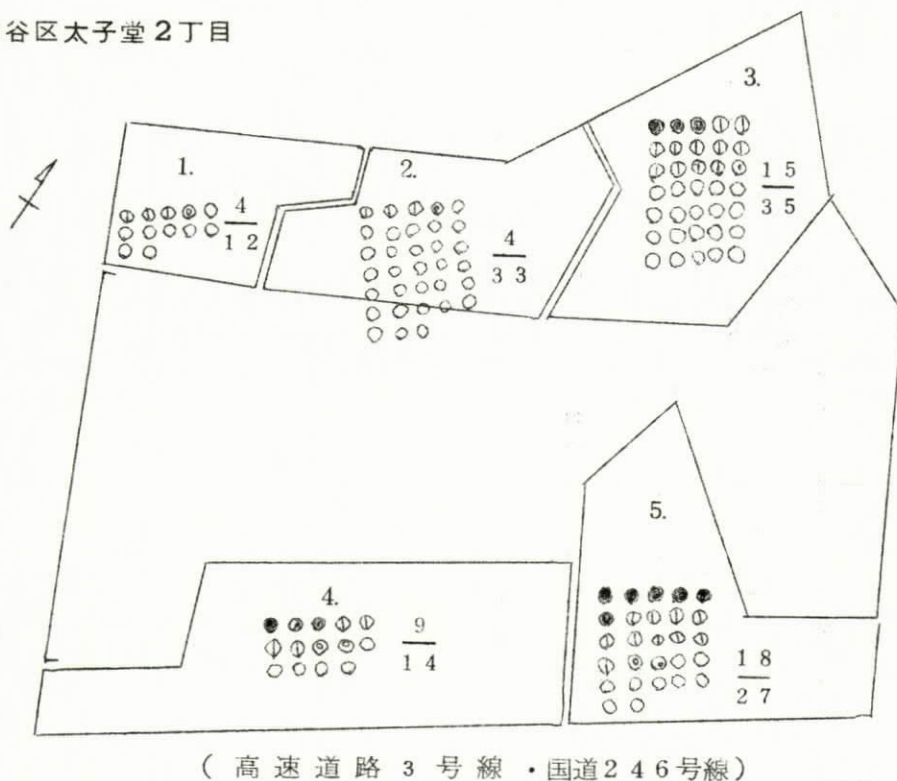
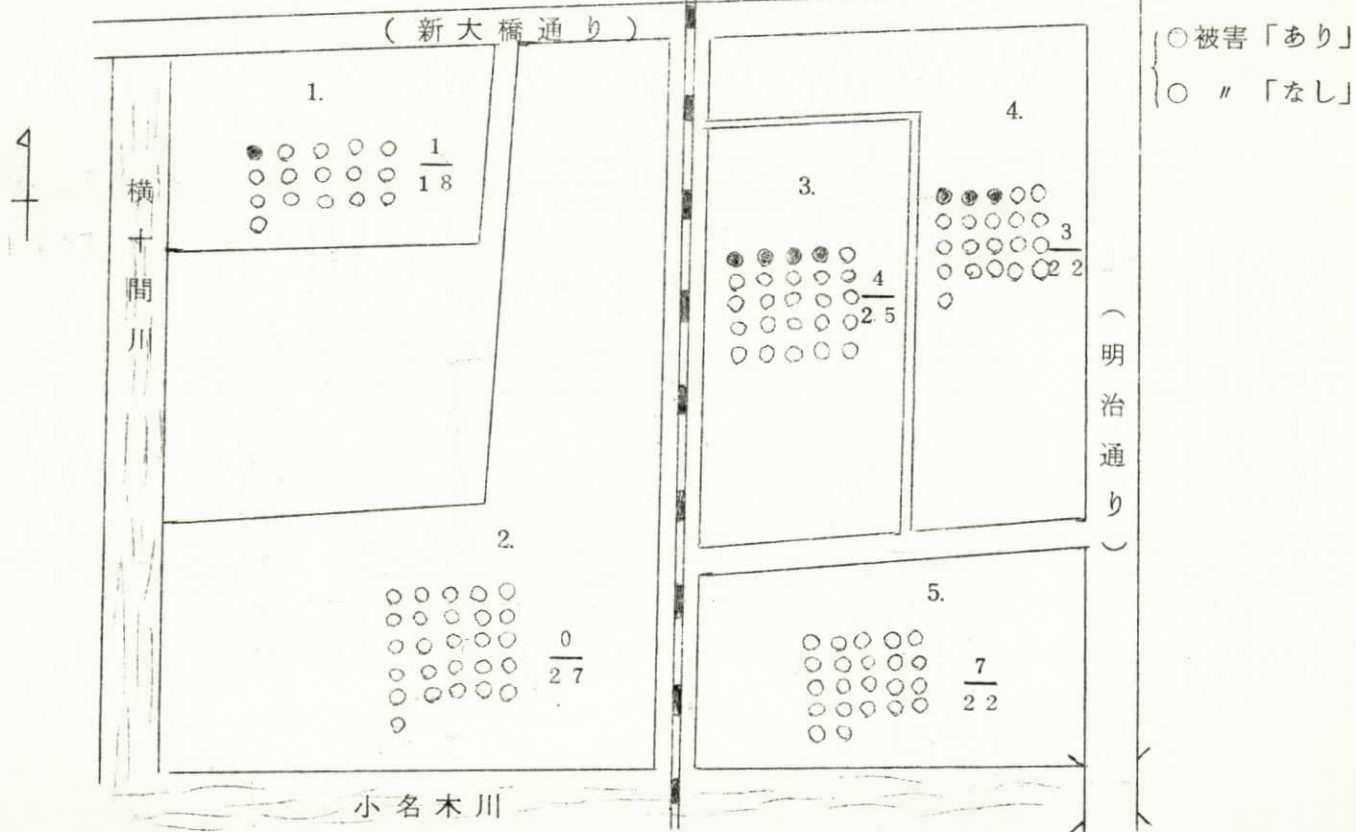


図 2 - 1 3

「地盤沈下」被害家庭の地区内分布

江東区大島1丁目



世田谷区太子堂2丁目

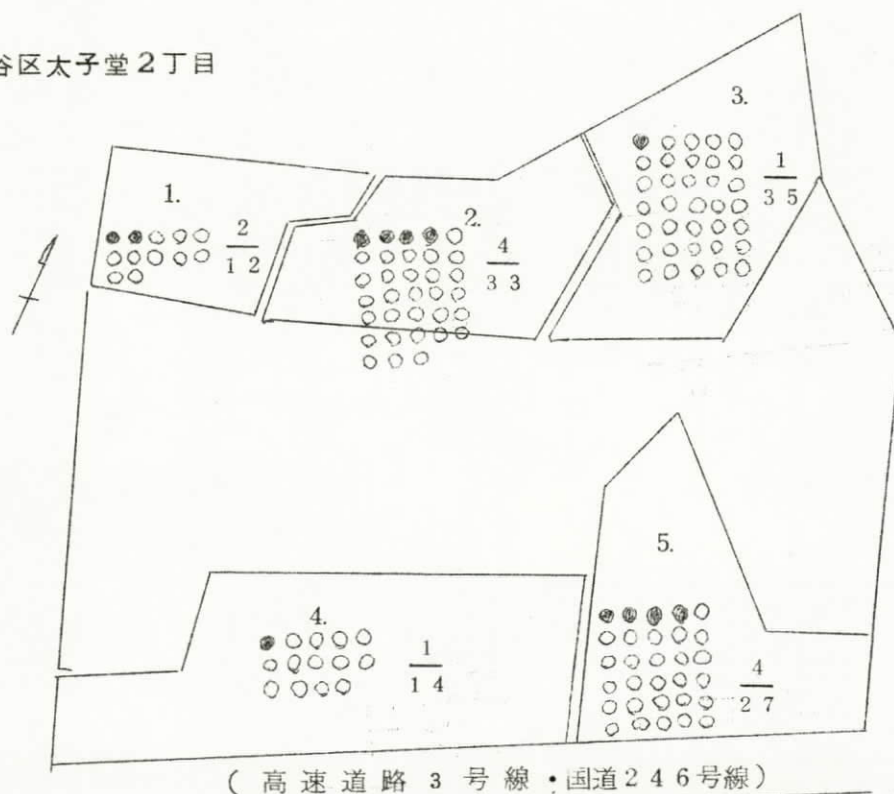
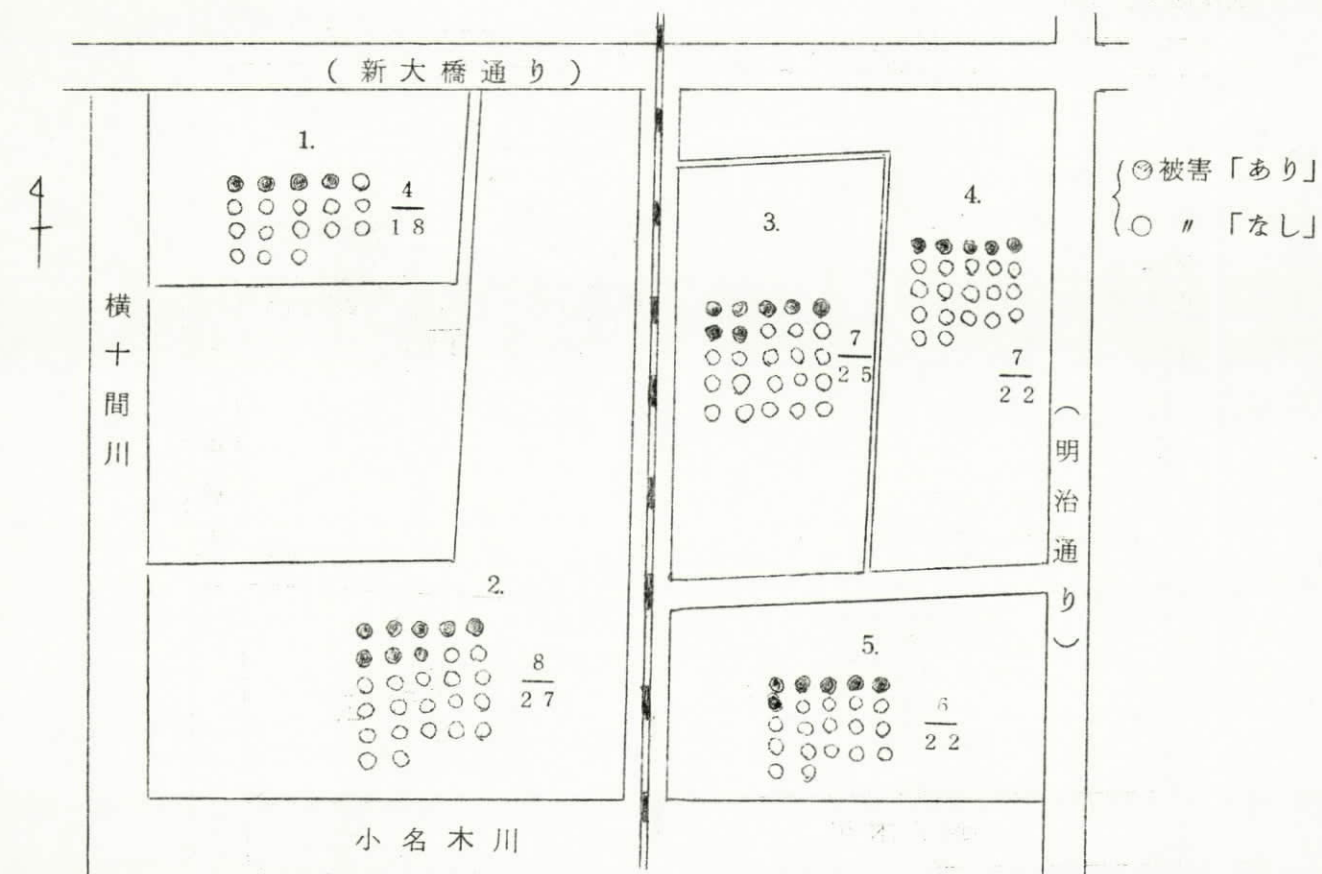


図 2 - 1 4

「日照障害」被害家庭の地区内分布

江東区大島1丁目



世田谷区太子堂2丁目

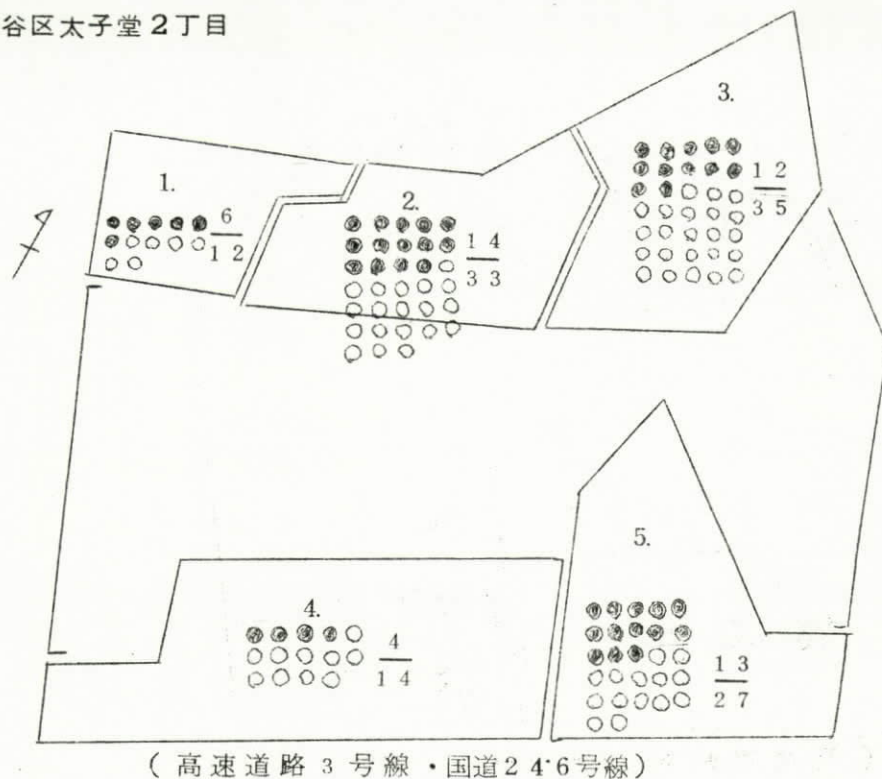
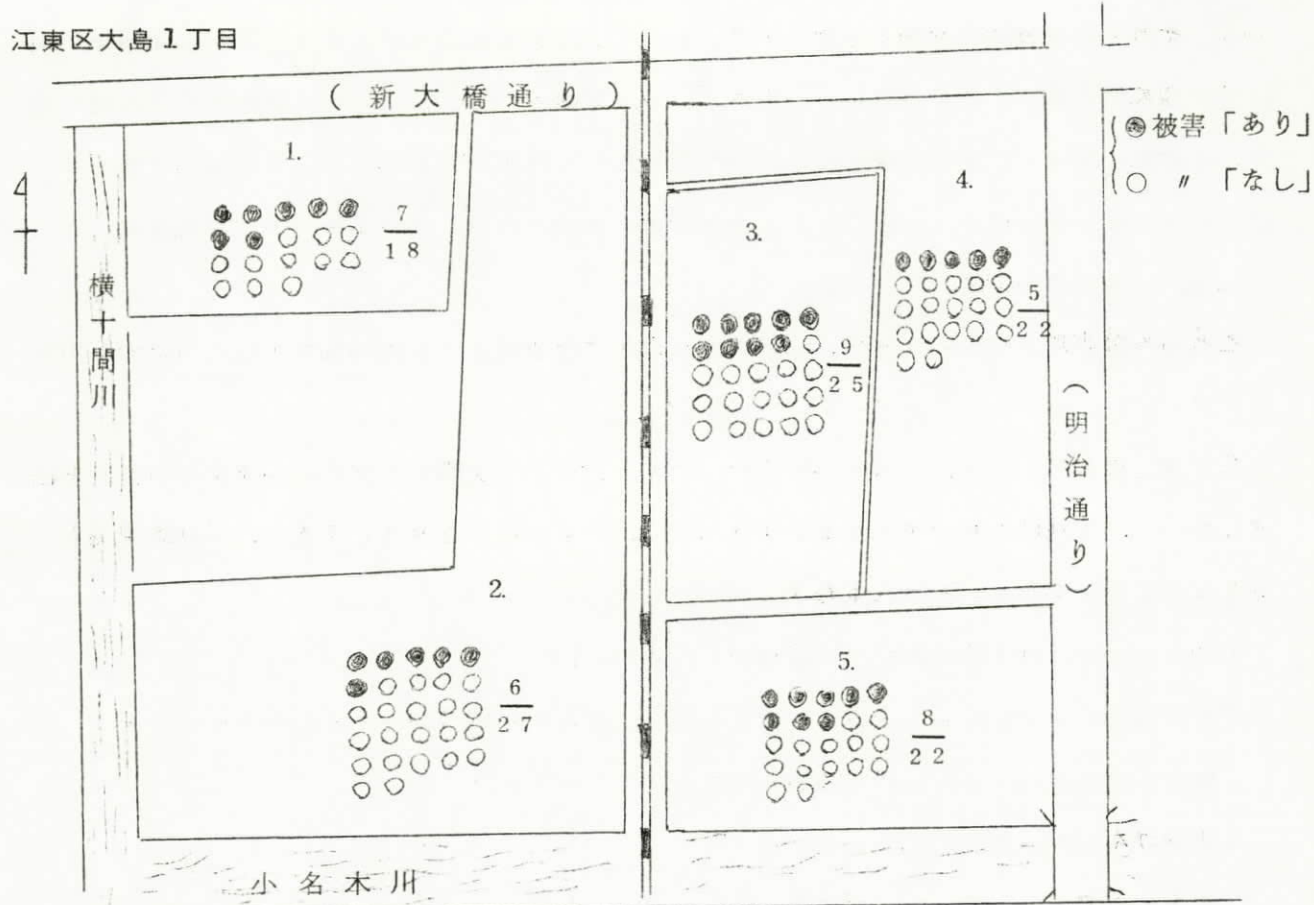


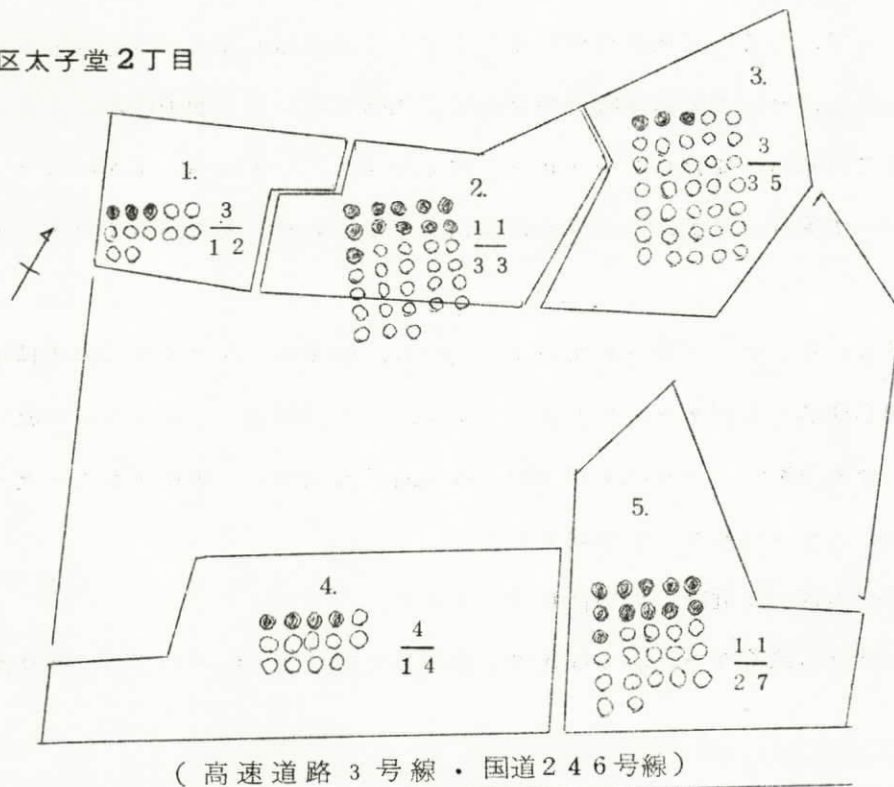
図 2 - 1 5

「電波障害」被害家庭の地区内分布

江東区大島1丁目



世田谷区太子堂2丁目



(4) 公害環境被害による家族・近隣関係の変化

家族は、基礎的な社会集団として種々の機能を、現実の社会的状況と関連させながら遂行していく。それらの諸機能が十分に果たされていく上で、家族成員間及び近隣などとの人間関係が良好な状態に保たれることが望ましい。しかし、2.2で述べたように、公害環境悪化による健康被害、情緒的（精神・心理的）障害などの影響が少なからぬ家庭にあらわれ、また過密状態にある江東・世田谷の両地区では、隣家による日照阻害、住宅と密接した町工場による大気汚染、騒音・振動、悪臭などの問題がおきている。

これらの公害環境被害によって、家族構成員間および近隣との人間関係にどのような変化をもたらされているのかについてみていく。

公害環境被害によって、「家庭が暗くなったり、近所との交際がうまくいかなかった」と回答したのは、両地区あわせて5.4%（15人）で、「家庭内」3.0%（7人）、「近隣関係」3.8%（9人）である。（1人重複）

人間関係悪化の具体的内容は、「家庭内」の場合は、

「天がいらいらするから、子供にあたりちらし、家の中が陰うつになる」（ケースa）

「睡眠不足のため、皆いらいらしがちになる」（ケースb）

「夫婦げんかがふえた」（ケースc）

「夫が病人であるから、つい家庭内が暗くなる」（ケースd）

などが回答された。家庭内の人間関係の悪化は、ケースa、b、cにみるように、主として騒音・振動・悪臭などによって、多くは家族全員が「イライラ」「不快感」など精神心理的影響、睡眠妨害などの被害を蒙り、そのため家族成員相互間で「夫婦げんか」「親子げんか」などの形で、関係悪化が引き起こされる。また、ケースdは、大気汚染によって健康被害が起きたという例であるが、病気によって家族の役割、地位構造の変化などがみられ「家庭が暗くなる」としたものである。

そして、「家庭内が暗くなった」まで答えていない例でも、第2節でみたように公害環境悪化による健康被害、精神心理的影響があるとしたものも多く、「人間関係」を基本的に形成しつつある家族関係の悪化を今後引きおこしかねない事例は（家庭内に人間関係の悪化がおこったという3.0%以上に）潜在的にかなりあるものと推測できる。

人間関係悪化の具体的内容の「近隣」の場合（3.8%）は、

「となりの工場との折角が悪くなった。うるさければ越していけばいいというが、そうはいかない。」（e）

「隣の縫製工場のミシンの音やほこりによく夏は迷惑する」 (f)

「抗議すると不愉快そうな顔をする。仲良くやっていけない。」 (g)

「隣と相談したかったが、一方的に家屋をびったり建てられてしまった。日当たりが悪い、間をもっとあけたかった」 (h)

など、被害を受けた側が、加害者側に「抗議」するなど具体的な行動をおこした場合、被害者と加害者の対立関係が生じてくる。(e)、(f)、(g)は住宅に近接した町工場が、大気汚染・騒音・振動・悪臭をひきおこしている例であり、(h)は隣家が増築したため日照障害がおこった例である。また、近隣との対立関係を避けようと、近隣による生活妨害に対して、匿名で行政機関へ苦情を申し込んだ例があったが、それがわかって隣家との関係が一層まずくなった場合もある。そのため苦情処理、解決にあたって行政を頼りにしない、不信感を抱く結果になっている。また、近隣との人間関係を第1に考え、被害を受けていても、「生活がかかっているのだから、仕方がない」「お互い商売どうしであるから」と被害をそのまま放置したり、「過密のところに住んでいるから仕方がない」と忍従したりする例も少なくないようである。

いっぽう、近隣との人間関係で、公害被害が個人的処理能力をこえるような場合、近隣どうしが共通の生活権利意識のもとで、相互信頼関係に立ち、住民運動など展開する場合には新しい近隣関係を生ずることがある。今回の調査では、それらのことについて直接聞き出すということではなかったため具体的な結果は得ることができなかったが、2.4で示すように、両地区でこれまで22.5%の人が住民運動に参加したと答え、そのうち6割弱が成果があったと回答しているのをみると、近隣の人間関係の悪化とは逆の意味での「変化」が得られたかもしれない。今後の検討課題と考える。

2.4 公害環境被害に対する住民の対応と行動

今日、公害環境問題に対する市民の意識が高まってきたといわれているが、公害環境被害の実態「その1」「その2」で述べたような被害を現実を受けている両地区で、調査対象者および家族が被害に対して、どう対応・行動しているのか、今後どうしようとしているのか、また公害環境悪化をなくすため市民としてどう行動すればよいと考えているのかなどについて最後に見ていくことにしたい。

公害環境被害への対応・行動は、例えば、健康被害をきたした人が、医療機関で治療を受けるその結果たちまち家計へ影響を及ぼすとか、加害源への抗議行動をとることによって、被害者と加害者の対立関係が生じうるなど、2.3で述べた「家庭生活からみた公害環境被害」の各項と一部密接

にからんでいる。そのため、ここでは前節までの記述との重複を出来るだけ避けつつ、①「家庭で受けた公害環境被害への対応・行動」、②「主婦の食品汚染・環境問題への関心と態度」、③「公害環境悪化をなくすための市民としての行動および意見」の構成で述べていくことにする。

(1) 家庭で受けた公害環境被害への対応・行動

まず、家庭で起きた公害環境被害に対し、とられた対応・行動についての関連質問の結果をまとめると、単純集計表C-18, C-19~C-23, C-26, C-32, C-38, C-39 のようになる。結果をもとに、公害環境被害を受けた家庭の対応・行動を検討してみると、第1に被害が家庭内へ侵入してくるのを最小限に食い止めるための対応・行動がとられることが多い。(例えば、大気汚染、騒音、悪臭などに対し、「窓や戸をしめきる」31.1%)そして、「家」の周囲、日常生活圏の環境悪化に対して、「家」がその防波堤になって、避難場所と化す。('洗たく物を入れる'13.2%, 'みんな家の中にいる'6.8%)振動、地盤沈下、大気汚染などの被害のひどいところでは、時には「家」そのものが補修工事を必要とする状況におちいる。(14.5%単純集計表C-33)また、「家」では防ぎきれない被害に対しては、「テレビやラジオの音を大きくする」(7.7%),「お酒を飲んでまぎらわす」(0.9%)などするが、人体被害の場合には、予防するための対応・行動('うがいをする'31.5%)をとり、被害がはなはだしいと「精神安定剤や睡眠剤をのむ」(2.1%),「耳栓をする」(1.3%)とところにまで追いこまれる。そして、多くの家庭で公害環境悪化による人体被害に対し、「医療機関にかかった」(29.8%),「売薬を利用した」(35.3%)などの事実がある。「家」の中に侵入してくる被害からのがれるため、「家」をはなれ('散歩に行く'4.3%, '日なたを探して歩く'4.3%, '喫茶店へいく'0.9%), また外出や旅行の機会も多くなって(21.3%, 単純集計表C-39)家計への圧迫も無視できないものになる。以上述べたように、被害を受けた家族は多くは個人的な形で解消法を考え、行動しているが、なかには「人やペットにあたりちらす」(1.3%)などのように、二次的な被害が家庭内に発生しかねないようなものも含まれる。

家庭内での個人的な対応・対処だけでなく、「加害源へ直接抗議をする」(9.4%)など積極的な行動をとるものもある。しかし、「ジッど我慢する」(12.3%),「何もする気がなくなりブラブラする」(1.3%)など、ひたすら公害環境悪化を堪えしのぶ例及び前に述べた家庭内での被害に対し対症療法的な問題解消の例を併わせただけに比較すると、積極的な行動をとると回答したのは少ない。また、「加害源へ直接抗議をする」と回答したのは、江東17人(14.9%), 世田谷5人(9.9%)と両地区の間でかなりの差が見られ、抗議をした加害源についても、「近くの工場」と答えたものが江東で圧倒的に多い。既に、2.3(4)でも若干ふれたが、「加害源へ

直接抗議をして」公害被害をなくす行動をとる場合には、江東のいくつかの事例にみるように加害源が明確に特定でき、被害内容がひどい場合が多い。逆に言えば、世田谷の場合は公害の加害源として、「自動車」が多くあげられていたが、加害源が移動性、不特定多数のものによるため、「加害源への抗議」を回答したのが低いと考えられる。そして、「近くの工場」とか「隣家のために日照を奪われた」と公害環境悪化の加害源を特定し、相当な被害を蒙っても、「生活がかかっているのだから仕方がない」「こんな過密のところで生活しているのだから仕方がない」とあきらめ、忍従している例も少なくないようである。

それでは、これから先、受けた被害にどう対処しようとしているかについてみていくことにしよう。単縦集計表〇－４は、今後の対処について質問した結果をまとめたものである。

今後の対処について、「自分の家庭でできるだけ被害をおさくようにする」（江東 22.8%，世田谷 25.5%）、「転居の準備をする」（江東 19.3%，世田谷 14.9%）などの方が、「市民として社会的に行動する」（江東 6.1%，世田谷 5.0%）を大幅に上回った結果になった。そして、「どうしていいかわからない」と答えたものが、江東 8.8%，世田谷 15.7% もいる。また、今後の対応・行動の家庭特性別内訳をみると、表 2－21 にみるように、60才以上の老人のいない家庭で、転居の計画があるとか社会的行動をする比率が高いようである。木造アパートに住む家庭の転居計画比率が高く、鉄筋集合住宅や一戸建持家に住む家庭では転居計画の比率は低く、家庭内での被害防止努力の比率の高い傾向が表 2－22 に示されている。居住年数別で見ると、家庭内での被害防止努力の比率が、居住の長い家庭ほど高くなり、逆に転居計画の比率は低くなる傾向がある。（表 2－23）被害項目数との関連では、表 2－24 にみるように、項目数の増大とともに、家庭内での被害防止努力と転居計画とが増加している。

このように、公害環境被害への対応・行動は、受けた被害の内容・程度および種々の家庭特性によって特徴あることを知ることができる。また、今後の対処について、「市民として社会的に行動する」の回答率自体は低いものであったが、「住民運動への参加、意見」（③で詳述するが）などの結果とも関連づけてみる必要があると考える。

表 2-21 家庭に老人がいるか否かによる被害への対処行動の差異

Q3 60才以上の 年よりがいる、いない		Q24		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
① い る	江 東	6	3	4	1	15	5	0		
	33	(182)	(91)	(121)	(30)	(455)	(152)	(0)		
世田谷	16	6	8	2	15	7	1			
	52	(308)	(115)	(154)	(39)	(289)	(135)	(19)		
② い ない	江 東	20	19	6	6	24	8	1		
	81	(247)	(235)	(74)	(74)	(296)	(99)	(12)		
世田谷	16	12	11	4	20	8	1			
	69	(231)	(174)	(159)	(58)	(290)	(116)	(15)		
		58	40	29	13	74	28	3		
		(247)	(170)	(123)	(55)	(315)	(119)	(13)		

() 内は比率 (%)

表 2-22 住宅の種類による被害への対処行動の差異

Q.24		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
F.5 住宅の構造								
① 木造アパート	江 東 24	4 (16.7)	7 (29.2)	2 (8.3)	1 (4.2)	6 (25.0)	3 (12.5)	1 (4.2)
	世田谷 23	5 (21.7)	7 (30.4)	2 (8.7)	3 (13.0)	6 (26.1)	4 (17.4)	0 (0)
② 鉄筋集合住宅 持 家	江 東 0	0 ()	0 ()	0 ()	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	世田谷 2	0 ()	2 (100.0)	0 ()	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
③ 鉄筋集合住宅 借 家	江 東 11	4 (36.4)	0 ()	2 (18.2)	2 (18.2)	4 (36.4)	0 (0)	0 (0)
	世田谷 18	5 (27.8)	1 (5.6)	4 (22.2)	2 (11.1)	6 (33.3)	0 (0)	1 (5.6)
④ 一戸建 持家	江 東 65	14 (21.5)	10 (15.4)	6 (9.2)	3 (4.6)	25 (38.5)	10 (15.4)	0 (0)
	世田谷 56	18 (32.1)	7 (12.5)	7 (12.5)	1 (1.8)	15 (26.8)	8 (14.3)	1 (1.8)
⑤ 一戸建 借家	江 東 12	3 (25.0)	4 (33.3)	0 (0)	1 (8.3)	4 (33.3)	0 (0)	0 (0)
	世田谷 18	3 (16.7)	1 (5.6)	5 (27.8)	0 (0)	6 (33.3)	3 (16.7)	0 (0)
⑥ そ の 他	江 東 1	0 ()	1 (100.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	世田谷 2	1 (50.0)	0 ()	0 (0)	0 (0)	1 (50.0)	0 (0)	0 (0)
⑦ DK・NA	江 東 1	1 (100)	0 ()	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	世田谷 2	0 ()	0 ()	1 (50.0)	0 (0)	1 (50.0)	0 (0)	0 (0)
		58 (24.7)	40 (17.0)	29 (12.3)	13 (5.5)	74 (31.5)	28 (11.9)	3 (1.3)

() 内は比率(%)

表 2-23 居住年数と被害への対処行動との関係

Q.8 居住年数		Q.24		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
① 1年未満	江 東	2	2	1	0	3	0	1		
	9	(22.2)	(22.2)	(11.1)	(0)	(33.3)	(0)	(11.1)		
	世田谷	0	1	1	0	2	1	0		
	4	(0)	(25.0)	(25.0)	(0)	(50.0)	(25.0)	(0)		
② 1～5年未満	江 東	4	8	2	4	8	3	0		
	28	(14.3)	(28.0)	(7.1)	(14.3)	(28.6)	(10.7)	(0)		
	世田谷	8	6	6	2	7	4	1		
	33	(24.2)	(18.2)	(18.2)	(6.1)	(21.2)	(12.1)	(3.0)		
③ 5～10年未満	江 東	4	3	0	0	3	3	0		
	13	(30.8)	(23.1)	(0)	(0)	(23.1)	(23.1)	(0)		
	世田谷	1	1	0	1	5	2	0		
	10	(10.0)	(10.0)	(0)	(10.0)	(50.0)	(20.0)	(0)		
④ 10～15年未満	江 東	2	1	2	0	6	0	0		
	9	(22.2)	(11.1)	(22.2)	(0)	(66.7)	(0)	(0)		
	世田谷	3	3	0	1	3	1	0		
	12	(25.0)	(25.0)	(0)	(8.3)	(25.0)	(8.3)	(0)		
⑤ 15年以上	江 東	14	8	7	3	19	7	0		
	55	(25.5)	(14.6)	(12.7)	(5.5)	(34.6)	(12.7)	(0)		
	世田谷	20	7	10	2	18	7	1		
	62	(32.2)	(11.3)	(16.1)	(3.2)	(29.0)	(11.3)	(1.6)		
		58	40	29	13	74	28	3		
		(24.7)	(17.0)	(12.3)	(5.5)	(31.5)	(11.9)	(1.3)		

() 内は比率(%)

表 2-24 被害項目数と対処行動との関係

Q.24 SQ.11-2		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
① 1項目	江 東 17	3 (177)	1 (59)	2 (118)	1 (59)	6 (353)	3 (177)	1 (59)
	世田谷 18	4 (222)	2 (111)	3 (167)	1 (56)	3 (167)	6 (333)	0 (0)
② 2 "	江 東 11	2 (182)	2 (182)	0 (0)	0 (0)	5 (455)	2 (182)	0 (0)
	世田谷 15	3 (200)	3 (200)	5 (333)	1 (67)	4 (267)	0 (0)	0 (0)
③ 3 "	江 東 16	4 (250)	4 (250)	3 (188)	3 (188)	0 (0)	3 (188)	0 (0)
	世田谷 15	5 (333)	1 (67)	3 (200)	0 (0)	6 (400)	0 (0)	0 (0)
④ 4 "	江 東 18	2 (111)	3 (167)	4 (222)	1 (56)	9 (500)	0 (0)	0 (0)
	世田谷 11	3 (273)	3 (273)	3 (273)	1 (91)	1 (91)	1 (91)	0 (0)
⑤ 5 "	江 東 11	3 (273)	2 (182)	0 (0)	0 (0)	7 (636)	0 (0)	0 (0)
	世田谷 13	6 (462)	2 (154)	2 (154)	0 (0)	5 (385)	0 (0)	0 (0)
⑥ 6 "	江 東 10	3 (300)	2 (200)	0 (0)	1 (100)	4 (400)	1 (100)	0 (0)
	世田谷 8	1 (125)	2 (250)	1 (125)	1 (125)	3 (375)	0 (0)	0 (0)
⑦ 7 "	江 東 7	3 (429)	3 (429)	0 (0)	0 (0)	1 (143)	0 (0)	0 (0)
	世田谷 11	3 (273)	0 (0)	0 (0)	2 (182)	4 (364)	3 (273)	0 (0)
⑧ 8 "	江 東 4	1 (250)	2 (500)	0 (0)	1 (250)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	世田谷 7	3 (429)	3 (429)	0 (0)	0 (0)	1 (143)	0 (0)	0 (0)
⑨ 9 "	江 東 5	1 (200)	1 (200)	0 (0)	0 (0)	3 (600)	0 (0)	0 (0)
	世田谷 1	1 (1000)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑩ 10 "	江 東 3	2 (667)	0 (0)	0 (0)	1 (333)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	世田谷 2	0 (0)	1 (500)	0 (0)	0 (0)	1 (500)	0 (0)	0 (0)
⑪ 11項目以上	江 東 4	2 (500)	1 (250)	0 (0)	0 (0)	1 (250)	0 (0)	0 (0)
	世田谷 5	2 (400)	1 (200)	0 (0)	2 (400)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
⊗ 被害なし (不明を含む)	江 東 8	2 (250)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (250)	4 (500)
	世田谷 15	1 (67)	0 (0)	2 (133)	0 (0)	5 (333)	5 (333)	2 (133)

(2) 主婦の食品汚染・環境問題への関心と態度

これまで述べてきたのは、主として家庭内あるいは家庭の周辺の地域におきた公害環境被害への対応・行動についてであった。それ以外にも、公害による食品汚染、食品への添加物による被害などが、各地におき、マスコミの報道などによって社会問題化している。そこで今回の調査対象者である「主婦」が、家庭の食生活の管理者として、これらの問題に対してどのような関心を抱き、どう配慮しているのかについて調査した。

また、各家庭の生活圏は、職場と住居の分離やレジャー活動その他によって拡大する傾向にある。そのため、「家」およびその周辺以外の地域の環境問題についても見聞きし、実際環境悪化による不快感など経験させられることも多くなっている。環境悪化について「主婦」がどのような経験をこれまでし、どう感じているのかについても調査したが、その結果についてもみていくことにしたい。

まず、「最近、水銀、PCB、カドミウム、農薬などにより、魚や米など食品が汚染されていることが問題になっていますが、あなたはこのような問題に関心をおもちですか」との質問に対し、「関心がある」と全体の8割弱(77.9%)の人が答えている。また、日常食品を買うときの配慮については、「気をつけて買わないようにしている」4.1.7%、「一時は気をつけていたが、今は気にしていない」27.7%、「気をつけても仕方がないと思っている」10.6%となっている。このように、「関心がある」と答えた「主婦」の間でも、その関心の程度およびその持続性の点で大きく2分された結果が示された。また、「主婦の側の特性別にみると、表2-25~表2-26に示したように、①地区別では、世田谷の方が「関心がある」と答えたものが多い、②年令の若い層ほど関心が高い、③「主婦専業」の方が、「常雇」「パート」で勤務しているものより、関心が高い、④学歴の高い層に関心が高い、などのいくつかの傾向がわかる。

つぎに、「家」およびその周辺以外の地域の環境の汚染や破壊については、「汚染された、破壊された」と感じるものが50.6%で、その場所については「日常生活圏」23.8%、「日常生活圏をこえるところ」28.1%となっている。(単純集計表C-45)「汚染や破壊」をどうみているかは、「不快や苦痛を感じる、感じた」31.5%、「別に感じたことはない」9.4%と、「汚染された、破壊された」と感じ、そのため「不快や苦痛を感じる、感じた」ものは3割強にものぼっている。

表 2-25 年令と食品汚染への関心との関係

F 3 年 令		Q 2 3	① 関 心 が あ る	② 関 心 が な い	③ そ の 他	④ D K ・ N A
① 20～29才	江 東	17	17	2	9	0
	19	(89.5)	(10.5)	()	()	()
	世田谷	16	16	1	1	0
	18	(88.9)	(5.6)	(5.6)	()	()
② 30～39才	江 東	24	24	7	5	9
	36	(66.7)	(19.4)	(13.9)	()	()
	世田谷	21	21	2	9	0
	23	(91.3)	(8.7)	()	()	()
③ 40～49才	江 東	22	22	4	3	0
	29	(75.9)	(13.8)	(10.3)	()	()
	世田谷	25	25	4	9	0
	29	(86.2)	(13.8)	()	()	()
④ 50～59才	江 東	12	12	4	2	0
	18	(66.7)	(22.2)	(11.1)	()	()
	世田谷	17	17	3	1	0
	21	(81.6)	(14.3)	(4.8)	()	()
⑤ 60～69才	江 東	9	9	1	0	1
	11	(81.8)	(9.1)	()	(9.1)	()
	世田谷	15	15	8	1	0
	24	(62.5)	(33.3)	(4.2)	()	()
⑥ 70才以上	江 東	0	0	0	0	1
	1	()	()	()	(100.0)	()
	世田谷	5	5	1	0	0
	6	(83.3)	(16.7)	()	()	()
合 計		183	183	37	13	2
		(77.9)	(15.7)	(5.5)	(0.9)	()

() 内は比率(%)

表 2 - 2 6 就業状態と食品汚染への関心との関係

Q 5 対象者の職業 (雇用形態)		Q 2 3		① 関 心 が あ る	② 関 心 が な い	③ そ の 他	④ D K ・ N A
① 常雇いで勤務 している	江 東 20	13 (650)	5 (250)	1 (50)	1 (50)		
	世田谷 15	12 (800)	2 (133)	1 (67)	0 ()		
② パートタイム で勤務している	江 東 11	6 (546)	2 (181)	3 (273)	0 ()		
	世田谷 9	6 (667)	3 (333)	0 ()	0 ()		
③ 豚業に従事 している	江 東 21	14 (667)	4 (191)	2 (95)	1 (48)		
	世田谷 24	22 (917)	2 (83)	0 ()	0 ()		
④ 内 職	江 東 5	4 (800)	0 ()	1 (200)	0 ()		
	世田谷 3	3 (1000)	0 ()	0 ()	0 ()		
⑤ 主婦専業	江 東 55	46 (836)	6 (109)	3 (55)	0 ()		
	世田谷 63	51 (810)	10 (158)	2 (32)	0 ()		
⑥ 無 職	江 東 3	2 (667)	1 (333)	0 ()	0 ()		
	世田谷 7	5 (714)	2 (286)	0 ()	0 ()		
合 計		183 (779)	37 (157)	13 (55)	2 (0.9)		

() 内は比率(%)

表 2-27 学歴と食品汚染への関心との関係

F 7 学 歴		Q.23	① 関 心 が あ る	② 関 心 が な い	③ そ の 他	④ D K ・ N A
① 旧小・新中卒	江 東 59	42 (71.2)	10 (17.9)	7 (11.9)	0 ()	
	世田谷 48	39 (81.3)	8 (16.7)	1 (2.1)	0 ()	
② 旧高女・新高卒	江 東 46	35 (76.1)	6 (13.9)	3 (6.5)	2 (4.4)	
	世田谷 56	48 (85.7)	6 (10.7)	2 (3.6)	0 ()	
③ 旧専・新短大・ 以上卒	江 東 4	3 (75.0)	1 (25.0)	0 ()	0 ()	
	世田谷 8	8 (100.0)	0 ()	0 ()	0 ()	
④ そ の 他	江 東 3	2 (66.7)	1 (33.3)	0 ()	0 ()	
	世田谷 4	2 (50.0)	2 (50.0)	0 ()	0 ()	
⑤ 旧小・新中中退	江 東 0	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	
	世田谷 4	2 (50.0)	2 (50.0)	0 ()	0 ()	
⑥ な し	江 東 2	2 (100.0)	0 ()	0 ()	0 ()	
	世田谷 1	0 ()	1 (100.0)	0 ()	0 ()	
⑦ DK・NA	江 東 0	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	
	世田谷 0	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	
合 計			183 (77.9)	37 (15.7)	13 (5.5)	2 (0.9)

() 内は比率(%)

(3) 公害環境悪化をなくすための市民としての行動および意見

家庭内におきた公害環境被害に対して、個人的・個別的に対処するだけでなく、公害そのものをなくすためには市民としてどう行動すればよいと考えているのか、また被害を未然に防ぐ、被害をなくすあるいは漸減させるための組織的な住民の運動へこれまでどのようにかかわってきたのか、そのような運動をどうみているのかについてみていくことにしたい。

まず、「一人の市民としてあなたは公害環境悪化をなくすためには、どう行動すればよいとお考えですか」に対する回答を示すと、単純集計表 C-50 のようになる。最も多かったのは、

「区や都による適切な対策をまつ」31.5%で、次いで「国による適切な対策をまつ」28.1%と、国・自治体による行政的規制によって解決をまつという形での回答が目につく。その反面、「企業の良識をまつ」と回答したのは、20.0%で前の2つに比べると10%前後も少なく、それほど「企業の良識」は期待されないものであることが示された。また、回答者の側に積極的な行動をとまうような、「公害発生源企業と交渉する」、「政府」「区や都」に陳情する、「地元有力者」「議員」に働きかけるなどの各項目は、「国」「区や都」の「公害対策」、「企業」の「良識」を待つといういわば受身の対応・行動より回答率が低い傾向にある。ただ、「住民運動に参加する」は24.7%と高いから、一概には住民の方で積極的行動がとられない、とられにくい、などとは言えないようである。

対象者特性と社会的行動との掛け合せをみていくと、「常雇」の人に「国」や「区や都」の対策を待つとする回答率が高いいっぽう、「主婦専業」では「住民運動に参加する」と答えた人の比率が高くなっており、回答する側で、住民運動などに実際参加しうる条件があるかどうか、回答率に大きく影響しているようである。(表2-28)。そして、年齢階級別にみると、20才台から50才台までの各階級では、「住民運動に参加する」と回答した率が、「地元有力者」「議員」に働きかけるとの回答を上まわっているが、60～69才になると、逆に「地元有力者」「議員」に働きかけるとの回答が多くなる。また、学歴でみると、「旧高女・新高卒」「旧専・新短大卒以上」の高学歴層に、「企業の良識をまつ」および「住民運動に参加する」と回答した率が高い。(表2-29、表2-30)

次に、これまで住民運動に参加したことがあるかについては、江東14.9%、世田谷29.8%の人が「参加した」ことがあると回答している。「住民運動」への参加形態は、「署名をした」(江東5.3%、世田谷20.7%)が最も多く、「寄合い、集まりに出た」(江東0.9%、世田谷2.5%)、「役所に陳情に行った」(江東1.8%、世田谷4.1%)、「その他」(江東7.9%、世田谷5.0%)などの結果が得られた。住民運動への参加の割合いで、世田谷が江東の2倍と高

いが、その理由のひとつは、世田谷で過去に高層建築物建設による日照障害に反対する住民運動が組織的に展開されたことがあり、その署名活動に協力したと答えたものが多いためである。また、参加形態については、「加害者との直接交渉に加わる」とか「役所に陳情に行く」など、運動の中で積極的に行動したと答えたものの割合は低く、大部分は「署名をした」程度の参加に終わっている。

しかし、そのような参加形態であっても、運動に参加した人の60%弱の人が、住民運動の成果があったと認識し、今後住民運動に参加していくかどうかについても、全体の46.8%が「参加する」と回答している。

以上みてきたように、公害環境問題解決のためにとるべき市民としての社会的行動については、両地区の家庭で受けている被害は多くは、不特定多数の汚染源による大気汚染などのために、「発生源対策」より行政への陳情、対策をまつ、などの意見が多いなど一部には問題なしとは言えない。また、公害環境被害の現状の深刻さに比較して、これまで住民運動などで問題解決に向けて組織的に動くということもそれほどなかったようである。

しかし、今後の住民運動への参加如何を独立の質問項目をたてて聞くと、かなり高率に「参加する」との回答が得られたことにも示されるように、被害に対し各家庭でとられてきた個人的・個別的処理での限界をこえて、地域全体の生活基盤が脅かされているとの共通認識に立った住民運動が「主婦」を中心に展開され得るエネルギーが存在し、それが大きくなりつつあるといえるのではなからうか。

表 2 - 2 8 主婦の職業と対応行動

Q 2 4 Q 5 対象者の職業 (雇用形態)		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
① 常昼いで勤務 している	江 東	6 (300)	3 (150)	2 (100)	1 (50)	7 (350)	2 (100)	0 ()
	世田谷	4 (267)	4 (267)	2 (133)	1 (67)	2 (133)	2 (133)	0 ()
② パートタイム で勤務している	江 東	2 (182)	3 (273)	0 (0)	2 (182)	3 (273)	1 (91)	0 ()
	世田谷	3 (333)	0 (0)	2 (222)	0 (0)	4 (444)	1 (111)	0 ()
③ 家業に従事し ている	江 東	2 (95)	7 (233)	1 (48)	1 (48)	6 (286)	3 (143)	1 ()
	世田谷	5 (208)	5 (208)	5 (208)	3 (125)	8 (333)	1 (42)	0 ()
④ 内 職	江 東	1 (200)	2 (400)	0 (0)	0 (0)	2 (667)	0 (0)	0 ()
	世田谷	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (667)	1 (333)	0 ()
⑤ 主婦専業	江 東	15 (273)	8 (146)	7 (127)	3 (55)	20 (364)	5 (91)	0 ()
	世田谷	18 (286)	8 (127)	10 (159)	2 (32)	18 (286)	8 (127)	2 ()
⑥ 無 職	江 東	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (333)	2 (667)	0 ()
	世田谷	2 (286)	1 (143)	0 (0)	0 (0)	2 (286)	2 (286)	0 ()
合 計		58 (247)	40 (170)	29 (123)	13 (55)	74 (315)	28 (119)	3 (13)

() 内は比率(%)

表 2 - 2 9 年令と社会的対応行動

F 3 年 令		Q 2 5	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
① 20～29才	江 東 19	5 (263)	6 (316)	5 (268)	3 (58)	1 (53)	1 (53)	0 ()	0 ()	9 (47.4)	3 (158)	0 ()	
	世田谷 18	5 (278)	4 (222)	5 (278)	5 (278)	1 (57)	0 ()	2 (111)	2 (111)	4 (222)	3 (167)	0 ()	
② 30～39才	江 東 37	4 (111)	12 (333)	7 (194)	1 (28)	2 (28)	3 (83)	7 (194)	2 (28)	8 (222)	10 (278)	1 (28)	
	世田谷 23	3 (130)	7 (304)	6 (261)	1 (44)	4 (174)	2 (87)	4 (174)	1 (44)	8 (308)	3 (130)	2 (87)	
③ 40～49才	江 東 28	5 (172)	9 (310)	7 (241)	3 (103)	5 (172)	2 (69)	3 (103)	0 ()	4 (138)	6 (207)	1 (35)	
	世田谷 29	6 (207)	12 (414)	12 (414)	4 (138)	2 (69)	3 (103)	5 (172)	1 (35)	8 (276)	2 (69)	4 (138)	
④ 50～59才	江 東 18	7 (389)	3 (167)	6 (333)	1 (56)	1 (56)	0 ()	4 (222)	3 (167)	3 (167)	3 (167)	0 ()	
	世田谷 21	5 (238)	6 (286)	7 (333)	2 (95)	2 (95)	1 (48)	3 (143)	0 ()	4 (191)	3 (103)	3 (143)	
⑤ 60～69才	江 東 11	2 (182)	5 (45.5)	3 (273)	0 ()	3 (273)	2 (182)	0 ()	0 ()	1 (91)	2 (182)	2 (182)	
	世田谷 24	4 (167)	7 (292)	6 (250)	3 (125)	6 (250)	4 (167)	7 (292)	2 (83)	7 (250)	4 (167)	3 (125)	
⑥ 70才以上	江 東 1	0 ()	1 (100.0)	1 (100.0)	0 ()	0 ()	0 ()	1 (1000)	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	
	世田谷 6	1 (167)	2 (333)	0 ()	0 ()	1 (167)	0 ()	2 (333)	1 (167)	2 (333)	0 ()	1 (167)	
合 計		47 (200)	74 (315)	66 (281)	23 (98)	28 (119)	18 (77)	38 (162)	12 (51)	58 (247)	38 (162)	17 (72)	

() 内は比率 (%)

表 2 - 3 0 学歴と社会的対応行動

F 7 学 歴		Q 2 5										
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
① 旧小・新中卒	江 東 59	9 (15.3)	17 (28.8)	16 (27.1)	2 (3.4)	7 (11.9)	5 (8.5)	6 (10.2)	3 (5.1)	12 (20.3)	13 (22.0)	3 (5.1)
	世田谷 48	3 (6.3)	12 (25.0)	10 (20.8)	2 (4.2)	8 (16.7)	3 (6.3)	5 (10.4)	1 (2.1)	10 (20.8)	7 (14.6)	8 (16.7)
② 旧高女・新高卒	江 東 46	12 (26.1)	18 (39.1)	11 (23.9)	6 (13.0)	4 (8.7)	1 (2.2)	8 (17.4)	1 (2.2)	12 (25.1)	10 (21.7)	0 ()
	世田谷 56	16 (28.6)	21 (37.5)	22 (39.3)	8 (14.3)	5 (8.9)	5 (8.9)	13 (23.2)	4 (7.1)	18 (32.1)	7 (12.5)	3 (5.4)
③ 旧専・新短大卒以上	江 東 4	1 (25.0)	2 (50.0)	0 (37.5)	0 ()	1 (25.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	0 ()	1 (25.0)	0 ()	0 ()
	世田谷 8	4 (50.0)	2 (25.0)	3 (50.0)	3 (37.5)	2 (25.0)	2 (25.0)	4 (50.0)	2 (25.0)	2 (25.0)	0 ()	0 ()
④ そ の 他	江 東 4	1 (25.0)	0 ()	2 (50.0)	0 ()	0 ()	1 (25.0)	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()
	世田谷 5	1 (20.0)	3 (60.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	1 (26.0)	0 (0.0)	2 (40.0)	0 ()	0 ()
⑤ 旧小・新中中退	江 東 0	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()
	世田谷 3	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)
⑥ な	江 東 1	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	1 (100.0)
	世田谷 1	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	1 (100.0)
⑦ DK・NA	江 東 0	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()
	世田谷 0	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()
合 計		47 (20.0)	74 (31.5)	66 (28.1)	23 (9.8)	28 (11.9)	18 (7.7)	38 (16.2)	12 (5.1)	58 (24.7)	38 (16.2)	17 (7.2)

第3章 公害環境悪化による健康破壊と家庭生活被害

本章は、公害・環境悪化に原因する家庭生活の被害のうち、健康被害にかゝる部分を扱うものである。ただし、健康被害の発生にともなう家庭生活の変化の実際面については第4章で、また同様に経済的・財産的損失については、第5章で詳述されるので、ここでは、公害による健康被害の発生と家庭生活構造の関係を把握するための枠組みの検討や健康被害の実態とその社会的・経済的側面の分析をおこないたい。

3.1 家庭生活構造と公害環境被害

まず、家庭生活構造という用語が問題である。その定義や内容についての検討は、すでにいくつかの研究でおこなわれているが、その多くは、高度に抽象的な概念枠組みにもとづく家庭生活分析から出発しており、そのため、そこに呈示された枠組みは、そのままでは、本章の対象である健康や生命の維持の問題と家庭生活の関係の分析のためには、使用できないのである。そこで、われわれは、健康や生命の維持がおびやかされている状態である家庭における公害環境被害の具体的事実の詳しい検討から始め、その事実をもとに家庭生活の構造を考察する方針をとった。

われわれが、東京都内の江東区と世田谷区の主婦を対象に行なった面接調査の結果、判明した直接的被害の実例は、表2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7、2-8、2-9に示されているが、これをまとめると表3-1のようになる。

表3-1 都市家庭の公害環境被害状況 (1)

被害内容		江 東	世 田 谷
人 体 被 害		317 (167人)	350 (141人)
人 体 被 害 以 外	庭木・植木・花の衰弱など	32	36
	ペットの病気や死	1	3
	住宅・家具の損傷	60	36
	住宅・衣類の汚れ	37	29
	住宅・生活環境の不快	75	67
	日常生活の障害	50	38
小 計		255	209
計		572	559

(人体被害は被害者数×被害項目。括弧内は被害者数。人体被害以外は被害項目数。)

表3-1では人体被害数が、人体被害以外の被害を合計したものを上回っているが、これは、被害の数え方のちがいによる点も大きい。すなわち、人体被害を経験したと答えた場合については、被害者数にその人の経験した被害の項目をかけ合わせる計算方法をとった（「のどの痛み」を家族の中で3人が感じていると答えた場合は、 $3人 \times 1 = 3$ とした）のに対し、人体被害以外の被害では、たとえば「壁のひび割れ」が指摘されると家族が何人いようと、数えられる項目は「1」である、という計算方法のちがいがある。このため、両者は、あがってきた被害経験数によって被害発生の多少を単純に比較するというわけにはいかない。しかし、表3-1から、世田谷においては江東におけるよりも、人体被害への被害集中度が大きいという傾向は指摘できよう。

ところで、公害による家庭生活の被害は、ここに示したような直接的被害だけにとどまらない。この直接的被害が、家庭生活のさまざまな側面にマイナスの影響を及ぼし、そこに公害による派生的二次的被害をもたらすのである。それは、調査の結果にもとづけば表3-2に示すようなものである。

表3-2 都市家庭の公害環境被害状況 (2)

	世田谷区 (%)	江東区 (%)
労働能力低下	12 (7.3)	11 (5.2)
家事労働の負担増	26 (16.0)	38 (17.8)
所得の減少	6 (3.7)	6 (2.8)
支出の増大	65 (39.9)	83 (39.0)
日常生活機能低下	9 (5.5)	9 (4.2)
勉学能率の低下	1 (0.6)	4 (1.9)
人間関係の悪化	9 (5.5)	7 (3.3)
生活設計の変化	18 (11.0)	22 (10.3)
余暇行動の変則化	17 (10.4)	33 (15.5)
計	163 (100.0)	213 (100.0)

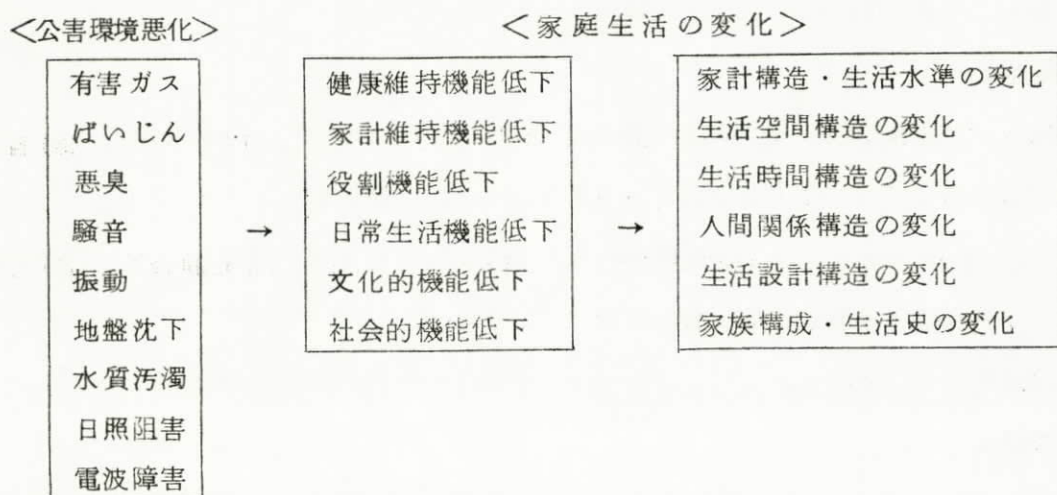
これを、公害環境悪化の種類と直接的一次的被害の関係および一次的被害と二次的被害の関係という視点でまとなおすと表3-3のようになる。すなわち、家庭生活に及んでいる被害は、有害ガスやばい煙、悪臭などさまざまな原因で、直接的に目に見える形で現われる被害（一次的被害）と、それが原因で生活の質的側面にまで及んでいる被害（二次的被害）という二重の構造になっているのである。調査結果から具体的な関係をひろくと、たとえば大通りの自動車騒音が原因で主婦が睡眠不足からノイローゼになってしまった家庭では、夫婦間のいさかいが多くなり、

家族関係が悪化した。比較的に静かな所に家を建て、そこに移ってからはノイローゼからも睡眠不足からも解放され、夫婦の間もまたなごやかなものに戻った、と述べている。この例は、騒音（公害環境悪化の種類）→人体被害（一次的被害）→家族関係の悪化および支出の増大（二次的被害）という関係を構成している。また、近くの工場のばい煙のために、一家の家計支持者が目やのどに被害を受けた家庭では、その被害のために身体の弱った家計支持者が2カ月会社を休まねばならない事態が起きている。この家庭では、さらに、回答者である主婦の祖母も目やのどに被害を受けており、空気の良く日あたりのよい地域への転居を考えている。この例は、ばい煙（公害環境悪化の種類）→人体被害（一次的被害）→労働能力の低下および生活設計の変化（二次的被害）という関係を構成している。

直接的一次的被害によって派生的二次的に引き起こされる生活被害は、いわば、生活の機能面が受ける被害であり、放置すれば、生活そのものを根元から崩壊させてしまいかねない危険性を伴う被害である。

表3-3に示された公害と生活被害の関係をもとに、われわれは、家庭生活における公害環境被害の構造を、図3-1のような枠組においてとらえてみた。

図3-1 家庭生活における公害被害と生活構造



すなわち、われわれは、実際の公害環境被害状況にもとづけば家庭生活の構造は、①家族構成・生活史②家計構造・生活水準③生活空間構造④生活時間構造⑤人間関係構造⑥生活設計構造の6つの要因によってとらえることができると考える。また、各構造要因にはそれぞれ分析指標が必要であるが、代表的なものとして考えたものを次に記しておく。

- (1) 家族構成と生活史
- ①家族構成 (1) 続柄 (2) 性 (3) 年令 (4) 健康状態 (5) 職業)
 - ②生活史 (6) 転居歴 (7) 居住年数 (8) 職歴 (9) 学歴 (10) 既往症)
- (2) 家計構造と生活水準
- ①家計構造 (11) 収入の構成と額 (12) 支出の構成と額 (13) 貯蓄高 (14) 不動産)
 - ②生活水準 (15) 住宅の種類・構造・所有関係 (16) 耐久消費財 (17) 居住地域と環境
(18) 家族員の就業先の環境 (19) 家族員の余暇活動)
- (3) 人間関係構造
- ①家族関係 (20) 家族の役割関係 (21) 情緒構造 (22) コミュニケーション構造)
 - ②近隣関係 (23) 協力 (24) 対立 (25) 孤立)
 - ③親族関係 (26) 依存 (27) 孤立 (28) 葛藤)
 - ④職場の人間関係 (29) 対上役 (30) 対同僚 (31) 自営業の場合)
- (4) 生活空間構造
- ①住宅 (32) 敷地の面積・構造 (33) 住宅の面積・間取)
 - ②公害源との距離 (34) 隣家 (35) 高層建築物 (36) 工場 (37) 幹線道路 (38) 鉄道
(39) 川など悪臭源 (40) 工事現場 (41) 空港)
 - ③公共施設との距離 (42) 公園 (43) 図書館)
- (5) 生活時間構造
- ①在宅時間 (44) 睡眠時間 (45) 家事労働時間 (46) 家庭学習時間 (47) 休養時間 (48) 自営業就業時間 (②に属することもあり) (49) 余暇時間)
 - ②外出時間 (50) 就業労働時間 (通勤時間含) (51) 就学学習時間 (通学時間含) (52) 家庭外余暇活動時間 (53) 買物時間)
 - ③レジャー旅行 (54) 年間日数)
- (6) 生活設計構造
- ①健康管理 (55) 健康増進 (56) 予防 (57) 治療・看護 (58) リハビリ・社会復帰)
 - ②長期設計 (59) 住宅計画 (60) 出産計画 (61) 教育計画 (62) 職業計画 (63) 老後計画
(64) 余暇計画 (65) 貯蓄計画)
- また、ここに示した家庭生活構造の6要因が、実際の公害環境被害の発生やその生活への影響とどう関連しているかということをも、表3-4にまとめた。

表 3-4 生活の構造と公害環境被害の関係

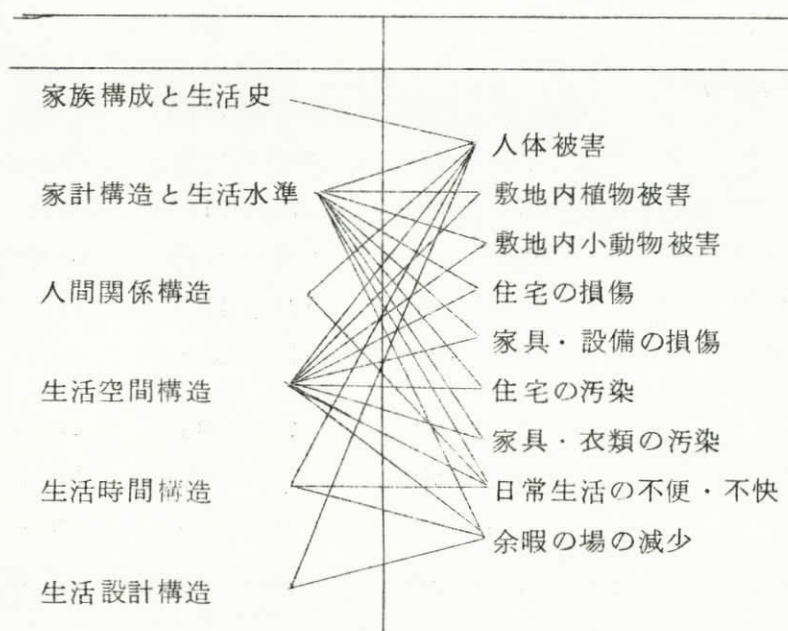


表 3-4 は、われわれの調査結果にもとづいてまとめたものであるため、われわれの調査の範囲内という限定つきではあるが、この表から、生活構造要因のうち、家計構造と生活水準にかかわる部分は、公害環境悪化の生活被害のすべての側面と関連があることが認識できる。家計構造・生活水準構造に続いて、公害環境悪化の生活被害によって受ける影響が強いのは、ここでは、生活空間構造である。一方、公害環境被害の種類の方から見ると、生活構造要因のすべてとかわりがあるのは人体被害であり、これに次ぐのは、住宅被害および住宅関連被害であることがわかる。生活構造要因と公害環境被害の実際との具体的事例については、以下の関係章節でとりあげてゆくのでここでは示さない。

本章では、次節以下は、人体被害と家庭生活構造の関係に焦点をしぼることにしたい。

3.2 人体被害と家庭生活構造

人体被害に関する調査結果の全体的傾向についてまずふれておこう。

人体被害が家族に発生したと答えた例は、江東で 87 人 (76.3%)、世田谷 94 人 (77.7%) で、公害発生源と人体被害発生の関係は、表 2-2、表 2-4、表 2-5、表 2-6、表 2-8 に示したとおりである。まとめると表 3-5 のようになる。このほかにも、対象者が自発的に回答した症状の中には「頭がぼーとする」「胃の具合が悪くなった」「頭がじんとする」「目がクラクラする」「胸がいたむ」「鼻におできができた」「鼻腔障害」「喉頭がん」「口内炎」「甲状腺異常」「身体が弱った」などがあり、これらは、必ずしも公害発生源が確定できるものではないが、公害と無関係とするだけ根拠もない症状である。

表 3 - 5 種類別に見た人体被害経験数 () 内は被害者数

公害環境悪化 の種類	被害内容	江 東 世帯数 (人数)	世 田 谷 世帯数 (人数)	計 世帯数 (人数)
大 気 汚 染	せきが出る	15 (19)	28 (40)	43 (59)
	たんが出る	10 (15)	17 (21)	27 (36)
	のどが痛む (おかしい)	27 (42)	26 (34)	53 (76)
	息ぎれがする	2 (2)	11 (17)	13 (19)
	鼻づまり, 鼻血	6 (14)	15 (24)	21 (38)
	気管支炎	3 (3)	7 (8)	10 (11)
	喘 息	5 (7)	17 (21)	22 (28)
	へんとう腺	1 (1)	2 (4)	3 (5)
	蓄 膿	1 (1)	1 (1)	2 (2)
	風邪をひきやすくなった	14 (26)	19 (38)	33 (64)
	風邪のなおりが悪い (症状が重い)	1 (1)	3 (3)	4 (4)
	頭 痛	2 (2)	6 (6)	8 (8)
	はき気・不快感	4 (5)	2 (3)	6 (8)
	ノイローゼ気味	1 (3)	0 (0)	1 (3)
	皮膚障害	0 (0)	1 (1)	1 (1)
	眼の症状 刺激がある	9 (14)	20 (23)	29 (37)
	チカチカする			
	しょぼしょぼする			
	痛む			
	涙が出る			
	目ヤニが出る	2 (3)	7 (11)	9 (14)
	充血する	1 (1)	3 (3)	4 (4)
	目の悪化	1 (1)	0 (0)	1 (1)
	結膜炎	0 (0)	1 (1)	1 (1)
	白内障	0 (0)	1 (1)	1 (1)
	計	105 (160)	187 (260)	292 (420)

公害環境悪化 の種類	被害内容	江 東 世帯数(人数)	世 田 谷 世帯数(人数)	計 世帯数(人数)
悪 臭	頭痛	12 (25)	8 (10)	20 (35)
	食欲不振・はき気	11 (28)	3 (3)	14 (31)
	眠れない	0 (0)	1 (2)	1 (2)
	寝こんでしまった、匂い を感じなくなった	0 (0)	2 (10)	2 (10)
	「悪臭」	7 (16)	6 (6)	13 (22)
	計	30 (69)	20 (31)	50 (100)
騒 音	身体的影響			
	聴力障害(耳が聞こ えにくくなった)	2 (2)	2 (2)	4 (4)
	頭痛	2 (2)	1 (1)	3 (3)
	血圧が上がる	1 (1)	0 (0)	1 (1)
	精神心理的影響			
	注意力が散漫になる	1 (2)	5 (7)	6 (9)
	いらいらする。頭が 変になる。	1 (4)	1 (1)	2 (5)
	子供(乳児)が驚く	1 (1)	0 (0)	1 (1)
	「うるさい」	17 (31)	14 (16)	31 (47)
	騒音ノイローゼ	0 (0)	1 (1)	1 (1)
	睡眠妨害			
	眠れない	14 (29)	17 (25)	31 (54)
	計	39 (72)	41 (53)	80 (125)
振 動	精神心理的影響			
	注意力が散漫になる	0 (0)	1 (1)	1 (1)
	振動にびっくりする、 「うるさい」	3 (6)	0 (0)	3 (6)
	睡眠妨害			
	眠れない	5 (6)	3 (3)	8 (9)
	計	8 (12)	4 (4)	12 (16)
日照	風邪をひきやすい	4 (4)	1 (2)	5 (6)
総 計		186 (317)	253 (350)	439 (667)

ではつぎに、いくつかの具体的事例によって、生活構造要因と人体被害との関連をみよう。なお()内は先の生活構造要因の内訳細目に対応している。

(事例1) 世田谷 26才 主婦、夫と2人世帯(①)

幹線道路に近接した区域に密集して建つアパートの一階住まい(15), 8), 夫と2人で小さな商店を開いており、年収は80万円(5), 11)。妊娠5カ月(50)。

結婚のため転居してきて1年(7)来た当時は騒音が気になって眠れなかった。(6)44) また、アパートは日あたりが悪く、一日2時間しか日があたらない(34)。昼間は店にいてから、何とかあまり気にしないですんでいる(48)。(1)(2)(3)(4)(5)(6)

(事例2) 世田谷 57才 世帯主 息子2人、義理の息子1人の4人家族(他にお手伝いさん)。住みついて50年以上(1), 7)。自営業を住宅と隣接した店で手広く営んでおり、年収は500万円以上、(48), 5), 11)。しかし、大通りと高速道路に面した悪い居住環境である(17), 37)。

高速道路ができてから家族全員が夜眠れないし、鼻がつまってにおいを感じなくなった(44)。風邪をひきやすくなったし、目やにが出るようになった。また、すぐに寝こんでしまうなど、身体が弱ってきた。(1)(2)(4)(5)

事例1と事例2は、共に自営業であることと、住宅が幹線道路に近接していることを除けば、共通点はない。すなわち、事例1の年収80万円に対し事例2は、500万円以上、事例1の粗末なアパート暮らしに対し、事例2は広い持家、事例1の職住分離に対し、事例2は職場と住居が同一家屋内、事例1が若夫婦で近く第一子の出産計画があるのに対し事例2は成人の4人家族、事例1が越してから1年であるのに対し、事例2は50年以上の居住年数がある。

しかし、両事例とも、睡眠が妨害される事例をあげている点で人体被害例があがっているのは、公害環境悪化のうちの騒音が原因の人体被害が、他のいかなる要因よりも、加害源と住宅との距離の近さによってもたらされることを意味しているといえよう。このほか、同じ幹線道路に原因する別の人体被害例が、事例2にのみ現われているのは、主として居住年数と生活時間の差によるものと考えられる。すなわち事例1は居住年数1年で、昼間は別の場所の店にいて、住宅に帰るのは夜だけであるのに対し、事例2は、50年以上居住し、かつ24時間そこで働き、住んでいるのである。これがもし、事例1で出産がすみ、妻子が住宅にとどまる時間がふえたなら、事情はことなってくるものと考えられる。

次には、出産計画があるが公害のためにためらっている事例およびすでに子供のある家庭の事

例を見よう。

(事例3) 江東 24才 主婦 夫と2人ぐらしで共稼ぎ(1)(5))。粗末なアパートに住み、年収は2人で200万円未満。夫は運転助手(15)(11)(5))。住みついて2年(7))。子供をほしいと考えている(60))。幹線道路や町工場に近い(36)(37))。本人は胃下垂、慢性胃炎の既往歴(10))。

自動車や町工場の悪臭で頭痛がするし、気分が悪くなって胃が変になる。子供がほしいが、子供がいたら大変だと思う(60))。自動車が通ると安アパートなので家具がガタガタとゆれる(37))。このあたりは休みの日でも出かけるような公園がない。緑が何もなく、ゴタゴタした汚ない町工場ばかり(42))。いやだ。いよいよとなればアパートを移る(59))。新潟出身なので都会は好きでない(6))。(1)(2)(3)(4)(5)(6))

(事例4) 江東 33才 主婦 夫と幼い子供2人の4人世帯(1)(3))。庭付きの社宅に住み、住宅条件はよいが、大通りと淀んだ川に近い(15)(36)(37)(39)) 転居して4年(7))。自家用車あり(14))。

以前はすぐ近くの工場の騒音がひどく(36))、乳児や夜勤のあとの夫の睡眠が妨げられた(44))。とくに乳児は、大きな音がしてびっくりするためおちつきがなくなった。川の悪臭には全員が悩まされているし、大気汚染のため、本人は目がしょしょぼ、子供2人はせきがなかなかとまらなくなった。幼稚園に行っている子供の休む日が多くなった。(51))。(1)(2)(4)(5))

(事例5) 世田谷 41才 主婦 夫と小学生2人の4人暮らし(1))。夫は商業関係のフリーの技術者で、小さな家を新築して2年(5)(15)(12)(7))。新築と同時に転居した(1)(できた(6))。幹線道路からやや引っこんではいるが、隣に風呂屋がある(17)(34))。小学校1年と6年の子供がへんとう腺が弱く、風邪をひきやすく、学校を休むことが多い(51)。夫は皮膚アレルギーになったし、来た当時は夜、眠れなかったことがあった(44))。隣の風呂屋のほこりが困る(34))。(1)(2)(4)(5)(6))

事例3は、子供がほしいが現在の環境や住宅条件では不安と感じており、事例4と5がすでに子供をかえ、公害被害を受けているが、事例4は社宅、事例5は小さいながらも家を新築したばかりで共に転居は考えられないのと対照的である。これは、生活設計をこれからたてるという例と、すでに実行してしまった例との差をとることもできよう。居住環境はどの事例も大通りに

比較的近く、そのほかにも町工場、あるいは川、または風呂屋など別の加害源があってやゝ似た状況だが、事例3で若い主婦が強く不快を訴えているのは、本人に既往症があることと、農村部出身であることが関係していると思われる。一方事例4、5では、人体被害が発生した子供が、ともに幼稚園や学校を休むことが多くなっているが、同じ世帯でやはり人体被害の現れた成人は、とくには仕事を休まず、何とか続けていることがわかる。すなわち、事例3、4、5は、居住環境が最悪（事例1および2）でなくとも、既往症があったり幼年者である。あるいは公害が少ない地域から都市に出てきたばかりであるなどの、公害環境悪化に対して弱い面のある人々に、人体被害はより強く現れ、その生活を破壊してゆくことを示しているといえよう。

このように、公害環境悪化による人体被害の発生には、居住地域や居住環境、つまり生活水準構造にかかわる側面と、加害源との距離、つまり生活空間構造にかかわる側面が中心的な要因としてあり、さらにこのうえに居住年数や滞住宅時間、住宅の種類と所有形態、年齢、既往症、出産計画、転居歴などの要因が重なっていることが指摘できる。このほか、第5章で示されているように、就業先の環境も考慮にいれておく必要がある。

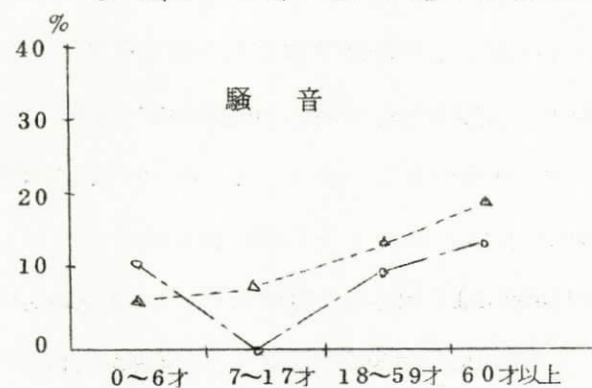
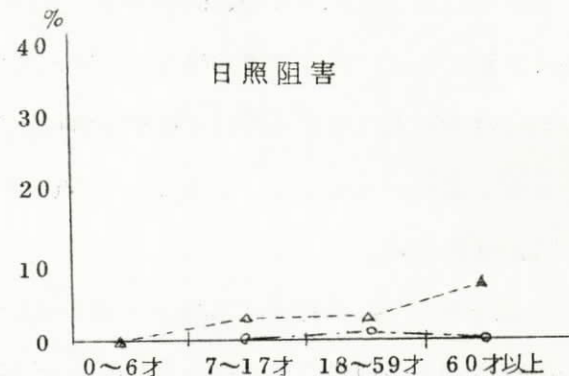
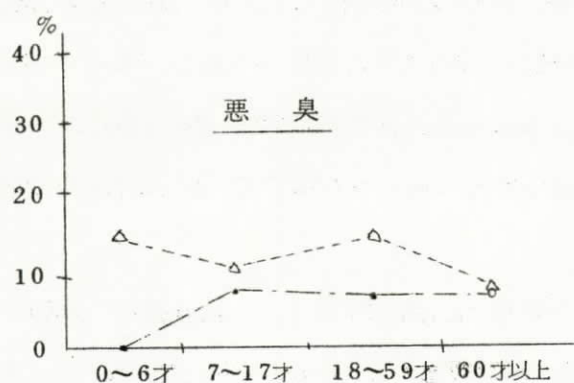
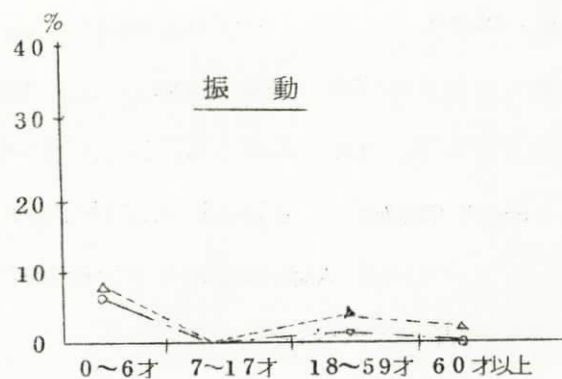
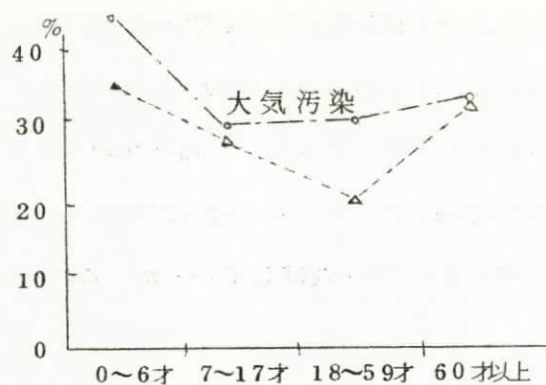
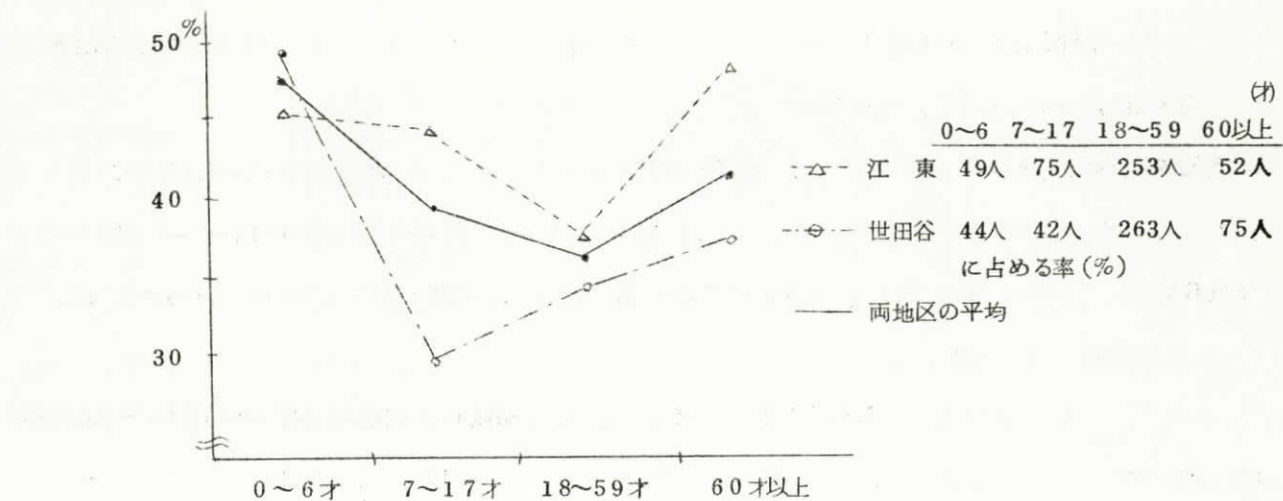
3.3 健康破壊による生活の変化と家庭生活構造

前節では主として人体被害が発生する、あるいは認識される経過と生活構造との関連を扱ったが、ここでは人体被害が生活に及ぼす変化について触れる。事例3、4、5でも、そうした生活破壊が、肉体的に弱い人々に現れる事実を見たが、（数値的な根拠を例示すると図3-2の通りである）しかし、被害が続けば、とくに弱い人々でなくとも、次の事例のように生活に支障が生じるのである。

（事例6）江東 63才 主婦・夫59才と長男の3人世帯で自営業（1）（3）（5）。年収300万円ぐらい（11）。店の近くに最近家を建て、本人と長男は夜、そちらへ帰る（15）（48）（47）。店は表を幹線道路、両横と裏を自動車修理工場と車庫で囲まれている（17）（36）（37）。店で居住した年数は17年（7）。

自動車騒音のため本人が不眠になり、ついにノイローゼにまでなった（48）。それで家を別に建てた（12）。夫は高血圧で2年前に倒れ、今は何とかもち直しているが、騒音にはいらいらする（10）。長男もぜんそく症状にかかった。前はなかったことだが、いらいらするため、つい、夫婦げんかになることが多い（21）。工場にどなりこんだこともある（24）。

図3-2 年齢層別にみた人体被害者の比率



(事例7) 江東 59才 主婦 娘2人と3人暮らし(1))。娘2人が自営業と教師で年収500万円以上(5)11))。しかし、家のすぐ隣に町工場があり、近くに悪臭のする川がある(36)39))。居住して20年(7))。

家族全員がのどや鼻がおかしいし、頭痛やはき気がする。また、隣の工場の騒音ではやはり全員がいらいらし、家の中がうまきゆかない(21))。工場に苦情を言ったが相手にされないで今は我慢している(24)25))。公害防止器具を買ったり、別荘を買ったりしているが、そのうち転居の予定(12)59))。

事例6、7は、微妙なちがいを除けば、一応、ともに経済的には比較的恵まれているが居住環境は劣悪で加害源に直面している例である。居住年数もともに長いが、事例6でノイローゼにまで深刻化したのは、事例7とちがって睡眠中も騒音がおそい続けたことによると考えられる。生活への影響としては、いずれも騒音にともなういらいらなどが原因で家族内の人間関係が悪化したり、加害源の隣の工場に抗議して近隣関係が悪化するなど、生活関係構造に重大な変化が生じてきている。なお、両例とも、そうした被害から逃れる自衛の手段として住宅の建設や購入などに多額の支出をし、生活設計構造や支出の構造にも大きな変化を受けている。またこの例にははいていないが、人体被害に伴う医療費の増大も、支出の構造に変化を及ぼしているが、これは第5章で詳しくのべる。

このほか、主婦本人が人体被害を受けたために家事労働の能力が低下し、家族の負担がふえたり、逆に家族に人体被害が発生し、その看護や健康管理のため主婦の負担がふえる、あるいは家計支持者が人体被害を受けて就業を休み、収入が減るなどの生活水準構造や生活時間構造に影響が生じるケースもある。しかし、この点についても第4章で詳細に述べるので、ここではこれ以上は触れない。

すなわち、人体被害は、発生するまでには生活水準構造と生活空間構造、生活歴構造、生活時間構造が主たる要因であり、その発生が生活の他の側面に影響を与えるのは、生活水準構造と生活設計構造、生活時間構造にかかわる側面が大きいということが指摘できよう。被害発生に、生活空間構造が大きな比重を占めていることは、対象者が被害発生の具体的加害源をどう認識しているかをまとめた表3-6、3-7によって数値的にも指摘できる。表3-6、3-7は、江東区においても世田谷区においても住宅から距離的に近いところにある加害源が集中的にあがってきており、生活空間構造と公害の人体被害の関連が対象者によって強く認識されていることを示している。また、われわれとしては、地区の概況から判断して、対象者のこうした認識が大体において妥当であると考えた立場をとるので、結局、表3-6、表3-7は、公害による人体被害発生に生活空間構造が大きな影響をもつことを数値的に示しているものということになる。

表3-6 人体被害「症状」と具体的な想定加害源（江東区）

公害環境悪化の種類	被害内容 加害源	①自動車・排気ガス	②近くの工場	③川の汚れ	④下水・どぶ	⑤鉄道・貨物列車	⑥道路・地下鉄工事	⑦下水工事	⑧近隣
大気汚染	1.吐き気・不快感・頭痛	4	2						
	2.眼の症状	4	1						
	3.せき・たん・のど・鼻づまり	10	16						
	4.息ざれ	1							
	5.風邪をひきやすい, 治りにくい	2	4						
	6.気管支炎	2	1						
	7.ぜんそく	2	2						
	8.その他	2	1						
	計	27	27	0	0	0	0	0	0
悪臭	1.頭痛		4	2	1				
	2.食欲不振								
	3.吐き気・不快感	1	3	4	1				1
	4.悪臭	1	1	4	1				
	5.ねこんでしまう								
	6.においを感じない								
	7.眠れない								
	8.その他		1						
	計	2	9	10	3	0	0	0	1
騒音	1.聴力障害		1						
	2.頭痛		1						
	3.血圧が上がる		1						
	4.注意力散漫		1						
	5.イライラ頭が変になる		1						
	6.子供が驚く		1						
	7.「うるさい」	6	4			2	3		
	8.騒音ノイローゼ								
	9.眠れない	8	4				4		
	計	14	14	0	0	2	7	0	0
振動	1.注意力散漫					2	2		
	2.振動にびっくりするうるさい	1				1	1		
	3.眠れない	2	2						
	計	3	2	0	0	3	3	0	0
日照	1.風邪をひきやすい		1						2

表 3 - 7 人体被害「症状」と具体的な想定加害源 (世田谷区)

公害環境悪化の種類	被害内容 加害源	①自動車・排気ガス	②近くの工場	③川の汚れ	④下水・どぶ	⑤鉄道・貨物列車	⑥道路・地下鉄工事	⑦下水工事	⑧近隣
大気汚染	1.吐き気、不快感・頭痛	7							
	2.眼の症状	18							
	3.せき・たん・のど・鼻づまり	33						1	
	4.息ぎれ	8							
	5.風邪をひきやすい、治りにくい	7							
	6.気管支炎	4							
	7.ぜんそく	9						1	
	8.その他	3						1	
	計	89	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	1.頭痛	5			1				2
	2.食欲不振	1							
	3.吐き気・不快感	2							
	4.悪臭	1			3				
	5.ねこんでしまう	1							
	6.においを感じない								
	7.眠れない				1				
	8.その他								
	計	10	0	0	5	0	0	0	2
騒音	1.聴力障害	2							
	2.頭痛	1							
	3.血圧が上がる								
	4.注意力散漫	2					1	1	
	5.イライラ頭が変になる						1		
	6.子供が驚く								
	7.「うるさい」	5	2				1	5	2
	8.騒音ノイローゼ	1							
	9.眠れない	12					1	3	
	計	23	2	0	0	0	4	9	2
振動	1.注意力散漫	1							
	2.振動にびくつきするうるさい								
	3.眠れない	3							
	計	4							
日照	1.風邪をひきやすい								

3.4 健康被害の指標化および被害発生のおくみ

これまでに述べてきたのは、人体被害発生と家庭生活構造の関係であった。この関係は、生活構造の各要因を指標化することによって、ある程度、客観化することも可能であった。これに対し、公害環境悪化に原因する人体被害自体を家庭生活構造要因によって分析するのは困難である。たとえば、事例2に出てきた「鼻づまり」「風邪をひきやすくなった」「目ヤニが出るようになった」「身体が弱った」や、事例3の「頭痛」「不快」「胃が変になる」、事例4の「乳児のおちつきがなくなった」「家族みなが悪臭に悩まされる」「目がしょぼしょぼ」「子供のせきがとまらない」は、生活構造要因のうちの家族構成要因に含まれる＜健康状態＞という分析指標を除けば共通する分析指標はないし、この＜健康状態＞にしても、ここに述べたさまざまな身体症状を分析するためには、あまりに描象的でありすぎる指標である。もっとも、次のような例もある。たとえば、事例1, 2, 4, 5で訴えのあった「夜眠れない」は、生活時間構造要因のなかの＜睡眠時間＞で、また事例4, 5の「風邪をひきやすくなって子供が幼稚園や学校を休みがち」は、同じく＜通学時間＞で客観化に迫ることができる。しかし、これらにしても、人体被害の実態を示すうえでは、症状をそのまま述べるよりも、はるかに迫力に欠けるものであることは説明するまでもないのであろう。つまり、人体被害は、医学的指標化による以外は指標化は困難であり、医学的指標化がなされるまでは、症状をそのままとらえて表現するのが人体被害を示すのには最も適切であることとなろう。

では次に、公害や環境悪化にもとづく人体被害が発生するまでの経過や仕組みについて検討しよう。

われわれが東京都の2地区で得た結果からは、被害としては、表3-1で示したような被害があり、人体被害が及んでいることがわかる。そうした人体被害以外の被害との関連から、まず、人体被害発生経過を探ることにしよう。そこで回答者の中で人体被害を答えた人々が、その他の被害をあげているかどうか、あげているとしたらどのようなものを調べてみたのが表3-8である。

表3-8によれば、人体被害をあげ、かつそれ以外の被害が発生している家庭は江東で40世帯(35.1%)、世田谷で51世帯(42.1%)——いずれものべ数——である。これを公害環境悪化の種類別で見ると、重複発生率は、江東、世田谷とも大気汚染に集中しており、騒音の場合には人体被害が単独で発生する率が高く、また悪臭は当然のことながら人体被害の単独発生に集中していることがわかる。これに対し、振動や地盤沈下、日照障害、電波障害の場合は、人体被害以外の被害に集中している。

表3-8 人体被害・人体被害以外別の被害発生家庭数

括弧内は% (江東114, 世田谷121)

地 区 被害内容 公害環境 悪化の種類	江 東			世 田 谷			計		
	人体被害 重複発生 以外	人体被害	人体被害以外	人体被害 重複発生 以外	人体被害	人体被害以外	人体被害 重複発生 以外	人体被害	人体被害以外
大 気 汚 染	31 (27.2)	32 (28.1)	20 (17.5)	43 (35.5)	33 (27.3)	10 (8.3)	74 (31.5)	65 (27.7)	30 (12.8)
悪 臭	0 (0)	28 (24.6)	0 (0)	0 (0)	18 (14.9)	1 (0.8)	0 (0)	46 (19.6)	1 (0.4)
騒 音	4 (3.5)	29 (25.4)	20 (17.5)	5 (4.1)	27 (22.3)	8 (6.6)	9 (3.8)	56 (23.8)	28 (11.9)
振 動	1 (0.9)	6 (5.3)	36 (31.6)	2 (1.7)	3 (2.5)	14 (11.6)	3 (1.3)	9 (3.8)	50 (21.3)
地 盤 沈 下	0 (0)	0 (0)	15 (13.6)	0 (0)	0 (0)	11 (9.1)	0 (0)	0 (0)	26 (11.1)
水 汚 染	0 (0)	0 (0)	1 (0.9)	0 (0)	0 (0)	3 (2.5)	0 (0)	0 (0)	4 (1.7)
日 照 阻 害	4 (3.5)	0 (0)	28 (24.6)	1 (0.8)	1 (0.8)	47 (38.8)	5 (2.1)	1 (0.4)	75 (31.9)
電 波 障 害	0 (0)	0 (0)	35 (30.5)	0 (0)	0 (0)	33 (27.3)	0 (0)	0 (0)	68 (28.9)

一方、人体被害発生家庭における人体被害以外の被害の重複発生を、被害の種類別でひろくと表3-9のようになる。

表3-9 重複被害の被害別内訳
(人体被害と人体被害以外)

	江東区	世田谷区	計
庭木・花の衰え	20	27	47
ペットの病気や死	1	3	4
住宅・家具の損傷	26	15	41
住宅・衣類の汚れ	26	22	48
住宅・生活環境の不快	23	26	49
日常生活の障害	38	36	74

表3-9を表3-1と比較してみると、人体被害以外の被害が発生している家庭における被害の種類別に見た人体被害との重複発生率がよくわかる。すなわち、被害の種類別でみると、「ペットの病気や死」は、被害発生母数が少ないということもあるが、100%の重複発生率を示しているし、「日常生活の障害」も重複発生率が高いし、「庭木・花の衰え」や「住宅・衣類の汚れ」も重複発生率が高い方にはいる。ところが、「住宅・家具の損傷」や「住宅・生活環境の不快」の場合は、人体被害との重複発生率は低くなっている。こうした傾向を、表3-8で、大気汚染に重複被害が集中し、その他としては騒音、振動、日照阻害の場合に少数の重複発生が示されていたことを考えあわせると、人体被害が発生するまでの仕組みについて、次のようなことが指摘できるであろう。すなわち、大気汚染に原因するさまざまな人体被害症状が、愛玩動物の病気や庭木・草花の衰え、あるいは住宅や衣類の汚れと重複して現れる傾向が強いことは、これら人体被害以外の被害が発生したときには、認識されているかどうかは別として人体被害が発生しているか、あるいは近い将来に発生することを警戒する必要があるということである。いいかえると、一見、人体被害とは関係のなさそうな「衣類や布団の汚れ」などの日常生活の不便さが日常的になるころには、植物や小動物に何らかの異変が生じており、また、気管支系をはじめとする身体の各所の異状が発見されるようになっている、といった経過が推察されるのである。これは、しかも、とくに身体的な障害のない成人の場合に言えることであり、乳幼児や高齢者、妊産婦、病弱者などの肉体的に弱い層の人々には動植物被害や住宅損傷が目につくほど激しくなったときには既に発病しているものと考えられる。人によっては、もっと早い段階で健康障害をおこすこともないとはいえない。

一方、悪臭による人体被害や騒音による人体被害は、こうした生活環境の汚染や破壊という前兆なしにいきなり現れることがほとんどであり、この面での人体被害は、それだけに、早目早目の対策がとられなければならないことが指摘できる。しかし、前兆となる被害はなくとも、先に述べたような家庭生活構造要因と被害発生との関係から、主として、生活空間構造、生活時間構造、生活歴構造、生活水準構造があり、中でも、居住地域と居住環境、加害源との距離などが、被害発生と強い関連のあることが把握されている。居住環境が悪ければ、人体被害が発生するのは時間の問題なのである。したがって、居住環境から加害源を取り除くことは、公害環境悪化による人体被害の発生を防ぐうえでまずとられなければならない措置であり、この発想を実行すれば、悪臭や騒音にもとづく人体被害も、加害源を居住環境から切り離すことによってある程度までは予防できるわけである。ただ、大気汚染に原因する人体被害の場合は、大気汚染による被害発生区域が広範であるところから、居住環境から加害源を切り離したぐらいでは、ほとんど被害を防ぐことはできない。この場合には、やはり、発生源で問題の根を絶つ方法がとられなければならないといえよう。

3.5 健康破壊の実態と把握の方法

われわれが調査対象者の主婦から、家庭に発生していると知らされた人体被害はすでに述べたとおりだが、これは、まず、自由回答方式で「お宅では、こちらに住まわれてから、公害環境悪化による被害を受けたことがありますか」と質問して、回答の中に人体被害に関係のある回答があった場合と、さらに重ねて「お宅ではこちらにいらしてから次のような公害環境悪化による被害をどなたかがうけたことがありますか」と例示を記したカードを示して質問し、それに対する回答中の該当部分とをひろったものである。表中の「せき」「息ぎれ」「鼻づまり」「頭痛」「はき気」「耳が聞えにくくなった」「睡眠不足」「注意が散漫になった」「落ちつきがなくなった」「食欲不振」「風邪をひきやすくなった」は、このようにしてわれわれが提示したものであるが、その他の表現は対象者の自由な発言にもとづくものである。回答者は江東で81人(71.1%)、世田谷で83人(68.6%)である。他方われわれは、以上の質問とは別途に、再度「お宅では光化学スモッグの被害にあわれたことがありますか」という質問をおこない、これに対し、江東で28人(24.6%)が、世田谷では48人(39.7%)が「あり」と答えており、この中に、上記の質問に回答していない例が含まれている。江東ではその数が6人、世田谷で11人である。したがって、「家族の人体被害」を自覚している主婦の総数は、江東で87人(76.3%)、世田谷で94人(77.7%)にのぼるわけである。これは、世田谷区が実施した世論調査(世田谷区

『区政世論調査』昭和48年)で「身近に公害の影響を受けているか」という質問に対し、太子堂2丁目を含む第2ブロックの対象者のわずか47.4%が「受けている」と答えた比率にくらべるとはるかに高率であるし、また、東京都公害研究所が実施した公害調査(東京都公害研究所『公害による経済的損失の評価Ⅱ』昭和48年)の江東区における数字70.9%とくらべてもまだ高めである。

われわれの調査と他の調査の結果の間のこの開きは、主として調査方法に原因するものと考えられる。すなわち、世田谷区の場合は、郵送法調査にもとづく統計処理によったものであるが、元来、郵送法調査というのは、ごく単純なことがらをめぐっての、「イエス」か「ノー」かという資料を大量に集めるのに適しているものであり、「公害」とは何をさし、「身近」とはどの範囲までをさすのか、など二重に意味の不明確なこのような質問を行うのには不適である。このような方法によるときは、対象者にとって判断のつかないどっちつかずのケースは「ノー」にまわることが多くなってしまふ。また公害研究所の場合は、われわれの場合と同様に調査票を携帯しての面接調査であるが、前もって準備した健康障害についてその有無をたずねているため、質問にない健康障害があってもあがってこなかったことが考えられる。また、準備した質問が、大気汚染関係に限られていたことも、われわれの調査結果よりも障害率が低く出た理由の一つと考えられる。

それでは、われわれの方法はどのようなものであったかという点、世田谷区による調査とまずちがうのが、面接法による調査票調査である点である。そして、公害研究所による調査ともちがうのがその面接法も、先に述べたように、まず、まったく自由に公害環境被害の体験の有無を聞いておいて、次に重ねて、公害環境被害を例示したカード[※]を示して、カードに示されたような被害の有無をたずねている。その際、対象者が、カードの例から連想して、示されていない被害の体験を話したならば、それも、その通りに調査票に記入することとした。表3-10は、このようにして、フリーに質問して得られた人体被害回答と、カード呈示によって得られた人体被害回答数とを比較したものである。

※ カードに例示した内容は、本報告書末尾に添付した調査票のSQ11.2の「被害の例」欄に記された項目である。

表3-10は、自由回答方式(この方法は、得られる回答の質という点からいえば、郵送法調査や自己記入方式調査と同等である)の場合と例示回答方式の場合の相異点に関して、少なくとも

表 3-10 人体被害に関する自由回答と例示回答比較

(単位は被害者数)

被害内容	江 東		世 田 谷		計	
	自由回答	例示回答	自由回答	例示回答	自由回答	例示回答
せきが出る	7	19	8	40	15	59
たんが出る	2	15	5	21	7	36
のどが痛む	30	42	25	34	55	76
息ぎれ	0	2	2	17	2	19
鼻づまり・鼻血	4	14	15	24	19	38
気管支炎	3	3	4	8	7	11
ぜんそく	5	7	7	21	12	28
へんとう腺	1	1	2	4	3	5
蓄膿	0	1	0	1	0	2
風邪をひきやすくなった	12	30	15	40	27	70
風邪のなおりが悪い	1	1	1	3	2	4
ノイローゼ気味	2	3	0	0	2	3
皮膚障害	0	0	0	1	0	1
眼の刺激	7	14	15	23	22	37
目やに	0	3	0	11	0	14
目の充血	0	1	1	3	1	4
目の悪化	1	1	0	0	1	1
結膜炎	0	0	0	1	0	1
白内障	0	0	1	1	1	1
頭痛	5	29	2	17	7	46
はき気・食欲不振	17	33	1	6	18	39
においを感じなくなった	0	0	5	10	5	10
「悪臭」	4	16	2	6	6	22
耳がきこえなくなった	0	2	0	2	0	4
血圧があがる	0	1	0	0	0	1
注意力が散漫になる	0	2	0	8	0	10
いらいらする	0	4	0	1	0	5
びっくりする	5	6	0	0	5	6
うるさい	19	32	4	16	23	48
騒音ノイローゼ	0	0	1	1	1	1
睡眠障害	12	35	7	30	19	65
計	137	317	123	350	260	667

も次の四つの傾向を示していると考えられよう。一つは、例示したような項目は一つの例外、「耳がきこえにくくなった」を除いては、自由回答方式の場合にも、数は少ないが回答としてのほっていること、つまり、われわれが呈示してみた程度の人体被害については、対象者の一部（47人20%；項目で7.1項目30.2%）は認識していたということである。二つには、例示回答とは独立に自由回答だけを見てみると、自由回答の際に、何らかの人体被害の経験を答えたのは世田谷52人（43.0%）、江東52人（45.6%）であり、世田谷区による調査結果とほぼ同程度の回答率である点である。情報を与えずに質問した際に帰ってくる回答率は、ほぼこの線におさまることを示しているものといえよう。三つには、情報を与えられたのちには、例示された項目についてはもとより、例示のない項目についても常識的に考えられるような項目の場合は平均して数倍もの回答が集まったことである。四つには、同様に、例示されたことによって、まったく独自の回答項目（たとえば「目ヤニが出る」「胸のいたみ」「血圧があがる」など）が新たにふえていること、つまり、ヒントが与えられたことで認識に急激な広まりが見られる点である。例示にもとづく認識の広まりは、人体被害例に限らず、その他の被害の場合にも同様に生じている（表3-11）。

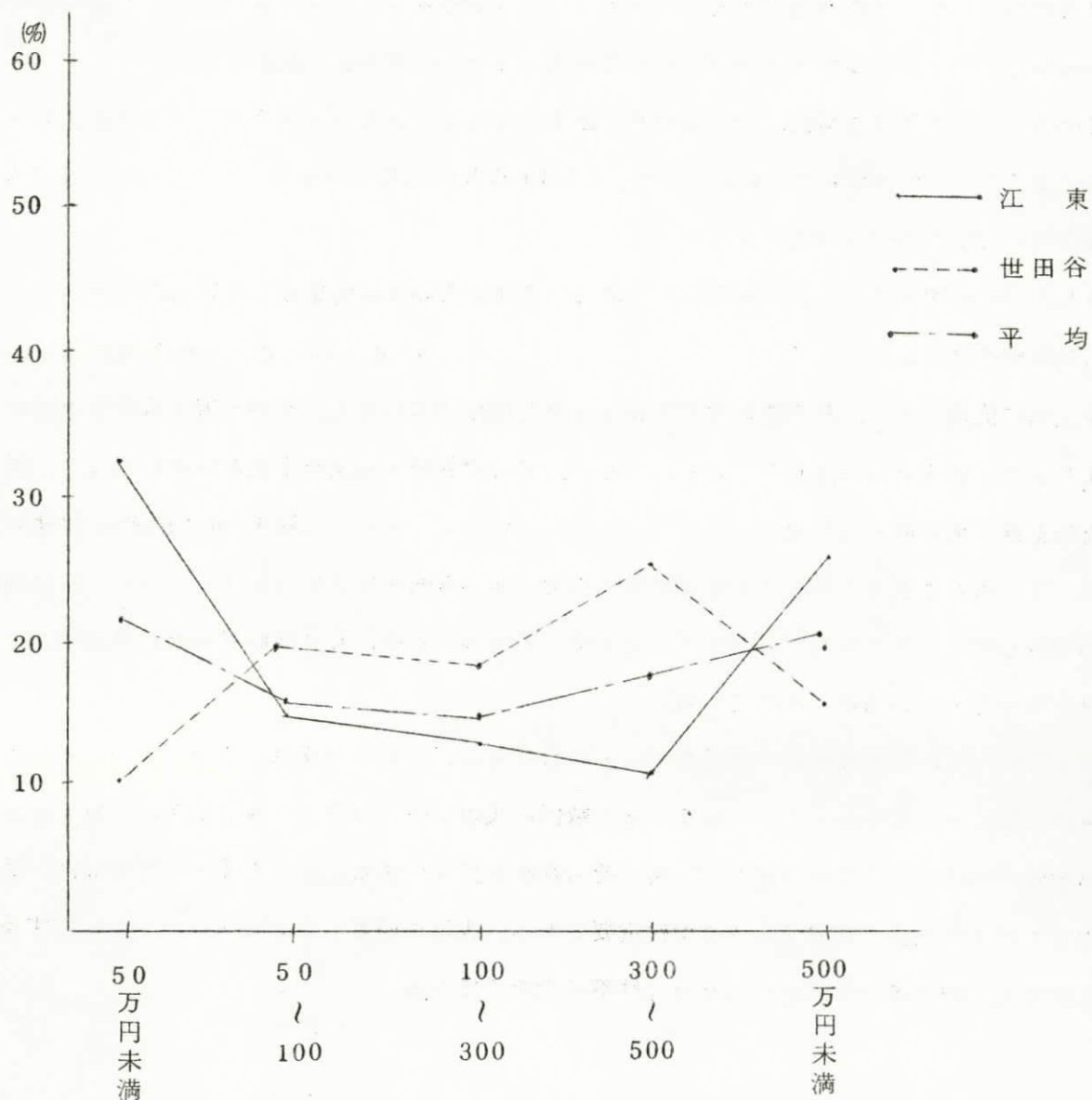
以上の傾向をまとめてみると、公害環境悪化の被害のように、その種類や範囲、程度などについて共通の認識がかたまっていない複雑な問題の実態を知るためには、通り一辺の調べ方は不適であって、一方で情報を提供しながら聞きとりおこなう丁寧な調査方法が現段階では最も必要だということが指摘できよう。ただ、その場合、調査員の質が、この高度で複雑な調査方法を十分こなせるだけに熟練した技術を持っていること、あるいは、せめて各調査員の調査結果が綿密にチェックされる態勢がとられることが必要である。

ただし、これまでの記述によってもわかるように、われわれが試みた調査方法は、きわめて人手と時間を要するものであり、大量の調査対象者を得ることには適していないものがある。したがって、自計式でも誤りが出にくい項目に関する簡単な調査であれば、われわれが試みた方法を使用した精密な調査と並行させ、あるいはそれを参考としつつ、郵送法その他の簡便な方法で大量の調査者を対象とすることも目的によっては必要であろう。しかし、その際にも、質問内容について十分な情報を与え、可能なかぎり実態に接近しうる質問の方法をとることが第一の条件である。しかし、それでもなお、留意点は残る。すなわち、少数例の示す重要性が大量のデータのなかで等閑視される点である。これについては、次に、実例をひいて注意をうながしておきたい。図3-3は、年収別に見た人体被害の発生率である。一般によく使われるこの図のような整理からは、統計的に見るかぎり、公害による人体被害の発生率は、家族の総収入額とは、とくべつの

表 3 - 1 1 健康被害以外の被害に関する自由回答と例示回答数の比較

項 目	江 東		世 田 谷		計	
	自由回答	例示回答	自由回答	例示回答	自由回答	例示回答
庭木や草花が枯れる、弱る	12	32	5	36	17	53
ペットの病気や死	1	1	0	3	1	4
屋内のほこりがひどい	1	9	0	5	1	11
家屋が汚れる（全体と部分）	2	11	1	8	3	21
干した布団や洗濯物の汚れ	5	16	4	13	9	20
洗濯物に悪臭がつく	1	1	0	2	1	2
商品の汚れ	0	0	0	1	0	1
家屋が錆びる（全体、部分）	1	9	2	6	3	15
家具類が錆びる	4	11	0	0	4	4
たてつけが悪くなった	3	18	0	4	3	13
壁や床にひび	0	8	1	7	1	11
窓ガラスなどが割れる	2	2	1	1	3	3
家のいたみが早い	0	1	1	5	0	7
家が傾いた	0	6	0	2	0	7
家具がいたむ	0	2	0	0	1	1
家や家具がゆれる	2	24	1	5	3	13
置物などが落ちてくる	0	1	1	1	1	2
下水がつまる	0	4	0	4	0	6
水はけが悪い	0	1	0	3	0	4
水道管の破損	0	2	0	0	0	2
井戸水がかれた、汚れた	0	0	0	6	0	6
屋内が湿っぽい	0	7	0	16	0	17
いつも電燈をつけている（暗い）	0	16	0	11	0	29
冬、暖房をつけ放し（寒い）	0	2	0	5	0	5
布団が干せない	0	9	0	2	0	7
洗濯物が乾きにくい	0	3	0	13	0	13
風通しが悪い	0	0	1	1	1	3
日照が悪くなった	0	5	0	10	0	15
視界が悪くなった	0	0	0	1	0	1
会話や電話などがききにくい	0	7	0	6	0	14
テレビが見にくい、ききにくい	1	43	0	32	1	61
計	35	251	18	212	53	463

図 3 - 3 年収別にみた人体被害発生率



関係がない、という結論しかでてこない。しかし、もっと内容を掘りさげてみると以下のようになる。

たとえば江東で年収500万円以上を得ている居住歴20年のある家庭は、4人家族で経済的にはゆとりのある生活だが、住宅は密集地域にあって隣が工場で騒音や日照阻害に悩まされている。具体的な被害としては、「植木が枯れる」「住宅のさびや汚れがひどい」「家のたてつけが悪くなった」「電燈をいつもつけ放し」などのほか、人体被害として家族全員が「のどのいたみ」「鼻のいたみ」「頭痛」「はき気」「いらいら」を訴えている。一方、同じく江東の、年収100万

円未満の居住歴 8 カ月のある母子家庭は、7才と3才の幼児をかかえた母親が寮の管理人に住みこんで生計をたてているが、住居のすぐ前には濁った大きな川、また10 mほどのところに広い自動車道路があって、そこが地下鉄工事中という生活環境である。この家庭では「戸や窓のたてつけが悪い」「テレビのうつりが悪い」「地盤が弱い」などの被害と同時に、長男が「のどのいためている」「1カ月に1回位、のどの調子が悪く学校を休みがち」という人体被害を訴えている。このように、年収500万円以上の家庭と年収100万円未満の家庭は、公害の被害の受け方の表面では、あまりちがいがいいように見える。

しかし、受けた被害がどれほど深刻か、どのような対処策の自由度をもっているかとなると、経済的条件が直接にひびいてくる。すなわち、ここにあげた500万円以上の年収の家庭では、加害源工場に抗議したり、裁判所に訴えをおこすなど積極的に行動し、その一方で公害防止器具を購入したり、別荘を買ったりしている。そして、抗議や訴訟が効果をもたないとわかると、郊外に土地を買って転居する計画をたてているというのである。だが、年収100万円未満の母子家庭は、住み込むことで生計が成り立っているのであるから転居など思いもよらないし、積極的な行動に対してもしりごみしがちである。せめて、子供のために、月2回ほど郊外に外出するという対応策をとっているというのである。

このように、受けた被害を軽い段階でくい止められるかどうかという点まで考慮すると年収差の影響は明確に出てくるのである。こうした少数例の実態をひとつひとつ検討して、一見、差異のない数値のかげにかくされた被害の実態とその意味を探り出すことは、とくに、こうした、被害を受けた人々の実態を把握するうえでは重要である。大量の回答をコンピューターで処理する方法だけでは、被害者の実態を知るためには不完全なのである。

第4章 公害・環境悪化による家庭生活の被害

4.1 家庭生活における公害環境被害の分析方法

家庭生活は、それを取りまく自然的・社会的環境と密接な関連を保ちながら営まれている。公害は、家庭生活を取りまく自然的・社会的環境を悪化させ、さまざまな側面から家庭生活に被害をもたらしている。

したがって、家庭生活における公害環境被害を分析するには、第一に、家庭生活とそれを取りまく自然的・社会的諸条件との関連を明らかにし、家庭の外部に発生した公害環境悪化が、どのように家庭の内部に被害を発生させているかを明らかにしなければならない。

第二に、家庭生活は、家族員の健康・意識・行動・職業、住宅の構造、家計などの諸要素から構成され、複雑な構造をもっているので、公害環境悪化が家庭生活構造にどのような被害をもたらしているかを分析しなければならない。家庭生活構造をどのようにとらえるかによって、家庭生活における公害環境被害のとらえかたは決定的に異ってくる。家庭生活構造の分析枠組は、すでにいくつか提示されているが、それらは、そのままの形では公害環境被害をとらえる枠組として使うことはできない。家庭生活における公害環境被害の実態調査をふまえながら、主要な被害を的確にとらえることのできる分析枠組と指標の体系とを新たに構築しなければならない。

以上のような観点から、われわれは、江東区および世田谷区において実施したパイロット・スタディの結果をふまえて、図4-1で示したように家庭生活における公害環境被害と生活構造の変化の分析枠組をまとめた。この枠組にもとづいて、以下に家庭生活における主要な公害被害を取りあげて行きたい。ただし、前章においてすでに健康被害についての分析が行なわれ、次章において家計における被害が分析されているので、本章においては、健康の問題と家計の問題を念頭におきながらも、それ以外の家庭生活の諸問題に焦点をしぼることとする。

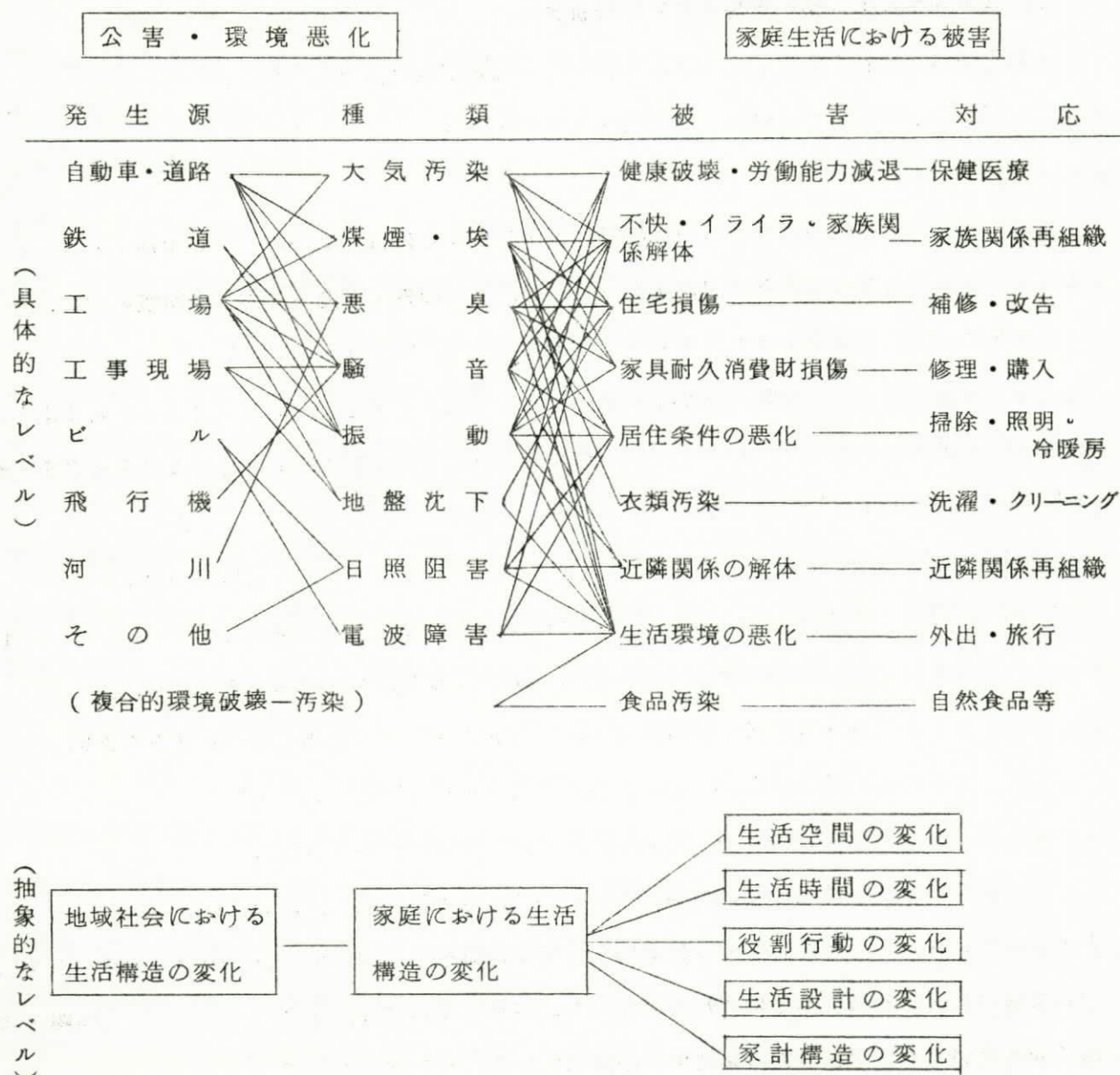
4.2 健康被害が家庭生活に及ぼす影響

公害環境悪化が家族の構成員にどのような健康被害を発生させているかは、すでに前章において詳細に分析されている。また、健康障害が生活構造全体に及ぼす影響についても分析されている。前章といくらか重複するが、公害環境悪化による健康被害が、家庭の日常生活にどのような影響を及ぼしているかを具体的な問題を取りあげて検討しよう。

(1) 健康被害による職業労働や家庭生活の支障

健康障害が家庭生活に及ぼす影響は、健康障害の程度や、健康障害を受けた人の家族内におけ

図 4-1 家庭生活における公害・環境被害と生活構造の変化



る地位・役割などによって異なる。健康障害の程度が進めば、当然、労働能力・生活能力が減退する。健康障害が夫にあらわれれば、家庭生活を職業労働によって支えるという役割に支障が生じ、妻にあらわれれば、家事・育児の役割に支障が生じるほか、内職・家事従事・共稼ぎなどによる家計補助の役割にも支障が生じる。

「健康への被害を受けたことで、仕事や生活に支障がおきた方がいらっしゃいますか」という質問に対して、「仕事や、生活に支障がおきたものがある」と答えたものは、江東区で17.5%，世田谷区で17.4%であった（付録Ⅰ 単純集計表C-29）

次に、その支障がおきたものは誰であるかを質問した結果をみると、本人（成次女子）が9.8%、夫が6.8%、その他の家族が2.6%、あげられている。江東区と世田谷区とを比べると、夫をあげるものが、江東区7.9%、世田谷区5.6%で、前者がやや多い（単純集計表C-30）。さらに、支障の内容について質問した結果をみると、「労働能力低下」をあげるものが10.2%、「日常生活機能低下」をあげるもの5.5%、「所得減少」をあげるもの3.0%、「その他」と答えたもの4.3%である（単純集計表C-31）。

江東区と世田谷区との間には、仕事や生活への支障という点では、ほとんど差異はあらわれない。公害環境悪化の種類や健康障害の種類については両地区の間に相違があったが、その相違は仕事や生活の問題にまでは直接的に影響を及ぼしていない。

以上のような調査結果を総合して、今後さらに大規模で精密な調査研究を要する課題を考えると、次のような点を指摘することができる。

第一に、所得減少をきたすほど深刻な健康被害が約3%生じていることである。健康被害が労働能力を低下させることは必然的であるが、それが所得減少をきたすかどうかは、①健康被害の程度、②労働の形態内容、③賃金形態、などによって決定される。一般に健康被害の程度が重く長期の入院治療や自宅療養を必要とし、労働することができなくなった場合、所得減少が生じてくるのは当然である。

しかし、日給制あるいは歩合制の賃金を受けている階層や家族労働力によって自営業を営んでいる階層には、より早く所得減少が生じやすい。とりわけ、このような状態に陥りやすいのは、運転手など戸外で肉体労働に従事している下層労働者や零細自営業者である。健康被害による労働能力の低下は、家庭生活の基盤を脅かすものであるが、すでにそのために所得が減少し貧困化している家庭が事例として見出されることに注目しなければならない。

第二に、所得減少にまでは至らないが、健康被害のために労働能力が低下した家族員がいる家庭が約10%ある。職業労働に従事していて労働能力が低下しているもの（夫、共稼ぎや家族従業員の妻、成長した子ども、単身生活者）は、無理をして働いたり、月給制や年次休暇制によって所得減少を免れていても、健康と生活の不安に脅やかされている。また、家事労働に従事している主婦のなかにも、家事労働能力の低下に悩んでいるものがある。例えば、「寝こむから家事に支障をきたす。」「気管支ぜんそくで、布団もあげられないことがあった。夫の負担が非常に大きくなった。」「寝こんで家事ができず、夫々迷惑をかけた。収入もその月は減った。」という訴があった。自営業の家族従業者としての労働や、雇用労働者としての就職を希望しながら健康被害による労働能力低下によって阻まれているものも見出された。これらの問題に対しても、

今後調査研究を深める必要があると考えられる。

第三に、われわれの調査票では、「仕事や生活に支障がおきた方がいらっしやいませんか」という言葉で質問したため、被調査者（成人女子）と夫についての回答が多く、「その他」の家族員をあげたものは約3%に止まっている。公害環境悪化による健康被害は、子どもや老人に多いことを考えると、子どもの遊びや学習、および老人の生活に健康被害がどのような支障を生じているかを把握することが今後の重要な課題であると考えられる。子どもについては、「幼稚園を休むことが多い」「のどの調子が悪く、1カ月に1日くらい学校を休む」「勉強を落着いてしない」「勉強が手につかない」などの訴えがある。

なお、公害による健康被害に対する家庭の対応としては、健康を保持し、病気の悪化を防ぐための売薬の利用などによる保健行動とそれにもなり支出、および発病後の医療受療とそれにもなり支出、家庭看護などがある。このうち、保健、医療にもなり支出については、次章においてとりあげられる。家族の健康管理や家庭看護は、主婦の重要な役割になり、家事負担を増加させている。

(2) 精神衛生の悪化による家族関係の解体化

騒音・振動・悪臭・大気汚染などの公害や日照阻害などの生活環境の悪化は、家族の身体的健康を破壊するだけではなく、精神的健康も悪化させ、家族関係を解体化させている。少数ではあるが、「夜全く眠れないので精神安定剤や睡眠薬を飲んでいる」「ノイローゼ気味になっている」「落着きがなくなった」などという深刻な事例が見出された。調査票の集計では、3%が「家庭が暗くなった」と答えている（単純集計表C-43）。直接家族関係の悪化に関する事例としては、「夫婦げんかがふえた」「いらいらするので、夫婦げんかがひんぱんに起きるようになった」「世帯主がいらいらするから、子どもにあたり、その結果陰うつになる」などがある。公害環境悪化が、家族の精神衛生を悪化させ、家族関係を解体化する過程として、次のような点が重要であろう。

第一に、騒音・振動などは、家族員の精神の安定を奪い、絶えずイライラさせる。とりわけ、「寝つけない」「安眠できない」ための睡眠不足は、家族員の心身の活力を奪い、不機嫌にさせており、同じ状態の家族員の不機嫌が相互に影響しあい、悪盾還している「睡眠不足のため、皆イライラしがちになる」「皆が病気がちで、多少湿っぽくなりがち」「世帯主が病気だから、つい暗くなる」など訴えがある。

第二に、ひどい騒音は、家族員の会話によるコミュニケーションを妨げている。「テレビが聞こえにくい」「電話の声が聞がきこえにくい」という訴えが少なくないが、このような騒音のな

かの生活では、当然家族員相互の日常的会話にも支障が生じている。われわれが調査した主婦のなかには、ほとんど夫の職業生活についての知識をもっていないものが少なくなかったが、このことは公害によるコミュニケーションの阻害と全く無関係ではないと考えられる。

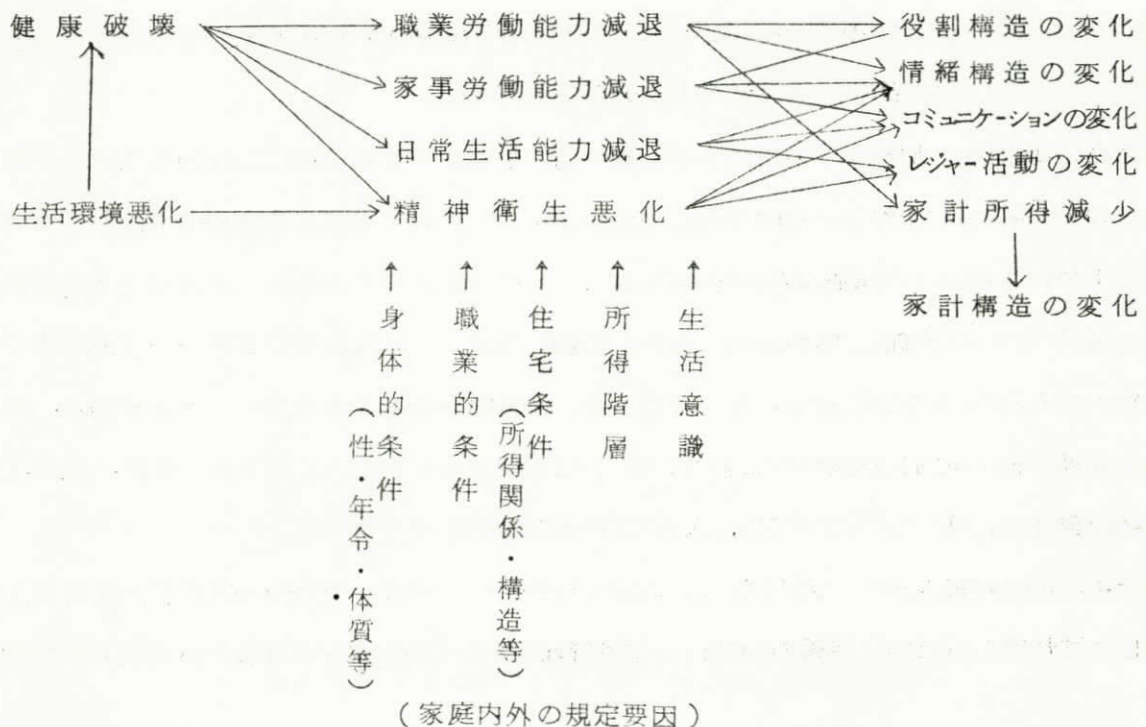
第三に、以上のべたほか、「日当りが悪い」「通風が悪い」「湿気が多い」「テレビが見えにくい」「植木が枯れる」など、家庭生活の快適さが失なわれ、家庭が憩いの場でなくなっていることは、家族員が家庭でだんらんし、心身のエネルギーを回復することを妨げている。「日曜日には魚釣りに行く」「郊外に遊びに行く」などと答えたものが少なくなかったが、このようなレジャー活動は、家族員全員で楽しめるだけではなく、個々に別々の場所で楽しまれている場合も多いようである。家庭の条件が悪化することによって、家族員の生活空間と生活時間がどのように変化し、そのことが家族関係をどのように変化させているかを綿密に調査研究することが必要である。

以上のべたような健康障害による家庭生活被害と生活構造の変化の諸要因をまとめると、図4-2のようになる。

4.3 住生活における被害

大気汚染・煤煙・埃・振動・地盤沈下・日照阻害などは、住宅および家具・耐久消費財などにさまざまな被害を生じさせ、住生活の快適さを奪うとともに、住宅の補修・改造や家具・耐久消

図4-2 健康障害による家庭生活被害



費財の修理・買い換え、新規購入などの支出をさせたり、掃除などの主婦の家事労働の負担を増加させている。

(1) 住宅および家具・耐久消費財の被害と出費

公害による住宅・家具・耐久消費財に関する被害とそのための出費の状況を質問した結果をみよう。「被害を受けたために、新しく家具や公害防止装置などを購入したり、住宅に工事や修理をしたりなさいましたか」という質問に対する回答をみると、「はい」と答えたものは、18.7%である。江東区では23.6%，世田谷区では14.0%が「はい」と答えており、江東区の住宅被害の方が著るしい（C-3.2）。それがどのような内容であるかを質問した結果をみると、住宅の周辺の・部分的改造・補修をしたものが13.2%で最も多く、家具・耐久消費財を購入したものがそれに次で5.5%で、住宅構造の改変を行なったものは1.3%である。江東区においては、住宅の構造的改変を周辺の部分的改造がともに世田谷区より多い（C-3.3）。また、購入や工事をしなかったものに対して、公害被害による住宅や家具についての経済的損失を質問した結果をみると、住宅の周辺の・部分的被害が5.1%の住民にあげられている。世田谷区では江東区よりも住宅の周辺の・部分的被害をあげているものが多いが、これは地盤沈下がほとんどないことと公害による住宅被害の発生がおそかったため、まだ改造をしていない家庭が比較的多いことによると思われる。

このような住宅・家具・耐久消費財の被害は、住生活を著るしく不快にし、それに対する対策として大きな出費を余儀なくさせている。しかし、住宅の増改築や家具・耐久消費財の購入は、損傷を補完するという面ばかりではなく、住生活の水準を向上させるという面もともなっており、出費のうちのどれだけが損傷の補完であり、どれだけが水準の向上であるかを判断することは被調査者にとっても、調査者にとっても同じように困難である。

例えば、江東区の地盤沈下地域のある家庭では、新築後10年で床下の柱が腐り、床が傾きはじめてので、隣家が2階建に改築されるのをきっかけに、自分の住宅も基礎を高くして2階建に改築している。標準的な住宅の寿命を考えると、早すぎる改築であるが、主婦はそれが公害のための改築であるとは意識していない。また、客観的に考えても、改築の費用すべてを公害のための出費であるとみなすことはできないであろう。この事例ひとつからでも、住宅や家具・耐久消費財の公害被害を量的に把握することがいかに困難であるかが明らかである。住宅・家具・耐久消費財の被害を正確にとらえるには、次のような方法が必要であろう。

第一に、住宅の被害をとらえるには、借家と持家とに分けて、それぞれの被害の特殊性を明らかにしなければならない。持家の場合は、住宅管理のすべてを自らの責任と負担において行なっ

ているので、住宅被害の全体をとらえやすい。借家・借間の場合は、基本的な住宅管理は家主の責任と負担において行なっているため、住宅被害は主として家主にとっての関心事になっており居住者を対象に調査しても全体をとらえることはできない。

住宅被害を訴えるものの比率は、持家居住者層においては、被調査者全体（一般市民）に比べ著しく多い。住宅の改造・補修を行なったものは、全体では14.5%であるが、持家層では20.2%である。

第二に、住宅の改築・買い換えや家具・耐久消費財の買い換えは、より高級なものを買っている場合が多いから、購入価格によるよりも、平均的耐用年数と実際の使用年数との差から被害額を算出する方が正確であろう。しかし、一般的に、耐用年数を経ないうちに、より高級なものに買い換えることが盛んに行なわれているから、公害被害がどれだけあるかを意識している主婦はそれほど多くないようである。さらに、「風通しが悪いのでエア・コンディショナーをとりつけた」という場合でも、それが公害による被害に対する対策であるか生活環境悪化に対する対策であるか判定することは困難である。

(2) 住生活の悪化

住生活の悪化の実態をみると、経済的な損害としてとらえるよりも、生活そのものの悪化としてとらえるほかにないような被害が多数訴えられている。

第一に、転居するか、住宅を鉄筋コンクリートで全面的に改築するほかには解決しないような住生活の問題に悩まされながら、それに耐えて日常生活を営んでいる家庭が少なくない。例えば振動のために、「家が年中ゆれている」「2階がゆれるので、2階の部屋を寝室に使えない」「タンスなど家具がゆれる」などの訴えがあり、騒音や大気汚染のために、「窓を開けられないので、家の中が湿っぽい」「夏は寝苦しくて熟睡できない」などの訴えがある。

また、日照障害のために、「1階の部屋に日が当たらないので、あまり使わない」「洗濯物が乾きにくい」「布団が干せない」などの問題が生じている。これらの問題を解決するのは容易ではないので、不快や不便を忍んで生活している家庭が多い。

第二に、地盤沈下や振動のために、「家がかしいだ」「家が下った」「家のいたみが早い」「壁にひびが入った」「たてつけが悪くなった」「ドアが開けにくくなった」など住宅構造の被害についての訴えがかなりある。これらの被害はある程度まで応急的補修はできるであろうが、根本的な対策は相当な費用をかけて改造あるいは改築するほかはないと考えられる。改造・改築のための費用を準備することができないために、不快あるいは不便を忍んでいる家庭が少なくない。このような被害を、どのように量的にとらえるかも今後の課題であろう。

第三に、大気汚染などのために、窓枠・屋根・雨どい・手すりなど住宅の金属部分の腐蝕や、金属製の家具・耐久消費財などの腐蝕が生じている。また、金属部分に塗ったペンキが落ちやすくなったり、壁・窓などに油ばい汚れがついて、住居の美観がそこなわれ、手入れが大変だという訴えも少なくない。「トタン屋根の痛みが激しい。以前は3～4年もったがいまでは1～2年しかもたない」という回答もあった。このような被害に対する対応は、①相当な費用をかけて十分な補修あるいは買い換えをする。②美観が失なわれたまま放置し不快に耐える。③ペンキ購入など最低限の費用をかけ夫の日曜大工や主婦の家事労働などによってできるだけ美観を保ったり長く使えるように手入れする。などさまざまである。このような対応の仕方の相違による支出の相違をどのようにとらえるか、その反面支出を節約したための不快や労力的負担をどのようにとらえるかも、今後検討を要する課題であろう。

第四に、住生活環境の悪化にともなう住居費以外の経済的損失も重要である。日当たりが悪く暗いので、一日中電灯をつけ放しにしている例は少なくない。同じ理由で、冬は石油ストーブをつけ放しにしている例も多い。エア・コンディショナー、ルーム・クーラー、除湿機なども、窓を開けられない家や湿気の多い家を買われている。このような事例から、公害や過密化などによる住生活環境の悪化のために、電気代・灯油代などの経常的支出がかなり増加していると推察される。

(3) 住宅構造と公害環境被害

以上、住生活における公害環境被害についてのべたが、われわれの調査結果から、現在居住している住宅の構造によって、公害被害の受けとめかたがかなり異なることが明らかになったので、この点について検討しておきたい。表4-1は、「この地域の主な公害としてどういうものがありますか」という質問に対する回答を、住宅の種類別に集計した結果である。

この質問は、一般的に「この地域の公害」についてたずねているが、回答者は自分自身の家庭生活における公害被害の実感にもとづいて答えているようである。すなわち、木造アパート居住者には、大気汚染をあげるものが、他のグループに比べて少なく、騒音・振動をあげるものがやや多い。この理由は、単身生活者や若い共稼ぎ夫婦が多いので、住宅は主として「夜帰って寝るところ」になっており、他の公害は比較的感じずに、安眠を妨げる騒音・振動に敏感なためであるといえよう。

一戸建の借家居住者には、大気汚染・騒音・振動・日照阻害などの被害を感じているものが最も多い。このグループの主婦は、最も劣悪な条件のなかで日常生活を営んでいるといえよう。一戸建の持家居住者層は、木造アパート・借家の居住者層よりもやや、被害の少ない家庭生活を営ん

表4-1 住宅構造と公害環境被害との関係

公害環境 悪化 住宅	大 気 汚 染	悪 臭	騒 音	振 動	日 照 阻 害	そ の 他	な し ・ D K	計
木造アパート	50.8	4.2	29.6	8.4	2.5	4.2	29.6	47
一戸建・借家	68.9	6.9	41.3	10.3	6.9	3.4	13.7	30
一戸建・持家	64.4	9.9	18.9	7.4	4.1	15.6	15.6	121
鉄筋集合住宅	66.6	36.3	9.0	6.0	3.0	9.0	6.0	31
その他・不明	50.0		—	—	—	—	50.0	6
計	62.1	7.2	27.2	7.7	3.8	10.6	17.5	235

でいる。最も被害の少ない家庭生活を営んでいるのは鉄筋集合住宅居住者層であろう。騒音・振動をあげるものが最も少ないのは、これらの被害は住宅構造がよければ、かなりの程度まで防ぐことができるためであろう。大気汚染・悪臭をあげるものが比較的多いが、これは公害被害を自分の家庭の内部だけではなく、地域の問題としてとらえる認識をもっているためである。

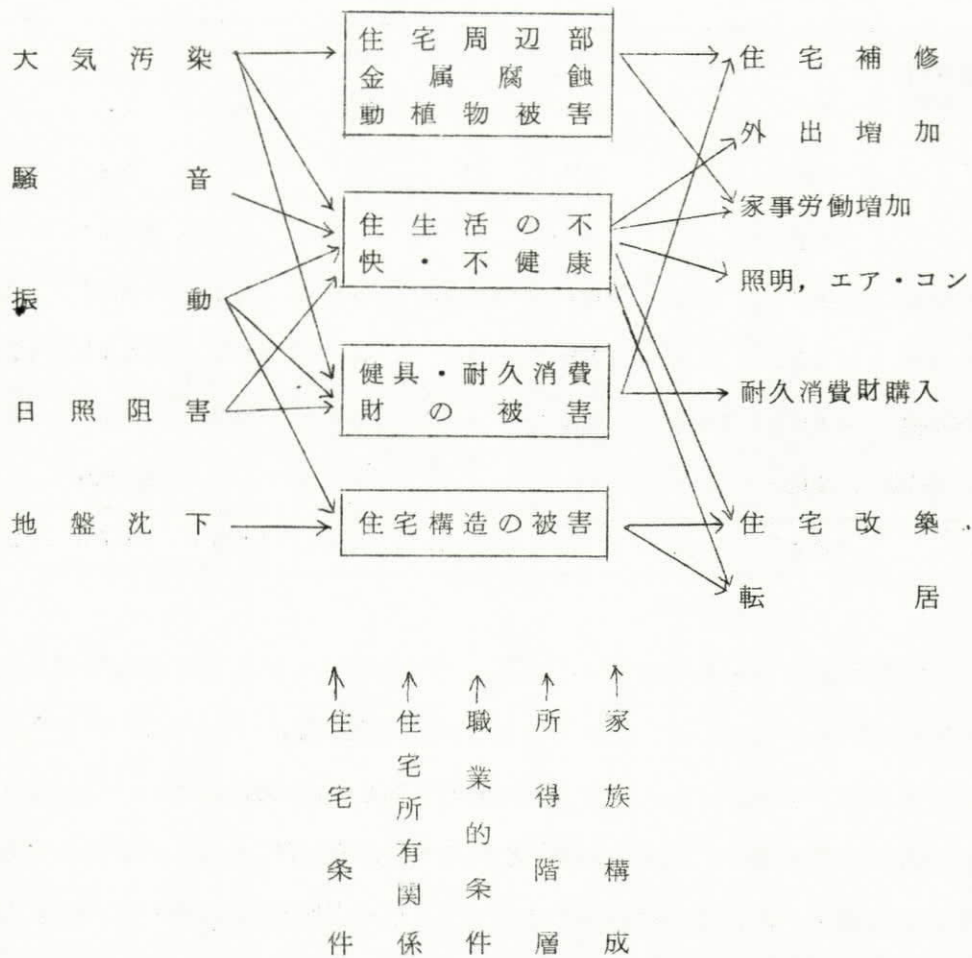
このような調査結果から、公害は経済的余裕が乏しく劣悪な住宅に住む階層に最も大きな被害を生じさせ、住生活をはじめ家庭生活の諸条件をいっそう劣悪化しているといえよう。その反面経済的に余裕のある上層住宅は、住生活の諸条件を改善することによって、ある程度までマイ・ホームを公害から守っているといえるであろう。

以上のべた公害による住生活の被害とそれを生み出す要因、およびその結果生じている家庭生活の被害の関連をまとめれば、図4-3のようになる。

4.4 公害環境被害による主婦の役割の変化

公害環境悪化による家庭生活の被害に対応するために、家庭管理と家事労働とを主として担当している主婦の役割行動には、さまざまな変化があらわれている。すでに健康被害の項でみたように、被調査者（成人女子）のうち、本人が健康被害を受けて仕事や生活に支障のあるものは約10%いた（単純集計表C-30）。このように、被害によって家事労働能力が低下しているばかりではなく、その反面には被害によって家事労働が増加し、家庭管理の責任が重くなるという変化がみられる。

図 4 - 3 住宅被害による家庭生活被害



< 家庭内外の規定要因 >

(1) 家事労働の負担

「公害環境悪化のために、主婦としての御仕事の負担がふえましたか」という質問に対する回答をみると、負担がふえたと答えたものは、27%である。江東区は33.3%で、世田谷区の21.4%よりもかなり高い比率である（単純集計表C-37）。「その他」と答えたもののなかには、「昔から家事はていねいにすることになっているので、最近になってふえたということはない」という年配の主婦も含まれている。客観的にみると、家事の電化・機械化が進み家事労働が軽減化されている反面で、公害環境悪化によって掃除・洗濯などの負担が増加しているので公害環境悪化のために家事負担が重い主婦は、本人が意識している以上にいると考えられる。

どのような仕事の負担が重くなったかを質問した結果をみると、掃除をあげることが最も多く

て18.3%，それに次ぐのが洗濯をあげるもので10.2%である。家族の健康管理のため4.7% 病人の看護のため3.0%，合計7.7%が健康被害に対応するために負担がふえたと答えている。江東区では、掃除・洗濯をあげるものの率が世田谷区に比べてかなり高いが、これは埃・煤煙などによる汚れが多くためである。（単純集計表C-38）

掃除や洗濯の負担がどのようにふえているかを知るには、住居や衣類がどのように汚れるようになったかをみる必要がある。「埃がひどくて、掃除してからでないと、布団が敷けない」「自動車の排気ガスのせいか、窓に油っぽくべつつく汚れがついて困る」「工場からの煤煙のため、黒い小さなゴミがよくたまって困る」などの訴えがあった。とりわけ、洗濯については、「洗濯物が黒くなる」「洗濯物に工場からの煙の色やにおいがついて困る」「洗濯物の乾きが悪い」などさまざまな悩みが回答された。また、洗濯物が汚れるのを防ぐために、室内で乾かしている家庭が少なかった。

(2) 汚染食品への関心と態度

最近、公害による食品汚染が、国民の健康に対する重大な脅威になっている。主婦が公害による家族の健康被害についてどの程度関心を持ち、家族の健康を守るためにどの程度の配慮を払っているかを知るため、汚染食品に対する関心と態度についての調査結果をみよう。

「最近、水銀、PCB、カドミウム、農薬などにより、魚や米など食品が汚染されていることが問題になっていますが、あなたはこのような問題に関心をおもちですか」と質問した結果をみると、「関心がある」と答えたものは77.9%で圧倒的に多い。（単純集計表C-47）世田谷区では81.8%で、江東区の73.7%に比べ、かなり高い比率である。この「関心がある」というものが、どのような層に多いかを分析した結果は、表4-2のとおりである。年齢別にみると20才代に多く、ほぼ90%になっているが、これは妊産婦のグループの比率とほぼ一致する。

表4-2 汚染食品に関心があるものの分析

		関心があるものの比率
年 令 別	20才代	89.1%
	30 "	77.9
	40 "	79.3
	50 "	74.3
	60才以上	69.0
家 族 員 状 態 別	妊産婦がいる	90.0
	子どもがいる	82.0
	体の弱い人がある	75.4
	老人がいる	75.2
	光化学スモッグ被害者がいる	85.5

30才代と40才代の比率はほぼ80%で、子どもがいる主婦の比率と近い。胎児や子どもへの被害を考慮して、汚染食品問題に関心を払う傾向が強いといえよう。また、光化学スモッグ被害者のいる家庭の主婦は、汚染食品に対しても85.5%という高い比率のものが関心をもっている。

次に「日常、食品をお買いになる時、汚染された有害な食品を買わないように気をつけていますか」という質問に対する回答をみると、「気をつけて買わないようにしている」というものは41.7%で最も多い。それに次いで、「一時は気をつけていたが、今は気にしていない」というものが27.7%である。「気をつけても仕方がないと思っている」というものは僅かに10.6%である。「その他」が20.4%もいるが、これには、「もともと魚はあまり買わない」「白身の魚しか食べない」などというものが含まれている。世田谷区と江東区とを比較すると、世田谷区には「気をつけて買わないようにしている」もの44.6%でかなり多い。(単純集計表C-48)

主婦には汚染食品に対する関心をもっているものが多いが、その関心はあまり強くなく、また持続もしない層がかなりあるといえよう。しかし、41.7%が汚染食品は気をつけて買わないという態度を持続していることは注目し得るであろう。

(3) 主婦の役割の変化

公害被害による主婦の役割の変化を今後いっそう詳細に調査研究するためには、次のような課題ととりくむ必要があろう。

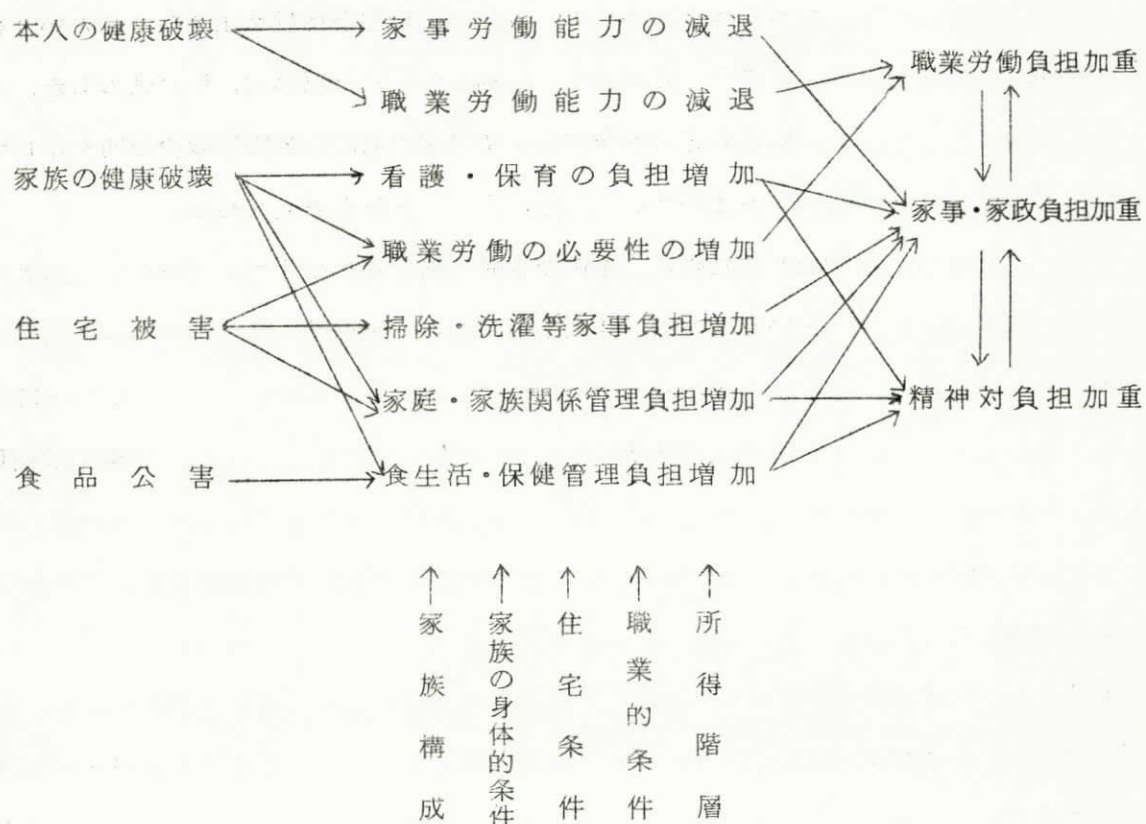
第一に、すでに起こった主婦自身の健康被害による家事能力の低下と家族の看護・掃除・洗濯など家事負担の増加がある。家事負担の増加については、主婦のなかには必ずしも明確な意識をもっていないものが多いので、客観的に測定する方法を検討する必要がある。

第二に、主婦層に、家族の保健管理への関心が高まり、公害被害についての科学的認識にもとづいた家庭生活の運営が課題になっている。主婦の保健管理や家庭管理、あるいは家族関係に関する意識と能力の変化をとらえる必要がある。

第三に、主婦の職業労働の役割の変化も重要である。夫が健康被害のため失業したため妻が代って就業せざるをえなくなった事例や職業労働についていた妻が働けなくなった事例などがある。このような変化は今後増加するであろうから、調査研究の課題として重視する必要がある。

以上のべたような、家族の公害被害による主婦の役割の変化に関する主要な要因の関連は、図4-4のようにまとめることができるであろう。

図 4 - 4 公害・環境被害による主婦の役割の変化



<家庭内外の規定要因>

4.5 生活環境の悪化と余暇生活

前項までは、主として家庭生活の内部における公害被害とそれに対する主婦の対応を分析した。本項では、家庭生活をとりまく生活環境の悪化が、家族の生活とりわけ余暇生活にどのようなかわりをもっているかをとりあげる。家族の生活は、家庭の内部において営まれているだけでなく、近隣、地域社会、旅行先などにおいても営まれている。

(1) 環境の汚染や破壊への認識

「たとえば、付近の自然が破壊されてきたとか、ゆきつけの海水浴場が汚れてきたなど環境の汚染や破壊について、とくに感じられることがありますか」という質問に対する回答をみると、「感じることもある」と答えたものは、50.6%であるが、江東区では53.5%で、世田谷区の47.9%よりもやや高い比率である。(単純集計表C-44)

次に、感じることの内容について質問した結果をみると、日常生活圏の問題についてあげたもの 23.8%，それを超えるより広い環境問題についてあげたもの 28.1%である。世田谷区には日常生活圏の問題をあげるものがやや多く（25.6%，江東区は 21.9%），江東区にはそれ以外のより広い範囲の問題をあげるものが多い（35.1%，世田谷区は 21.5%），という相違が見出された（単純集計表 C-45）。このような相違が生まれた原因は、江東区の方が、早くから公害が発生し最近では工場転出などの対策が進んで日常生活圏の公害は減少傾向を示していること、外出・旅行などに出かける比率が高いこと、などにあると考えられる。

さらに、環境の汚染や破壊のために「不快や苦痛を感じられますか」と質問した結果をみると、「不快や苦痛を感じる」というものは、31.1%である。江東区では、世田谷区に比べて、「不快や苦痛を感じる」というものも多く（前者 32.5%，後者 29.8%），しかも「別に感じない」というものも多い（前者 13.2%，後者 5.8%）という結果になっている（単純集計表 C-46）。このような相違が生まれた原因は、江東区の方が公害が早くから進行しているために、住民の間に「不快や苦痛を感じる」というグループと、慣れや諦めのため「別に感じない」というグループとの両極への分化が進んでいると考えられる。

このように環境の汚染や破壊への認識は、認識者の主観によって大きく左右される。表 4-3 によって、まず年令別にみると環境の汚染・破壊を感じているものの比率は 20～40 才代では 50%を超えているが、50 才代になると 43.5%に急減し、60 才以上になると 30.9%に激減している。年令が高くなるほど、次前と現在とを比較して環境の汚染や破壊を認識することができる客観的条件をもっていると考えられるが、実際には公害のなかった頃と現在とを比較する認識能力を欠いているものが多いようである。

次に、住宅の種類別にみると、環境の汚染・破壊を感じているものの率は鉄筋集合住宅居住者層は 61.2%で最も高く、木造アパート居住者層がそれに次いで 57.4%であり、一戸建住宅居住者層は 48%前後で低い。年令との関係では木造アパート・鉄筋集合住宅の居住者層に 20～40 才代のものが多く、一戸建住宅居住者層に 50 才以上のものが多いという傾向がある。さらに、知識や学歴なども認識のしかたに大きく影響している。義務教育までの階層では 43.1%が認識しているのにすぎないのに、義務教育以上の学歴の階層では 57.2%が汚染・破壊を認識している。

しかし、家庭における自然環境の破壊、たとえば、「植木が衰えた」「もくせい（もくせい）が花をつけなくなった」「桜の葉が早く落ちるようになった」「もみじが枯れやすくなった」「バラの葉が落ちやすくなった」「庭の草花が枯れた」「朝顔が育たない」「よくさいていたつづじが咲かなく

表4-3 環境の汚染や破壊の認識

(年令別・住宅別・学歴別)

		汚染・破壊を感じる率
年 令 別	20才代	54.0
	30才代	54.2
	40才代	58.6
	50才代	43.5
	60才以上	30.9
住 宅 別	木造アパート	57.4
	鉄筋集合住宅	61.2
	一戸建・持家	47.5
	一戸建・借家	48.2
学 歴 別	義務教育まで	43.1
	義務教育以上	57.2
計		50.6

なった」「盆栽が春先に4～5本枯れてしまった」「庭木が枯れた」「もう植木を楽しむのはやめた」などを日常生活圏における環境の汚染・破壊と関連づけて認識している人は少ない。

(2) 外出と旅行

「公害・環境悪化のために、外出して気晴しをしたり、旅行に出たりすることが多くなるなど、生活上の変化がおきましたか」という質問に対する回答をみると、外出・旅行が増加したと答えたものは、21.3%である。江東区では29.0%で、世田谷区の14.1%よりもかなり多い(単純集計表C-39)。

次に、外出・旅行の内訳を質問した結果をみると、外出と答えたもの11.1%、旅行と答えたもの8.9%である。江東区では、外出・旅行ともに、世田谷区よりもかなり多い。「その他」と答えたものが30.0%いるが、このなかには、「妻の実家が環境がよいので、たびたび訪ねる」「近県の母親の実家に、夏休みなど子どもをつれて滞在する」などが含まれている(単純集計表C-40)。

このような外出や旅行は、公害・環境被害の程度によるばかりではなく、生活意識や生活条件

によって規定されている。表 4-4 は、本人の年令別・住宅種類別・世帯の職業別に、外出・旅行が増加したものの率を示している。まず、本人の年令別にみると、増加したものの率は、20才代が35.1%で最も高く、年令が上昇するにつれて、低下傾向を示し、60才以上では僅か

表 4-4 外出・旅行の増加

(年令別・住宅種類別・職業別)

		増加したものの率
本人の年令別	20才代	35.1%
	30才代	28.8
	40才代	15.5
	50才代	17.9
	60才以上	11.9
住宅種類別	木造アパート	25.5
	鉄筋集合住宅	35.4
	一戸建・持家	17.5
	一戸建・借家	20.6
世帯の職業別	専門・管理・技術	27.2
	事務的職業	26.6
	肉体労働的職業	20.9
	販売・サービス業	25.0
	自営業	14.2
	無職	28.5
全 体 平 均		21.2

11.9%になっている。住宅種類別にみると、鉄筋集合住宅居住者層が35.4%で最も高く、一戸建の持家居住者層が最も低く17.5%である。世帯の職業別にみると、専門・管理・技術・事務・販売・サービスに従事しているホワイト・カラー層が25.0～27.2%で最も高いグループであり、ブルー・カラー層が20.9%でそれに次ぎ、自営業層は僅か14.2%で最も低い。なお、無職のものは28.5%と高いが、このなかには「公園に散歩に行く」「近所を散歩する」などが多かった。以上を総合すると、若い層・生活に余裕のある層・余暇時間を得やすい層に、外出・

旅行がふえているといえよう。

公害・環境悪化が家庭生活にもたらしている被害として、上記のような外出・旅行のためのレジャー支出が重視されているが、レジャー支出が多い層は比較的恵まれている層であり、高令者層・貧困層・労働に追われている層などには、外出・旅行をする時間的・経済的余裕がなく、「ジッと我慢する」ほかはないものが多いことを見逃してはならない。

(3) 過密と近隣関係

都市における公害・環境問題は、多かれ少なかれ都市問題・過密問題と重なりあっている。われわれが調査地に選んだ地域は、住宅・町工場・商店などが密集した過密地域であった。そのため、隣家による日照阻害や近隣の町工場・家内作業場などによる騒音・振動・悪臭などが大きな問題であった。被調査者のなかには、「これが公害だといえるのかどうか分らないが」とことわりながら、「隣りが2階建の住宅に改築したために日当たりが悪くなって困っている」などという悩みを訴えるものが少なくなかった。

われわれは、近隣関係についての質問を独立させず、家族関係についての質問といっしょにして「公害・環境悪化のために家庭が暗くなったり、御近所の方との交際がうまく行かなくなったことはありますか」という形で質問したのであるが、その結果をみると、家族関係と近隣関係とを含めて人間関係が悪くなったと答えたものは6.4%である。しかし、「その他」と答えたものが4.3%あり、人間関係についての問題を経験したものは、合計約10%である(単純集計表C-42)。

次に、悪くなった人間関係の内容について質問した結果をみると、家庭内の問題をあげたもの3.0%、近隣関係の問題をあげたもの3.8%である(単純集計表C-43)。このように比率が低いことは、一見、たいした問題ではなさそうな印象を与えるが、人間関係の悪化は、いったん始まると悪循環して深刻な問題になりやすいこと、また発生する比率は低くても当事者にとっては極めて切実な問題であること、などを考慮しなければならない。家族関係の問題はすでにとりあげているので、ここでは近隣関係の問題の具体的な事例をあげよう。

近隣関係が悪化した事例として、「隣の工場の騒音がうるさいので役所に注意してもらうように頼んだところが、それがわかって気まずくなった」「隣家が一方的に改築したので日照阻害について抗議したが聞きいれられず仲が悪くなった」「隣の工場とのおりあいが悪くなった。うるさければ引越して行けばいいというけれど、そうはいかない」などがある。

このような事例がみられる反面、近隣関係が悪化するのを防ぐための配慮をしている事例もみられる。近隣の町工場から相当な騒音・振動による被害を受けていても、「生活がかかってい

るのだから仕方がない」と考えたり、隣家に日照を奪われても、「こんな過密なところで生活しているのだから仕方がない」と自分で自分を慰めて、「ジッと我慢している」ものが多い。同じ地域に住み続ける以上、近隣の人びととの交際を大切にしなければならないと考えているものが大部分であろう。

「こんな環境の悪いところから早く逃げ出したいと考えて、いま転居の準備をしているところだ」と答えてくれたある被害者は、「このことは近所の人に絶対に話してくれるな」と念をおして調査員に頼んでいる。このように念をおされたことは、万一近隣関係が悪化した場合、どんなに住みずらくなるかを推察させる。現在の地域に住み続ける以上、近隣関係を悪化させないように、多少の被害はお互いに我慢しあわなければならない、という意識によって近隣関係が成立しているといえよう。

しかし、騒音や大気汚染の激しい地域では、かつて存在していたような道路や庭先での近隣の親密な交際はなくなりつつあるようにみえる。公害は、人びとを家庭のなかに窓を閉めてとじこもらせるか、地域の公害を逃れるための外出や旅行に行かせることによって、近隣の自然な隣人関係を破壊しつつあるといえよう。このことは、おとな同志の関係においてばかりではなく、子ども同志の関係についてもいえることである。子どもは安全な遊び場がないばかりではなく、大気汚染とりわけ光化学スモッグから身を守るために、家庭にとじこもるものが増加している。

その反面、公害防止運動など地域の住民運動に参加し協力することを通じて、新しい近隣関係が再組織される傾向もあらわれている。

以上のべたような家庭生活内外の公害被害に対して、それぞれの家庭はどのように対処しようとしているのであろうか。本項においては、公害被害に対処する生活設計をとりあげよう。

(1) 生活設計の実態

「今までお話し下さったような公害・環境悪化に対し、お宅では、今後どのように対処されようとお考えですか」という質問に対する回答をみると、「自分の家庭でできるだけ被害を防ぐよう努力する」というマイ・ホーム主義的で消極的な方向をとっているものは24.7%もいる。

「転居の準備をする」と、新しい生活設計をたててマイ・ホーム主義的に解決しようとするものは17.0%である。「どうしていいかわからない」と迷っているものは12.3%である。「市民として社会的に行動する」ことによって自分の家庭の公害・環境被害に対処しようとしている積極的・行動的なものは、僅かに5.5%にすぎない。「その他」に答えているものは31.5%に上

っているが、これは「どうしていいかわからない」に近いものが大部分である。江東区では、「転居の準備をする」ものが19.3%でやや多く、世田谷区では「自分の家庭で努力する」ものが26.5%、「どうしていいかわからない」ものが15.7%で（単純集計表C-49）。

このような調査結果にもとづいて、今後の生活設計に対する態度をまとめると、「自分の家庭は自分たち家族で守る」といい切るには自分の家庭が無力であり、「転居の準備をする」と答えるには資金の見透しがたたないし、「市民として行動する」を選ぶにはその行動の成果をどこまで期待していいかわからない、という複雑で矛盾した意識をもったものが多く、そのために、「どうしていいかわからない」「その他」「DK・NA」の合計が半数にもなっているのである、といえるであろう。

(2) 現在の生活条件と今後の生活設計

今後の生活設計は、現在の生活条件によって規定されている。そこで、表4-5に現在の住宅種類別・年令別・家族状況別・居住年数別・学歴別に生活設計にどのような特徴があるか比較してみた。

まず、住宅種類別にみると、「自分の家庭で努力する」というものは、鉄筋集合住宅居住者層の27.2%、一戸建の持家居住者層の26.1%である。「転居の準備をする」というものは、木造アパート居住者層に27.4%で最も多く、鉄筋集合住宅居住者層には9.0%で最も少ない。

「市民として行動する」というものは、鉄筋集合住宅居住者層に12.1%で最も多く、一戸建の持家居住者層と借家居住者層にはともに3%しかない。

次に、年令別にみると、「自分の家庭で努力する」というものは、20才代に21.6%で、年令が上昇するにつれて比率が上昇し、50才代には30.1%に達しているが、60才以上では16.6%に激減している。「転居の準備をする」というものは、20才代に29.7%、40才代に18.9%で他の年令層に比べてやや多い。これは20才代には単身生活者、新夫婦だけの家庭であるため身軽なものが多く、40才代には子どもの成長や夫の定年などを考えあわせて、マイ・ホームをもつ計画をたてる必要を強く感じているものが多いからであろう。「市民として行動する」というものは、30才代から50才代にやや多い。「どうしていいかわからない」というものは、60才以上では19.0%に上り、他の年令層に比べて倍近く多い。

家族状況別にみると、体が弱い人がいる家庭では、「転居の準備をしている」ものが22.5%で他のグループよりもやや多く、「市民として行動する」というものは1.6%で極めて少ない。妊娠婦がいる家庭は数が少ないので比較することは困難であるが、「市民として行動する」というものが全くいないことを除けば、全体の平均とそれほど変わらないようである。子どもがいる家

表4-5 今後の生活設計の型と要因（住宅種類別・年令別・家族状況別・居住年数別・学歴別）

公害環境悪化への対処		自分の家庭で	転居の準備	どうにかしわてから	市民として	その他	D K ・ N A	計
住宅種類別	木造アパート	17.6	27.4	7.8	7.8	23.5	15.6	(51)
	鉄筋集合住宅	27.2	9.0	18.1	12.1	33.3	—	(33)
	一戸建・持家	26.1	13.4	10.3	3.1	31.7	14.9	(126)
	一戸建・借家	17.2	17.2	17.2	3.4	34.4	10.3	(29)
	その他	—	10.0	—	—	—	—	(1)
年令別	20才代	21.6	29.7	10.8	2.7	27.0	10.3	(37)
	30才代	23.7	13.5	8.4	6.7	38.9	13.5	(59)
	40才代	27.5	18.9	12.0	5.1	24.1	12.0	(58)
	50才代	30.7	12.8	12.8	7.6	35.8	2.5	(39)
	60才以上	16.6	11.9	19.0	4.7	30.9	21.4	(42)
家族状況別	体の弱い人がある	22.5	22.5	12.9	1.6	29.0	11.2	(62)
	妊娠婦がある	20.0	20.0	20.0	—	30.0	10.0	(10)
	子どもがある	25.6	17.9	9.4	5.1	31.6	16.2	(117)
	老人がある	25.8	10.5	14.1	3.5	35.2	15.2	(85)
居住年数別	～1年	14.2	21.4	14.2	—	35.7	14.2	(14)
	1～5年	23.3	23.7	15.2	10.1	23.7	13.4	(59)
	5～10年	20.8	16.6	—	4.1	37.5	20.8	(24)
	10～15年	23.8	19.0	9.5	4.7	42.8	4.7	(21)
	15年～	27.8	12.2	14.7	4.0	33.6	12.2	(122)
学歴別	義務教育まで	19.2	13.1	15.7	5.2	29.8	16.6	(114)
	義務教育以上	28.4	19.5	10.5	6.5	30.0	4.8	(123)

庭では、老人がいる家庭と同じく、26%が「自分の家庭で努力する」と答えているが、「転居の準備をしている」ものは、子どものいる家庭では17.9%、老人がいる家庭では10.5%でかなりの差がある。老人がいる家庭では、「わからない」「その他」が平均よりもやや多い。どのグループにもそれぞれの悩みがあるが、体が弱い人の家庭の悩みは特に深刻なようであり、老人がいる家庭、さらに老人のみの家庭の不安と混迷も深刻であると推察される。

居住年数別にみると「自分の家庭で努力する」というものは、居住年数が長いものほど多くなっており、15年以上居住したグループでは、27.8%で一段と高い比率になっている。これは居住年数が長いものに、住宅条件がよいものが比較的多いためであろう。「転居の準備をしている」というものは、居住年数1～5年のグループに23.7%、1年未満のグループに21.4%で、まだ地域社会に定着していない流動的な層に多いようであるが、10～15年のグループにも19.0%という平均をこえ、年令別にみた40才代とほぼ一致する高い比率が見出される。「市民として行動する」というものは、1～5年のグループに10.1%あり、それ以上居住している層では4～5%しかない。居住して25年ぐらゐまでが、住宅とそれを取りまく生活環境の諸条件をみつめながら、このまま住みついて地域環境を改善する市民運動に参加するか、改善の可能性を信じていくことができなくなって転居するかを決定する時期であるといえるであろう。

学歴別に比較すると、義務教育までの教育を受けた層には、「どうしてよいかわからない」および「無回答」の率が比較的高い。その反面、義務教育以上の教育を受けた層には、「自分の家庭で努力する」「転居の準備をしている」というものの率が比較的高い。「市民として行動する」という対処は、学歴とはほとんど関係がなさそうである。従来学校教育においては、「市民として行動する」という意識や能力を育てることは、ほとんど行なわれていないためであろう。

(3) 生活設計と家計構造との関連

以上のべたような生活設計は、当然家計構造にも影響する。「自分の家庭で努力する」という家庭では、保健薬購入費・レジャー費・耐久消費財購入費などに重点がおかれるであろう。さらに、住宅の補修・改造費などの準備も必要になるであろう。「転居の準備をしている」家庭では、新しい住宅の購入費あるいは買い換え費、または住宅を借りるための権利金・敷金・謝金などの準備が必要になる。また・移転にともなう諸経費の準備も必要である。

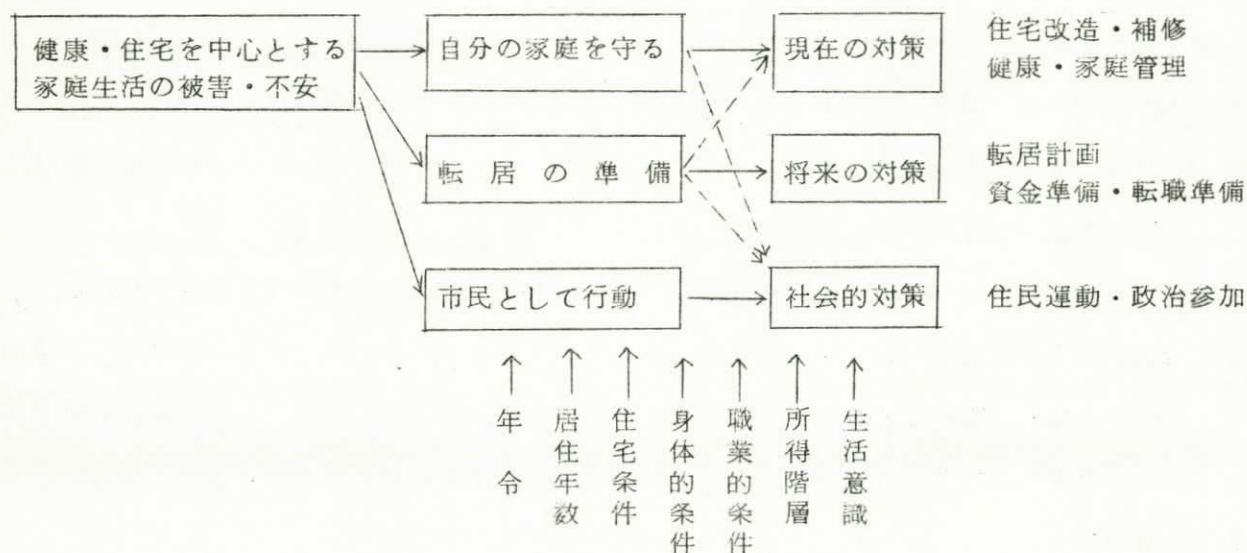
このように考えると、生活設計にともなう現在の家計収支の変化だけではなく、将来の住居のための貯蓄の計画が、家計構造を変化させる重要な要因になるといえる。将来の住居のための貯蓄計画は、一般家庭における家計にとっても重要な課題になっているので、公害・環境被害が著しく公害・環境対策の必要に迫られている家庭における貯蓄計画のうち、どこまでが公害・環

境悪化による損失を補うものであるかを明らかにすることも、今後の課題であろう。また、公害環境悪化による被害が深刻であるかあるいは不安感が強ければ、転居の準備のための貯蓄計画に無理が生じがちである。公害環境悪化による被害あるいはその不安が、家庭の生活設計をはじめ貯蓄計画や家計構造をどのように歪めているかを分析することも重要な課題であろう。

(4) 生活設計の規定要因

公害・環境被害に対処するための生活設計がどのようにたてられているか、それを規定する要因はなにかをまとめてみると、図4-5のようになる。生活設計の必要が強く感じられるのは、健康被害が著しいかあるいは健康不安が強い場合、および住宅が大きな被害を受け住生活が著しく不快になった場合である。生活設計は、現在住んでいる住宅を改善し家族の健康を守ることが目標とする型、転居に向かって資金準備や転職準備を目標とする型、および市民運動などに参加して社会的対策による公害環境問題の解決をめざす型の三つに大別することができる。しかし、実際には、この三つの目標のうち二つ以上をもっている家庭もあるので、いっそう現実にあて着いた生活設計の実態把握方法を検討することが必要である。例えば、長期的目標と短期的目標あるいは基本的目標と当面の目標といったとらえかたが必要であろう。

図4-5 公害・環境被害に対処する生活設計



<家庭内外の規定要因>

このような生活設計を規定する主要な要因についても検討を進める必要があろう。表4-5では、年齢・居住年数・住宅・家族の身体的条件・学歴が生活設計の型を決定する要因として作用していることが明らかにされているが、今後は、職業・所得・生活意識などの要因が生活設計をどのように規定しているかについて生活設計の内容との関連において分析を深めることが必要であらう。

第5章 公害環境悪化による家計の被害

家庭生活が公害環境悪化によって受けている被害の実態について、生活主体の健康に対する被害という観点と、家庭生活の諸側面に対する被害という観点からは、第3、4章において詳しく検討された。本章では、家庭生活の経済的な側面——家庭生活を支える経済的な基盤としての家計収入と、生活を営んでいくのに必要な消費行動の結果としての家計支出——に対する公害による被害の実態について、調査結果を検討しつつ明らかにすることを試みる。

5.1 公害・環境被害と家計構造

公害環境悪化による被害が家計に及ぼしている影響の内容やその度合いに関して把握するためには、第一に、家計の構造を明らかにし、第二に、その構成諸要素（費目）にたいして被害が、どのように影響を及ぼしているかを分析することが必要である。

まず、家計の構造は、家計収入および家計支出の二つの側面からとられる。家計収入については、直接には、家計収入の規模、形態および安定性などを捉えることが重要であるが、これを規定する要因として主たる家計支持者の就業状況（職種、業種、従業員上の地位——雇用労働者・自営業者・農漁業従事者など・労働条件など）や年齢、性別、ならびに家計補助的収入の有無とその額、および補助者の就業内容などが考えられよう。家計支出に関しては、同一家計の構成家族員の特徴（規模、家族形態、年齢など）をおさえた上で、支出額の規模、その内容としての支出費目（住居費・飲食費・光熱費・被服費・医療保健費・交通通信費・娯楽費・教育費・交際費など）と、全体に占める各費目の割合などの特性把握が必要であろう。さらに、貯蓄や租税公課など、また、家計収支の均衡状況が明確にされる必要がある。これらの諸特徴から、家計の構造が把握されなければならない。

ところで、公害が、家計に被害をもたらしている場合、それはどのような規模であり、どのような性格や特徴を持つものであろうか。また、被害の実態をより正確に把握するには、どのような方法があり、それらのうちのいずれがより効果的であるのか。これらの問題は、本研究計画において、特に重要性を持つものであり、ことに方法の問題は、パイロット調査的性格をもつこの調査の調査結果を分析する上では、最大の研究目標の一つとして位置づけられていることを考慮する必要がある。

公害環境悪化による被害が家計に及ぼす影響という観点から問題を捉えるに当たって、次に示す四つの枠組みを設定し、続いて、これらに関する若干の検討を行なうことにしたい。四つの枠組

などは、—— (1)、家計収入における公害による被害、—— (2)、家計支出における公害による被害、—— (3)、家計に直接的・間接的に関連する財産的・物的被害、および、—— (4)、それらの直接的な経済的な被害を受けることから誘発される間接的な経済的負担の増大、である。

(1)、家計収入における公害環境悪化による被害

一定の職業に従事することによって収入を確保する家族の構成員（家計の支持者）の健康にたいし、公害環境悪化が何らかの影響を及ぼしたために、その労働能力そのものを失わせしめることによって生ずるものである。それらは、基本的には、家計所得の減少をもたらしたり、あるいは、極端な場合には、就労による所得を喪失させてしまうこととなる。しかし、この問題については、健康障害を引き起こしたことが、家計収入の低下を直接的に必ずしももたらすわけではない、という点に留意する必要がある。前章においても図示したように、一定の環境で家庭生活を営み、かつ就労するところの主体の側の諸要因（とくに、年令・性別・健康状態や住居その他の物的設備・生活時間・就労状況や労働形態など）のもとで、公害の影響が健康障害という形を取り、さらに諸要因がその影響を受け、総体的に複合されて所得減少や所得喪失という形で顕在化してくる、という構造とプロセスが問題である。健康被害が直接に収入に影響を及ぼす可能性の強いものとしては、日傭的労働者、自営業の家族従事者ならびに、家計補助的機能を果している家内労働者やパートタイム就業者の場合が、注意される必要があろう。

(2) 家計支出における公害環境被害

これには4つの範疇が考えられる。

① 健康被害から生ずる医療費負担およびこれに関連する種々の出費：

医療機関に支払う直接的医療費の増加という経済的被害については、健康障害の程度や性格によって、その額の大きさが異ってくることは当然であるが、さらに、被害者の特性（年令、性別、健康状態など）も考慮する必要がある。家計支出という観点から医療費負担をみると、現行の医療保険制度のうち、いずれのシステムに包摂されているかということや、生活保護世帯や高齢者などを対象とする医療費公費負担の諸制度（各自自治体によって異なる）の対象となっているか、などの関連する医療保障の諸条件が、医療費の自己負担の度合いや被害の程度を把握するうえでは、見落してはならない重要な要因となる。これは、単に家計の医療費負担という問題のみならず、被害家庭の階層性や、さらには、公害環境悪化が地域住民に及ぼす健康被害から生ずる医療費の社会的費用という、より拡大された視点とも繋り、そこから明きらかにされるべき問題と家庭生活における医療費の個利的家計負担との問題を関連づける点においても重要性を含んでいると思われる。

さらに、医療機関に支払う直接的医療費の負担のほか、通院のための交通費や諸雑費の負担などの間接的な医療関連費の負担の有無や、その負担の内容・程度なども取り上げなければならない。また、医療機関にかよるほどではない軽い症状の治療や、発病予防のために、売薬（保健薬をふくむ）をどの程度購入しているかについても注意する必要がある。

② 公害環境被害による住宅付帯設備品の買い換えや補修ならびに公害防止設備の購入：

保健・医療費以外で、直接公害による被害を受けたことから生ずる支出としては、まず住居設備費の増加を挙げることができる。これには、大気汚染による家屋の汚れ、手すりや金属性備品のサビの発生が頻繁であるため、補修や塗りかえの回数が増したり、また、洗濯機や自転車などの耐久消費財や備品などいたみが早く、買い替えを余儀なくされる場合がふくまれる。騒音や大気汚染、悪臭が著しくて夏でも窓を開けられないためのルーム・クーラーの購入や、日照阻害が著しく暖房器具の買い増しなどである。又、騒音防止装置を施したり、除湿機その他の公害防止設備の購入による住居設備費の増加が考えられる。

③ 被服費、光熱費の増大：

大気汚染、悪臭、騒音、日照阻害等の公害環境悪化のため、昼間も電燈暖房をつけておいたり、電気器具をより頻繁に使用するなどにより、光熱費が増加する。また、衣服の汚れが著しいことから、クリーニング代や洗剤等の被服費や水道代が増加する。

④ 日常生活の機能低下を回復するためのレジャー費：

公害がもたらす日常生活上の不快感や健康への影響を軽減するための外出や旅行に要する経費、さらに、家庭内のさまざまな余暇的行動に支出される費用を挙げることができる。

家計支出に関しては、費目別に四つに分類したが、これらの支出状況は、生活構造と関連をもち多様性を示している。公害環境悪化による被害の程度を家計支出の額がそのままストレートに示すものではない点に留意する必要がある。従って、家計支出構造（家族員の数・年令・性別・健康状態等の特性、住居の形態、所有関係、居住地域の要因をふくめて）を把握した上で、家計レベルの消費行動は、家計収入に規定を受ける側面を持っている点を考慮しなければならない。

(3) 家計に関連する財産的・物的被害

これについては、大気汚染、振動、地盤沈下その他の公害環境悪化の被害を受けることによって、家屋・建物や、その付帯設備の耐用性が低下したが、買い換えたり、補修を施すには至っていない場合である。当然これらの本来持っている利用価値は低下し、家計支出という形を現在取ってはいないものの、経済的な損害を公害環境悪化により受けているわけである。地盤沈下により、家屋の基礎部分が露出したり、大気汚染・振動公害による家屋の設備の腐敗やくるいが激し

い例などは、これに該当すると考えられる。また、公害環境悪化の影響を受けたため、所有している不動産の価値が低下した場合や、庭木が枯れる被害なども、その経済的な損失という側面からみれば、ここにふくめられるものと言えよう。

(4) 誘発的な間接的経済的負担の増大

公害環境悪化による直接的な被害を受けることから誘発される間接的な負担の増大も指摘することができる。それは、公害環境被害が、現在の日常生活の安定性に影響を及ぼし、これをそこなう時に、それに対応する行動として生活設計をたて、これが経済的な負担を伴うものである。家庭生活を取りまく一定の環境条件が、大気汚染・騒音・振動・日照阻害などの公害環境悪化によって著しく損われたり、家族員がこれらの被害を受けて健康障害をおこした場合に、それらの被害から逃れるための生活設計を考え、転居やセカンド・ハウスを持つための経済的準備として貯蓄をするなどの家計に対する経済的負担が増加する。

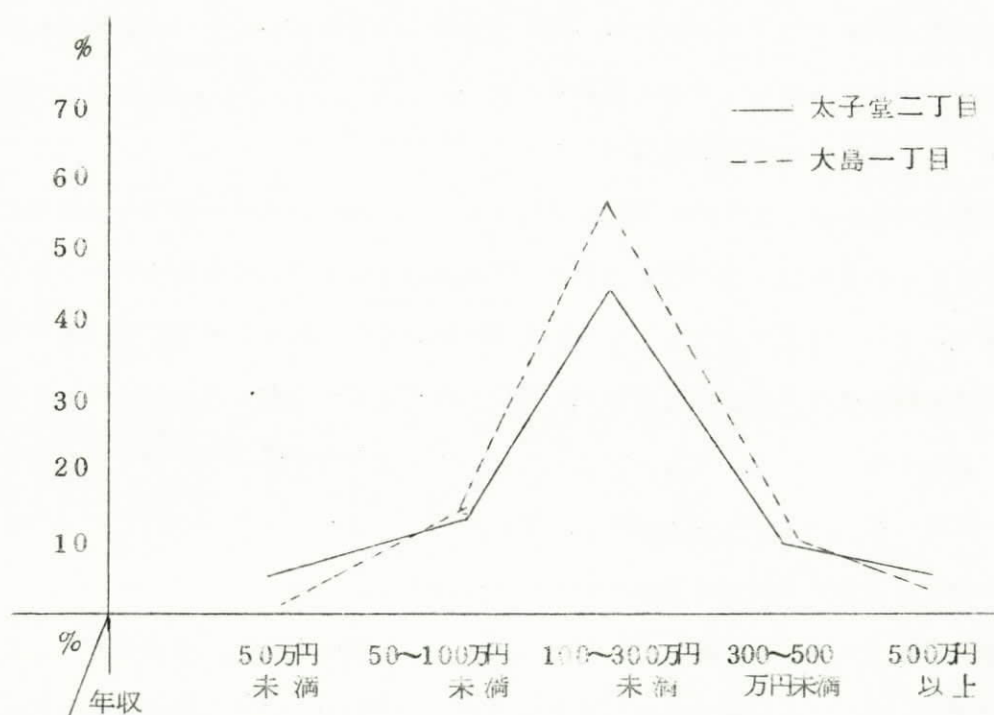
以上公害環境悪化による被害が家計構造に及ぼす影響を把握し、分析するための枠組みを大まかに検討してきた。公害環境被害が家庭生活に及ぼす影響に関する実態調査の結果を中心として、以下、家計構造と公害環境被害の関係について分析し、あわせてその際の方法的な考察についても若干言及したい。

5.2 対象世帯の家計の性格

われわれの実施した調査の対象世帯の家計の性格からみれば、全家計所得の年額は、税込みで、江東区大島一丁目、世田ヶ谷区太子堂二丁目において、それぞれ図5-1のごとき分布を示している。（単世帯計表C-12参照）。対象世帯の所得状況をみていくと、過半数（51.1%）が、100万以上300万円未満の階層である。また、300万円以上の所得のある階層が約17%を占めている。他方で、100万円未満の低所得世帯は、ほぼ20%に達し、とりわけ、50万円未満の世帯が4.7%を占めている点が注目される。

地域的な性格の比較をするならば、本調査の結果からみるかぎり、所得状況については次のことが言えよう。大島一丁目は、中間所得階層が比較的厚く、高所得層や極端な低所得世帯は少い。これに対し、太子堂二丁目は、中間所得階層への集中は、やや弱く、高所得階層と極端な低所得層との両極分化が大きい。

図5-1 対象世帯の所得階層分布



次に、これらの家計を支持している世帯員についてはどうであろうか。われわれの調査では、家計所得の構造に関しては、家計所得年額・主たる家計支持者とその就業状況・面接調査対象者（主婦あるいは単身女性）の就業状況の3点のみが、項目として扱われている。従って、家計支持者としては、家計所得を主として支持している家族員と、おおむね面接対象者が（主たる家計支持者でない場合に）有業者であるならば、家計補助者としてこれが捉えられる。それ以外の家族員で、家計支持者（補助者）がいたとしても、それらは全て調査結果には上らない。さて、本調査結果では、主たる家計支持者は、対象者（主婦または単身女性）の「夫」が76.2%を占めているが、対象者自身である世帯も、16.2%に及んでいる。地域別には、大島一丁目では「夫」に集中度が比較的高いのに対して、太子堂二丁目では、対象者「本人」や「その他」が多くみられ、とくに、「その他」が大島一丁目の2倍弱になっている。「その他」には、親族や同一家計を構成している者が含まれている。

主たる家計支持者の就業状況についてはどうであろう。本調査では、公害環境悪化が、健康や日常の家庭生活に及ぼす被害を捉えやすくするために、通常の職業分類とは異った分類（例えば「肉体労働的職業」というカテゴリーを設け、筋肉労働を内容とする点を捉えることを試みた）を用いた。（単純集計表C-9）調査結果では、雇用労働者世帯が54%と全体の過半数を占めている者が最も多く、専門的・管理的・技術的職業、事務的職業がこれに続いている。地域別の

特徴としては、大島一丁目では、肉体労働的職業が23.7%に達しているのに対し、太子堂二丁目では、事務的職業に従事している世帯が多い点であろう。

これらの雇用労働者の勤務先の規模は、民間小企業に雇用されている者が最も多く、被雇用者世帯の約 $\frac{1}{4}$ を占める。他の規模に関しては、ほぼ、平均的な割合を占めており、特別な偏在傾向は示していない。しかし、地域別にこれをみると、太子堂二丁目では、官公庁や民間大企業に集中しているのに対し、大島一丁目では、逆に、民間小・零細企業に集中する傾向を示しており、対照的である。

自営業者の規模は、およそ6割が、世帯主と家族のみが営んでおり、28%が1～3人を雇用している。5人以上雇用している規模のものは、わずかに4.7%である。

自営業の業種は、多種にわたっているが、概括的に言えば、太子堂二丁目では、商店や飲食店がやや多くみられ、大島一丁目では、製造業、加工業などが比較的多く、雇用者の規模からは、前者の方がやや大きい。

調査対象者（主婦ならびに単身者女性）の就業状況についてみると、常用雇用者およびパートタイム雇用者に内職者、家族従業者もふくめると、全体の45.8%が何らかの仕事に従事していることが示されている。対象者自身が主たる家計支持者である世帯16.2%を除くと、残りのほぼ30%の世帯は、主婦が家計の部分的な支持者（補助者）となっていることを示している。地域別にみると、主婦・家族従事者（自営業の）が太子堂二丁目でも高く、常勤雇用者、パートタイマーなどが大島一丁目が多いことから、前者の対象者の方が、家庭に留まる時間が長いことが予想される。

これらのほかに、子供や同居家族等の収入や家賃収入（部屋貸・アパートなど）・年金収入などの複数の収入源から家計が構成されている世帯が多くみられた。単一の主要な家計収入源を持たず、むしろいくつかの収入を合わせて一定の家計水準を維持しているというような不安定な性格をもった家計も少なくない点は、家計構造を明らかにする上で看過してはならない。

5.3 職業生活および家計収入に対する被害

健康被害を受けた世帯員のうちで、仕事や生活行動の上で支障をきたしたとしているのは、大島一丁目では21.5%、太子堂二丁目では23.4%である。調査の全対象世帯に対しては、これは18%に当たっており、健康被害が、生活行動や職業行動のレベルの障害へと、影響がさらに進んだ形となってあらわれてきている。（単純集計表C-29）このような支障をきたしているのは、対象者自身（単身女性を主婦）が約50%、対象者の夫が35%を占めている。夫と答えている

のは、大島一丁目でやや多くみられるが、この地域では、主たる家計支持者として夫が占める率が高いので、家計所得という側面に対する公害環境悪化の影響は、かなり強く出ているものと考えられる。支障の内容としては、最も多いのが労働能力低下で45%、これに次いで日常生活機能低下が24%、所得減少をきたしたものが15.6%となっている。これらの障害は、調査の便宜上分類したものであるが、実際には複雑に影響し合っているものと思われる。

労働能力の低下については、雇用労働者や自営業者および家族従事者の職業活動に対する支障を含んでおり、所得に影響を与える潜在的要因を形成していることが考えられる。さらに進んで、被害が家計収入にたいして顕在化し、対象者に意識された形で所得減少という結果をもたらした世帯が調査対象世帯全体の3%を占めていることは、とくに留意を必要とするであろう。職業活動と家計収入への影響に関して、その被害過程と被害内容について、以下、事例を取り上げて、明らかにしよう。

〔事例1〕雇用労働者の例（大島一丁目） 近くの鉄管工場による騒音がとくに著しい。世帯主（夫）が三交替制勤務であり、昼間に睡眠を取る場合に、被害が非常に大きい。住宅は、鉄筋コンクリート4階建て、社宅である。4階に居住し、住居条件としては比較的良好であるにもかかわらず、睡眠不足のため、職業活動に大きな支障が生じているのである。

〔事例2〕雇用労働者の例（太子堂二丁目）

玉川通りから少し入った所に居住しているが、大気汚染のため“目やに”が出るなど目の被害を強く受けている。この家庭では、夫が銀行員であり、眼に対する被害は銀行業務を遂行する上で、大きく影響している。

これらのケースは、所得の主要な源泉となっている職業活動への被害がすでに生じているが、現状では、家計収入の減少という結果は、まだきたしていない。しかし、他の事例には被害がより大きくなった場合、職業活動への支障は増大し、職業活動そのものを停止せざるを得ない条件を形成する原因となった例もある。

〔事例3〕雇用労働者—共稼ぎの例（太子堂2丁目）

対象者（世帯主妻）は、保険関係の企業に雇用されていたが、住居の隣接道路の工事が長期にわたって夜間も続いたため、睡眠を極度に妨げられ、イライラが激しくなり、ついに身体的健康までおかされ、入院を余儀なくされた。それに伴って、職業生活を停止せざるをえなくなった。調査時はすでに退院し、退院中であった。このケースでは、夫の所得があるので、生活の経済的基盤を全面的に破壊されるまでには至っていないが、収入が減少したばかりでなく、医療費の支出が大幅に増加し、家計への被害は深刻である。

〔事例4〕夫婦共働きの事例（太子堂二丁目）

夫はクリーニング店の店員で、妻は会社事務員であるが、家計収入は合計で1ヶ月に11万円程度であり、住居は民間アパートを賃借している。妻は、空気汚染の被害を受け、鼻づまり、ノドの痛みを訴えており、それらの障害により仕事が落ち着いて出来ず、休んでしまう日が多い。従って、その分を月給から差引かれ（日給月給制である）所得減少をきたし、家計は苦しくなった。

自営業者に対しては、職業活動への影響と所得への影響が二つの段階が、より密接に関連した形であらわれる。自営業世帯の場合は、すでに検討した通り、約60%が世帯主ならびに家族従事者のみで従事しているため、職業生活に支障をきたした場合の家計に対する被害は、より直接的に顕在化するものと思われる。

〔事例5〕自営業者（飲食店経営）（大島一丁目）

明治通りに面して寿司屋を経営している。世帯主を妻が手伝っており（夫婦とも30才代）、他に従業員なし。住居と店舗が同じ屋根の下にあり、労働環境としても、生活環境としても決して良いとは言えず、さまざまな公害を直接的に受けている。（工場移転が相次いで行われ、改年前より公害は減少した、と対象者は述べている。）世帯主は、モーター・バイクで配達の際などに排気ガスで気分が悪くなったり、目がチカチカするという被害を受けているが、まだ経営活動にまで支障をきたすということはない、と言っている。しかし、家業を手伝っている低血圧症の妻は、騒音・大気汚染・振動のために、不眠が続き、店の手伝いが出来ない日が、一ヶ月に数日は必ずある、と答えている。従って、夫がそれだけ過重に仕事をさばかねばならない場合もあるが、まだそれ程大きな支障にはなっていない。

〔事例6〕自営業者（大島一丁目）

個人タクシーを自営している運転手（65才）。自動車の排気ガスを中心とした大気汚染の被害を直接受けながら職業活動をしており、また、住居の近隣の町工場からの騒音の被害も家庭生活上受けている。運転手である夫は、65才を越しているため、健康への被害が職業活動への障害となってより鮮明にあらわれてきている。職業の性格上、職業生活に障害がおきることは、直接的に所得減少へとつながるので、対象者自身、不安を訴えている。

事例5と6の二つのケースにおいては、地域の公害の状態が比較的近似していても、職業活動の内容、働き手の年齢、性別、健康状態によって、かなり異なった影響があらわれていることを示している。事例5においては、タクシー運転手という排気ガスの中での労働（自らも排気ガスを出し、大気汚染を起こしてもいる）に加え、年齢、住居近隣の騒音など、複数の要因がからまり

合って、職業生活に障害をおこしており、公害が家計構造の安定に対する大きな不安定要因を構成している一つのタイプといえよう。

〔事例7〕自営業者（太子堂二丁目）

対象者の夫は、職業は大工であり、現在、心臓が悪い上に、ぜんそくを患っている。戸外での仕事を中心であり、大気汚染による公害の被害を受けやすく、健康状態や高令であることが作用して、仕事の量を減らさざるかえず、所得が減少している。

〔事例8〕自営業者（太子堂二丁目）

中華料理店を自営している。子供が病弱のため、家業に従事しながら、看護に長時間費やさなければならない状態がずっと続いている。子供についての不安が強いところへ、玉川通りからの騒音が重なり、不眠になり、家業の手伝いがおろそかになって、所得が減少している。

事例7は、高令・待病などの健康上のマイナス要因が、公害という環境上のマイナス条件の作用によって、増幅ないしは一定以上まで進行し、職業能力の低下や家計所得の減少へと被害を拡大させている（事例5と共通した要因を持っている）。また、事例8は、子供の病弱な体質・看病での精神的・肉体的な疲労、騒音による安眠妨害などの相乗効果によって、家業への従事に支障をきたし所得減少が生じた例である。

〔事例9〕妻パート・タイマー（大島一丁目）

夫婦子供の4人家族の世帯では、夫が主として家計を支えているが、妻は、家計補助のため現在、パート・タイムで働いている。住居は、町工場に囲まれており、近くに貨物の引込み線があるために、大気汚染や騒音の被害を（客観的には）受けており、健康被害として、ぜん息が治らない・風邪をひきやすい、などをあげている。しかし、この世帯にとって、最も強く被害として意識されているものは日照障害である。そのための光熱費負担は大きく（日中も電燈を常時つけており、冬の暖房費が特に高額）、以前は洋装の内趣をしていたが、経費等の点もふくめてそれをやめ、パートタイムで働いている。生活環境の悪化により子供が落ち着かなくなった点も被害であると意識しており、収入額は別として、内職からパートへの家庭生活に及ぼした変化は大きいと言わざるをえない。

公害環境悪化による健康障害が家計構造にどのような影響を及ぼすか、まず、家計収入に関して、その過程と結果について二つの地域の事例をみてきた。結論としては、以下のことが言えよう。

① 公害環境悪化の影響は、健康被害を媒介として、それが一定以上進行した場合は、職業生活に障害をおこし、所得減少をかなり明確にもたらす場合がある。従って、公害環境悪化の

この側面に対する影響は予想より大きく、被害調査を行う際には、事例調査の方法が当面有効であると考えられる。

② 対象者の就業上の地位、就業形態（被雇用者の場合は賃金形態など）、性別、年令別の特性のファクターと、健康被害の度合いが家計所得に対する影響を抽出する上で重要である。

③ 家計収入の構成要素、家族規模や特性を明らかにする必要がある。とくに、家計所得の性格は、その安定性を把握する上で重要である。

5.4 家計支出にあらわれる被害

① 健康被害から生ずる医療負担、ならびにこれに関連する種々の出費
地域に発生する公害環境悪化が、住民の生活にさまざまな影響を及ぼしているが、家計支出の側面に対する被害として最も直接的なものとして、医療費の負担増がみられる。医療費支出は、被害のうち最も強く意識されている健康被害を媒介として、診療費、薬代、通院費、その他関連する費用の支出を生み出している。実態調査において健康被害を受けた人のなかで、医療機関にかかったと答えている人は、およそ40%であり、これは、調査対象者全体の30%にあたる。これを地域別にみると、大島一丁目では30.4%、太子堂二丁目では46.7%と格差がみられる。これらの医療機関に各家計から支出した費用の総額（被害にかかってからの累計）については、（単純集計表C-24参照）、1万円未満と回答している人が、医療機関にかかった人のうちの25.9%（大島一丁目）、27.5%（太子堂二丁目）となっている（全対象者に占める率でみると前者6.1%、後者9.1%である）。次に、1万円～5万円未満を支払った人は、大島一丁目では22.2%、太子堂二丁目では15.0%となっている。5万円～10万円未満としているのは、わずか2世帯のみであったが、10万円以上支出した世帯は、それぞれ11.1%、10.0%と再び増加している。二つの地域を比較してみると、かなり共通した傾向を有していることがわかる。医療費負担が5万円未満の世帯が40～50%であるのに対し、10%以上の世帯が、10万円以上の医療費を公害環境被害のために支出しているということである。

これに対し医療機関に支払った金額を調査時に計算できないが、とにかく医療費はかかったという人は20～30%、また、医療機関にはかかったが、医療費の負担はしていない、としている世帯が、大島一丁目では7.4%、太子堂二丁目では15.0%を占めており、これには、医療費公費負担制度の適用（65才以上の老人など）がふくまれている。地域別には、大島一丁目では22%が医療費の負担を示しているのに対し、太子堂二丁目では、およそ8ポイント高い30%が負担している。

さて、医療費負担の家計への影響の問題は、単に金額や負担の量的なレベルでの高低のみならず、むしろ家計を通じて生活全体に及ぼす影響の質的な側面をこそ重視する必要があるだろう。太子堂二丁目のある事例では、下水道工事が予定工期よりもかなり長引き、そのため工事現場に接して居住している調査対象者は、主として騒音・振動の被害を強く受けて不眠状態が続き、肉体的、精神的に健康が極度に損われた。その結果、胃かいようで入院するまでに至り、退院後も健康状態が回復せず、その上、この地域の公害としてあげられる大気汚染の影響も受けて気管支ぜんそくの症状が悪化し、再び2ヶ月入院し、退院後の調査時も通院を続けているという経過をたどっている。対象者は健康保険加入者であったが、健康障害で勤務先を辞めたため、それが利用できなくなり、入院等に伴う負担額が14万円程度を個人で負担したため、「夫の負担が大変だった」と述べている。このケースは、公害源と考えられる下水道工事の現場監督者に対し、被害者側が工事時間や工期の申請期間が切れている点などについて善処を求めて申し入れをしているが、ほとんど取り合ってくれなかったこともあり、意志疎通の障害からくる精神的ストレスを増大させ、それが健康被害をいっそう大きなものにする作用をしている。その結果は入退院をくり返すなど、医療費負担増となって家計への圧迫を著しくしている。

また、同様に太子堂二丁目においては、大気汚染のためノドを痛めたり、風邪をひいて通院する回数が多く、一ヶ月に約5千円の医療費を支払っているというケースもあげられている。

これらの医療機関に支払う医療費の負担の他にも、通院等に要する交通費の負担がある。本調査では、医療機関にかかったとしている人の約70%が通院等のための交通費は要しなかったとしているが、交通費を支払ったとしているのは、大島一丁目では10%強、太子堂二丁目では20%となっている。交通費についてみても、ほとんど必要としないものから、累計額でおよそ2万円を負担している例など、家計支出に及んでいる程度はさまざまである。

交通費は支出していないと大半が回答しているのは、交通機関を利用せずに済む地域の医療機関に通院して診断、治療を受けている比較的軽度の健康被害の場合であろう。また、「わからない」「無回答」がおおよそ15%となっているが、この中には、自家用車などを使用したために、算出できないものがかかなりふくまれている。本調査においては、面接時点で突然公害による健康被害に伴う通院費の総額を質問したために、正確な回答がえられにくく、家計構造における位置づけがむずかしい結果に終っている。この点に関しては、東京都公害研究所が実施した家計調査⁽¹⁾では、通院費（交通費の内訳分類）は「公害病あり世帯」・「公害関連病と否定できない世帯」では「公害病なし世帯」に比して明らかに支出額が高く出ている。（参考表参照）。

(1) 東京都公害研究所調査部「公害による経済的損失の評価Ⅱ」第三章 p67 昭和48年10月

参考表

通院費支出額(月)

	公害病による分類			全世帯平均
	I 公害病あり世帯	II 公害関連病と否定できない世帯	III 公害病なし世帯	
通院費	410円	143円	115円	240円

※ 公害による経済的損失の評価Ⅱ p81, 表3-3より(東京都公害研究所)

これらの調査結果は、公害による健康障害の家計支出構造への影響を調べる際、医療費の支出のみならず、通院費支出も併せて調べる必要のあることを示している。

ところで、医療機関にかからないまでも、公害の被害のために、家庭で売薬を利用することによって家計に与えている影響はどうであろうか。売薬を購入しているのは、人体被害を受けていると回答したうちの約45%であり、地域別では、医療機関の利用状況とは逆に、大島一丁目の方が、太子堂二丁目よりも5%ほど多くみられる。(単純集計表C-26)薬の種類は、大気汚染を原因と考えられる、のどや気管支炎などの障害や眼の被害などに対する目薬、うがい薬、風邪薬等で大半を占めている。薬を購入した費用については年額で質問したが、千円未満の世帯が20%、次に千円～5千円を支出している世帯がおおよそ30%の世帯で最も多い。とくに、大島一丁目では38%の世帯がこの支出階層に属している。5千円～1万円の支出階層の世帯は17%となっている。また、1万円以上の支出をしている世帯も8.4%あり、売薬の購入による家計支出は、医療機関の利用層と重なる部分がかかなり存在することを考えれば、家計に対して、少なからず負担となっていることが、うかがえる。

これらの売薬利用層には、本来の体質や持病などからくる健康上のハンディキャップが、公害被害を受けることにより一そう進行したり、あるいは、治りにくくなって慢性化した例なども得られている。従って、これらの場合、売薬代が家計支出として長期化し、経常化する傾向にも注意を向ける必要がある。

② 公害被害による住居・付帯設備・備品の買いかえや補修ならびに公害防止設備の購入。

公害が地域住民の住居やその付帯設備等に及ぼす被害が、どのようなものであり、その修繕・買いかえに要する支出額はどの位になるのであろうか。ここでは、その被害を経済的被害に限って検討する。

住生活に及ぼす被害としては、大気汚染による金属の腐蝕・よごれ、振動や地盤沈下による家屋への被害等、多面的にあらわれている。それらの被害を受けて住宅の補修工事や修理を行った

り、新たに家具や公害防止装置の購入をしたと回答した世帯は22.4%である。地域的には、大島一丁目と太子堂二丁目よりやや高率であるが、これは、公害の発生源の差異によってある程度説明できると思われる。例えば、大気汚染に関してみると、太子堂二丁目では、高速道路、玉川通りの自動車排気ガスを中心としているのに対し、大島一丁目では、地域の工場からの排気ガスや廃棄物、じんあいなどによる空気の汚染がある。また、被害を受けた期間からみると、前者がほぼ東京オリンピック開催時ころからであるのに対し、後者は古くからの工場地域である。従って大島一丁目は、長期にわたって、大気汚染の被害を受けており、住居への被害蓄積もみられる。むしろ、公害に対して、地域住民の関心が高まった近年は、それを受けて行政が公害規制に着手し始めていることから、この地域では、工場移転が推進されており、聞き取り調査でも、「工場がなくなって、汚れは、以前より少なくなった」、「前は、工場の臭いで大変だった」という話を何回か聞いた。

江東デルタ地域の地盤沈下の被害を加えれば、住民への被害がこの地域で高く示されるのは当然である。

内容についてみると、最も多いのが、住宅周辺部分の修理、改造である。（大島一丁目7.0%、太子堂二丁目6.0%）。雨どいの取りかえ、手すりのサビ止め塗り、トタン屋根の頻繁な塗りかえ等がみられる。家具・耐久消費財・公害防止装置の購入が、有被害世帯の大島一丁目2.4%、太子堂一丁目約3.0%となっている。これらには防音装置を設備したり隣の工場騒音を防ぐためにブロックべいを埋設した、日当りの良い所へ物干場を新たに作った、防湿機・ルームクーラーを購入したなどの回答が得られている。支出された経費は1万円未満と10万円～50万円の層が最も多く、1万円～5万円層がこれに次いでいる。また、50万円～100万円を支出した世帯もそれぞれ1例ずつあり、100万円以上としているのが1世帯ある。これらは住宅構造の変更を行った世帯で、日照阻害に対処しての二階増築などである。（単組集計表C-33、C-34）住居を中心とした被害による経済的負担例は多くはないが、買い替えや修理を施す場合には、経費として相当高額を要することが明らかになっている。従って、家計に負担する能力が欠如していれば、被害は放置されたまま環境悪化が進行して行く。

調査に示された被害額については、対象者に公害被害による買い替えや修理に支出した費用総額を質問した。しかし、被害を受けて以来の支出総額は、対象者自身が即答できずに長いこと計算して答えたりして、正確さは期待できないように思われる。別のアプローチによる調査が必要である。

③ 被服費・光熱費の増大

大気汚染による洗濯代の増大については、本調査ではとくに項目としては取り上げていない。この点に関しては公害による家計損失を調査した東京都公害研究所の家計簿調査では、被服費が、「公害病あり世帯」、「公害関連費用あり世帯」とも「公害病なし世帯」に比して、家計支出に占める割合が多くなっている。

本調査の結果、むしろ注意すべきなのは、洗濯の量は頻度等において多少多いという点（従って洗剤石けん、水道代の消費が増す）の他に、干す際の特別な配慮が日常生活行動に要求されていることである。「夜間のみ干す」、「風向きをみて干す」「屋内にいつも干している」などが日常化していることは、環境悪化に伴う生活防衛的な行動の変化を余儀なくされていることを示している。

公害の被害を受けることによって、光熱費支出が家計構造に影響を与えるかどうかの点については、本調査では、家計調査を基にしていなかったため、量的把握はできなかった。しかし、光熱費の支出が日照障害の被害とかなり関連を持っている点は、いくつかの事例から明らかになった。5.2の〔事例9〕はその一つである。しかし、支出構造からみれば、量的にとくにこのために光熱費が肥大するという結果をとらず、むしろ、他の部分の切つめなどにより、最少限に被害をおさえようとする行動がみられる。家計構造に対する影響としては、被害を受けることにより、家計支出構造上の調整を計ることを強いられ、それが生活水準を低下させる点が問題をもっている。

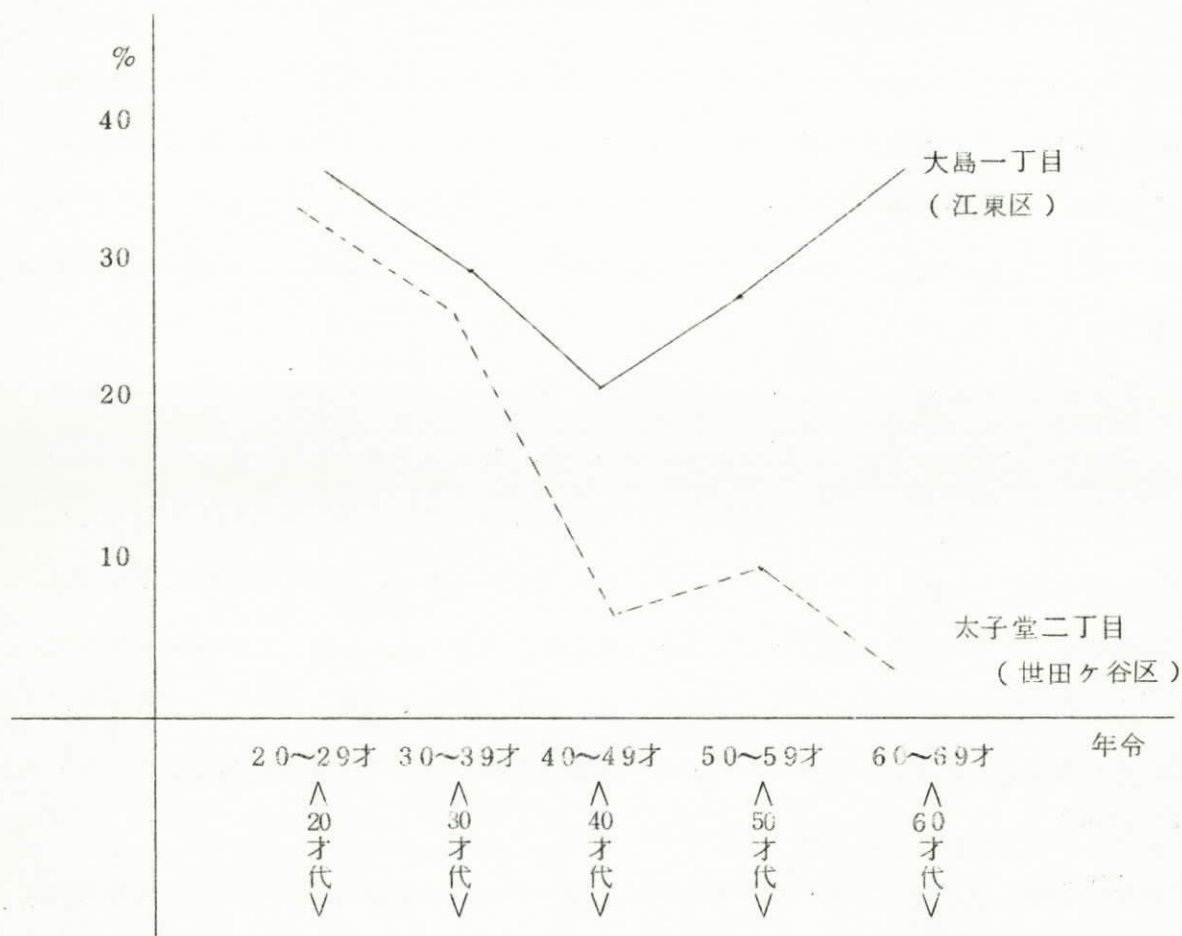
④ 日常生活の機能低下を回復するためのレジャー費支出

公害の被害を受けたことにより、低下あるいは支障をきたした日常生活機能を回復するために、どのような行動を取っており、そのための家計支出は、対象地域ではどの位になっているのだろうか。

公害による被害を受けたことで、生活上の変化（旅行・外出等）がおきたかどうかについては、被害を受けたうちの23.5%が、変化がおきたと回答している。地域別では、大島一丁目では31.7%となっており、公害の被害をこの地域全体がかなり強く受けていることを示しているのにたいし、太子堂二丁目ではその約半分となっている、（単純集計表C-39）。これを年令別でみるとなお一そう特徴が示されている。大島一丁目では、40才代が21.4%でやゝ低いものゝ、各年令層顧わたって30%前後となっている。とくに、20才代と60才代では36%を上まわっており、公害の被害を受けたために気ばらしの外出や旅行が日常生活を営む上で極めて必要度が高いものとなっていることを示している。太子堂一丁目では、年代の若い層（20才代、30才代）ほど旅行や外出などレジャー行動を行っているのに対し、高年層になるにつれて減少する傾向が強くあらわれている。また、対象者（主婦または単身者女性）についてみると、有

業者婦人ほどこれらのレジャー行動を取っていることが示されており、専業主婦層で比較的低くなっているのは、日常生活の機能低下は、職業労働と家事労働の二つの役割行動を期待されている

図 5.2 公害による被害を受けたため、外出・旅行等の余暇行動



※〔○20, それらの公害のために、外出して、気晴しをしたり、旅行に出たりすることが多くなるなど、生活上の変化がおきましたか。〕にたいし、「はい」と回答したもの。

る有業婦人ほど、その影響が直接的にあらわれ、積極的な機能回復＝レジャー行動を要求されるものと考えられる。

そこで、これらのレジャー行動に必要な経費はどうであろうか。本調査では、年間の家計支出として質問したが、大島一丁目では最も多いのが年額1万～10万円層で約30%である(対象世帯全体の8.8%に当る)。続いて、10万円以上の層が20%を占めている。一方全く経費を要しないと回答している世帯が10%強、1万円未満層が10%弱となっている。太子堂二丁目では、支出ゼロとしているものが最も多く、10万円以上層、1万～10万円未満層と続いている。(単純集計表C-41)具体的な機能回復的なレジャー行動の内容としては、次のよ

うなケースがある。

① 5人世帯の老夫婦（娘家族と同一世帯だが、家計は独立している）（大島一丁目）健康状態は別に悪いところはないが、毎月一回は埼玉県的所有地へ出かける。亀井戸駅に帰って降り立つと、空気の悪さにいやになり、埼玉に引越したいと思うが、いろいろな事情で実現できない。

② 自営業世帯（大島一丁目）、天気の良い休業日には毎週のように千葉県にある将来の転居予定地へ出かける。

③ 自営業世帯（大島一丁目）排気ガス・騒音公害を商売上強く受けるので、年に数回は健康回復の為旅行に一家（4人家族で2人の子供は就学前）で旅行に出ることにしているが去年は20万ほど経費がかかった。

④ サラリーマンの家庭（太子堂二丁目）幼児2人が風邪をひきやすくなっているため、前住地の赤坂に住んでいる時から毎週妻の実家のある横浜市に連れていく。

⑤ 雇用労働者（女性単身者）（太子堂二丁目）羽田空港に勤務しており、声を出す仕事なので大気汚染にノドを痛めて困っている。回復のために余暇には「良い空気を吸いに」遠隔地へドライブに行く。

以上の5つの事例をみても、公害による被害を受けていることで、意識的に健康回復的な行動を取っていることが明らかである。しかし、レジャー経費については、この事例のうちで④のみが具体的に金額を上げたにすぎない。外出や旅行をする目的は公害による生活環境悪化を避けるためであると意識していても、その家計支出については、公害被害と直接結びつけない傾向が示されている。したがって、本調査においては、外出、旅行など行動面に対して「している」と答えていても、その経費については、対象者の判断に全くまかせており、全く金額をあげない世帯も結果としてはかなり見られる。この点については、家計簿方式などで、季節と公害発生との関連も考慮した上で、一年間ぐらい家計構造と公害被害の影響を追跡調査をすることが有用と思われる。

調査結果としては、公害被害による余暇支出の家計負担の増加は、それ程大きくは見られない。（しかし金額を上げた世帯では、かなりの支出額となっている）この点については、大阪市の公害の経済的被害調査の結果が巨額に及んでいるのと対照的である。（註）、しかし、本調査結果でみる限り、レジャー支出は、著しく家計収入により規定される性格を持っており、収入の水準との関連を明らかにする必要があると思われる。即ち、公害による健康被害を受け、レジャー支出が高いことが直接的に被害の大きさを示すものとなるのではなく、その間に被害世帯の階層性（とくに所得水準）の要因を入れて分析することが要求されていることである。この問題は、医療費支出が、家計構造における公害の被害の大きさを直接的にあらわすのにたいし、一定の家計規模の中でその他の支出項目が医療費とは異った傾向を示していると思われる。

5.5 家計に関連する財産的・物的被害

公害による被害が、住宅ならびにその周辺部分に及んでいるもののうちで、補修や買い替え、さらに新たに購入した公害防止荘置などのような家計支出となつてあらわれている被害については、すでに検討した通りである。しかし、経常的な家計支出にあらわれないまでも、住居やその付帯設備、およびこれに関連する物的生活諸用具にたいじて、公害による被害がどのように及んでいるのであろうか。

家庭生活に対する公害環境悪化の経済的被害を明きらかにする上で、被害が経済的な支出を結果した、というレベルにおいては、補修や購入等の家計支出の額としてあらわれた大きさを被害の量として捉えることが第一の方法であると考えられるが、実質的な支出を伴ったり、本来有している利用価値を低下せしめる要素を形成するに至った物的、財産的被害を把握することが、被害の大きさをより正確に把える上では必要とされる視点であろう。これらに関して、われわれの調査では、家計支出を伴わない経済的被害として、住居・付帯設備・その他の所有物にたいする被害については、質問項目をとくに立てたわけではない。しかし、公害を受けることによって生じた被害の種類や被害内容についての回答や、面接中に対象者から得た被害状況の説明などの中から、家計支出という形を明確にとっていないが、明らかに物的・財産的な被害、つまり経済的な被害を受けているものが、数多くあった。公害の被害の種類としては、大気汚染、地盤沈下には、かなり深刻な事例が見受けられた。

〔事例1〕住宅の被害。大島一丁目は江東区のデルタ地帯の他の地域と同様に、地盤沈下の被害を受けている。被害状況はその有無から程度までさまざまであるが、この対象者の住宅は、地盤沈下の影響を大きく受けていた。住居の土間にひびが入っており、一時は、補償金で補修を施したものの、調査時点では再び影響があらわれている。被害が強くあらわれているだけに、対象者は、不安感をもち、不満をもらしていた。

〔事例2〕住宅の被害——地盤沈下の影響を長期にわたって受けており、数年前に新たに舗装された道路と家の周囲にめぐらしたブロック塀との境に亀裂が生じ、塀の土台が15～20cm程露出している。また、7年前に改築した家は狂いが生じ、二階のふすまは開け立てができなくなり、部分的に取り外している。大通りにすぐ近いため、地盤沈下の被害は振動と相まって、微震のような状態が続くことがしばしばあるということである。この世帯の場合、複合的な公害の影響を

受けて、住宅ならびにその周辺部分にたいする被害は大きいものである。

その他に住宅の被害としては、振動によるものもいくつか見られた。

〔事例3〕太子堂二丁目の玉川通りに面した対象者世帯（自営業）では、高速道路の影響も重なって、排気ガスと騒音の被害も深刻であるが、振動が続く影響で壁や床にひびが入っており、家屋の汚れも非常にひどいものである。

住宅の汚れのひどさについては、大島一丁目では、ほとんどの対象者が何らかの形で報告しているが、山ノ手である太子堂二丁目でも自動車排気ガスによる住宅の汚れの被害例はいくつか得られている。

住宅の付帯設備や生活用具などにたいする被害については、とくに大島一丁目では、工場を発生源とする排気ガスや廃棄物を中心し、これに明治通りの自動車公害が加わって、著しい被害例がいくつも見られた。それらは、金属加工物を中心とした被害で、台所用品、洗濯機、時計などのさびや腐蝕が激しい。対象者の中には、流し台のさびのひどさを調査者に見せて被害を指摘した者がいるほどである。また、自転車や乳母車なども、さび・腐蝕の早さを指摘していた。室内でこれだけの被害が示されていることは、常に外気にふれている窓枠・トタン屋根・手すりなどの金属加工物の腐蝕やサビが、どのようなものであるかを示す一つの手がかりを与えているといえよう。従って、この地域の大气汚染の影響が住宅の付帯設備や周辺部分に経済的被害をもたらしていることは明らかであろう。

また、大气汚染による植木や庭木などの植物や愛玩用小動物への影響についても言及する必要がある。調査結果からは、両地域とも、とくに植物への被害結果が多く報告された。

〔事例4〕植物の被害。大島一丁目に20年以上住んでいる対象者と家族は、植木が非常に好きであり、とくに、老令である両親は手入れを楽しみにしている。大气汚染の影響で鉢物などが枯れることがよくあり、庭木でも葉が落ちたり、変色することがしばしばあり、また、立ち枯れになったことも一度ならずあった。現在あるのは、公害に強い木だと思う、と述べていた。この世帯の場合は、明治通りからは離れており、すぐ近くにあった工場の騒音、悪臭に悩まされ続けたことが、数年前に移転しており、以前より被害状況は好転していると考えられる。

この事例に見られるような被害は、すでに述べたように、多数の対象者が被害内容で挙げており、その他に愛玩用の小鳥や魚が死んだ（太子堂二丁目）例も報告されている。

財産的被害を受けた事例としては、次のものを取り上げることができよう。

〔事例5〕不動産への被害。対象者の家庭は二世代の複合家族で形成されているが、対象者の夫と父親が就業し、父親がアパート経営もしているので、家計収入は安定し、比較的豊かである。

しかし、隣接している工場から騒音・悪臭の被害に悩まされており（健康被害）、さらに、これらの被害を受けることによって、同一敷地内に建っているアパートの借間人が次々と引越してしまい、経営に支障を来している。借り手が減ってしまったことに対しては、対象者世帯、とくに所有者の父親は、非常に強い不満を感じている。

この事例は、公害による影響を受けることにより、家計支出という形での経済的被害ではなく、環境悪化により所有する不動産の価値の著しい低下を引き起こされた、というレベルでの経済的被害を受けているということが言えよう。このような経済的被害の把握については、なお調査方法や分析方法の点で、さらに検討を深める必要があるが、ここでは、調査結果より得られた一つの被害類型として、提示したい。

② 公害による（家計支出を伴わない）財産的被害を把握する上で、面接して聞き取りを行うという方法は本調査では、有効性が高かった。さらに検討すべきは「財産的被害」という場合、その内容が問われねばならないことである。即ち、例えば排気ガス公害は増しても、集積の利益によって、「財産的な評価」が高められることがあり、また、一方で騒音、大気汚染の被害により、店舗としての価値は高まったが、住居としては、利用できなくなり、別に住居購入をせざるを得ないという場合なども考慮すべきである。

5.6 誘発的な間接的経済的負担の増大

家庭生活の諸側面に公害環境悪化による被害を受けたために、家族員の健康や生活環境が、より一そう悪化することを避けるために、新たな生活設計を行ったり、何らかの対応策を講じようとするであろう。公害環境悪化による被害にどう対処するか、という点については、調査結果では、転居を希望しているものが、かなり見受けられた。転居を希望しても、実際に転居するには、さまざまな条件が整わねばならないのは当然であるが、住居の所有形態がいずれの形を取るにせよ、多くの場合に転居を実施する上で経済的な支出を伴う。

転居に伴う費用や、転居を可能にするための経済的な準備（貯蓄計画など）などを、転居希望者に質問する調査項目は設けなかったが、希望している対象者の回答により、行動の面から、被害を避けるための転居から生ずる経済的負担の増大をとらえることができよう。まず、調査結果から転居の希望を①転居を具体的に計画している実行型、②具体的な計画はまだ行っていないが、将来への希望として明確に持っている希望型、③できれば転居したいと思っているが、経済的・職業的その他の要因で無理であるとするあきらめ型、の3つのタイプに大きく分けることができる。

①の、実行型は、「来年は転居の予定で、もう準備がしてある（持家）」、「いなかに引越すこととしてある（持家）」、「現在住んでいるアパートは引越すつもりで準備している（借間）」

などであるが、所得階層から見ると、100万～300万円・300万～500万円層がほぼ半分ずつ占めており、100万円未満世帯は全くふくまれていない。この型の場合は、希望を表現するために貯蓄等の経済的条件を並べており、このような家計への負担の増大は、公害環境悪化による生活被害を受けたために誘発された間接的な経済的な被害と言えよう。

〔事例〕(太子堂二丁目)対象者の家族は現在夫婦二人持家であるが、近く子供が生まれる予定である。大気汚染で健康被害も受けている。子供が生まれたら、安全な遊び場もないので、千葉に3年計画で引越す予定を立て、すでに準備しつつある。

②希望型では、「空気の良いところに移りたい、将来いなかに移りたいと思っている」、「良い所に家を持ちたい」「いつになるかわからないが引越したい」などで、比較的な持家世帯に多く、所得階層としては、100万～300万円世帯が多い。

③あきらめ型では、「転居したいが、するには金がいる」「経済的にはどうもできないが移りたいと思う」、「空気のよいところに住みたいが、商売の関係上止むをえない」など、要因は経済的負担の過重であきらめざるを得ないものや、職業上移転できない場合など、さまざまである。従って所得階層もばらつきがみられる。

このような間接的経済的負担の中には、大気汚染、騒音、日照阻害など次々と悪化する環境の中で、阻止対策を講じたが効果が低いため被害をさけるため、1000万円で別荘を購入した大島一丁目の世帯もふくまれる。また、現在、貯蓄などの行動を取っていないにしても、そのような経済的負担を余儀なくされる状態にすでにあると感じている世帯や、「これから悪くなるようなら、環境の良い所へ引越す用意をする」という例などでも考慮する必要がある。

この問題に関連する既存の調査としては大阪市が48年2月に実施した調査がある。過去3年間の引越しなど大気汚染を理由とする住居の移転に要した家計支出額を質問項目に立てて、移転費の外に、移転先の家賃や部屋代、家の購入費についても質問をしているが大気汚染による経済的被害としては移転経費のみを取り上げている。

本調査とは問題視角も従って調査方法も非常に異っているが、公害の被害を理由とする転居という問題に関連してみると、次の点を指摘できよう。まず、公害環境悪化による被害を理由とする転居という、被害対処の行動が取られる場合、その公害の種類は、大気汚染のみならず、騒音・振動・地盤沈下・日照阻害などの被害を常時複合的に受けたり、あるいは、それらのうちい

(註) 1 「公害による経済被害調査結果報告書」大阪市環境保健局環境部 昭和49年2月

(註) 2 前掲書 p36ページ (IX) 移転費

れかを極端に受けている例に多くみられる。従って大気汚染の被害のみから、住居の移転の行動を把握することは公害による被害の影響を十分示しえないといえよう。第2には、公害を理由とする移転に要する経済的被害を移転費のみに限っているが（なぜ移転費に限っているかの理由が説明してあるが、それを承認したとしても）^(註) 転居という対処行動を取る際に、被害内容および程度との関連を限定づけることなく、単に移転費のみを額として把握してもごく部分的なものにすぎず、公害被害を理由とした転居をするため生ずる家計負担、すなわち経済的な被害を把握するのには、全く不十分であると考えられる。したがって、経済的被害、とくにこの項のような、間接的経済的被害を把握する際にも、対象者の被害状況（種類や程度、内容等）を聞き取り、対象者世帯の家族・家計・生活の状態と関連づけると分析する。事例調査が先行する必要があると思われる。数値的な統計処理方法による経済的被害を推計することは、被害実態を構造的に把握することを目的とした事例調査や聞き取り調査を十分検討し、それらの結果をもとにして、方法的に有効な被害領域について、適用されるのではないだろうか。

註 前掲書 p 86 (IX) "その他の支出項目について"の中に理由が述べられている。

5.7 まとめ

家計支出構造における公害環境悪化の影響に関して調査結果を中心に検討したが、本調査の方法上の反省もふくめて、総括を試みれば以下のようなろう。

①家計支出にあらわれる公害・環境悪化の影響は量的な把握に先立って質的な側面を充分つめてかからなければならない。条件の差によっては同一の金額の支出でも意味が全く異なるケースはいくつかの事例で示した通りである。

②本調査においては、医療費、交通費、修理代、設備購入費その他の負担額を調査対象者の記憶のみに基づいて、被害の全期間の総支出額として把握することを試みたが、この方法は問題が大きい。支出額を把握するには支出期間を明確に限定するか、時系列的に追跡するかしなければならないであろう。東京都公害研究所が行った家計簿記入（2ヶ月間）方式と、比較対象群設定方式は検討に値する。ただし、構造的に多面的な扱いを加えることと、季節的な歪みをなくするための配慮などは別途考えねばならない。

③家計支出構造における被害を把握する際には対象者（世帯）の階層性の要因がとくに重要性をもっている。公害・環境被害による＜住居付帯設備・備品の買い替えや補修ならびに公害防止設備の購入＞、＜被服費・光熱費の増大＞、＜日常生活の機能低下を回復するためのレジャー費＞に関する家計支出を分析する上では、不可欠の要因を形成しているものと思われる。

④公害環境悪化による健康障害に伴う医療費の負担額は家計構造への影響を比較的ストレートに示している。東京都公害研究所の調査結果によると、家計収支の赤字世帯と医療費負担に相関関係がみられる点は注目すべきである。医療費の自己負担額を調査する際には医療費支出のメカニズムに留意し、対象世帯が加入している健康保険システムや社会保障制度などの関連要因を同時に把握する必要があるだろう。

⑤、最後に、公害が家計支出構造に及ぼす影響を把握する方法的な問題としては、どのような対象、方法を取るにせよ、その具体的・質的な問題を明らかにするためには、事例的・調査法を併用することが重要と思われる。なぜなら、対象者が生活そのものを、対象者から直接的に聞き取ることは、多くの内容を含んでおり、とくに健康被害を中心とした公害環境悪化による被害の問題は、多面的で多様性があり、間接的には、具体的・質的な把握が困難である。

第Ⅰ部 一般家庭の公害・環境悪化による 被害の実態と構造

(その2) アンケート調査による解析

第6章 アンケート調査による一般家庭の公害環境悪化被害実態の把握

6.1 アンケート調査の内容

一般家庭の公害被害実態を把握するための方法の第二の範疇としてメール・アンケート調査を設計した。ヒヤリングによる方法よりも広域で多数の調査対象をカバーできるという一般的性格に着目して、セミ・ミクロからマクロの公害被害イメージの構築に役立つように調査内容を定めた。その詳細は以下の通りである。

6.1.1 調査の目的

公害という概念、被害という概念、一般家庭という概念のいずれをとつても未確定の部分があり、特に前二者は現在も拡張しつつある流動状況であるので、本アンケート調査は周辺領域をも含めた探索的調査項目を加えて、社会での「公害環境悪化の実態と意識」、「被害実態と意識」が如何なるものであるかを探り、それを構造化することを第1の目的とした。

次に、「公害・環境悪化の有無」、「被害の有無」を判別する上で、一つのバックグラウンド情報となりうる「地域に関する情報」と「申告された公害・環境悪化や被害の内容」とを相関させて論じることを第2の目的とした。

ヒヤリング調査とは相互に比較対照できるように調査内容の枠組みは類似のものとし、メール・アンケートのマクロな視点をヒヤリングによる家庭生活実態にまでおりた解析と連結することを第3の目的とした。

時間的・費用的制約もあつてメール・アンケートの調査結果そのものが、調査地域の「一般家庭の公害・環境悪化被害実態」を正しく代表するようには、本調査は設計されてはいない。即ち結果そのものよりも、調査を設計し実施し集計し推計するという一連の作業過程において、よりよい「公害環境悪化被害状況の推計手法」が如何なる姿をなすべきかについての知見を得ることに努力を集中した。従つて以下に述べるように、母集団の設定や調査対象の選定には統計理論上容易に偏りを指摘しうる内容をも含んでいることが留意されねばならない。

6.1.2 調査の方法と内容

(a) 調査地区の選定

マクロな地域特性と公害・環境悪化被害との相関性をつけ、しかもヒヤリング調査による知見との連結性をも確保するために、調査地区を東京都内に都市化軸にそつて東西・南北に十文字に選定した。23区内にあつては区の行政域を単位とし、三多摩地方にあつては市町村を3～4単位づつとりまとめて調査単位とした。調査区は下記の通り17区分とした。

1. 江戸川区
2. 江東区
3. 中央区
4. 千代田区
5. 新宿区
6. 中野区
7. 杉並区
8. 武蔵野市，三鷹市，調布市
9. 小金井市，国分寺市，府中市
10. 立川市，国立市，日野市
11. 昭島市，福生市，秋川市，八王子市
12. 日出村，五日市市，檜原村，奥多摩町
- a. 北 区
- b. 文京区
- c. 港 区
- d. 品川区
- e. 大田区

(b) 調査対象者の抽出

「一般家庭」としては生計を一つにする同居家族集団を想定し，家庭の所在地で日々の主要な時間帯を過ごしていると思われる主婦を調査対象者とした。

上記の意味での一般家庭の主婦を対象者として抽出するためには，本来は住民票に基づくべきであるが，本調査では電話帳に基づくランダム抽出によつて，各調査区より100名ずつ総計1,700名を選定した。電話登録が男子名ときは，○○様宛，登録が女子名ときは本人宛とした。この便宜的抽出法で問題となるのは，(i)電話の所有が世帯の構成や家族の居住地とは必ずしも合致していない可能性のあること，(ii)電話の所有が，社会・経済的により富裕な階層に偏つていたり，既開発地に偏つていたりすること，(iii)電話帳の所番地記載が号数やアパート名までを含んでいないために配達不能で返却されたり，電話の売買で対象者に届かなかつたりする確率が高く，しかもそれが意味での偏りの元になること，などである。

(c) 調査方法と回収票の取扱い

付録に示す如き調査票を返送封筒と共に速達便にして郵送した。調査期間は対象者の手元にあ

る日数を約10日間(日曜日を2回含む)とした。期限前に未返送者に対して葉書による督促を行つた。

1,700通の発送のうち、期限までに回答のあつた分は835通で、これらが以後の集計と解析にまわされた。粗回答率は49%であつた。締切が過ぎてから回収され、時間的制約により集計にのせられなかつた回答が7通あり、配達不能として郵便局より返送されたものが377通あつたので、調査対象者の手に届いて回答されたもののネットの比率は64%と計算される。

この種のアンケート調査としては比較的回収率が高いが、都民の公害に対する認識と問題意識の高まつている現状の反映と理解される。地域別に眺めると、最も回収率の高かつたのが、小金井市、国分寺市、府中市を越めた地域で、粗回答率でみて65%であり、最も回収率の低かつたのが、千代田区の3.7%であつた。

調査票の回答内容は一回答(一世帯)あたり一葉のデータ整理票に転記を行つた。以後の集計と解析にはこの整理票を用いて、各設問への該当世帯数を数え、その地域内の回答世帯合計数あるいは被害世帯合計数などを分母とした比率に直してから解析に用いた。

(d) 調査内容

調査票は付録Ⅱの資料Ⅱ-1に示した。調査の内容は大きく、「家庭内や近所で話題になつてゐる公害、もしくは環境悪化」についての設問(Q.1)、「公害、もしくは環境悪化によつて受けた家庭の実被害の内容(人体被害、生活・環境被害、財産被害)」についての設問(Q.2)、「これら被害によつて生じた不都合や出費」についての設問(Q.3)、「被害をうけたときにとつた(とる)対応行動」についての設問(Q.4)、ならびに、「回答者家庭の住居、周辺環境の類形・交通・輸送施設の状況」についての設問(Q.5~Q.8)、から構成されている。

「住宅形態と所有」(Q.5)および「周辺環境の類形」(Q.6)については単一項目の選択を求めたが、他の設問については該当項すべてを指摘してもらつた。また公害被害の欄が空白の世帯も調査票を返送してくれるように特記した挨拶状をそえた。

6.1.3.3 調査対象地域の特徴

都心の千代田区を要として、東西南北にのびる17地域を調査対象地域としたが、これは大都市の様々な機能の集中と分散の傾度、いわば都市化の諸局面を「地域」を媒介として分離したり比較したりできるのではないかと仮定したためである。しかし都市環境は多様であり、一つに纏められた地域は類似した性格の均一な空間とはとても想定しえないので、以下の解析には時として、回答者の周辺環境記載に基づいた細分による集計をも行つてゐる。

付図Ⅱ-1に回答者の地域分布状況の概念図を示す。地域番号1~12、およびa~eは本章

を通じて統一的に使用される。

後の調査結果を論じるにあたって、選定された調査区域がどのような性格をもっているかの概要を簡単に図6-1～図6-4に示す。データ源はいずれも東京都統計年鑑(1973)である。

図6-1は各地域の土地利用区分を示したものである。ただし公有地(道路を除く)の利用内訳はふれられていない。宅地には住宅用地、商業用地、工業用地などの細分があり、雑種地には競技場、ゴルフ場などが含まれているが、いずれも都市的人工的土地利用として一括して扱った。

中野区から西になると農地が残存し、立川市・国立市・日野市以西には林や原野の地目も目立つようになる。

図6-2は各地域に占める道路や鉄道の軌条の面積の都市的利用面積に対する比率と、昭和39年から昭和47年までの9年間に着工された建築物の延床面積の都市的利用面積に対する比率を示している。中央区、千代田区、港区、新宿区に都市活動の活発さが示されている。奥多摩地域でも上記比率が横ばいを示しているのは、比較の分母に都市的利用面積(宅地・雑種地・道路)をとっているからである。人間の主要な活動圏は奥多摩地域でも分散することなく道路・鉄道などにそって集中している。

図6-3は夜間人口と昼間人口との都市的利用面積に基づく密度を示している。都心への通勤者と通学者の昼間の流入が著しい。彼等の日々の生活時間の $\frac{1}{3} \sim \frac{1}{2}$ が都心にあり、残りの $\frac{2}{3} \sim \frac{1}{2}$ が居住地であることは公害被害の詳細な解析にあたって問題となろう。

図6-4は工業活動およびサービス・娯楽活動の指標として、重化学工業の出荷額と飲食店の数とを都市的利用面積に対する密度で示したものである。江戸川区、江東区、北区、品川区、大田区の重化学工業出荷密度の高さと、中央区、千代田区、港区、新宿区の飲食店密度の高さとが注目される。

6.2 調査結果にみる被害の地域分布

産業活動や都市活動の結果が一般家庭に直接・間接に悪影響を与え、被害を生じさせている内容やそのプロセスは面接調査でふれられた通り複雑である。どのような工場が附近に存在するか、道路との関係はどうか、周辺の環境の状況はどうか、といった地域に特有の条件によつて公害・環境悪化のポテンシャルは大幅に変ってくるし、家庭のおかれた経済的・社会的条件、就業形態、家族関係、肉体的・遺伝的形質などの家庭内・個人レベルの条件によつても被害の顕在化の極相が異ってくる。後者の生活構造に関する要因については面接調査の解析で論じられたので、ここでは特に地域を媒介要因として眺めて公害・環境悪化源と被害との絡まりあい、波及のメカニズムを解

図 6-1 調査地域の土地利用区分別面積比率
(道路は特に公有地区分から差引いて宅地区分に加えた)

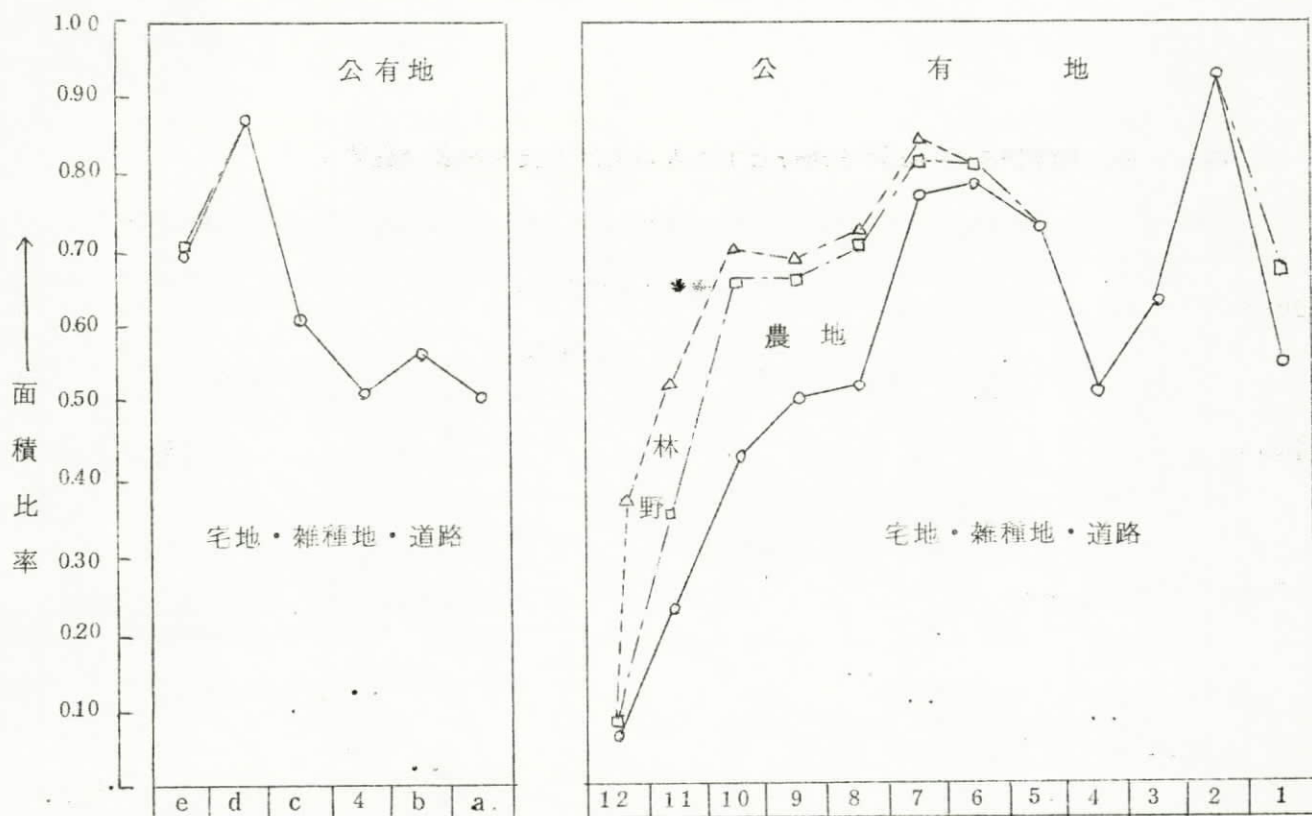


図 6-2 調査地域の道路、軌条面積と昭和39年~47年の9年間にわたる建築着工の延床面積との都市的利用面積(宅地・雑種地・道路)に対する比率

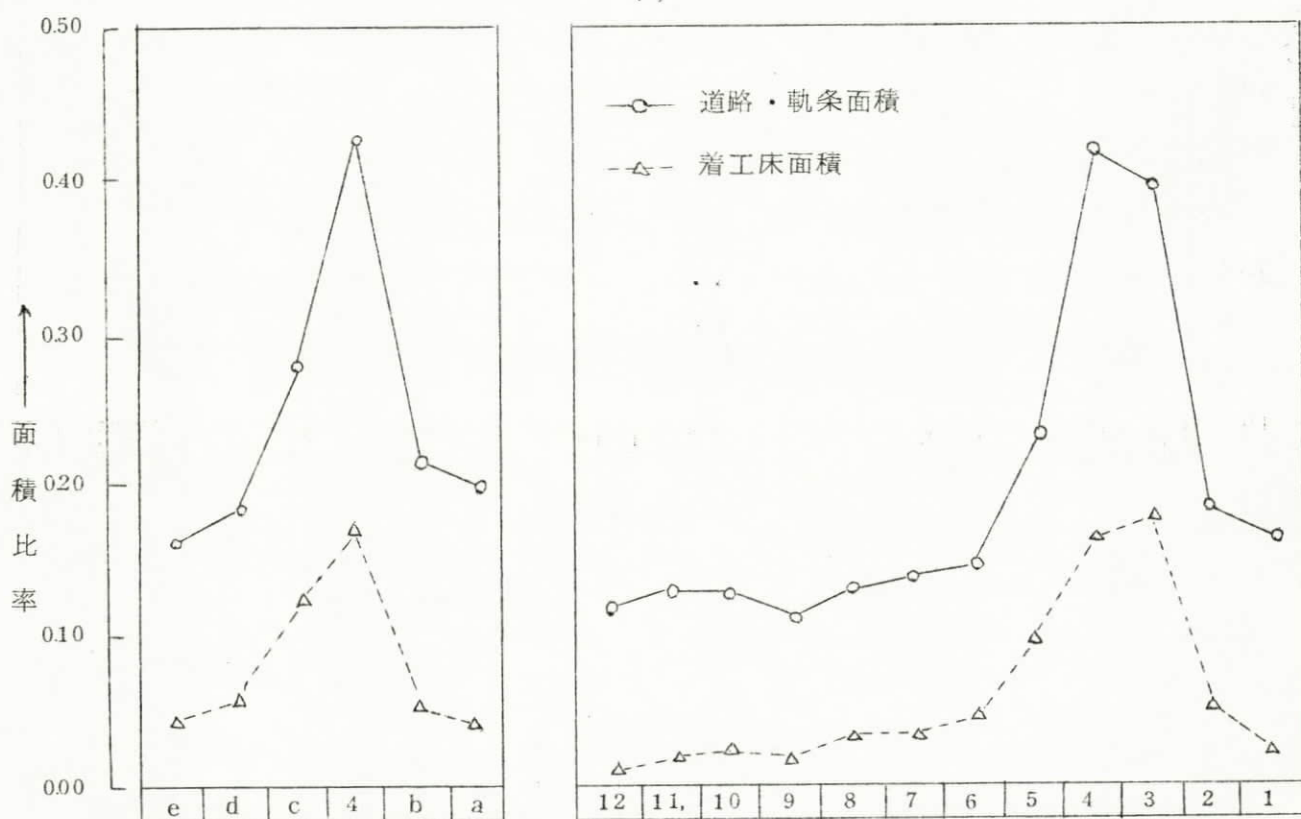


図6-3 都市の利用面積を分母とする人口密度（夜間および昼間）

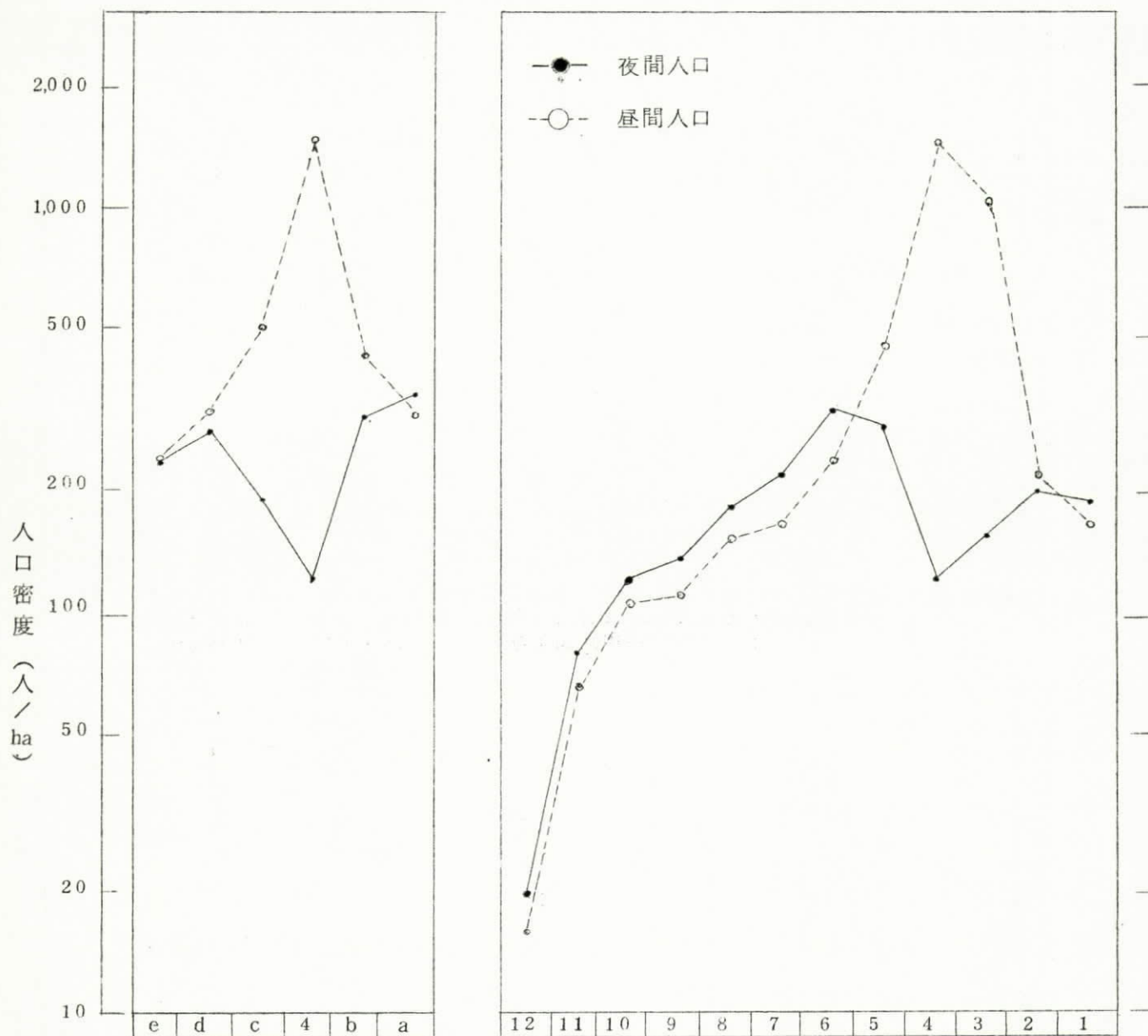


図 6-4 鉄鋼・非鉄金属・金属製品・化学・窯業など重化学工業年間（昭和47年）出荷額の都市的利用面積に対する密度と，飲食店数の同上面積に対する密度

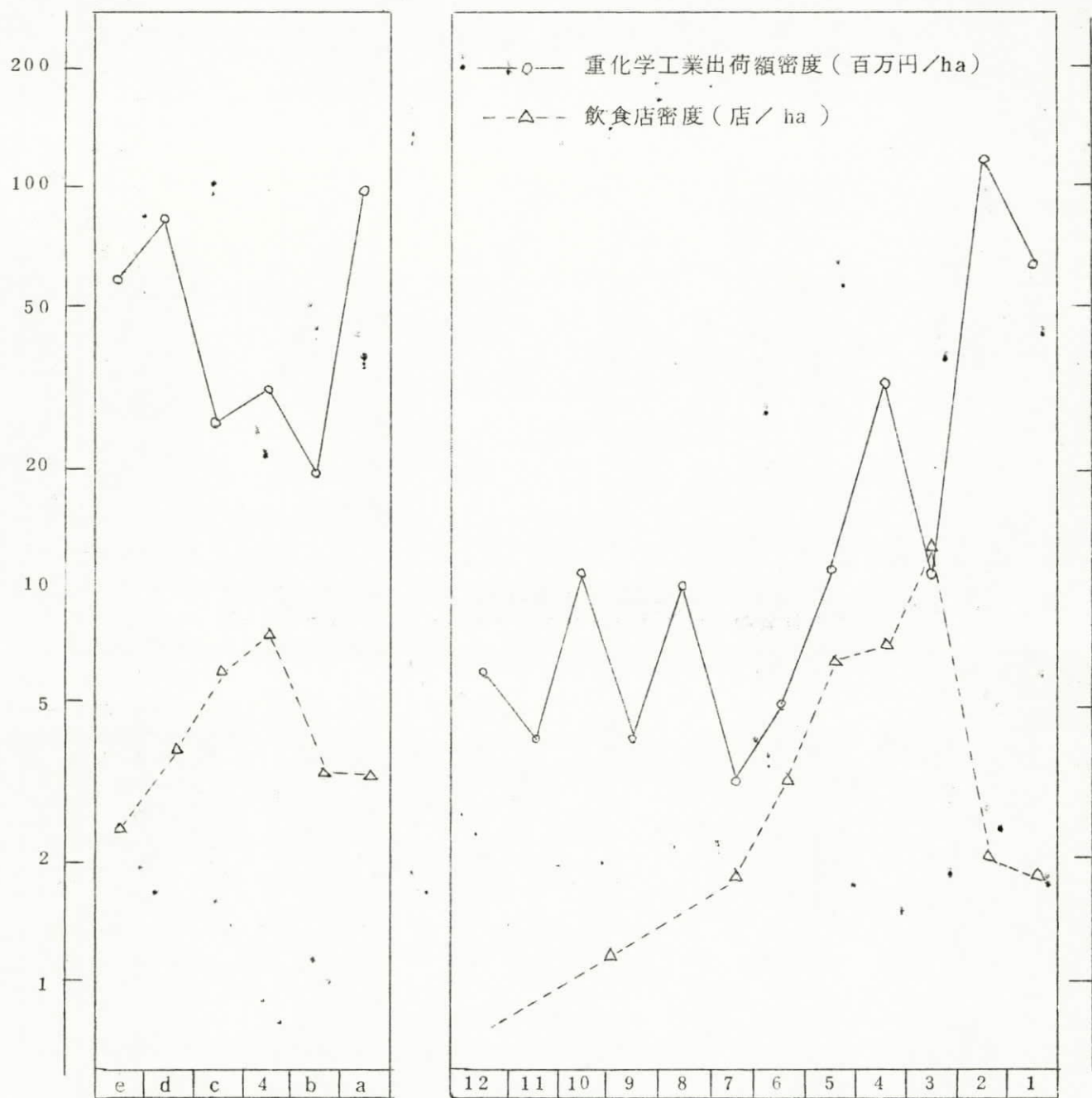


図 6-5 アンケート回答者の住所周辺の類型別内訳 (付表 II-1 参照)

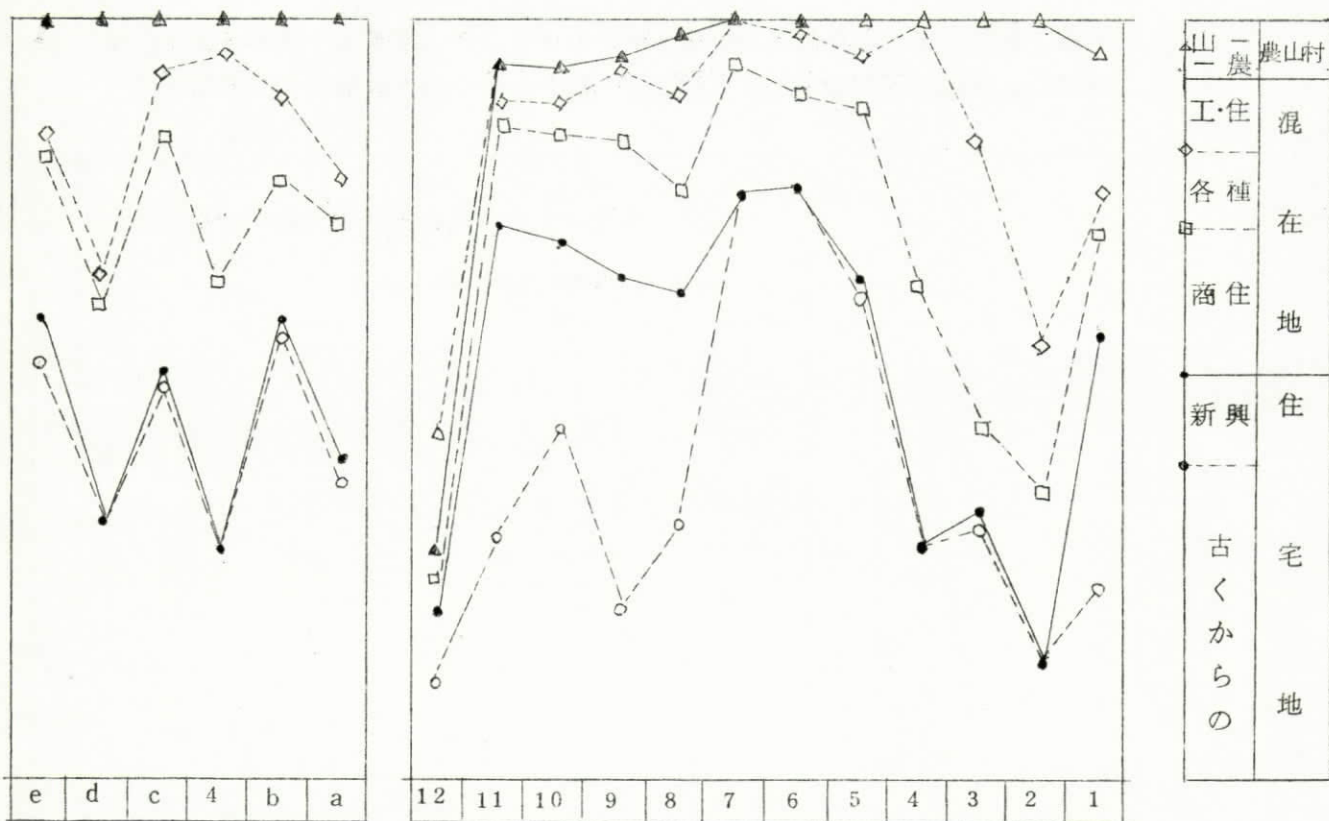
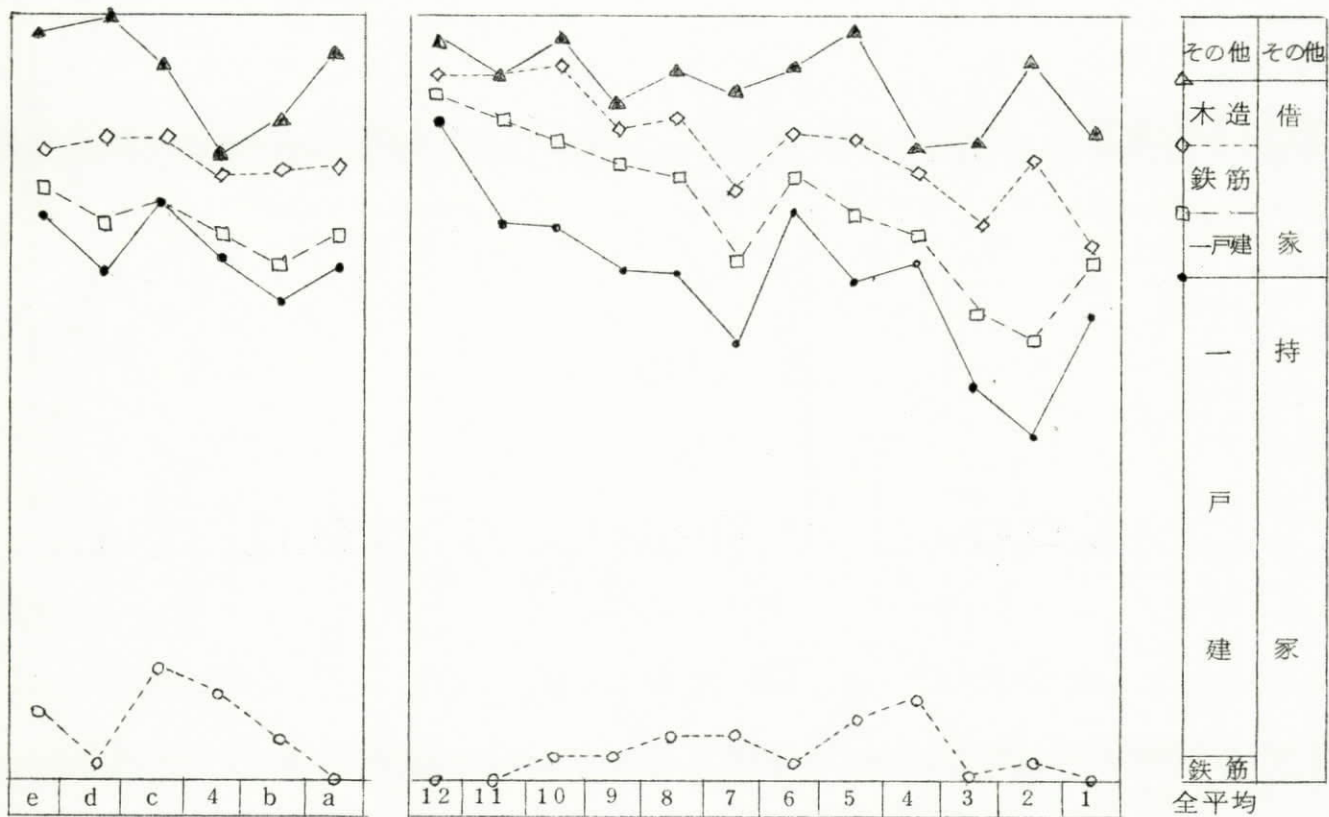


図 6-6 アンケート回答者の住居の形態と所有の状況内訳 (付表 II-2 参照)



析することにする。

ヒヤリング調査に比して、アンケート調査は作業内容として広域化が容易である他に、回答者が選択・抽出した内容・事項を定量的に処理しやすいという利点をもっているために地域による差異を明確に把握するのに適している。回答者が設問項目にイエスまたはノーと回答するに際して、不明確さについての迷いや、切捨て、誇張などは避け得べくもないが、各地域での回答者の選択の偏りは同じ方向に働いてくれると考えられるために、同一項目についての地域間比較が意味をもってくる。

他方、異った項目間の比較や相関を一地域内で行うことは根拠が薄弱となる。例えば、Aという種類の公害被害の内容をキメ細かく多数の項目にわたって提示しておき、Bという種類の公害被害の内容については包括的な少数項目だけに限っておくならば、当然Aに関しての該当項目がBに比して高い比率で抽出されてくるであろう。それらの数量的な比較は、調査票のバイアスをあたかも実態の差であるかのような感じで呈示することに了つてしまうことが明かである。

従つて様々な環境指標とのつきあわせによる公害被害の説明ないしは要因分析は、すべて地域間比較を経た間接評価によることとした。

図6-5には、回答者の住居の周辺環境が主として住宅優占の地域であるか、商店・工場などが混在しているか、農村的であるかなどの類型を質問した結果をとりまとめた。図には各地域毎のそれぞれの類型に該当する世帯数の比率を累積して示した他、右端に17地域全体の平均比率も併記した。

図6-6には、回答者の住居の構造形態と所有形態とに着目した分類によつて、各地域での構成比率と、17地域全体の平均構成比率とを示した。

これらはいわば、各地域の回答世帯群の特性であり、以下の集計結果を地域間比較して読む場合に参照する。

6.2.1 公害・環境悪化の概況の地域別整理

回答者の家庭内や近隣で話題になつている公害・環境悪化の概況を想定原因別に指摘してもらつたもの(Q1)を整理して図6-7～図6-11に示す。これらの整理と表示の方法は次の通りである。

付表II-3にみられるように、例えば「③ 自動車からの排気ガス」を指摘した回答世帯数は江戸川区で13、江東区で12であり、それらが地域内の回答世帯数合計に占める比率はそれぞれ30%、30%である。一方17地域全体で③を指摘したのは合計299世帯であつてこの比率は36%である。そこでこれらの比率を地域を横軸として片対数方眼紙にプロットすると、と

図6-7 大気汚染の想定原因別指摘世帯率の地域分布 (付表Ⅱ-3参照)

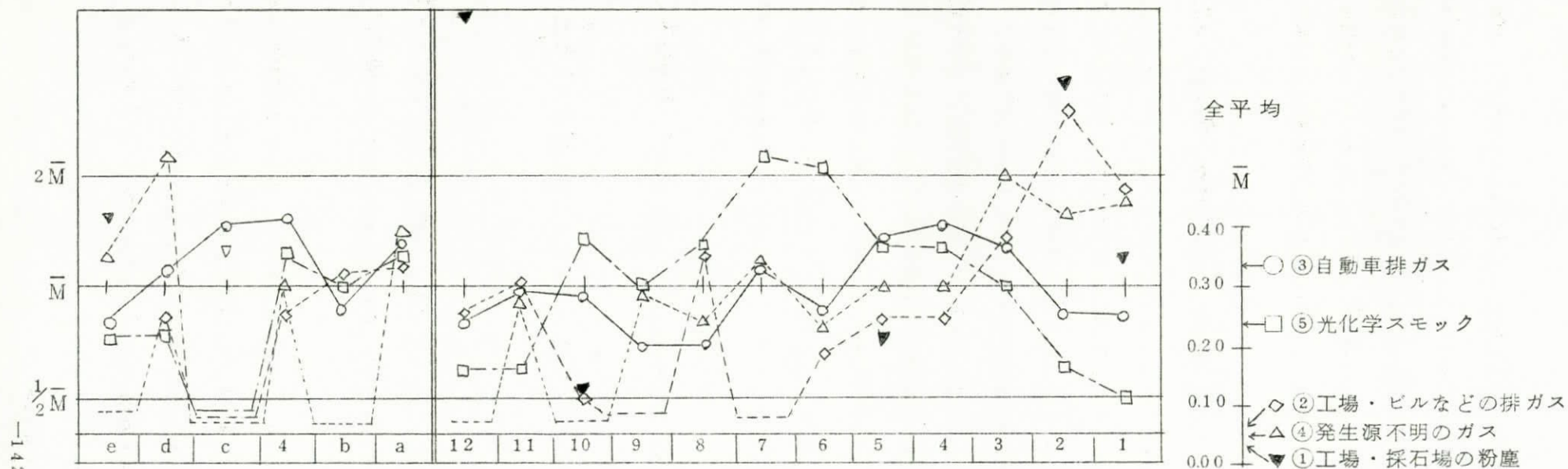


図6-8 悪臭の想定原因別指摘世帯率の地域分布 (付表Ⅱ-3参照)

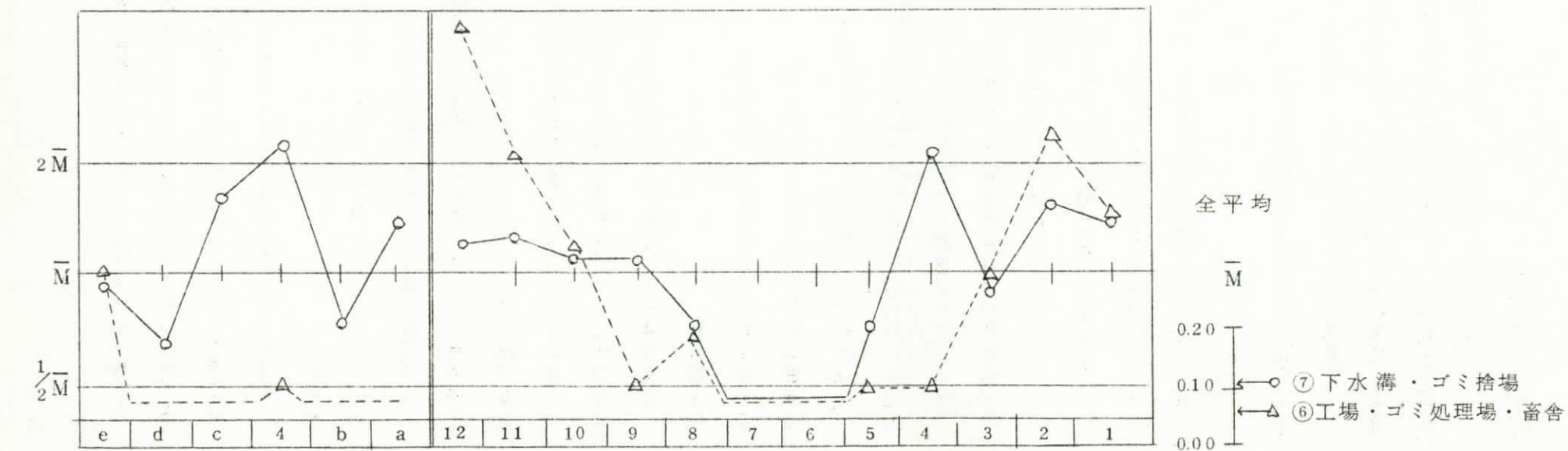


図 6-9 騒音の想定発生源別指摘世帯率の地域分布 (付表 II-3 参照)

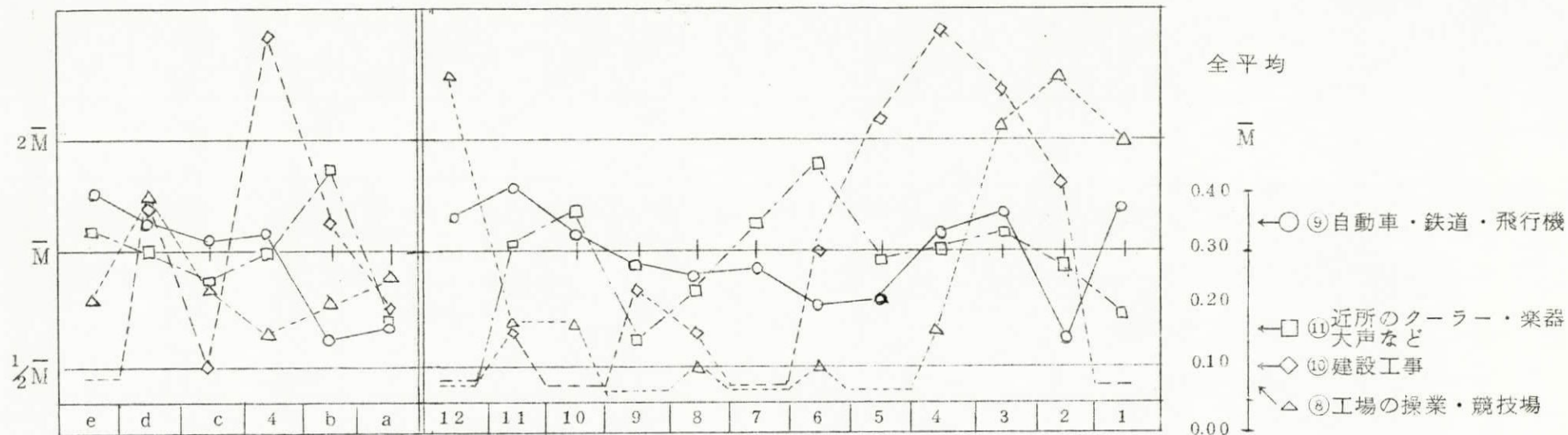


図 6-10 振動の想定発生源別指摘世帯率の地域分布 (付表 II-3 参照)

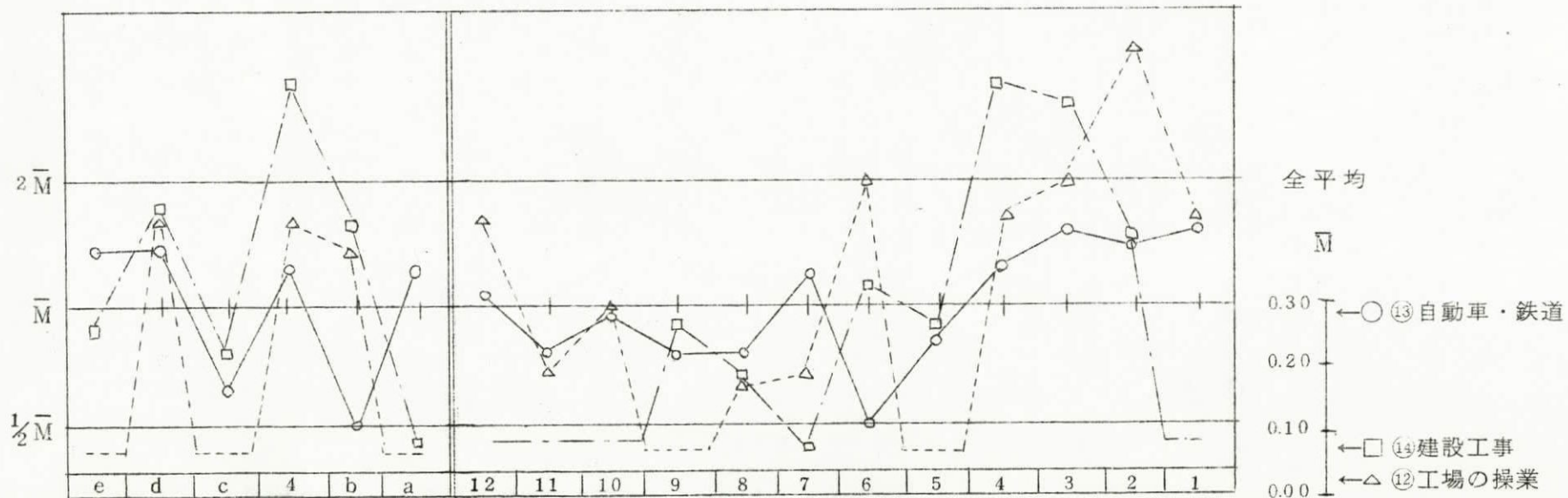


図 6-11 水質汚濁の所在別指摘世帯率の地域分布 (付表 II-3 参照)

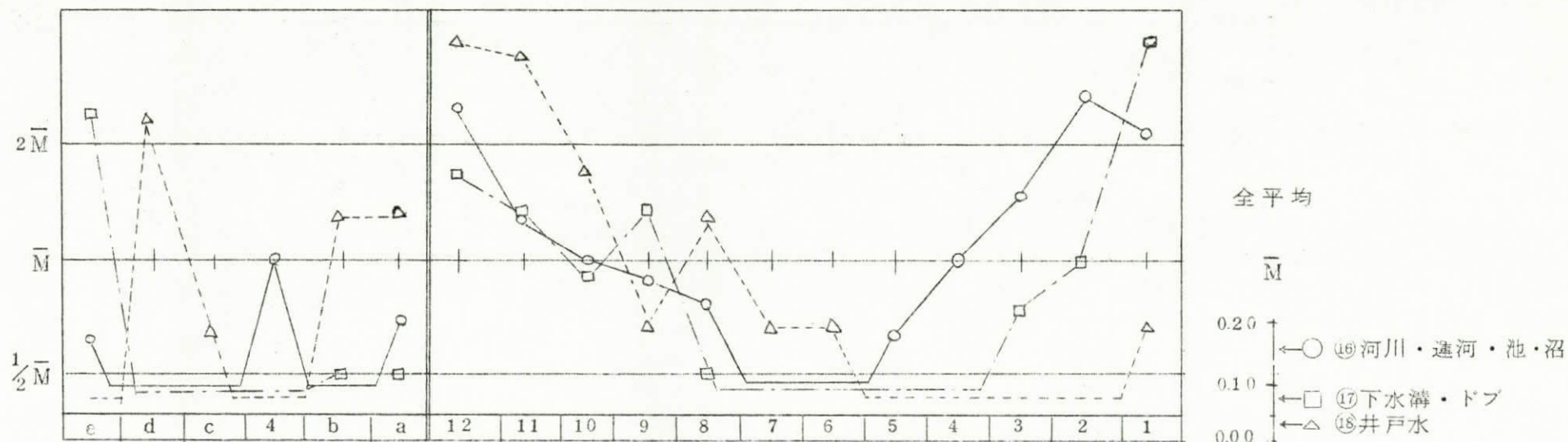


図 6-12 日照障害の原因別指摘世帯率の地域分布 (付表 II-3 参照)

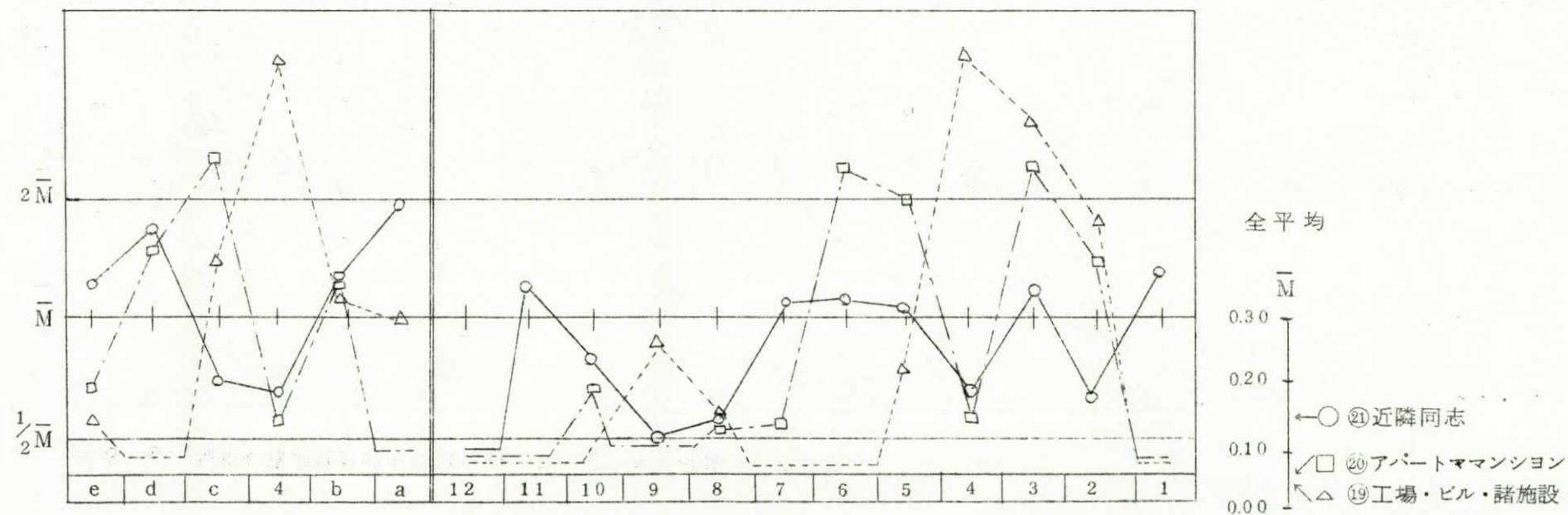


図6-13 電波障害の想定源因別指摘世帯率の地域分布（付表Ⅱ-3参照）

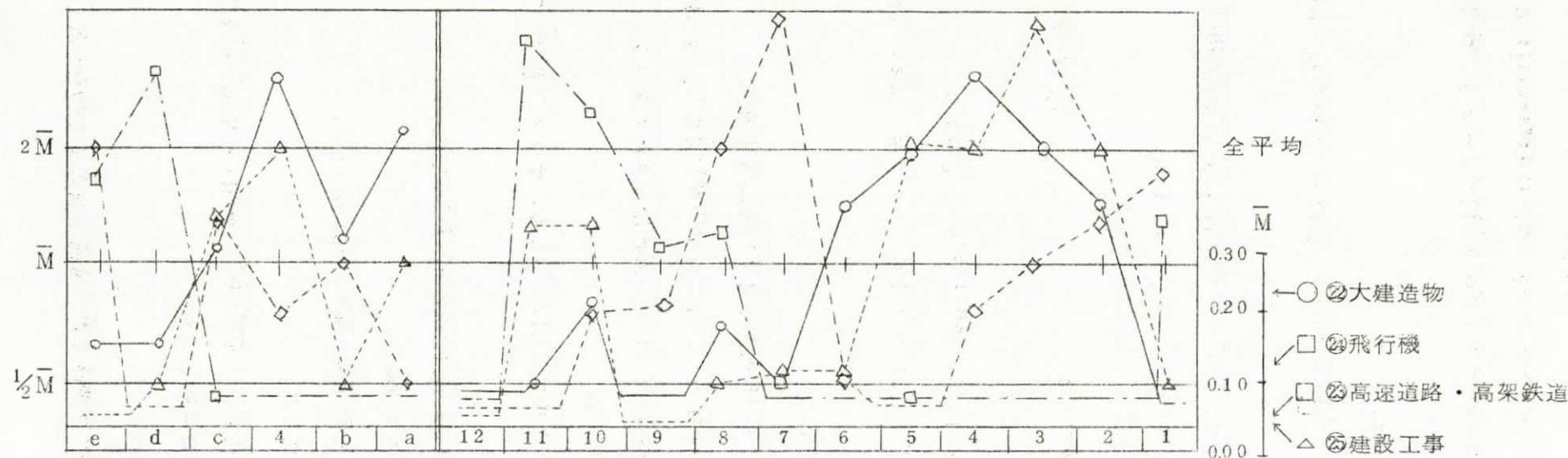
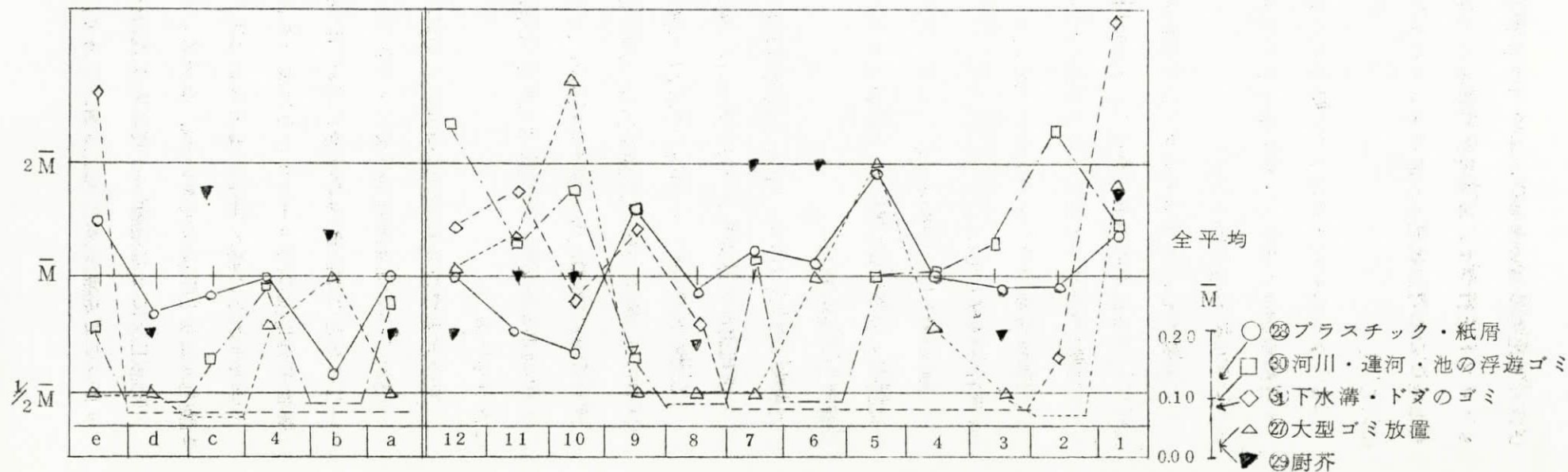


図6-14 コミ散乱の内容別指摘世帯率の地域分布（付表Ⅱ-3参照）



び抜けて比率の高い地域、低い地域が明瞭となる。以下同様にして他の発生源別の項目についてもプロットを行つて、最後に平均値レベルを浮動させてそろえると、各項目の指摘総数を捨象した地域間の相対的状況が示される。右端には捨象した各項目の平均値の位置レベルを参考のために示した。

図6-7からは例えば以下の如き事態が指摘できる。

- 自動車排ガスは都心・副都心と言われる地域で僅かに指摘の比率が高まっているが、全域にわたつて大きな格差はない。

- これに対し、光化学スモッグが中野区と杉並区で、工場やビルからの排ガスが江戸川区と江東区で、発生源不明のガスが中央区と品川区で注目すべき高まりをみせている。

- 粉塵についての江東区と西多摩地域のレベルも注目すべき高さである。

- 指摘世帯数の平均レベルをみると、自動車排ガスと光化学スモッグが東京都の大気汚染の主な内容を構成している。

- 地域特性として纏めると、江東区と江戸川区が固定発生源による排ガスと粉塵型、中央区・千代田区・港区・新宿区が自動車排ガス型、中野区・杉並区が光化学スモッグ型、西多摩地域が粉塵型と考えられる。

悪臭に関しての図6-8からは次のことが指摘できる。

- 千代田区の下水溝、ゴミ捨て場からの悪臭についての指摘が注目すべき高さである。

- 江東区と昭島市～八王子市地域と西多摩地域との工場や畜舎からの悪臭が目立つ。さらに内訳にありた設問にすれば江東区と都の西郊の悪臭源の差異の有無も明確化できたであろう。

騒音に関しての図6-9からは次のことが指摘できる。

- 自動車などの輸送機関による騒音は全域にわたつて大きな格差がなく、すべての地域で問題になっている。

- 近隣同志での騒音問題は中野区と文京区で他地域を上廻る問題が生じている。

- 建設工事による騒音は中央区・千代田区・新宿区で著しい。

- 工場などの施設からの騒音は江戸川区・江東区・中央区・西多摩地域で著しい。

振動に関しての図6-10からは次のことが指摘できる。

- 自動車などの輸送機関による振動は江戸川区・江東区・千代田区・品川区・大田区でわずかに他地域よりも問題が大きい、全域にわたつて注目されている。

- 建設工事による振動が中央区と千代田区で著しい。

- 工場による振動が江東区で顕著であり、中央区・中野区などでも他地域よりも問題が大きい。

水質汚濁に関しての図 6-11 からは次のことが指摘できる。

- 河川や運河の水質汚濁が江戸川区・江東区・西多摩地域で大きな問題となっている。

- 江戸川区と大田区で下水溝・ドブの汚濁が著しい。

- 昭島市・八王子市以西の地域と品川区で井戸水の汚染問題が著しい。

日照障害に関しての図 6-12 からは次のことが指摘できる。

- 江戸川区で近隣同志による日照障害が問題化している比率が他地域より高い。

- 中央区・新宿区・中野区・港区でアパートやマンションが日照障害問題をおこしている比率が高い。

- 工場・ビルなどによる日照障害が千代田区・中央区・江東区で問題となっている比率が高い。

電波障害に関する図 6-13 からは次のことが指摘できる。

- 千代田区・中央区・新宿区・北区で大きな建造物による電波障害が問題となる比率が高い。

- 立川市・日野市・昭島市など一円と品川区・大田区で飛行機による電波障害が問題となる比率が高い。

- 杉並区と三鷹市・調布市地域とで高速道路による電波障害が問題となる比率が高い。

- 江東区・中央区・千代田区・新宿区で建設工事による電波障害が問題となる比率が高い。

ゴミ問題に関する図 6-14 からは次のことが指摘できる。

- プラスチック・紙屑などの散乱が新宿区に目立って問題となっている。

- 河川・運河の浮遊ゴミが江東区と西多摩地域で問題が大きい。

- 下水溝・ドブのゴミが江戸川区と大田区で問題が大きい。

- 大型ゴミの放置が新宿区と立川市～日野市地域で問題が大きい。

- 厨芥の散乱は中野区・杉並区・新宿区・港区・江戸川区で他地域より注目されている。

以上は各個別図からの知見であるが、図 6-2 の道路率や建設密度、図 6-4 の重化学工業出荷額密度、付図 II-1 の回答者の分布の河川や運河との接近性、飛行場や高速道などの施設の所在などの情報と照らしてみても妥当性を認めうる事態が多い。

水質汚濁、ゴミ散乱の指摘からは逆に、江戸川区と大田区の下水溝・ドブの開放性や清掃状態の悪さが予想される。

6.2.2* 公害・環境悪化による家庭の被害の類型の地域別整理

公害・環境悪化によつて家庭が受けた被害を人体（健康）被害、生活・環境被害、財産被害に分けて指摘してもらつたもの（Q2）を整理して図 6-15～図 6-24 に示す。これらの整理においては被害の具体的内容にまではおらずに、それぞれの公害や環境悪化による被害を上記の

図6-15 大気汚染に関する周辺の公害概況と家庭の実被害の指摘世帯率の地域分布（付表Ⅱ-4参照） 全平均

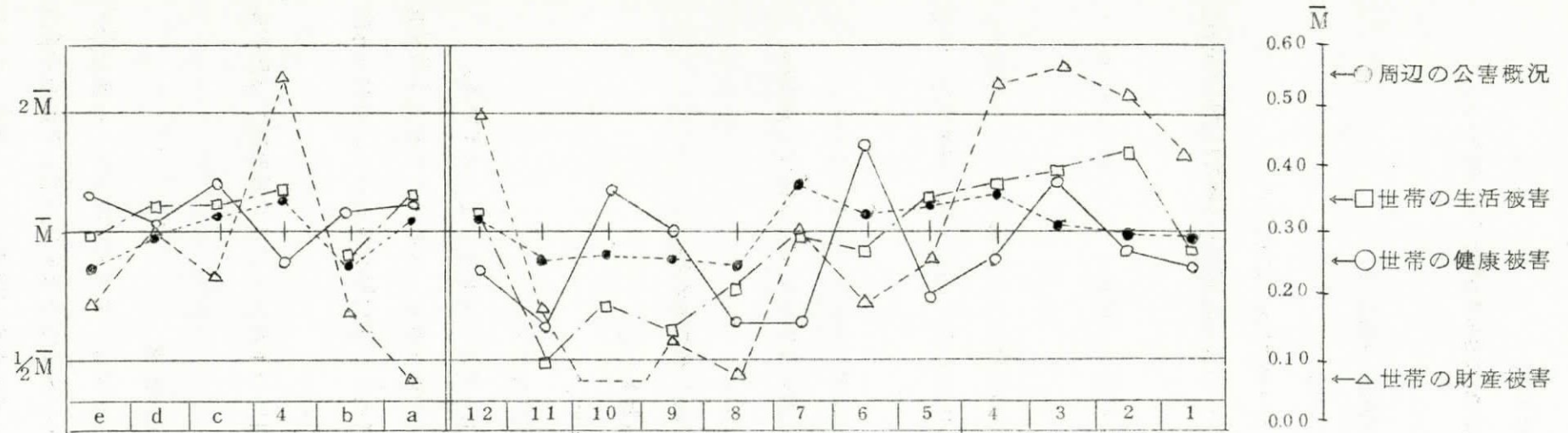


図6-16 悪臭に関する周辺の公害概況と家庭の実被害の指摘世帯率の地域分布（付表Ⅱ-4参照）

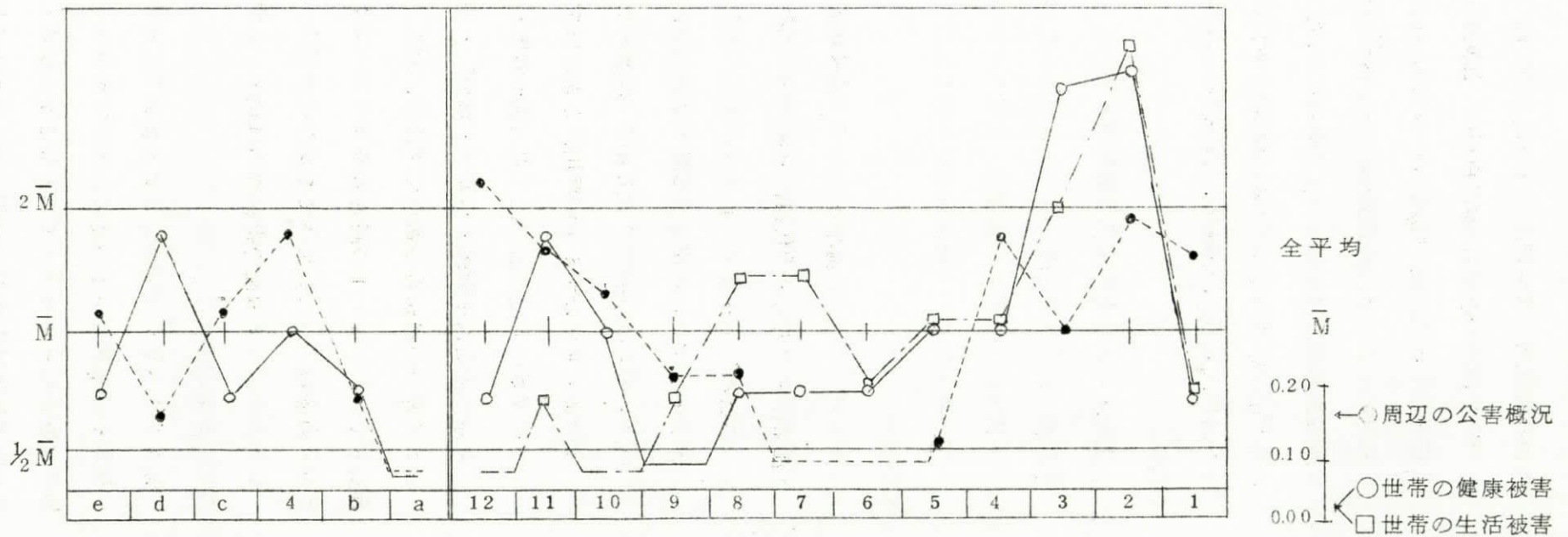


図 6-17 騒音に関する周辺の公害概況と家庭の実被害の指摘世帯率の地域分布 (付表 II-4 参照)

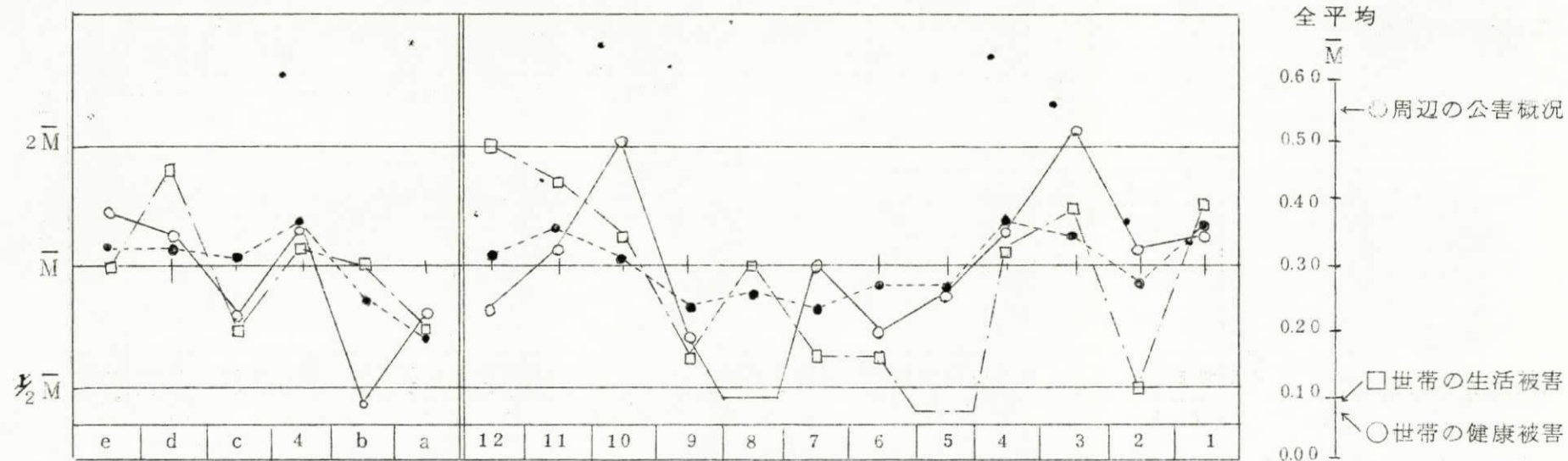


図 6-16 振動に関する周辺の公害概況と家庭の実被害の指摘世帯率の地域分布 (付表 II-4 参照)

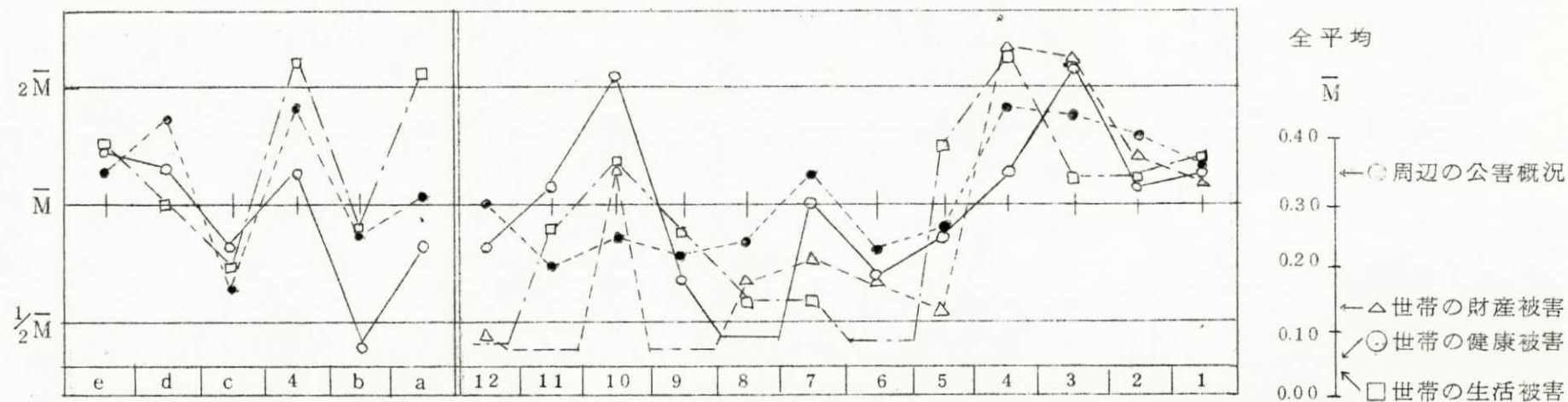


図 6-19 地盤沈下に関する周辺の公害概況と家庭の実被害の指摘世帯率の地域分布（付表Ⅱ-4 参照）

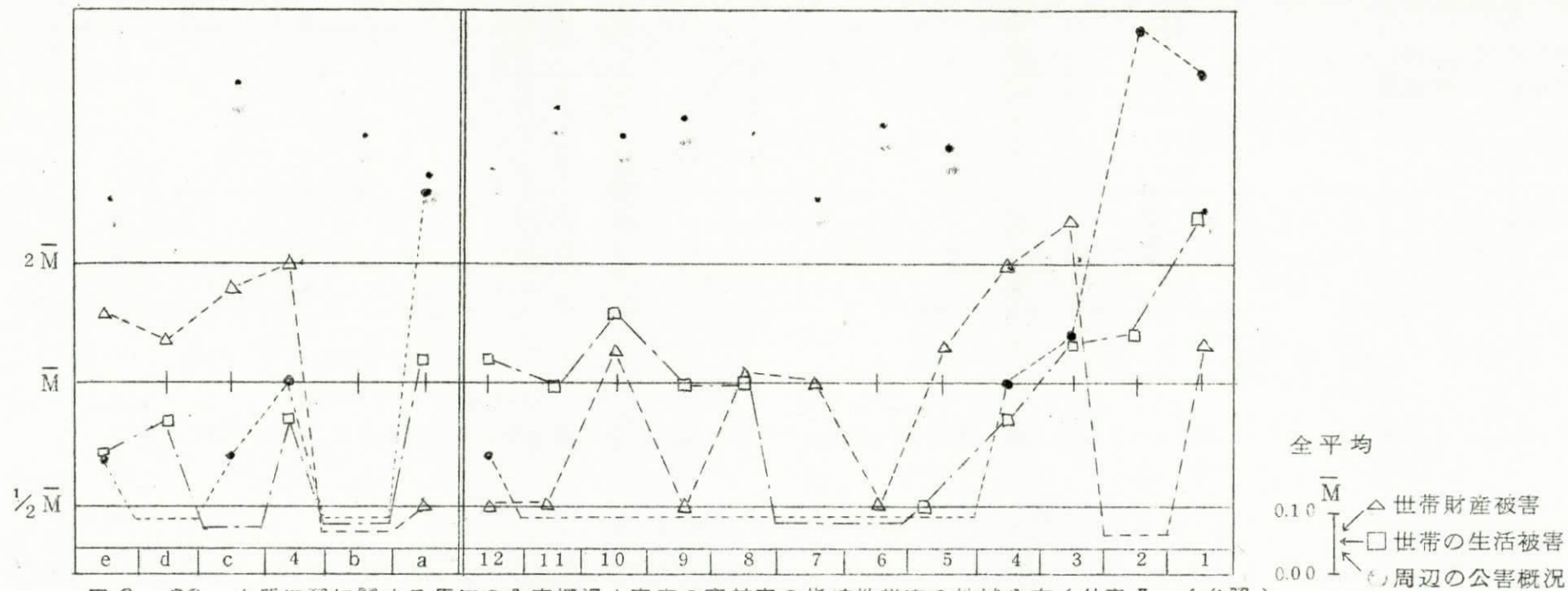


図 6-20 水質汚濁に関する周辺の公害概況と家庭の実被害の指摘世帯率の地域分布（付表Ⅱ-4 参照）

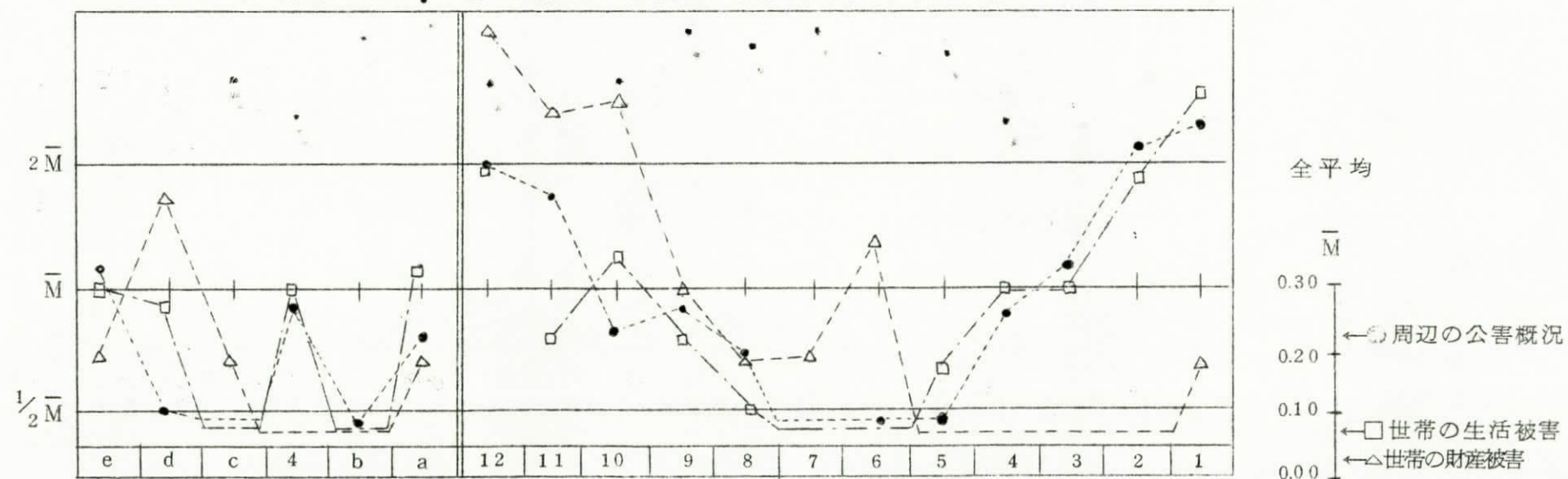


図6-21 日照障害に関する周辺の環境悪化概況と家庭の実被害の指摘世帯率の地域分布（付表Ⅱ-4参照）

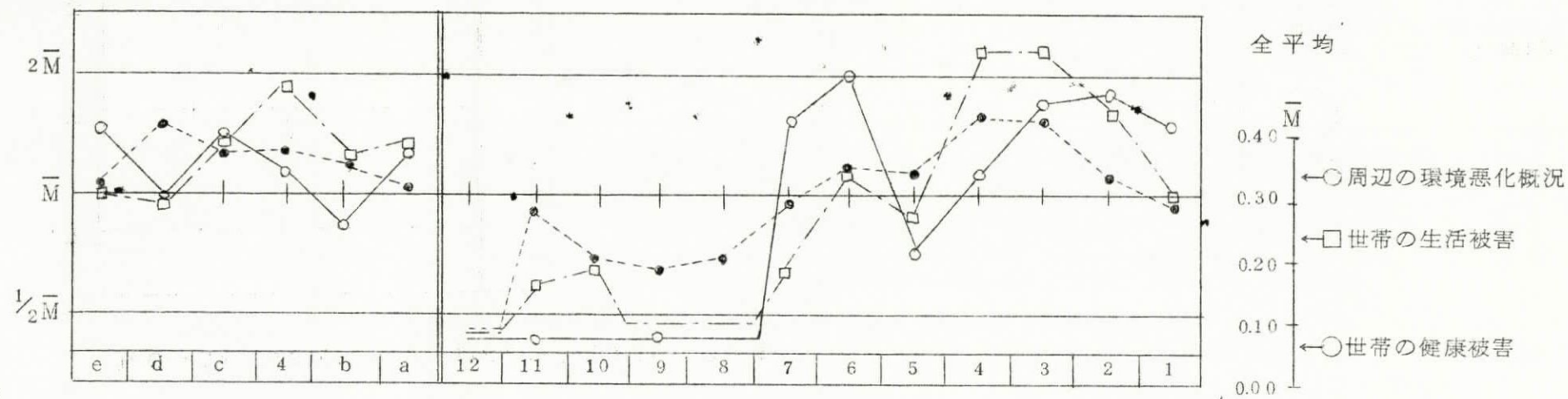


図6-22 電波障害に関する周辺の環境悪化概況と家庭の実被害の指摘世帯率の地域分布（付表Ⅱ-4参照）

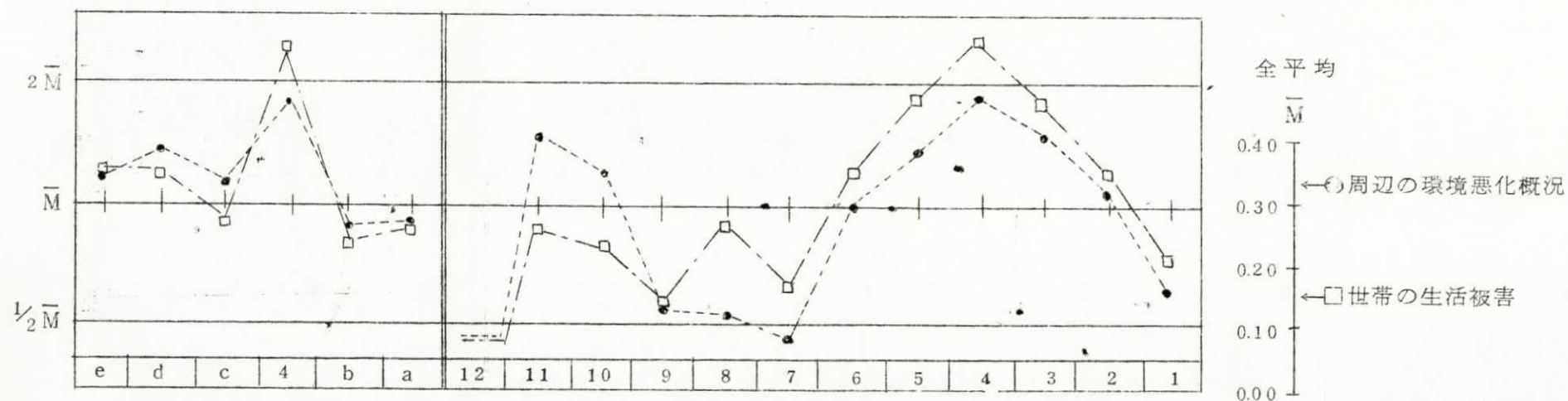


図 6-23 風害に関する周辺の環境悪化概況と家庭の害被害の指摘世帯率の地域分布 (付表Ⅱ-4 参照)

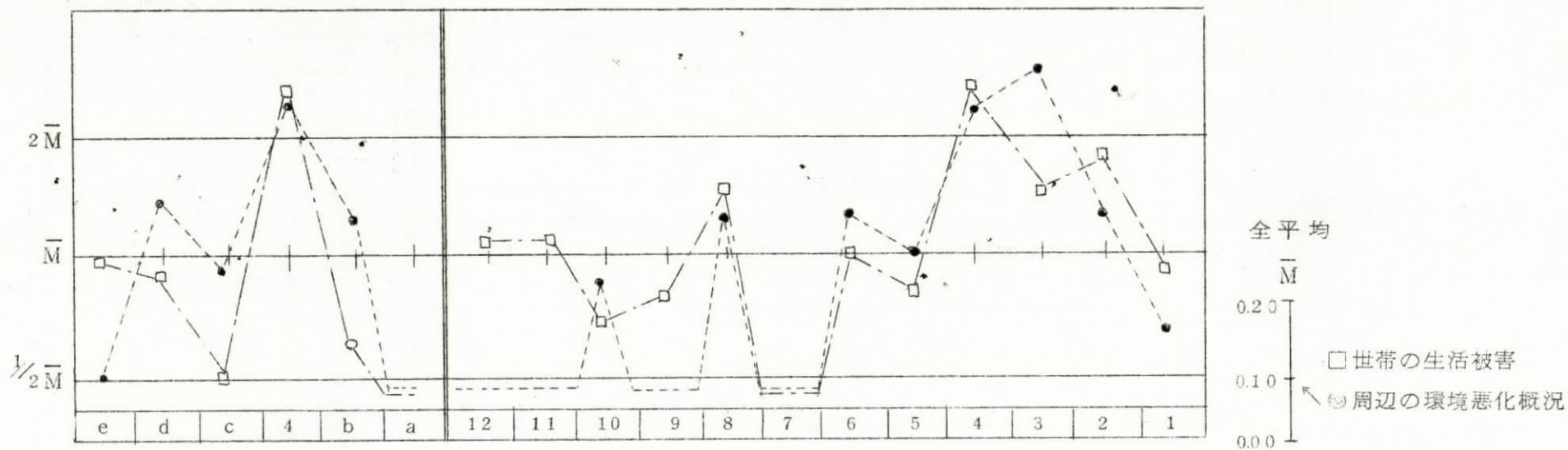
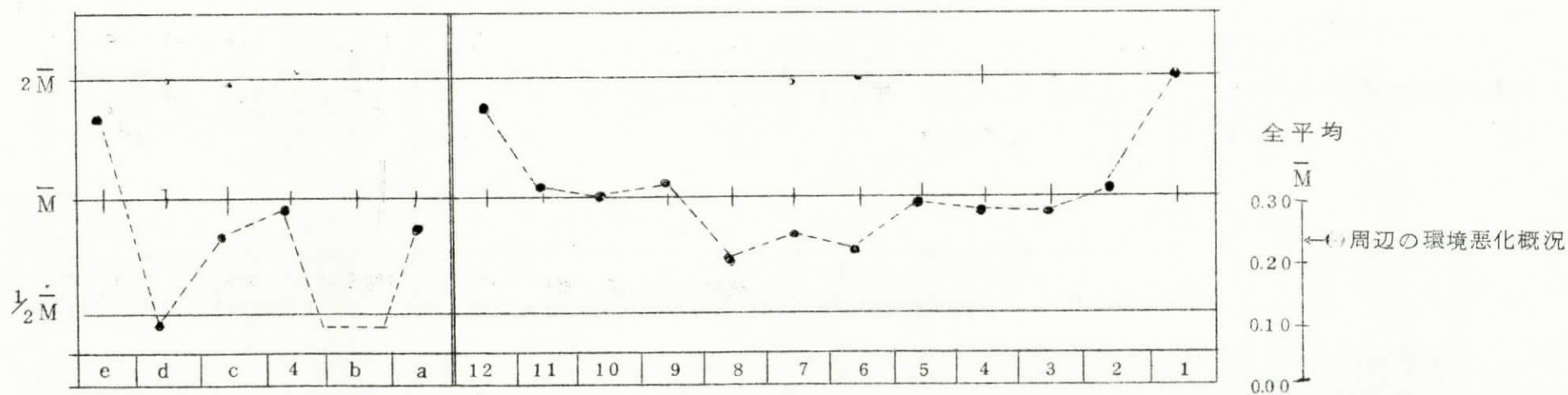


図 6-24 ゴミ散乱による周辺の環境悪化概況の指摘世帯率の地域分布 (付表Ⅱ-4 参照)



三つの範疇で指摘しているかいないかについてのレベルで回答世帯数を数えて、以後、6.2.1におけると同様の操作を行って地域別の特徴を抽出した。

大気汚染による被害に関する図6-15から指摘されることは以下の通りである。

- 健康上の被害は中野区の高い比率が注目される。
- 生活上の被害は江東区・中央区・千代田区あたりが他地域よりも高い比率を示す。
- 財産被害は江東区・中央区・千代田区と西多摩地域に著しい高い比率が認められる。

これらの具体的内容は後に図6-25～図6-35を参照して詳しく解析する。

周辺の大気汚染公害概況についての指摘と実被害とを対比してみると、千代田区・新宿区・中野区・杉並区などが公害の話題化率（地域の公害としての指摘）がやや高いことがわかる。他方、江東区・中央区などは公害の話題化率が低い。

悪臭公害に関する図6-16からは次のことが指摘できる。

- 江東区と中央区で健康と生活の被害がいずれも著しい。
- 悪臭公害の話題化が実被害と対応して高いのが江東区であり、西多摩地域では実被害を著しく上まわる話題化率が注目される。

騒音公害に関する図6-17からは次のことが指摘できる。

- 健康被害にまで至る比率の高いのが中央区・立川市～日野市地域である。
- 西多摩地域と品川区とで生活被害の指摘が高い。
- 公害概況と実被害の指摘レベルを比較すると、騒音は他の公害よりも意識化と話題化が著しく先行することが分る。逆に言えば我慢してすませている世帯が多いとも言える。

振動公害に関する図6-18からは次のことが指摘できる。

- 生活被害が著しいのが北区と千代田区である。
- 財産被害は中央区と千代田区に著しい。
- 健康被害は設問が騒音によるものと区別できない形態になっていたために同じカーブを描いた。

- 公害概況の意識化・話題化と実被害とは傾向的によく対応している。

地盤沈下に関する図6-19からは次のことが指摘できる。

- 中央区・千代田区・港区の財産被害が注目される。
- 江戸川区の生活被害が注目される。
- 財産被害の発生が必ずしも沈下の激しい江戸川区・江東区・北区に生じていないことが注目される。広域均等沈下と狭域不均等沈下の差などより詳細な環境情報が必要であろう。

水質汚濁に関する図 6-20 からは次のことが指摘できる。

◦ 水質汚濁が財産被害に繋がる傾向が高いのは立川市～日野市地域以西である（内容は主として井戸の使用不能）。

◦ 水質汚濁の認識・話題化は生活被害とほぼ対応している。

日照障害に関する図 6-21 からは次のことが指摘できる。

◦ 健康被害は江戸川区・江東区・中央区・中野区・杉並区などに他地域より高い比率でみられる。

◦ 生活被害は江東区・中央区・千代田区に他より高い比率でみられる。

◦ 中野区・杉並区では健康被害と生活被害の関係が前者に偏って指摘されているのに対し、千代田区では逆に生活被害に偏った指摘がなされている。

◦ 日照障害の意識化・話題化は生活被害とかなり相関している。

電波障害に関する図 6-22 からは次のことが指摘される。

◦ 生活被害が中央区・千代田区・新宿区で高い比率で存在する。

◦ 電波障害の意識化・話題化は生活被害と極めてよい相関を示している。

風害に関する図 6-23 からは次のことが指摘される。

◦ 生活被害は千代田区と江東区に著しい。

◦ 風害の意識化・話題化はほぼ生活被害と相関するが、昭島市～八王子市以西では被害が先行し、中央区では話題化が先行している。

ゴミ散乱は図 6-24 にみるとく、江戸川区・大田区・西多摩地域をいう都心から離れた地域に著しい。

6.2.3 公害・環境悪化による家庭の被害の内容の地域別整理

公害・環境悪化によつて家庭が受けた被害の具体的内容の指摘（Q2）を項目毎に整理して、その主要なものについて、被害世帯率を纏めたものが図 6-25～図 6-35 である。

大気汚染による健康被害の内容を示した図 6-25 から指摘できるのは次の通りである。

◦ 光化学スモッグの被害を受けた世帯が中野区・立川市～日野市地域・中央区に著しい。

◦ せき・息ぎれ・鼻づまりの被害を受けた世帯は北区・大田区・中央区に著しい。

◦ ぜんそくは江東区・中央区・中野区に著しい。

◦ 目やに・充血は江東区・中央区・西多摩地域に著しい。

◦ 全身的不調は多くの被害の集中している中央区に特に著しい。

◦ これらの健康被害を図 6-7 にまとめた回答者の想定原因との相関で論じることが不可能で

図6-25 大気汚染による健康被害の内容別指摘世帯率の地域分布 (付表Ⅱ-5参照)

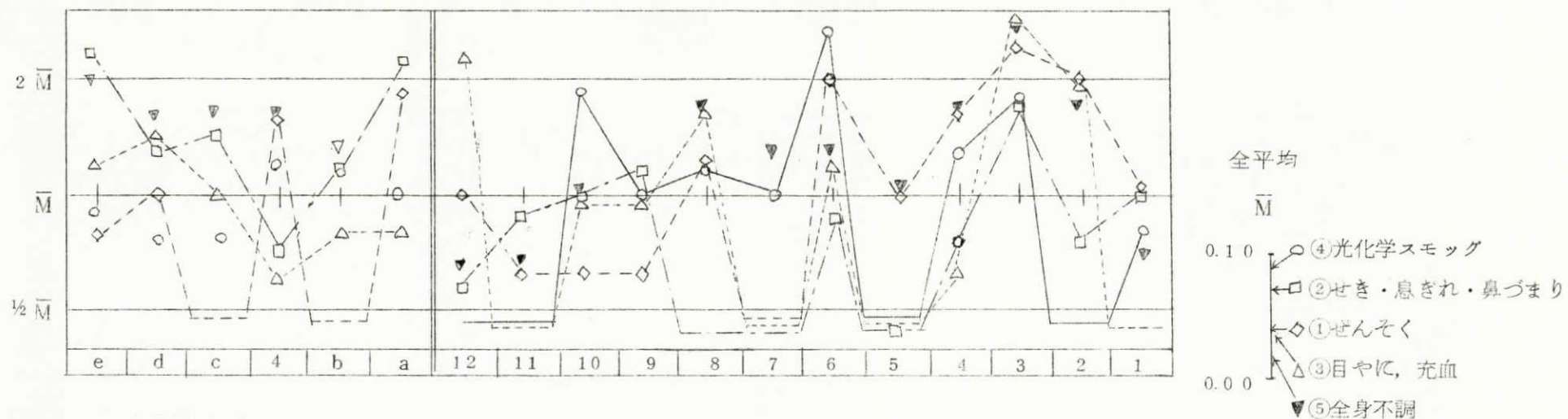


図6-26 騒音・振動による健康被害の内容別指摘世帯率の地域分布 (付表Ⅱ-5参照)

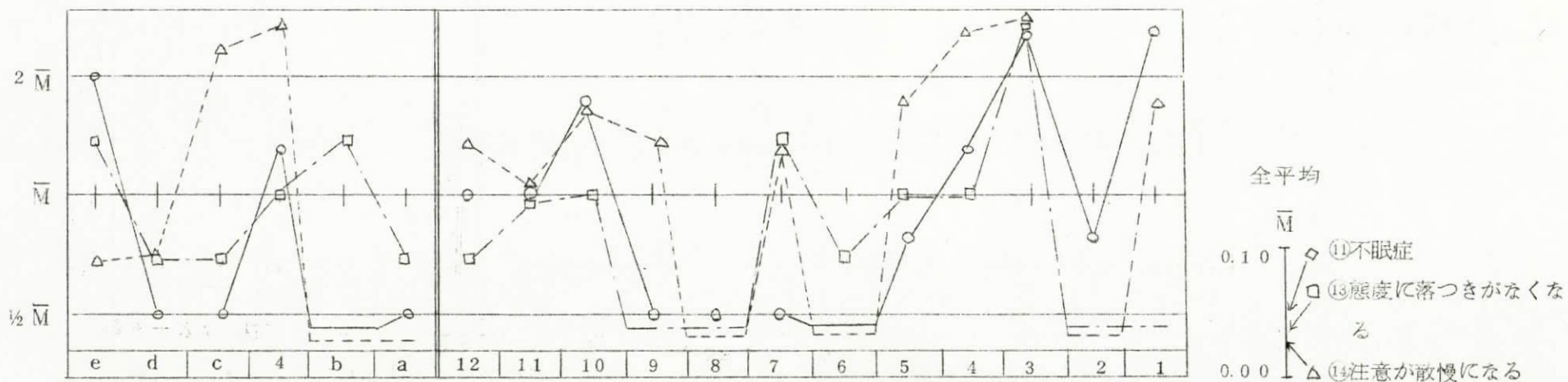
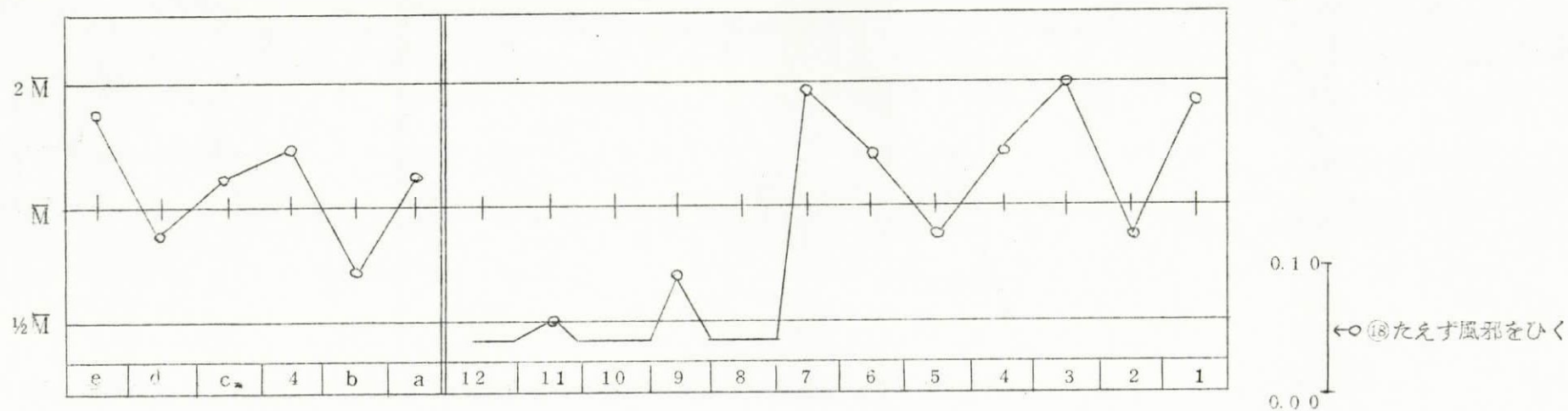


図 6-27 日照障害による健康被害指摘世帯率の地域分布 (付表 II-5 参照)



ある。中間段階に汚染物質濃度に関する情報、疫学調査、病理学調査などを介在させてもなかなか判然としないのが実状であろう。回答者の想定原因は、統一的集計操作で因果や意味の連関を失ってしまうことが多いので、上記の様々の調査の出発点としては、個票レベルでの全く別種の質的パターン分類を行わねばならないであろう。このような目的にはヒヤリング調査が格段に優れている。

騒音・振動による健康被害の内容を示した図6-26から指摘できるのは次の通りである。

- 不眠症を指摘する世帯の比率の高いのは江戸川区・中央区・大田区・立川市～日野市地域である。

- 態度に落ちつきがなくなつたとする世帯の比率は中央区が特に高い。

- 注意が散漫になつたとする世帯の比率は中央区・千代田区・港区で高い。

- 回答者による想定原因を示した図6-9と図6-10と比較すると、自動車など輸送機関や建設工事との相関がかなり高いことが分る。大気汚染が遠達性・拡散性で、しかも身体への影響が化学的なものに対して、騒音・振動が距離とともに減衰しやすく、その意味で局限性であつて原因を同定しやすく、影響が物理的なものが関係していよう。即ち、騒音・振動による健康被害はアンケートによつても比較的把握しやすいといえる。

次に日照障害による主な健康被害である風邪ひきの状況を図6-27に示した。中央区・江戸川区・杉並区・大田区での比率が高い。これは図6-12に示した回答者による想定原因の近隣同志とアパート・マンションとの和にはほぼ相関性をもつ。ただし大田区の比率の高さは説明できない。図には示さなかつたが、江東区にクル病その他の健康被害が高い比率で指摘されている（付表5参照）。

さて、生活被害の範疇をみると、設問の仕方にもよるが概して健康被害よりも指摘比率が高まる。

大気汚染による生活被害に関する図6-28からは次のことが指摘できる。

- 庭木や草花の衰えが中央区・千代田区に著しい。

- 洗濯物の汚れは江戸川区に著しく、他に江東区・中央区・千代田区・北区・文京区・西多摩地域も比較的比率が高い。

- 一方、家の内外の汚れは江東区・中央区・西多摩地域の比率が高い。

- 頭髪・エリ・身体の汚れは江東区・中央区・新宿区で比較的比率が高い。

- 庭木や草花の衰えが図6-7に示した自動車排ガスの指摘とかなり地域分布が似ていることが注目される。

図6-28 大気汚染による生活被害の内容別指摘世帯率の地域分布 (付表Ⅱ-6参照)

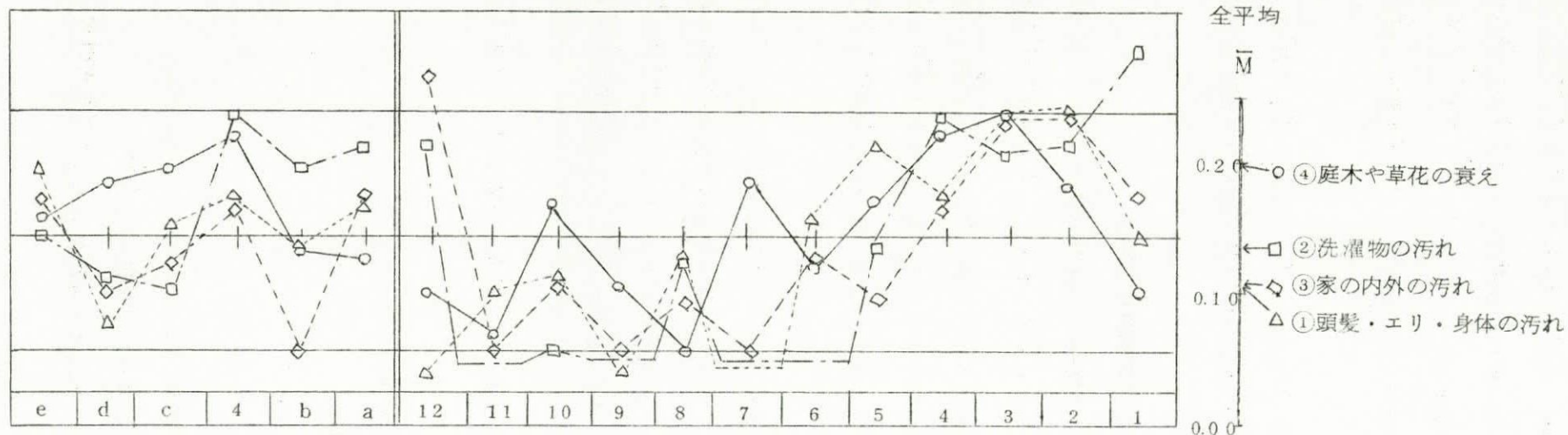


図6-29 騒音・振動による生活被害の内容別指摘世帯率の地域分布 (付表Ⅱ-6参照)

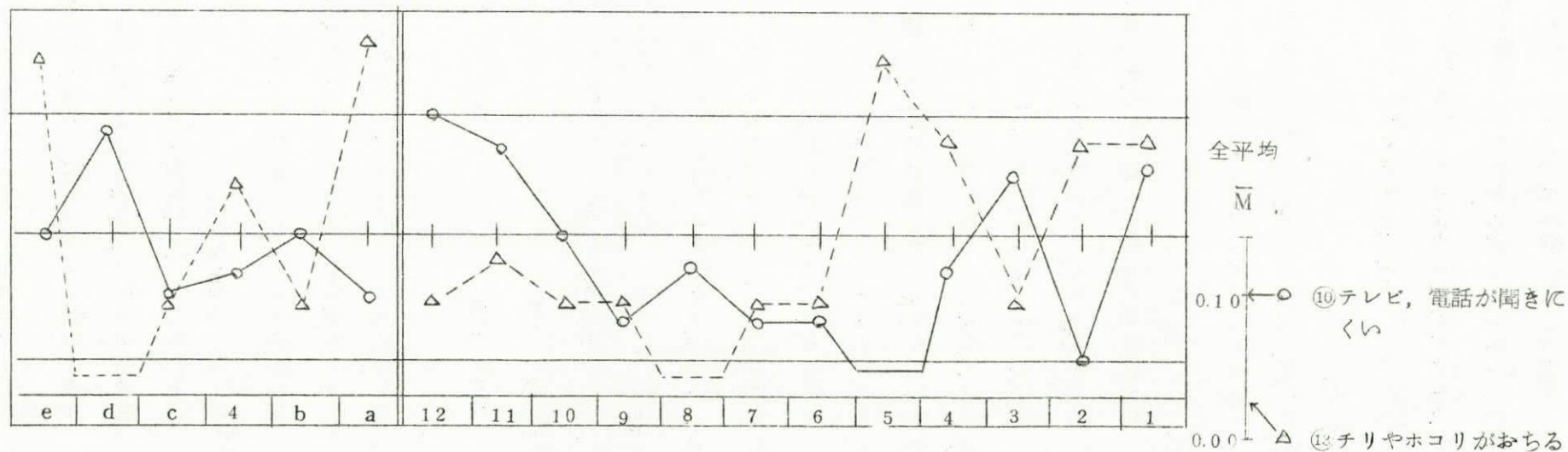


図 6-30 地盤沈下による生活被害の指摘世帯率の地域分布 (付表 II-6 参照)

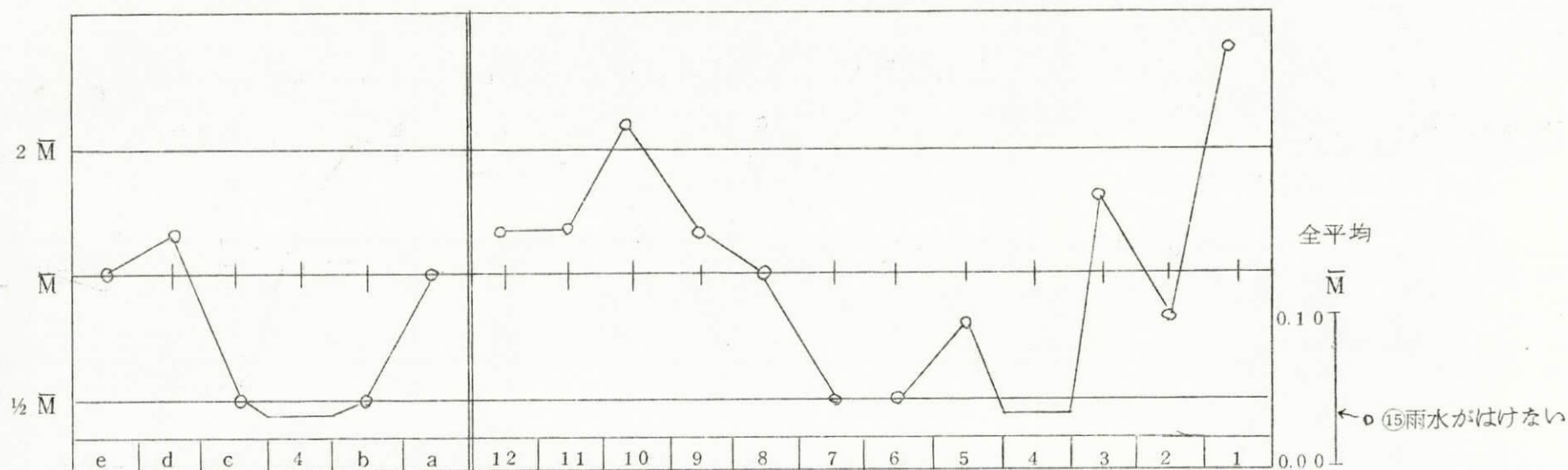


図 6-31 水質汚濁による生活被害の内容別指摘世帯の地域分布 (付表 II-6 参照)

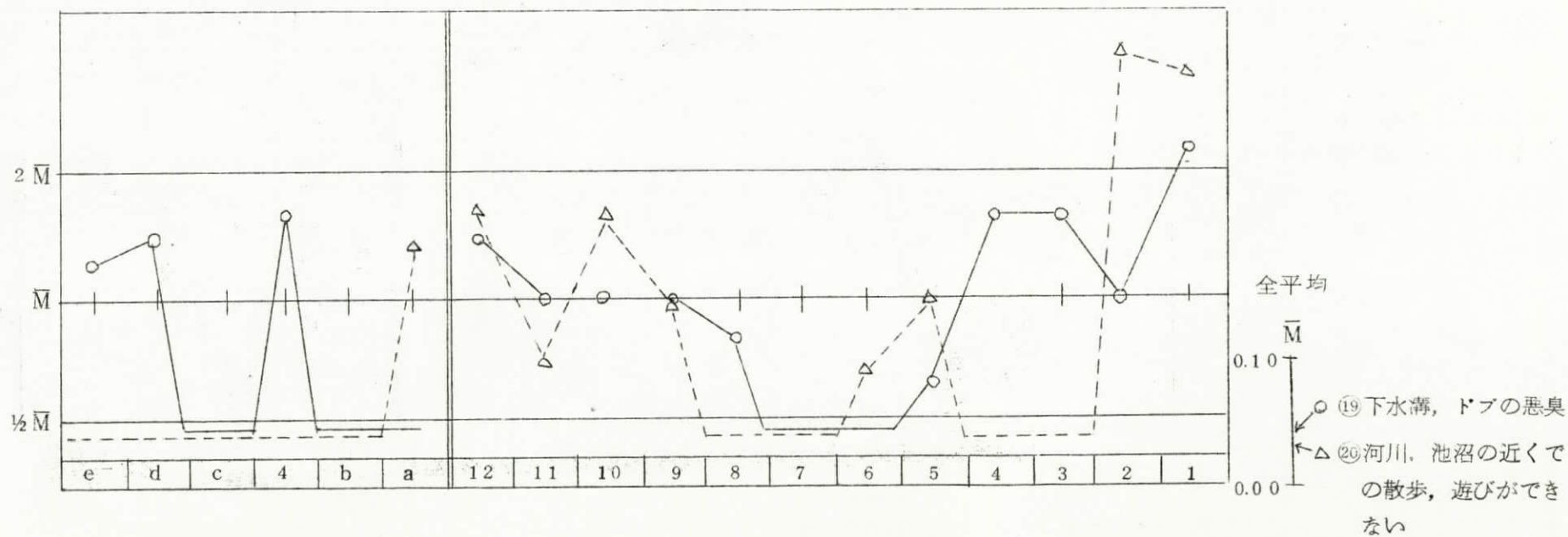


図6-32 日照障害による生活被害の内容別指摘世帯率の地域分布（付表Ⅱ-6参照）

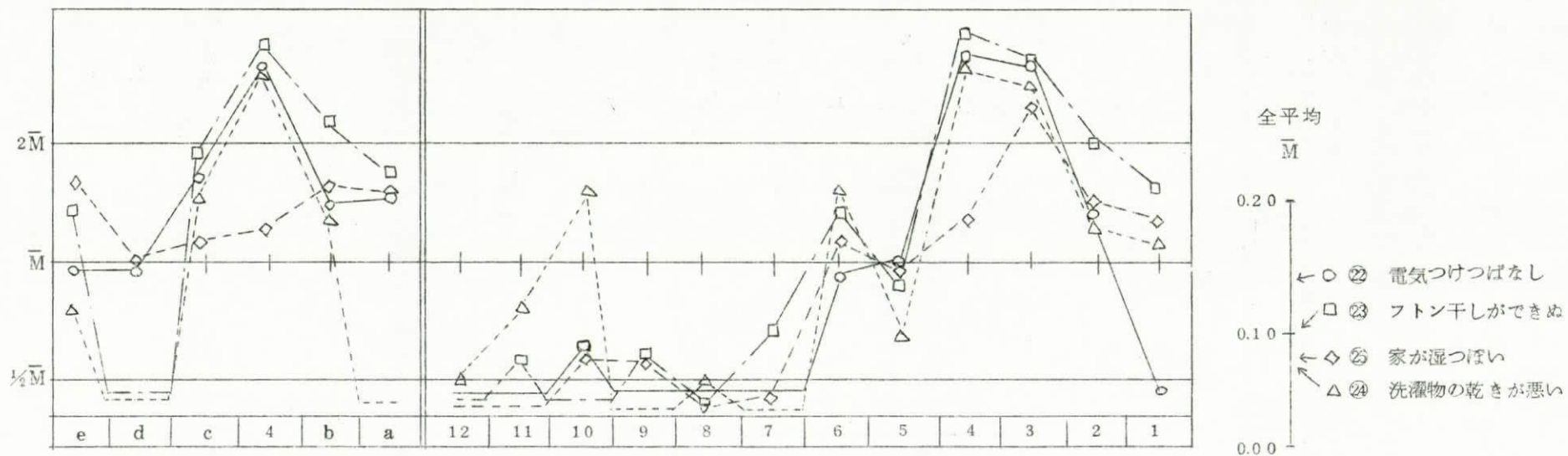
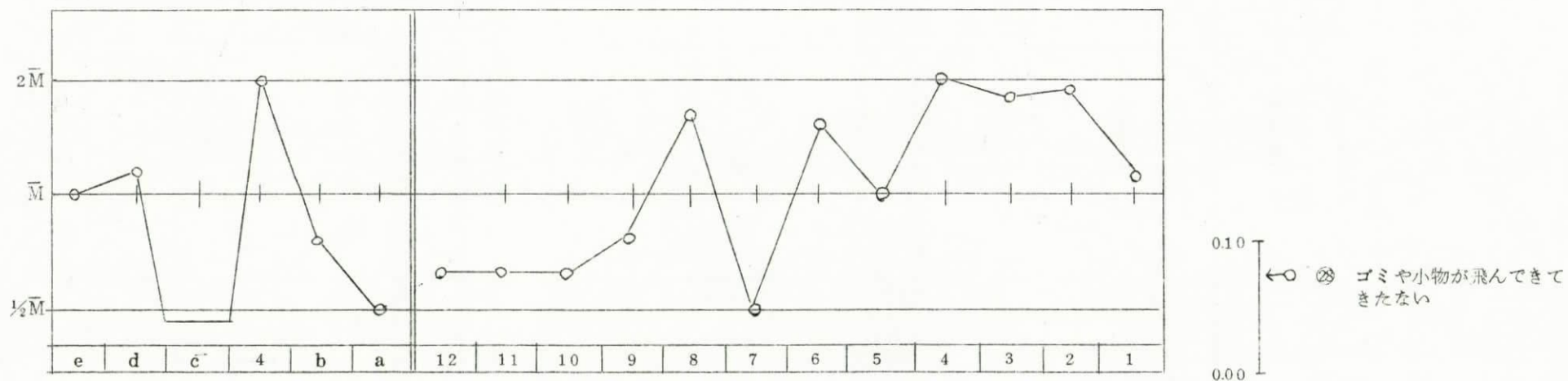


図6-33 風害による生活被害の指摘世帯率の地域分布（付表Ⅱ-6参照）



。洗濯物・家の内外・身体汚れなどは図6-7に示した粉塵の指摘と大幅な矛盾はないがそれのみでは説明しつくない。畑地・裸地からの飛来土砂が影響していないかどうかをさらに明確にできる設問をしなければならなかつたと思われる。

騒音・振動による生活被害に関する図6-21からは次のことが指摘できる。

- 。テレビや電話が聞きにくい世帯が西多摩地域・品川区・昭島市～八王子市地域に比率が高い。
- 。振動のために天井からチリやホコリが落ちる世帯は新宿区・江戸川区・大田区に比率が高い。
- 。これらは図6-9および図6-10に示した回答者の想定した原因のうちの輸送手段によるものと地域分布は大きくは矛盾しない。しかし例数が少いので明確な相関を論じるには至らない。

地盤沈下によつて生ずる生活被害のうち最も頻度の大きい指摘は雨水がはけないとするものである。図6-22に示したように江戸川区と立川市～日野市地域に高い指摘比率があるが例数も少ないため例えば図6-16との相関も充分にはつかめない。周囲の地形との相関だとか排水施設の場合だとか様々な要因がからみあつてることが予想される。また地下水の汲上げ過ぎによる沈下の他に、農地の宅地化に際する埋土の欠陥による沈下なども存在しうるので、さらに詳細な設問をするべきであつたと思われる。

水質汚濁による生活被害に関する図6-31からは次のことが指摘できる。

- 。下水溝・ドブの悪臭が江戸川区で高い比率で指摘されている。
- 。河川・池沼が汚れてレクリエーションの場として機能しなくなつた例は江戸川区・江東区で著しい。

。河川・池沼の汚れを認識しうるのは少くともそれらが存在する地域であり、第二に日々接近しうる地域である。付図Ⅱ-1から分るとおり、上記の条件を満たすのは江戸川区・江東区と府中市以西の多摩川ぞいの地域である。

日照障害による生活被害に関する図6-32からは次のことが指摘できる。

- 。電気のつけっぱなし、フトン干しができぬ、家のなかの湿っぽさ、洗濯物の乾きの悪さなどの設問はそれぞれ相関性が強く、独立項目として扱うほどのことはない。
- 。千代田区・中央区は特に日照障害が著しく、江東区・文京区・港区など周辺地域がそれに次いで高い生活被害世帯率を示している。

風害によつてゴミや小物が飛んできてきたないと指摘している世帯は図6-33に示したように江東区・中央区・千代田区に比率が高い。土地の高層利用との相関が高いと考えられる。

最後に主要な財産被害項目について整理したものを図6-34と図6-35に示す。

大気汚染によるトタン・トイ・シャッター・窓枠などの金属の腐食は千代田区・江東区・西多

図6-34 大気汚染による財産被害の内容別指摘世帯率の地域分布（付表Ⅱ-7参照）

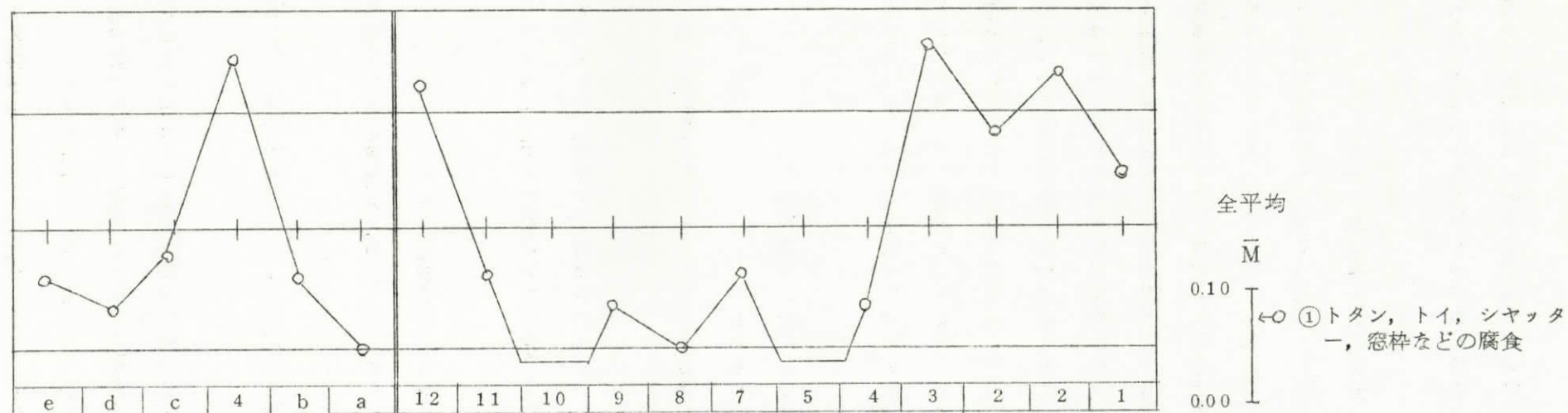


図6-35 振動による財産被害の内容別指摘世帯率の地域分布（付表Ⅱ-7参照）

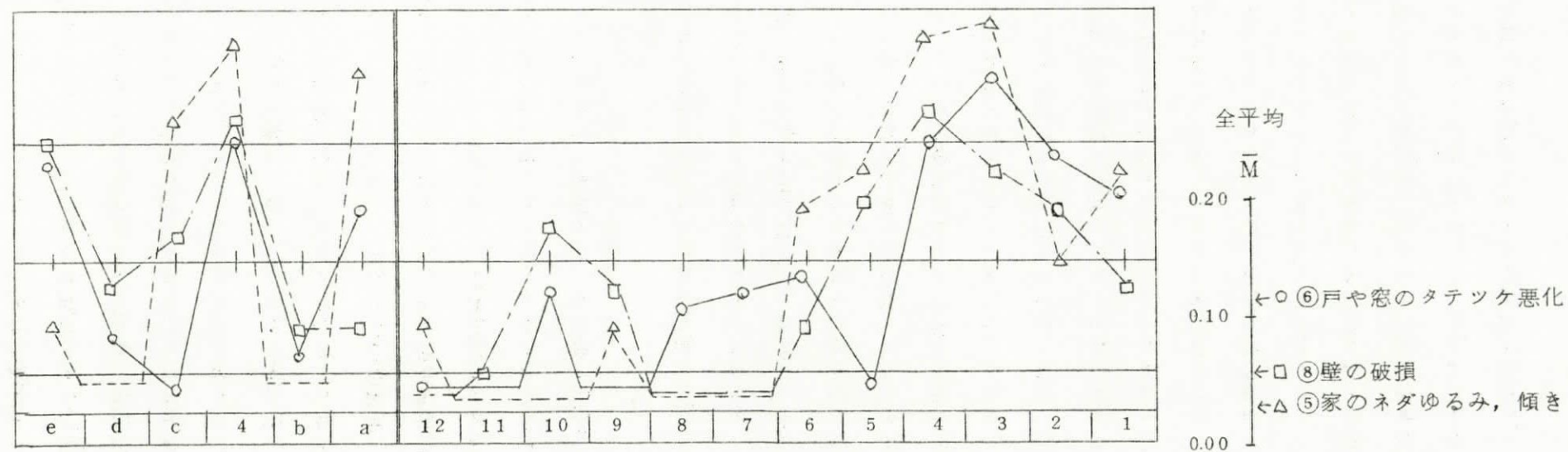


図6-37 公害・環境悪化被害による不都合や出費の内容別指摘世帯率の地域分布(I) (付表Ⅱ-8 参照)

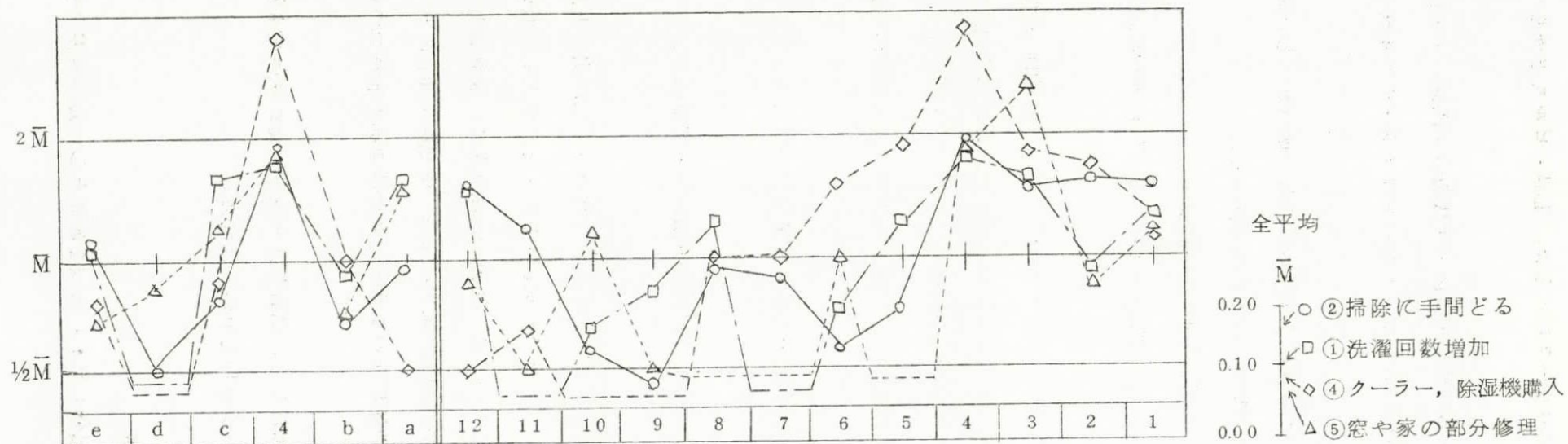
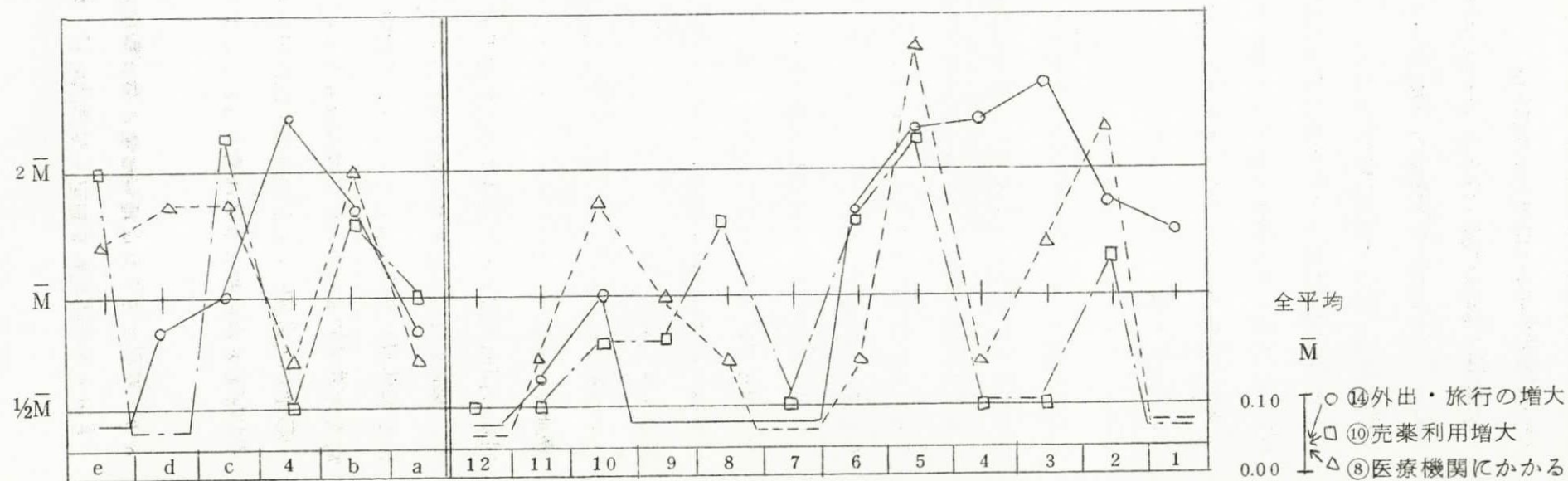


図6-38 公害・環境悪化による不都合や出費の内容別指摘世帯率の地域分布(Ⅲ) (付表Ⅱ-8 参照)



摩地域・中央区・江戸川区に比率が高く、これは図6-7に示した。工場・ビルなどからの排ガスと粉塵とにより相関をもっている。

振動による財産被害のうち、戸や窓のタテツケの悪化は中央区・千代田区・江東区・大田区に著しい。壁の破損は千代田区・大田区・中央区に注目される。家のネダのゆるみや傾きは中央区・千代田区・港区・江戸川区に著しい。

これらの地域は図6-10で示されたように輸送機関による振動が著しい地域とさしたる矛盾はない。ただし品川区についての被害がやや低めにでていることが注目される。

6.2.4 公害被害によつて生じた不都合や出費と対応行動の地域別整理

公害被害を受けたために二次的に生じる不都合や出費を質問したもの(Q3)の結果を整理して図6-37と図6-38とに示した。

大気汚染被害に対応する、掃除や洗濯の増大は千代田区・中央区・江東区・江戸川区・西多摩地域に多く認められる。これは粉塵の発生と工場・ビルなどの排ガス発生とにほぼ対応している。

騒音・振動被害に対応する、空調機器の購入と窓や家の部分的修理は千代田区・中央区・北区などに高い比率で存在する。これらは図6-17と図6-18の騒音・振動による被害の地域分布とほぼ相関している。

外出・旅行による気ばらしは中央区・千代田区・新宿区・江東区・文京区・中野区など都心とその周辺の地域に高い比率で存在する。

売薬利用は新宿区・港区・大田区などに、医療機関利用は新宿区・江東区・文京区などに高い比率でみられる。

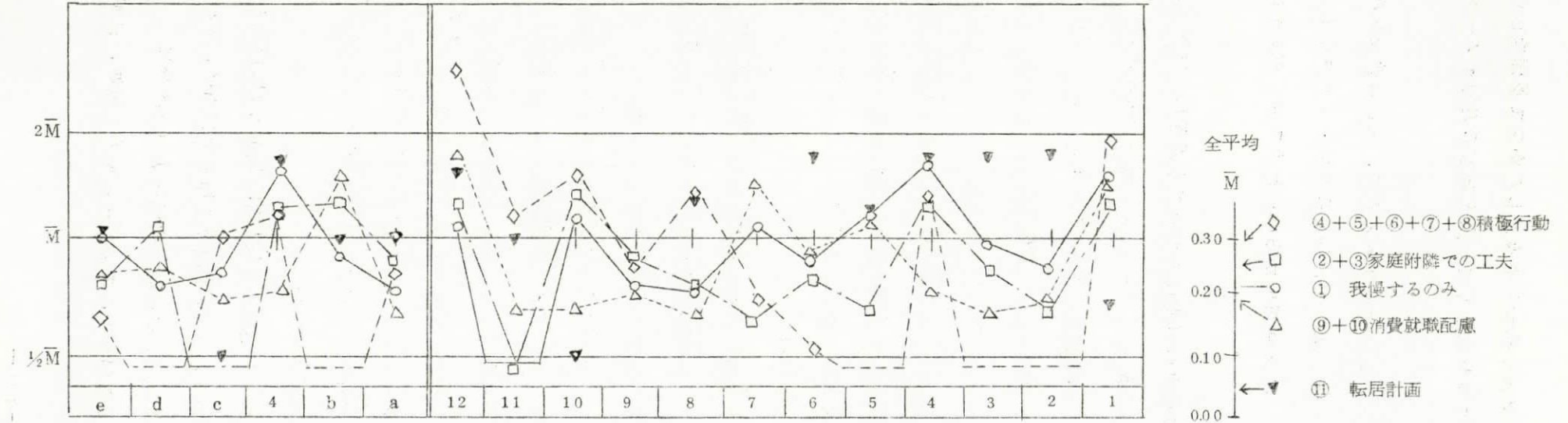
公害や環境悪化による被害に対する対応行動は図6-39に整理された通り、江戸川区と西多摩地域で積極的、改善行動の比率が高く、江東区・中央区・新宿区・中野区などで比率が低い。同様の傾向が家庭内や近隣での防御的工夫についてみられる。他方、生活の解決の希望を失つたり、我慢の限度を超えて転居を考えるという対応が、逆の意味で江東区・中央区・新宿区・中野区などで高い比率を示しているが、千代田区と西多摩地域のように、積極的対応を行いつつも転居を考えている世帯が目立つ地域もある。

杉並区・文京区・西多摩地域・江戸川区・千代田区など、消費生活や生産活動においても公害の加害者とならぬように注意するとする世帯の比率が高いことが注目される。

6.3 サブ・ミクロな地域環境と公害環境悪化被害

これまで都市化軸を想定して空間的に十文字に配分した17地域を媒介として公害被害やそれ

図6-39 公害環境悪化被害に対する対応行動の内容別指摘世帯率の地域分布（付表Ⅱ-9参照）



への対応をみてきたが、それぞれの地域内環境も多様で不均一である。したがって多様な環境のそれぞれからの回答世帯の抽出の割合が異つただけでも地域としての公害被害の実態イメージが変化する可能性が大きい。

本メール・アンケートでは、電話帳によるランダム抽出を行つていたので、電話の普及状況と電話帳記載の不完全住所という二段のフィルターで偏りが入つて、特定のサブ・マイクロ環境（あるいは経済社会レベル）から高い比率で、別のサブ・マイクロ環境から低い比率で回答者が抽出されている可能性がある。

また、調査票への回答と返送の段階で入る第二の偏りの可能性についても留意しなければならない。時間的余裕、意識上の余裕、アンケートに対する態度、公害という調査内容への認識や態度によつて回答・返送率が左右され、それが一定の法則性によつてサブ・マイクロ環境ごとに傾版をもつような状況を考えると、最初から大きな地域空間を設定して対象者抽出をランダムに行うよりは、着目する小区域あるいは小グループで抽出を行つて、データ解析まで行い、比率や強度の結果まで導いてから全域あるいは全グループ集計を行つた方がよいこともありうるであろう。

一般則として、大きな空間・大きなグループを一括して取扱い方法では、結果は平均化、無特徴化され、因果連関は薄められる。逆にあまりにも小さな空間・小さなグループに対象をしぼりすぎると、特殊な条件の差異が誇張され普遍的理解が妨げられる。

さて、ここでは限られた、偏りを内包したサンプルではあるが、17地域の枠を取り外して解析することによつて浮きあがる問題の二三にふれる。環境と公害源と公害被害と対応との関係を調べるのに適したサブ・マイクロ環境の選定に対しての知見を得るのが目的である。

アンケート回答者の住居の周辺環境が住宅地域か、商店・工場・ビルなどが混在する地域か、あるいはまた農山村かという三つのグループに分けて大気汚染、騒音振動、日照阻害の状況をみると、付表Ⅱ-12にみるとく、住宅グループは大気汚染の被害、騒音振動被害、日照阻害をうけている世帯率はそれぞれ39%、21%、21%であり、混在地グループは順に、52%、36%、37%であり、農山村グループは順に、40%、68%、23%である。混在地グループが概して公害源も多く被害率も高いことが分るが、農山村グループが住宅地グループよりも特に騒音・振動で著しく高い被害率を示していることが注目される。

この点をもう少し詳細にみるために、表6-1に17地域を便宜的に23区下町地域（江戸川区、江東区、中央区、北区、港区、品川区、大田区）、23区山手地域（千代田区、新宿区、文京区、中野区、杉並区）、3多摩地域（武蔵野市、三鷹市、調布市以西）の三区分にくくり直し、しかも住宅地、混在地、農山村にグループ分けした場合の、大気汚染、騒音・振動、日照阻害の

表6-1-(1) 周辺環境と大気汚染被害(付表Ⅱ-12参照)

地域 大区分	Q6.環境 Q2被害			住 宅 地			混 在 地			農 山 村		
	あり	なし	計	あり	なし	計	あり	なし	計	あり	なし	計
2 3 区下町地域	62 0.47	71 0.53	133 1.00	101 0.55	81 0.45	182 1.00	1 —	1 —	2 —			
2 3 区山手地域	56 0.39	86 0.61	142 1.00	46 0.56	36 0.44	82 1.00	0 —	0 —	0 —			
3 多摩地域	56 0.32	118 0.68	174 1.00	26 0.38	43 0.62	69 1.00	20 0.39	31 0.61	51 1.00			

表6-1-(2) 周辺環境と騒音・振動被害(付表Ⅱ-12参照)

地域 大区分	Q6.環境 Q2被害			住 宅 地			混 在 地			農 山 村		
	あり	なし	計	あり	なし	計	あり	なし	計	あり	なし	計
2 3 区下町地域	41 0.31	92 0.69	133 1.00	70 0.38	112 0.62	182 1.00	1 —	1 —	2 —			
2 3 区山手地域	23 0.16	119 0.84	142 1.00	31 0.38	51 0.62	82 1.00	0 —	0 —	0 —			
3 多摩地域	32 0.18	142 0.82	174 1.00	19 0.32	50 0.68	69 1.00	35 0.69	16 0.31	51 1.00			

表6-1-(3) 周辺環境と日照阻害(付表Ⅱ-12参照)

地域 大区分	Q6.環境 Q2被害			住 宅 地			混 在 地			農 山 村		
	あり	なし	計	あり	なし	計	あり	なし	計	あり	なし	計
2 3 区下町地域	41 0.31	92 0.69	133 1.00	79 0.43	103 0.57	182 1.00	0 —	2 —	2 —			
2 3 区山手地域	34 0.24	108 0.76	142 1.00	33 0.40	49 0.60	82 1.00	0 —	0 —	0 —			
3 多摩地域	20 0.11	154 0.89	174 1.00	10 0.14	59 0.86	69 1.00	12 0.24	39 0.76	51 1.00			

被害世帯率を再掲した。三種類の被害とも、住宅地と混在地とをみる限り、下町地域の被害率が最も高く、三多摩地域の被害率が最も低い。しかし農山村グループをもつ三多摩地域内での比較で、最も高い被害率が農山村グループに存在することは輸送機関や工場などと住宅との関係がマクロな環境イメージとは異って密着していることを暗示している。

本アンケート調査では、世帯数比例で抽出を行っていないので、農山村グループの回答者数が十分に得られた結果上記の解析が可能となつていることをここで指摘したい。少数のサンプルしか農山村に配分されなかつたならば、特殊な状況の家庭として注目されずに埋没されてしまうであろう。

図6-40には回答者の住宅の周辺（歩いて10分位）に存在する自然環境と人工的環境施設とを質問した結果を指摘した世帯の比率に直して示してある。これは図6-1を回答者側からみた別の表現となつている。農地や林は杉並区より西と江戸川区で僅かに指摘されていることは図6-1と同様である。しかし当然のことながら、西多摩地域で図6-1が大きな林野の面積比を示している程には、住居の近傍環境として林野がとりこまれていないことは図6-40に見る通りである。

運河・河川が住居の近傍環境としてとりこまれている比率の高いのは江東区・中央区・西多摩地域である。

小公園・広場は西多摩地域を除いて各地域でほぼ同等の比率で住居の近傍環境としてとりこまれているが、大公園は偏っている。

これらの環境要素のうち公害と関連するものとして運河・河川、池・沼をとりあげ、水質汚濁被害との相関をみてみよう。付表Ⅱ-13に整理した通り、運河・河川・池・沼など陸水が住居の近傍環境にとりこまれている回答者グループとその他グループとを比較してみると、水質汚濁被害は前者グループが14%、後者グループが8%となつて差異があらわれる。

水質汚濁被害も井戸水の汚染を対象とする場合と散歩などのレクリエーション活動の阻害を対象とする場合と、水道水の水質を対象とする場合とで、調査の対象地域と回答者の抽出のあり方が変つてきてしかるべきであろう。環境と社会施設と人々の生活行動パターンとが複雑に絡まりあつてくるレクリエーション活動への被害は特に吟味した調査フレームが必要であろう。

図6-41には回答者の住宅と運輸施設との関係を質問した結果を、指摘した世帯の比率におして示してある。

自動車のよく通る道に面して住居を構えている世帯は中央区・千代田区・西多摩地域に比較的多い。道路信号が近くにあつて交通の流れの停滞が生じる可能性の高い環境にいる世帯は中央区

図6-40 周辺環境・施設の内容別、存在状況の指摘世帯率の地域分布（付表Ⅱ-10参照）

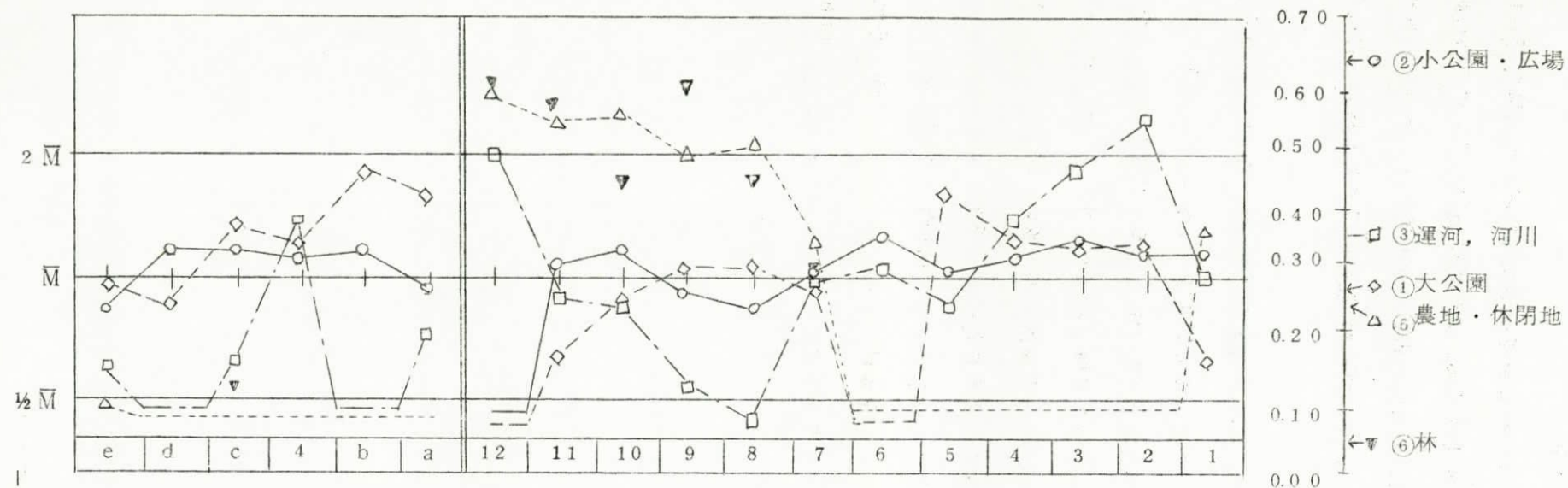
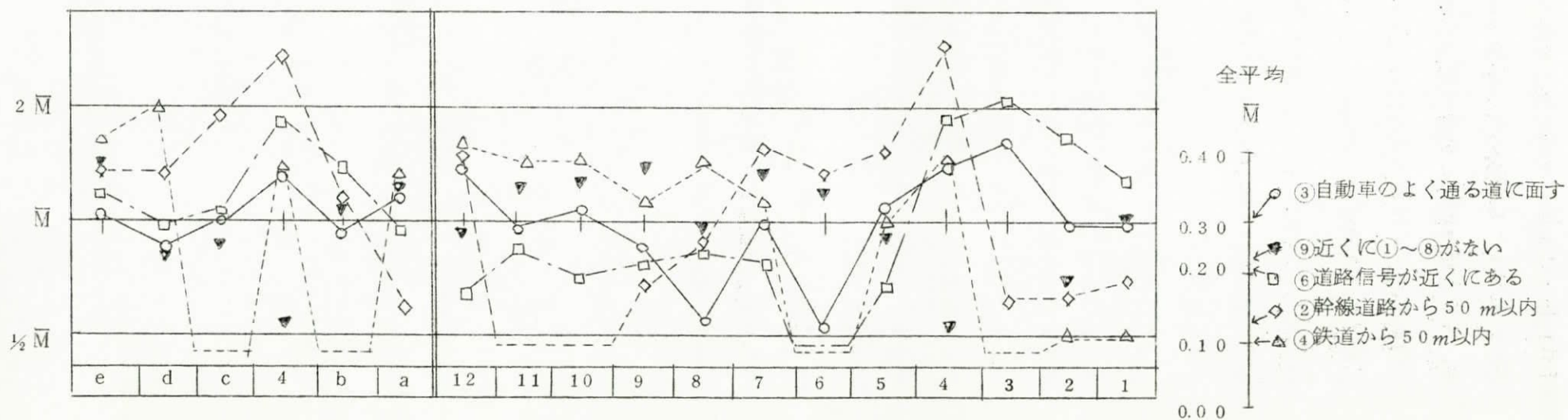


図6-41 交通・運輸施設の内容別、存在状況の指摘世帯率の地域分布（付表Ⅱ-11参照）



千代田区・江東区・文京区などに多い。幹線道路から50m以内である世帯は千代田区と港区に多い。このような回答世帯の特性を基にして、6.2の被害の地域分布をみると、道路状況との相関、もつと積極的には公害の原因が浮かび出してくる。

付表Ⅱ-14には大気汚染と騒音・振動による公害被害を運輸施設と住居との関係に着目して二群にわけた回答世帯グループについて整理して示してある。大気汚染被害世帯率は道路施設に近い群で53%, 遠い群で32%である。また騒音・振動被害世帯率は鉄道を含めた運輸施設に近い群で35%, 遠い群で18%である。いずれも、運輸施設に近い群に著しく高い被害世帯率が認められる。

これは現在では、既にかなり常識化した事実ではあるが、公害被害実態調査という観点からみると、調査区や回答者の設定と解析に際して留意すべき重要な問題を含んでいる。即ち、運輸施設に近い群の実態が遠い群によつて薄められてしまうような設定や解析の方向をとつてはならないということである。最近の傾向として、定量的解析を実施するために有利として、地域をメッシュに区切り、様々な統計理論を駆使して結論を導きだす調査研究が多いが、その方法論のなかにかえつて現実の姿を不明確にし、因果連関を曖昧にする落とし穴が存在することを指摘したい。環境空間が異方性を持ち、そこで営まれている経済、社会活動や生活行動も異方性を持つことを認めるならば、調査の初段階にメッシュのフィルターをかけて(その粗さにもよるが)平均化したことが、結論にまで波及する危険性を回避する手だてを講じるか、始めからメッシュ切りをやめるかの決定が必要となる。

第7章 公害・環境悪化の原因と被害と対応行動の構造

7.1 公害と環境悪化の種別特性

メール・アンケートの調査結果を家庭の周辺での公害環境悪化の概要（意識化，話題化されたもの）（Q1）と家庭の実被害（Q2）との対応をみられるように整理し，大気汚染と騒音，振動についてはさらに運輸施設との関係をみられるように細分化した（付表Ⅱ－15参照）。17地域の枠を取り除いてその結果を見易いように提示したのが図7－1である。

例えば大気汚染が回答者の住宅の周辺で話題となっており，しかも大気汚染による被害（健康，生活，財産のいずれか，もしくはその複合被害）を実際に受けている場合が付表Ⅱ－15では該当する公害種の「 $\pm$ 」の欄に出ており，図7－1では比率が大気汚染の黒塗りの扇型に示されている。

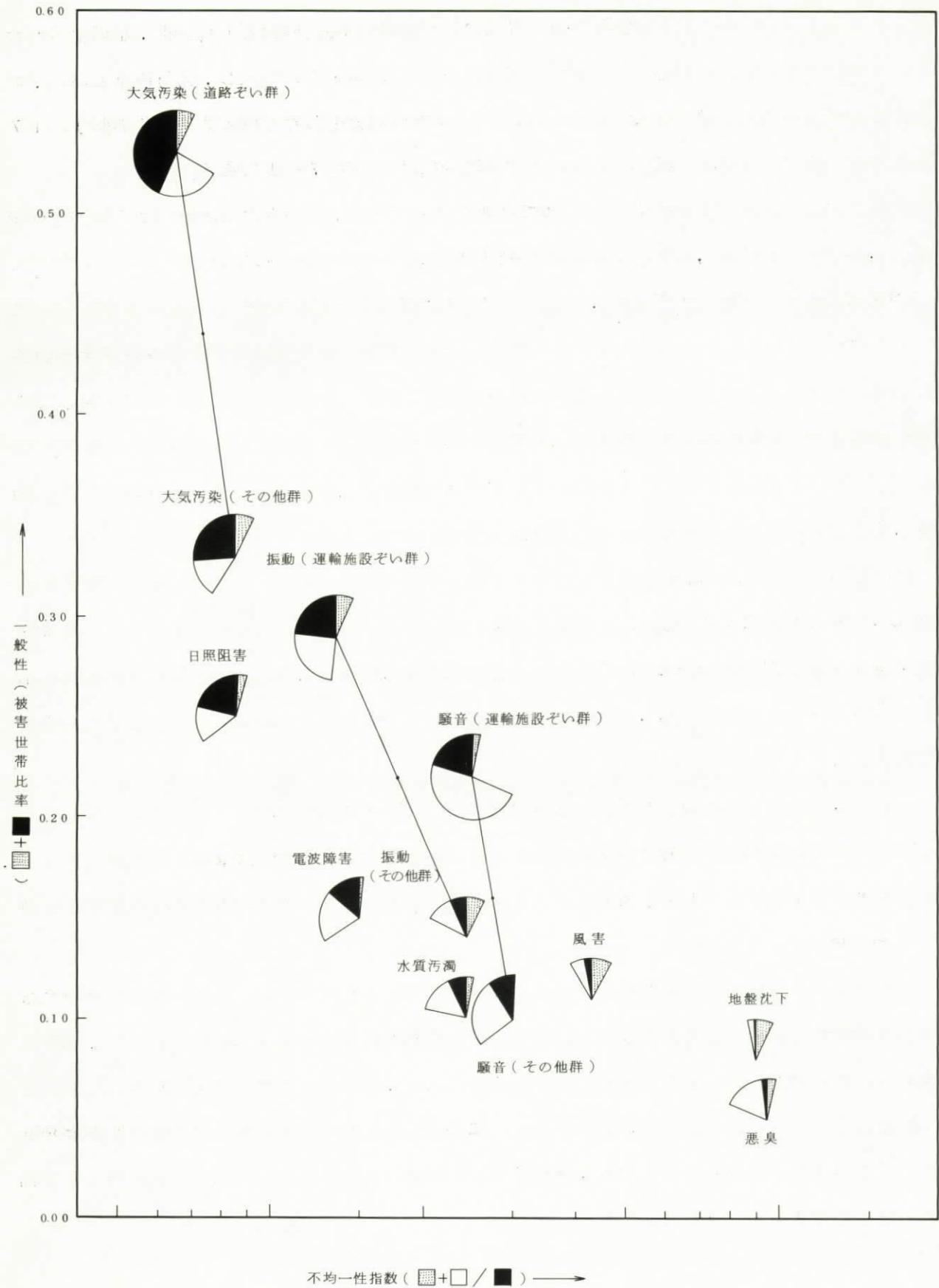
「 $\pm$ 」の欄にはその公害が周辺で話題にはなっているが回答者の家庭では被害のない場合が集計され，「 $\pm$ 」の欄には周辺で話題にはなっていないが回答者の家庭では被害を受けている場合が，「 $\pm$ 」の欄には周辺でも話題にはなっていないし，回答者の家庭でも被害を受けていない場合が集計されている。図7－1では「 $\pm$ 」に該当する比率がドットのある扇型に，「 $\pm$ 」に該当する比率が白抜きの扇型に，「 $\pm$ 」に該当する比率は残された余白の角度に表現されている。

図7－1の提示では理論的根拠よりはむしろ「 $\pm$ 」「 $\pm$ 」「 $\pm$ 」の配分パターンに着目して，二次元に分散して位置づけることを主眼にして縦軸と横軸を設定した。縦軸の内容は当該公害または環境悪化による被害を受けていると指摘した世帯の比率であり，横軸は，周辺での公害と実被害が合致した比率（「 $\pm$ 」）を分母として，合致しない比率（「 $\pm$ 」と「 $\pm$ 」）を分子とした割合を対数目盛で表わしてある。

ここで，横軸の意味に論及する前に，上記の4つのパターンの意味をもう少し想定しておこう。「 $\pm$ 」のパターンは回答者の家庭でも近所でもその公害もしくは，環境悪化が問題化している場合で，広域的拡がりを暗示している。逆にそのような種類の公害源または環境悪化源は遠達性や広域性をもっているとも考えられる。

「 $\pm$ 」のパターンは近所では問題化しているが，たまたまある条件がよいために回答者の家庭では被害を免がれている場合であり，例えば汚染物質が拡散希釈してしまって届かないとか，騒音が遮蔽されたり減衰してしまうために問題とならないとか，土台や住居構造がしっかりしているから波及しないとかの場合が含まれるであろう。このような種類の公害源または環境悪化源は狭域性もしくは拡散・減衰性であったり，場合によっては特殊条件のそろった時にのみ問題となる局限的なものであったりすると考えられる。

図 7 - 1 公害・環境悪化の種類別，周辺の概況と家庭の実被害の指摘
 相関構図（付表Ⅱ - 15参照）



「王のパターンは「何で自分の家庭だけが被害を」とよく理解できなかったり、「誰にも分ってもらえない」と歎くケースが含まれている。これらは特殊な条件が複合してはじめて発生する被害の場合、例えば病弱な家族をかかえているとか、劣悪な住居にたまたま住んでいるとか、丁度地盤の弱い所に住居が乗っているなどという場合と、またその公害や環境悪化の概念が世間で形成されていないために、少数の実被害を顕著に蒙っている家庭のみに認識が限定されている場合と、公害や環境悪化の前線が次第に近づいてきて、最近やっと影響が出はじめたが世間の話題としてはまだ確立していない場合とが含まれるであろう。

さらに、団地やアパートでは近所の人と世間話をしない家庭も存在すると思われるので、そのグループからもこのパターンが発生する可能性もある。勿論、回答者の元々の思い違いの可能性もなしとはしない。

最後にこのパターンは回答者と近所の人々とが、その種の公害や環境悪化はないと合意している場合であると考えられるが、回答者が面倒くさくなって指摘し落したり、コミュニケーションが充分よくなくて、近所の被害を知らぬままに過ごしてしまっている場合も含まれていよう。

さて以上の理解のうえで図7-1を見ると、それぞれの種類でのパターン構成の差が少し深い意味を示していることが分る。

大気汚染についての道路ぞい群とその他群との差異は既にふれたが、土パターンが前者群に多いのは自動車排気ガスの拡散稀釈性を示すとともに、工場やビルからの煙やガス、発生源不明のガス、光化学スモッグなどが広域・遠達性であることと矛盾しない。より狭域に落下すると思われる粉塵被害もあわせて図示されているが、もしこれを分離できるならば、横軸の位置についても論じられるかもしれない。

振動についての運輸施設ぞい群とその他群とを比較すると、既にふれた通り前者に被害世帯率が高い他に、土および王パターンの土パターンに対する比率がその他群の方が高い。被害の生じる大気汚染型に近づくと考えられる。

次に別の類形グループを形成すると思われる水質汚濁と地盤沈下について考える。

水質汚濁被害は先に6.3でもふれたように陸水が附近に存在するかどうか、それが行動圏に入っているかどうか大きく関係する。その意味で縦軸位置は、現実の汚濁物質負荷量や強度と関係の薄いものとなる。横軸位置は、より強く生活・行動パターンを反映することになる。

地盤沈下被害は地質的には広域的に波及するポテンシャルを持つと思われるが、雨水のはけにしても、土台の傾きにしても周囲との相対的な変位の大きさによって被害が具現化するという性格のために、横軸位置が右方に偏っているものと理解される。即ち様々な条件がプラスに複合化

したときに被害が発生し、その条件は周辺と均一でないことが多いために干パターンが高い比率をもつものと理解される。なかには盛土の圧縮による沈下など局地的な事例も回答のなかに混入している可能性がなしとは言えない。

最後に日照障害、電波障害ならびに風害のグループについて考える。これらは加害源と被害者の住居との物理的位置関係でほぼ決定されてしまう点で他の種類の公害と区別される。

日照障害が横軸の値の小さな位置にプロットされるのは専ら、高層建築が都心地域内に集合しやすいとか、狭い地所内に住宅やその他の建造物が高い建蔽率で集合している特定地域があるとかの社会的集合効果によるものであって、環境悪化の原因が大気汚染の場合のように遠達・拡散性である為ではない。

電波障害は日照障害に比して、さらに方向性をもっているが、仰角の関係で日照よりも遠達性がある。この被害も社会的集合効果と方向の局限性と、遠達性という様々なファクターの総合として横軸位置が定っており、単純なものではない。

風害は前二者に比して風向という変動要因もからみあうので不明確度が高い。風害の概念形成も充分でないこともあって、干パターンの比率が極めて高い。方向性は電波障害よりは勿論、日照障害よりも小で、遠達性は日照障害と同等で、電波障害よりは小であると考えられる。

7.2 公害と環境悪化の被害の内部構造

公害や環境悪化の種類によって加害源と被害世帯との地理的關係がどのように違うかを前節で解析したが、ここでは被害の内容を人体の健康被害、生活上の被害、財産の汚破損被害の三類形に整理して、それらの構成相互の關係を見ることにする。

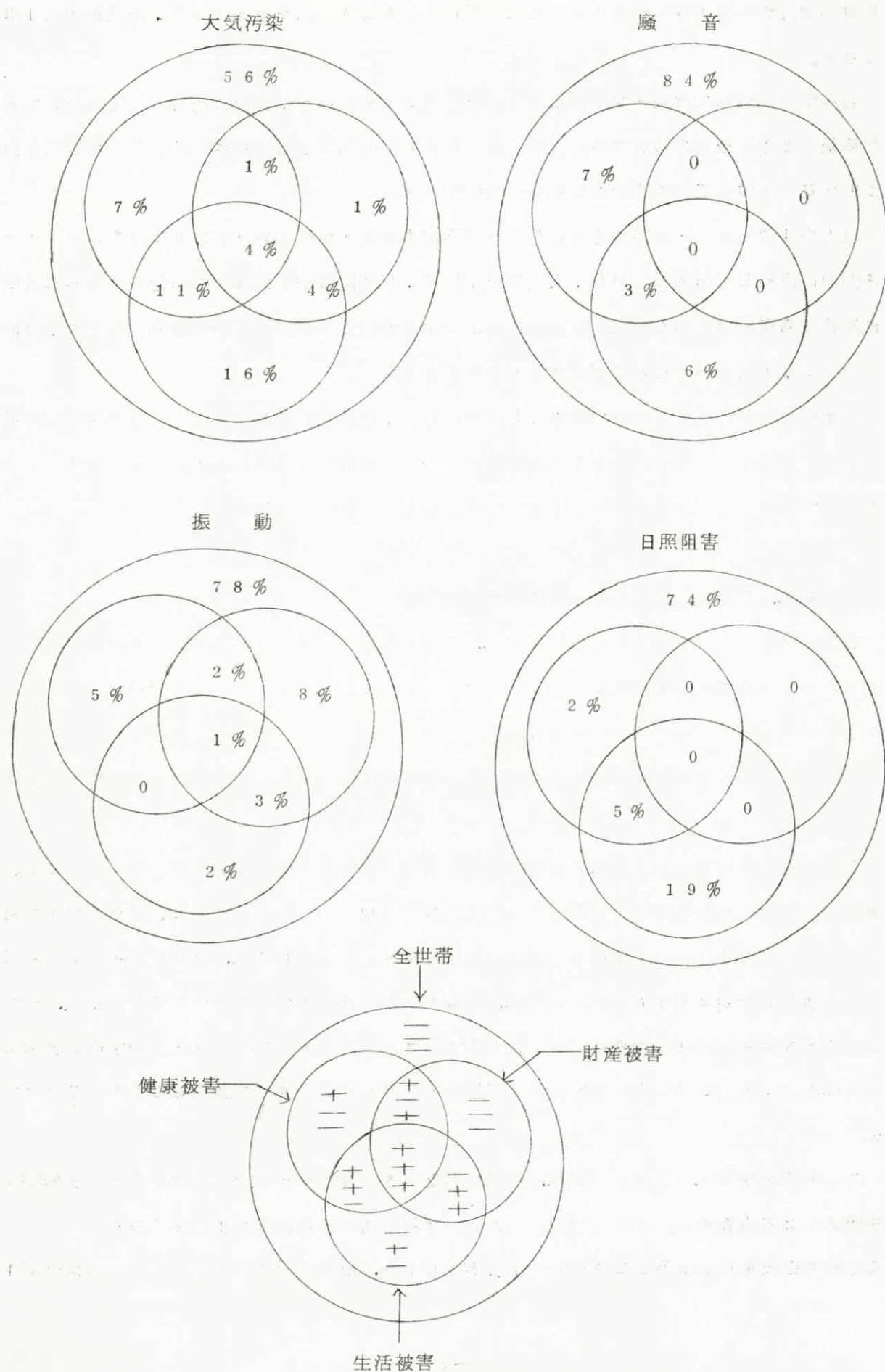
大気汚染、騒音、振動、日照障害の4種類について、各回答世帯を単位として、健康被害の指摘の+、-、生活被害の指摘の+、-、財産被害の指摘の+、-、の組みあわせ8通りについて別々に集計した結果は付表16にみる通りである。図7-2は三原色組みあわせ図の要領でそれぞれの組合せパターンに分類される世帯数の比率を示したものである。

大気汚染については全835世帯の回答のうち44%が何らかの被害を指摘しているが(5.6%は無被害)、そのうち健康被害・生活被害・財産被害の3類型を複合して受けているのは4%である。健康被害と生活被害の複合世帯は1.1%にのぼっている。二重の被害パターンの合計は1.6%、単独被害は2.4%となって山型の分布を示している。

振動については被害世帯率は2.2%と大気汚染の半分になっているが、財産被害の確率が高い。三重被害は1%、二重被害は5%、単独被害は1.5%である。

図 7-2 公害・環境悪化の種類別，被害内容特性（世帯内波及のパターン）

（付表Ⅱ-16参照）



騒音については被害世帯率は16%で振動よりやや低い、健康被害と生活被害に集中する（設問項目が財産被害の指摘を困難にした可能性がある）。二重被害は3%、単独被害は13%である。

日照阻害については被害世帯率は23%と振動よりも高いが、構成は圧倒的に生活被害である。健康被害と生活被害の複合世帯が5%の高さに達していることも注目される。この場合にも設問が財産被害についての回答を困難にした可能性がある。

以上の4種の公害・環境悪化を比較すれば振動が財産・健康というかなり生活の本質にかかわる問題に直結しているのに対し、大気汚染、騒音、日照阻害が生活被害から健康被害への段階的に遷移する裾野の広いものである。そのなかで騒音が健康被害に比較的に密着しやすく、日照阻害が一番、不便という段階で認識されやすいと言えよう。

日照阻害に対しては電気をつけはなしにするとか、暖房をかせないとか、日光浴をしに散歩をしなければいけないというように生活パターンを強制的に歪めたりという波及的インパクトも存在するが、今回のアンケートではその外延部分は充分把握されていない。

7.3 被害、不都合、出費ならびに対応行動の構造

公害被害はそのままでおわる訳ではなく、日々の生活や家計にインパクトを及ぼし、家族の行動パターンや意識・将来計画までも変形させてしまうことは、ヒヤリング調査の結果の解析でも詳しく実例をもって説明された通りである。

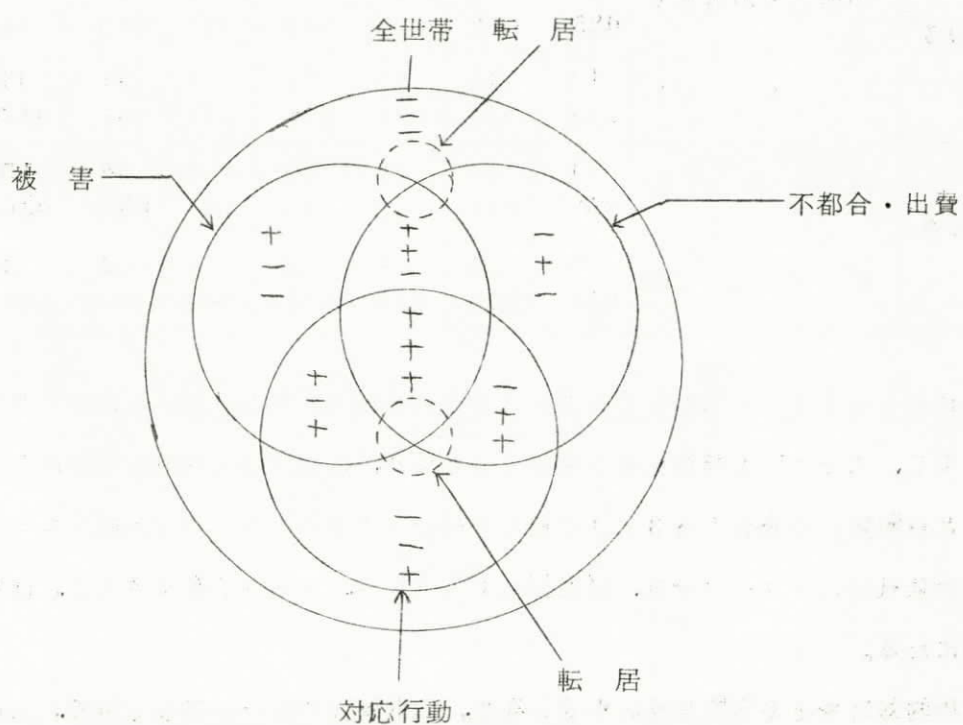
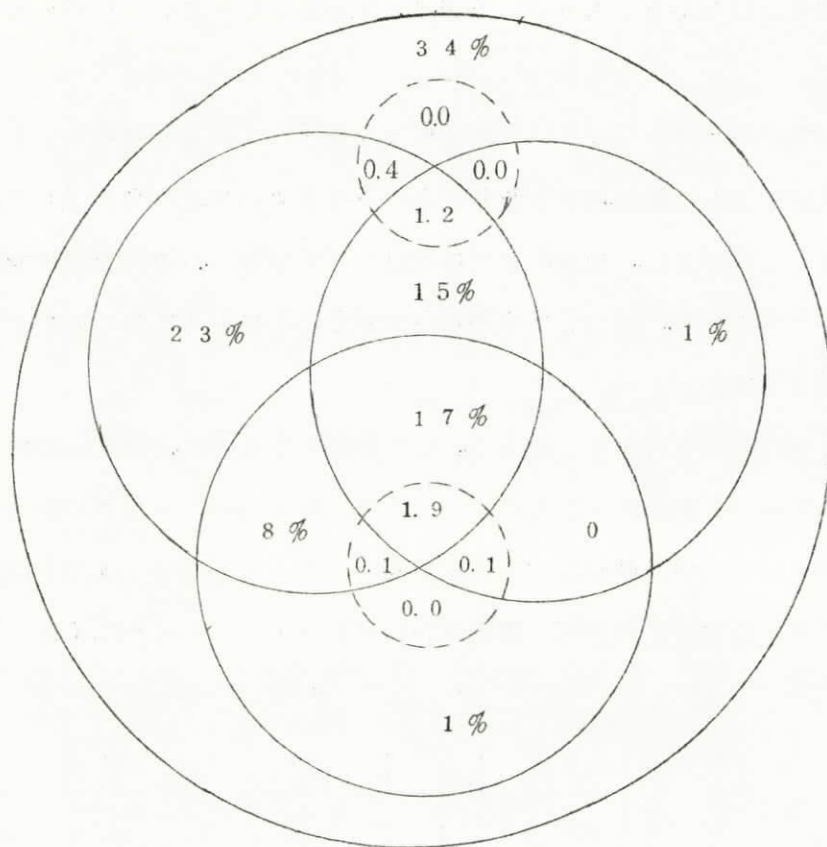
ここでは被害と生活や意識や行動への波及を内容的にはなく、形態的、数量的に解析してみる。

公害または環境悪化による被害を指摘した世帯としなかった世帯をQ2の+および-とし、不都合・出費の発生を指摘した世帯としなかった世帯をQ3の+および-とし、さらに被害に対して積極的な行動をとった（ている）世帯（Q4の②～⑩および⑫）と、とらなかった（とっていない）世帯とをQ4の+および-として、組みあわせで都合8つのパターンに分類して、該当する世帯数を数え付表17を作成した。この表ではさらに、Q4の⑪項の転居計画を内数表示で（）内に示してある。この結果を先と同様に三原色組みあわせ図の要領で提示したのが図7-3である。

これを見ると被害、不都合・出費、対応行動という三つのレベルで公害や環境悪化と無関係な世帯が34%存在する。逆に三つのレベルのいずれも関係する世帯は17%である。

被害を生じた（ている）ため不都合・出費が生じたが、積極的対応行動に出ていない世帯が15

図 7-3 被害，不都合・出費，ならびに対応行動の世帯内相互関係
(付表Ⅱ-17参照)



%, 被害どまりで我慢や生活・行動パターンの意識にのぼらない変形という形態で吸収している世帯が23%, 被害を緩和または阻止しようとして積極的対応行動に出ている世帯が8%, 予防的に出費をしたり気ばらしをしたりという形や, 陳情などを含めた対応行動に出ている世帯が1%ずつ存在する。

次に転居というドラスタックな生活基盤の変更を計画している世帯についてその構成をみると図7-3の破線内に示した様に, 被害世帯に合計3.6%という比率で存在している。内訳は被害をうけ, 不都合や出費を生じ, 積極的な対応行動をとりつつも, その有効性を信じられずに転居を考えている世帯が1.9%, 我慢という消極的な対応行動をとりながら転居に夢をつないでいる世帯が1.2%などである。

被害の内容を今度は大気汚染によるもの, 騒音振動によるもの, 日照阻害によるものの主要な三類型とその他の被害と無被害を含んだ場合との四分類を行い, 不都合や出費の発生具合と, 積極的対応行動ならびに転居計画の配分の状況を集計したものが表7-1である。

表7-1 公害・環境悪化種類別, 被害複合状況と対応行動との相関(該当世帯数と比率)

項 目		パ タ ー ン								合 計
Q2	大 気 汚 染	+	+	+	+	-	-	-	-	
	騒 音 振 動	+	+	-	-	+	+	-	-	
	日 照 阻 害	+	-	+	-	+	-	+	-	
Q3	不都合・出費あり	68 0.85	52 0.68	45 0.63	57 0.42	8 0.53	16 0.43	17 0.34	23 0.07	286
	" なし	12 0.15	25 0.32	26 0.37	79 0.58	7 0.47	37 0.57	33 0.66	330 0.94	549
Q4	積 極 的 行 動	44 0.52	44 0.57	23 0.32	43 0.32	6 0.41	18 0.34	15 0.30	12 0.03	205
	転 居 計 画	9 0.11	6 0.08	7 0.10	2 0.015	1 0.07	2 0.04	2 0.04	2 0.006	31

これから分るように三種類の原因による被害を複合して受けている世帯の85%が不都合や出費を生じ, 大気汚染と騒音振動の複合(68%), 大気汚染と日照阻害の複合(63%), 騒音振動と日照阻害の複合(53%)の順に不都合・出費の発生世帯率が低下している。これら三類型の単独被害のグループでは, 騒音振動(43%), 大気汚染(42%), 日照阻害(34%)の順になる。

積極的対応をとる世帯比率に着目すると, 三重被害グループが52%で, 二重被害グループで

は大気汚染と騒音振動の重複被害の場合が57.%, 騒音振動と日照阻害の場合が44%, 大気汚染と日照阻害の場合が32%である。単独被害グループでは騒音振動の場合が34%, 大気汚染の場合が32%, 日照阻害の場合が30%となる。

転居というドラスチックな行動動機を生じるのは、三重被害の場合が11%, 二重被害のグループでは大気汚染と日照阻害の場合が10%, 大気汚染と騒音振動の複合の場合が%, 騒音振動と日照阻害の場合が7%である。

単独被害グループでは日照阻害と騒音振動の場合がそれぞれ4%, 大気汚染の場合が1.5%となる。

総合的にみて、被害の複合度が増す程、不都合や出費の比率も、被害を防止したり緩和したりしようとする積極行動の比率も、転居という逃避行動の比率も増大する。

上記の三類型以外の被害のみあるいは無被害の世帯を基準にして考えると、転居の意向をもつ世帯が二重被害以上の世帯で16倍にも達していることが注目される。

本調査では被害の原因種類別に不都合や出費、あるいは対応行動を質問する配慮をしていないので、公害や環境悪化の原因別対応行動内容などをこれ以上細部にわたって解析することはできない。

次に視点をかえ、回答者の住宅所有形態別に持家グループと借家グループとに分け、被害・不都合・出費の有無による対応行動の比率を付表Ⅱ-18に纏めた。被害等のある場合、持家の世帯グループが積極的対応行動に出る比率が41%に対し、借家その他の世帯グループは37%の比率で僅かに前者に積極性が認められるが、顕著とは言えない。

転居計画は被害等のある借家その他のグループが6.4%となり後者にドラスチックな生活設計変更がやや高い比率で認められる。

最後に回答者の住居の周辺環境と被害等への対応行動について整理したものを表7-2に示す。先にも分割した通り、17地域を23区内の下町地域、23区内の山手地域、3多摩地域に区分し、さらに周辺環境によって住宅地、混在地、農山村に区分した。

被害等のある世帯グループでは、混在地の方が積極的対応行動に出る世帯比率が高い(3多摩地域では逆転しているが例数も少ないし同レベルである)。転居計画も混在地の方が高い比率を示している。例数は少ないのであるが3多摩の農山村域で被害等のある世帯の積極的対応行動と転居計画の高さが目立つ。この結果は先にふれた表7-1の結果とも対応し、被害の比率と共に強度も強いことを暗示させている。

表 7-2 周辺環境と被害・不都合・出費と対応行動

地域 大区分	Q 6 環境 Q 2, Q 3 被害等	住 宅 地			混 在 地			農 山 村		
		+	-	計	+	-	計	+	-	計
2 3 区下町地域		94 0.71	39 0.29	133 1.00	134 0.73	50 0.27	184 1.00	—	—	2
	積極 転居	30 0.32	3 0.03		51 0.38	10 0.07		積極 転居		
2 3 区山手地域		87 0.61	55 0.39	142 1.00	62 0.77	19 0.23	81 1.00	—	—	0
	積極 転居	33 0.38	5 0.06		28 0.45	5 0.08		積極 転居		
3 多摩地域		94 0.54	79 0.46	173 1.00	42 0.60	28 0.40	70 1.00	27 0.54	23 0.46	50
	積極 転居	42 0.45	3 0.03		18 0.43	2 0.05		17 0.63	3 0.11	

7.4 被害の複合度とインパクトの生活構造的理解

これまでに被害の構造を様々な局面から解析してきたが、ひき続いて一般家庭の側からみて、それら被害が特定の世帯に薄く、特定の世帯に厚いという現状を分布論的に描き出してみる。

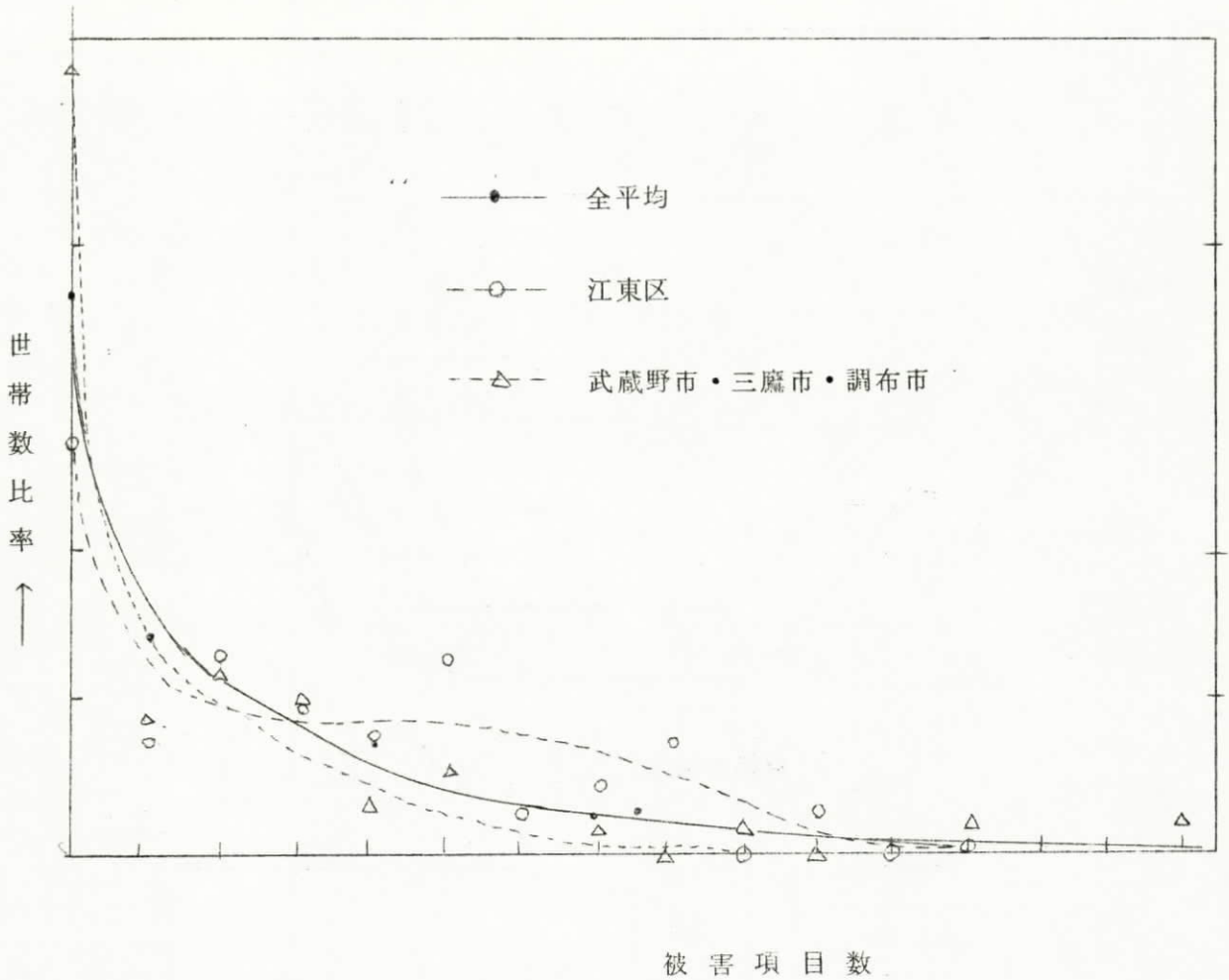
被害の内容は捨象して、回答世帯がそれぞれ何項目の被害を指摘しているかを数えて分布を整理したのが付表Ⅱ-19である。この結果のうち全サンプルの平均と、二つの代表的な地域についての分布を示したものが図7-4である。

全サンプルの平均が被害項目数の増大と共に緩かに世帯数が減少するカーブを描くのに対して、江東区では途中からフラミを生じており、逆に被害項目の零の世帯の比率は低下している。これは公害被害のその地域での普遍化の現れである。他方、武蔵野市、三鷹市、調布市の例では全サンプル平均よりもカーブが立って、少ない項目数で比率の減衰がみられる。公害の少ない地域に行く程この傾向は強まると考えられる。

即ち、この被害累計カーブの形状は公害と環境悪化の程度の極めて総合的な指標と考えられる。ポアソン分布型カーブから正規分布型カーブに移行することはその地域の公害が進行中であることを示し、その逆は公害の克服のしるしとなろう。勿論、異なった調査項目をたてれば、カーブの形状や位置が変わるので、その点は注意を要する。

図7-4 被害の世帯あたり指摘項目数の分布

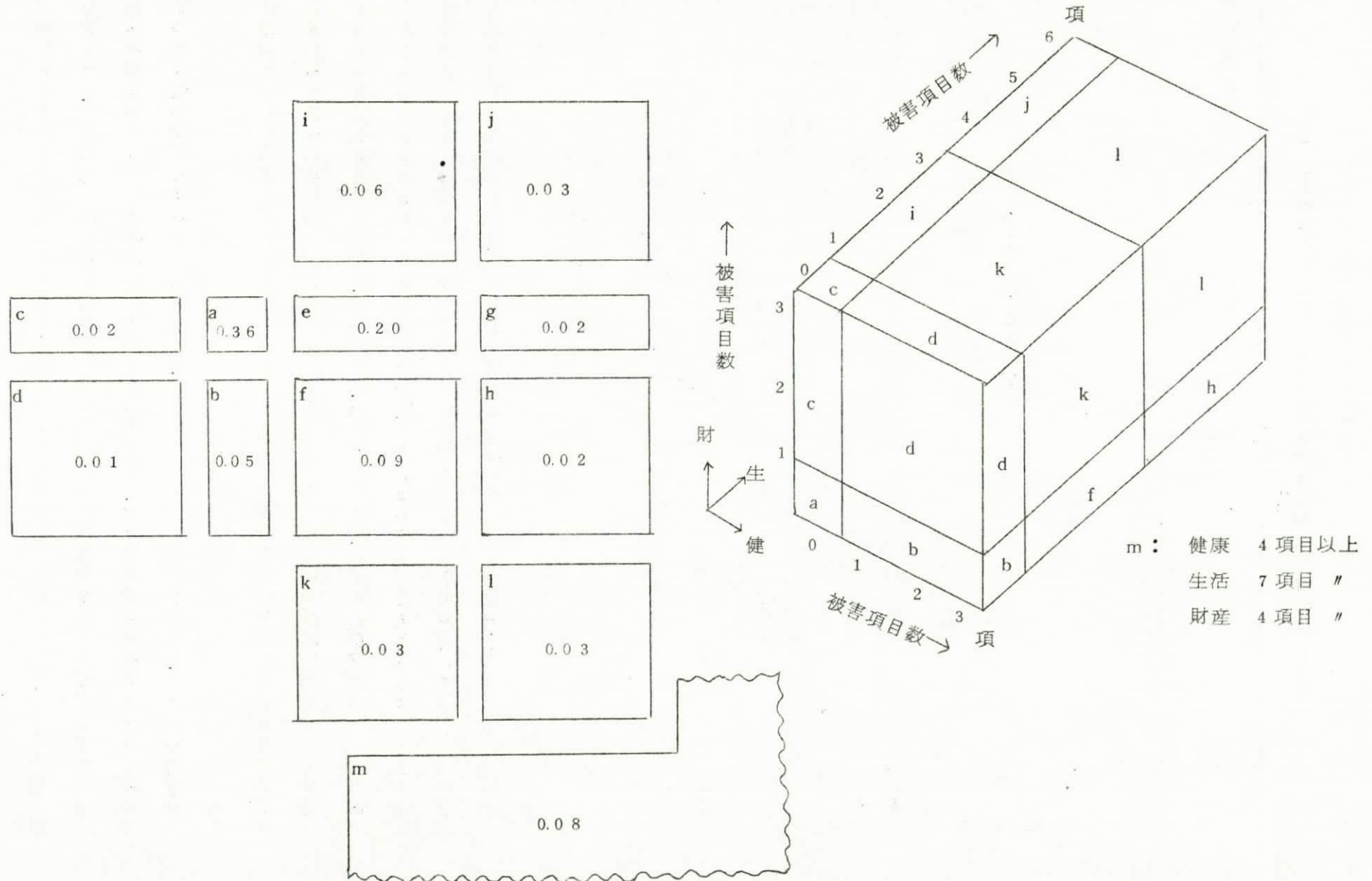
(公害の普遍化と分布曲線の変形例)(付表Ⅱ-19参照)



さて、この図7-4は地域の公害の指標として読む以外に、少数の世帯にいかにも多数の被害が集中するかという、被害の不公平な分布の姿として読むこともできる。この点をさらに明確にするために行った集計が付表Ⅱ-20であり、その結果を見易いようにまとめて示したのが図7-5である。この図の作り方は、まず健康被害、生活被害、財産被害のそれぞれを軸にとり、その一世帯内での指摘項目数で刻んで三次元の積木細工(またはジャングルジム様)の空間を考え、その各々の枠内に該当する世帯の数を入れ、適当な枠を合体してから世帯比率に直したものである。

結論としては、何の被害もない世帯が36%、生活被害のみ1~3項ある世帯が20%、健康被害のみ1~6項ある世帯が5%、財産被害のみ1~3項ある世帯が2%などであり、被害の複合化と多項化と共に次第に世帯比率が減じていくことが指摘できる。これは、図7-4の三次元的表現であり、マクロに客観的に読むならば既にふれたように分布上珍しい現象ではない。

図 7-5 健康被害，生活被害，財産被害の指摘項目数別世帯数分布の構造（付表Ⅱ-20 参照）



しかし立場を被害世帯に移してみれば、8%という多数の世帯が（図7-5のm）4項目以上の健康被害、7項目以上の生活被害、4項目以上の財産被害、あるいはそれらの複合被害によって苦しめられているということであり、少数の深刻な世帯と全く安穩な世帯とが混在しているということである。もしもこの現実の分布の構造や被害とインパクトの内部構造を捨象して、断片的な項目に関しての平均値で論じるならば、我々は少数の深刻な被害世帯への同情も感ぜずじまいにおわり、被害防止や公害防止への行動のインセンティブをも発動し得ずに、苦情や訴訟に対症療法的に応じるだけに了ってしまうであろう。その場合被害調査は事後的な報告書としての意味しかもたなくなってしまう。

既に何度もふれてきたように、公害被害は多数な環境要因、マクロの社会・経済要因、家庭内外の経済要因、家族関係、個人の生理的・遺伝的要因などの複雑な絡まりあいによって、最も条件の悪い世帯に集中的に、よりよい条件の世帯に散発的に生じるものである。その実態の把握と記述には、どうしても生活の構造的フレームにのせた形で、被害の発生位置と程度と波及の方向性とを明確にすることが要求される。

ここでは暫定的に、本アンケート調査を実施するにあたって想定され、調査結果の解析によって明確化されてきた「家庭の生活構造」イメージの概略についてふれ、公害被害と対応行動の位置づけについての考え方を纏めておく。

図7-6の(I)に示したように、家庭は構成員の個々の肉体的・精神的健康の上に、日常生活行動と家計経済活動がのって維持されているとえる。抽出されたこれら三局面の重なりと相互作用によって家庭の統合と展開がなされる。これら三局面の外延には家庭と社会との接面があり、勤労・学習活動、消費生活、休養や訓練をも含めた広義のレクリエーション活動が位置づけられる。図上のそれぞれの局面の重なりは例示的なものであるが、この重なりを通して、家庭内の協調・融通・統合・新展開がなされるという意味で重視したい。

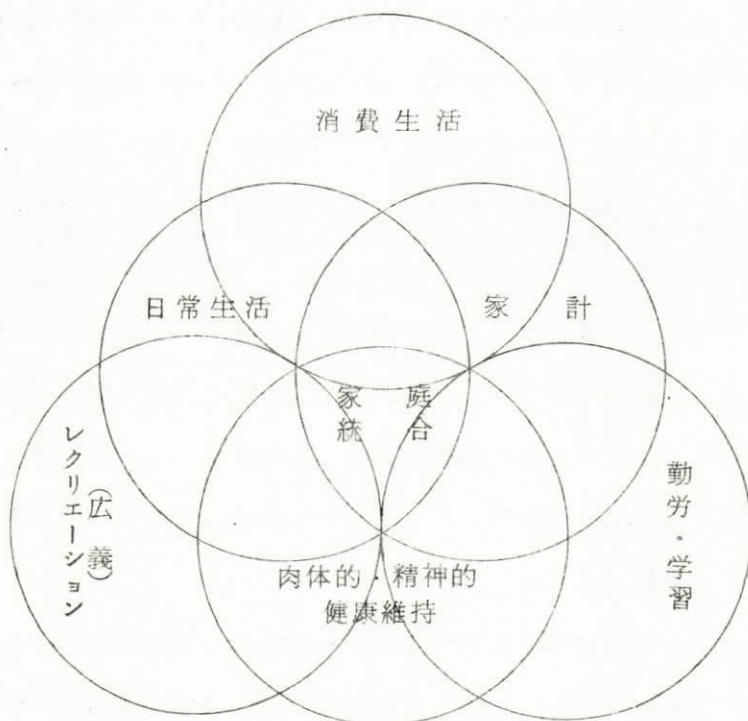
さて、このような家庭の生活構造上に公害や環境悪化の影響が及ぶとき、それは健康被害という形態をとったり、財産の損害という形態をとったり、日常生活行動の妨害という形態をとったり、あるいはさらにそれらの複合形態をとったりする。これら被害はシミのように上記の諸局面をむしばみ、その相互作用の機能を狂わせ、ついには家庭と社会との接面と外延的な局面までも変質させていく。本アンケート調査の解析では家庭構造の詳細にまでは立ちいらなかったが、具体的な事例の様々を引用した通りである。

ところで、公害や環境悪化による被害は単にあるがままに受容される訳では決してない。

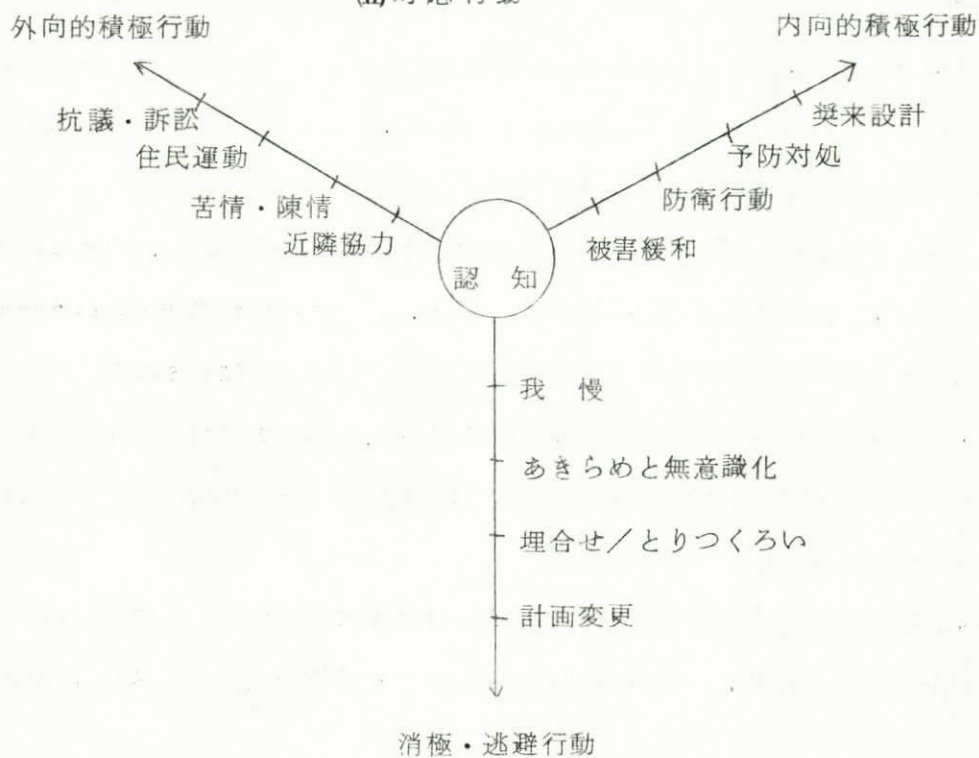
図7-6の(II)に示したように、被害が認知されると様々な性格の様々なレベルの対応行動が家庭

図7-6 家庭生活構造と公害被害への対応行動

(I) 生活構造



(II) 対応行動



内外において発動される。消極・逃避的なパターンの場合には「シット我慢する」レベルから、そういうものだときき外に追いやってしまうレベル、被害を別の面から埋め合わせたり、取りつくろったりするレベル、転居などを含む生活設計の大きな変更をしてしまうレベルなどがある。

内向的な積極対応のパターンでは、薬で治したり、掃除を頻繁にしたりという被害緩和のレベル、窓の改修や公害防止機器の購入などの防衛行動のレベル、健康管理などを含む予防的対処のレベル、就職先の選定や生活設計を反公害的に整理するレベルなどがある。

外向的な積極対応のパターンでは、近隣と話しあって少しでも改善の努力をするレベル、自治体などに苦情や陳情を行うレベル、住民運動などで世の反省をうながすレベル、加害源や為政者に抗議したり訴訟に出るレベルなどがある。

これらの対応行動によって被害は吸収されたり、変形されたり、緩和されたり、予防されたり補償されたりする。どのような対応行動をどの段階で、どの程度とることができるかは、家庭の社会・経済的立場や意識によって大幅に変ってくるであろう。そしてその対応行動のあり方が被害の軽重に直接的に関わってくる。最も融通性や選択性の少ない貧困家庭、最も余裕のない子供・老人・病弱者などが、まずこの対応行動の防衛線を突破され、家庭生活の連鎖があちこちで損傷して、家庭の統合性と自律的展開性が破壊されていく。

公害被害の重大さはこのような構造的把握によってはじめて現実的に理解される。そして家庭生活のなかでの位置づけによって、はじめて被害内容の数量的な意味が明確になると考えねばならない。

第Ⅱ部 公害・環境悪化による被害の調査 手法の検討

第 8 章 家庭生活における公害・環境悪化被害の構造と推計手法

8.1 公害・環境悪化被害の構造

家庭生活における公害・環境悪化被害の構造を把握するために、人間の身体に及ぼす被害，家庭生活に及ぼす被害，家計に及ぼす被害についての分析をそれぞれ第 I 部第 3 章，第 4 章，第 5 章において行ってきた。これらによると公害・環境悪化に及ぼす影響は図 8-1 のように纏められる。即ち，

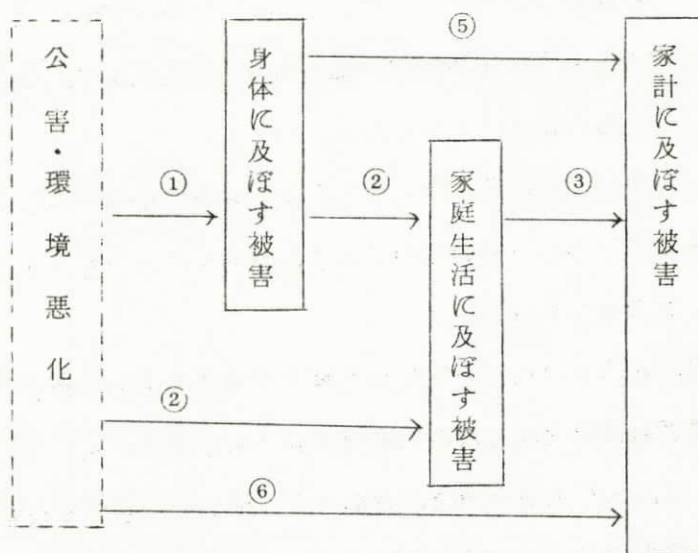
- ① 大気汚染，悪臭，騒音，日照阻害など様々な原因で直接身体に及ぼされる被害。
- ② その被害が原因で生活の他の部分，家族関係，生活設計などの面にまで影響を及ぼすもの。
- ③ 医療費，薬代など健康回復のために家計に影響を及ぼすもの。
- ④ 振動，地盤沈下などのように直接住生活に影響を及ぼすもの。
- ⑤ 身体被害が所得減少につながるもの。
- ⑥ 客の減少など，公害が直接に所得減少につながるもの。

など，いくつかのパターンがある。

それぞれの被害の内容および被害のメカニズムに関しては，前章までで詳細に分析されているのでここでは，被害の構造として得られた結論について整理する。

- (1) 公害・環境悪化被害の多くは，個人が生存する生物学的基礎構造への影響としてあらわれ，

図 8-1 公害・環境悪化被害の構造



認識される。

具体的には「頭痛がする」、「頭がボツとする」、「耳が聞こえにくくなる」、「はき気がする」、「食欲不振になる」、「不眠症になる」、「目が痛む」、「目ヤニがでる」、「せきがでる」、「のどが痛む」、「鼻血がでる」、「身体が弱る」など“生きること”への影響が最も大きい。

(2) 人体被害以外の公害・環境悪化被害としては「テレビが見にくい、聞きにくい」、「電話が聞きにくい」というきわめて身近な日常生活への影響が高く、「庭木、花の衰え」、「住宅・家具の損傷」、「住宅の不快」、「住宅・洗濯物の汚れ」など“住むこと”への影響も無視できない。

(3) 公害以外の理由による「住宅の不快」がある上に公害が重って「風邪をひきやすい」、「ぜんそく」、「頭痛」、「せき」、「たん」、「息切れ」“生きること”の被害となってあらわれている例も多く公害被害をとらえる家庭生活構造の枠組が“生きること”と“住むこと”の複合構造としてとらえなくてはならないものと考えられる。

(4) 騒音による「不眠症」などの被害は住宅の立地条件、空間条件によりもたらされるもので“住むこと”に内在する構造的な問題といい得る。

(5) 公害・環境悪化被害及びその認識の深さは、居住年数と深く関係する。居住年数が長くなるほど公害・環境悪化被害として訴える項目数がふえてくる。(表8-1)このことは、公害・環境悪化被害が蓄積性のものであること、特に“住むこと”からくる被害は経年的に蓄積されるものであることを意味する。

(6) 生活時間の差も、公害・環境悪化被害と密接な関係がある。24時間そこに住み、そこで働いている人と、昼間は別の場所におり、住居に帰えるのは夜だけである人を比較すると、滞住居時間が長いほど公害・環境悪化被害は深刻である。

この意味から言って、公害・環境悪化は、“生きること”からみた<弱者たち>、病人、身障者、乳幼児、妊婦の上に特に重くのしかかっているものであり、さらに<男たち>よりも<女たち>特に主婦の“暮すこと”へのしわよせがくる。

(7) 公害・環境悪化被害は、人体への被害を通じて“暮すこと”へ重大な影響を及ぼすが、その内容は健康障害の程度や健康障害を受けた人の家庭内における地位、役割などによって異なる。健康障害が夫にあらわれれば、家庭生活を職業、労働によって支えるという役割に支障が生じ、妻にあらわれれば、家事・育児の役割に支障が生じるほか、内職・家業従事・稼ぎなどによる家計補助とかの役割にも支障が生じる。

表 8-1 居住年数と公害被害項目数別世帯数（大島一丁目および太子堂二丁目）

被 害 居住 年数	世 帯 数				不 明 無回答
	合 計	5 項以上	2～4 項	1 項	
0～1	14	3	2	6	3
	1.00	0.21	0.14	0.43	0.21
1～5	60	15	32	8	5
	1.00	0.25	0.53	0.13	0.08
5～10	23	9	9	2	2
	1.00	0.39	0.39	0.09	0.09
10～15	21	13	6	1	1
	1.00	0.62	0.29	0.05	0.05
15～	117	51	36	18	12
	1.00	0.44	0.31	0.15	0.10

例えば次のような訴えがある。「寝こむから家事に支障をきたす」、「気管ぜんそくで布団をあげられないことがあった。夫の負担が非常に大きくなった」「寝込んで家事ができず、夫に迷惑をかけた。収入もその月は減った。」即ち公害・環境悪化被害を被る家庭生活構造の枠組として“働くこと”という側面（労働の形態・内容、賃金形態など）が重要な意味を持ってくる。

(8) “生きること”への被害は身体的な健康を破壊するだけでなく、精神的な健康も変化させ、家族関係を破壊する。

具体的には、「夜、全く眠れないので精神安定剤や睡眠薬を飲んでいる」、「落ちつきがなくなった」、「イライラする」、「ノイローゼ気味になっている」；「イライラするので夫婦げんかが、ひんぱんに起きるようになった」、「世帯主がイライラするから、子どもにあたり、その結果陰うつになる」、「家庭が暗くなった」などがあげられる。このことは公害・環境悪化被害が“生きること”への影響を通じて“暮すこと”のすみずみに影響を与えていることを意味している。

(9) 大気汚染、とりわけ光化学スモッグから身を守るために、窓を閉めて家庭にとじこもることがふえること、道路や庭先での近隣との交際が少なくなること、地域の公害を逃れるための外出や旅行に行く回数がふえることなどを通して、公害被害は家族関係だけではなく、近隣の自然な隣人関係も破壊する。

(10) いままで述べてきたような公害・環境悪化被害は、当然家計構造にも影響を与える。人

体被害の場合は、保健薬購入費、医療費に負担がおかれ住宅被害の場合は、住宅の補修・改造費さらに地域の公害を逃れるための外出費、レジャー費、転居準備費、住居移転費など、家計構造、貯蓄計画にとどまらず生活設計にまで影響を与える。

以上述べてきたように公害・環境悪化被害は、きわめて広い内容と奥行きをもっているのである。

8.2 公害・環境悪化被害を把握する分析枠組

公害・環境悪化被害を把握する分析枠組として、家庭生活構造を考えてみた場合、現在ある理論的枠組及びそれを支える方法意識はかならずしも有効ではなく新しい理論的枠組が必要である。

そのために、本研究では具体的な公害・環境悪化被害の事例研究の掘り下げを行ってきた。その結果、公害・環境悪化被害を把握する家庭生活構造の理論的枠組として次のような点をあげることができる。

(1) 公害・環境悪化被害を把握するための家庭生活構造の分析枠組は、個人が生存する生物学的基礎構造とそれを成立させている社会的諸条件との相互規定ないし相互葛藤が表現できていなければならぬ。

(2) 公害・環境悪化被害を把握するための家庭生活構造の重要な構成要素は“生きること”

“住むこと” “暮すこと” “働くこと”でありそれぞれの内容は次のようなものである。

“生きること” …… 健康状態、体質、性、年齢、出産、既往症

“住むこと” …… 住居空間条件（住宅の種類、構造、間取）、住宅立地条件（公害源との距離、周辺環境）

“暮すこと” …… 生活時間（滞住宅時間、睡眠時間）、夫婦の役割関係、コミュニケーション構造

“働くこと” …… 労働内容、賃金形態、所得構造、支出構造

このような要素が輻輳しているなかで、現実の公害被害が発生し家庭生活を変質させているのである。

(3) 公害・環境悪化は“生きること”、“暮すこと”という家庭生活の機能的側面に影響を及ぼすだけでなく、“住むこと”、“働くこと”という家庭生活の構造的側面にも影響を及ぼす。

さらに、公害・環境悪化被害は家庭生活の機能的側面での被害が家庭生活の構造的側面にまで及び、家庭生活の構造的側面での被害が家庭生活の機能的側面を破壊にいたらしめるという、まさに相互葛藤こそが、その本質なのである。

図 8-2 公害・環境悪化被害を把握するための家庭生活構造の理論的分析枠組

構造的側面 機能的側面		住 む こ と			働 く こ と		
		空間	手段	規範	時間	金銭	役割
生 きる こ と	生命の再生活	生活空間構造 (居住条件悪化・住宅損傷)	生活手段構造 (家具耐久消費財損傷・衣類汚染)	生活文化構造 (余暇活動低下・教育機能低下)	生活時間構造 (家事労働増大・睡眠時間減少・睡眠時間防害)	経営・家計構造 (支出増大・所得減少)	生活役割構造 (家族間人間関係悪化・近隣関係悪化)
	精神の再生産						
暮 す こ と	物質の再生産						
	組織の再生産						

以上の事実、公害・環境悪化被害の把握として、単に家庭生活の機能的側面における被害だけに注目することでは、不充分であり、また構造的側面における被害だけに注目しても同じ意味で、公害被害の全体像を把握することはできないことを意味する。

さらに機能的側面と構造的側面との両方からみたとしても、それは単に視角が広がっただけであり、両方の視角の複合構造として公害・環境悪化被害をとらえなくてはならないのである。

8.3 公害・環境悪化被害の把握方法

公害・環境悪化被害を把握する分析枠組の設定につづいて、被害の実態がどこまで把握できるかを考えなくてはならない。このことは、公害・環境悪化被害を推計する入力データが、どこまで入手可能なものであるかを考察することである。

公害・環境悪化被害の把握方法としては疫学調査、アンケート調査、インタビュー調査などがあるが、被害が“住むこと”と強く関連していることは、それがきわめて地域性の強いものであることを意味し、また被害が“生きること”、“暮すこと”に重大な影響を与えているということは、それが被害者の個人的要素、家族の状況の差違と強く関連するものであることを意味する。

疫学調査は、患者比率、有症比率を調査するものであるが、公害・環境悪化被害がきわめて地

域性の高い現象であり、普遍化することが困難なことなど、被害内容の規定及び把握において限界を有する。しかし地域設定を行い被害内容をある程度規定できれば、被害の様相・水準をそろえて把握することが可能となる。

一方、被害者本人の自己申告にもとづくアンケート調査、インタビュー調査は、被害の多種、多様な様相をそのまま把えることができると言えるが、恣意性、主観性が入りやすく、統一的な推計のための基礎データとしては限界を有する。

とくにインタビュー調査は、アンケート調査に比べて被害の構造的探索にとって有用ではあるが、調査者の主観や感情が挿入されやすいという問題がある。

公害・環境悪化被害の把握のためにはこのような、疫学調査、アンケート調査、インタビュー調査などに加えて、定常的なモニタリング調査、専門家による検診などを本格的に行う必要がある。

これらの調査方法についての検討は、第9章で述べる。いずれにせよ、家庭生活における公害被害は被害者の個人的要素、世帯をとりまく諸状況の差異、地域の空間的・立地的特性など、多くの関連要素が複雑に絡みあっているものであり、きわめて把握の困難なものである。

8.4 公害・環境悪化被害の推計

家庭生活にとって公害・環境悪化被害とは、単に「身体が弱くなる」とか、「住宅損傷」とかの断片的側面だけでは把えきれなく、まさにそれらの相互葛藤（規定）こそが、被害の全体性であり本質である。

そして、被害の全体性を把えることはきわめて困難である。

この困難性を十分認識した上で、さらに被害者以外の者が、公害・環境悪化被害を推計することとは、どのような意味をもつのであろうか。これは被害の推計を誰が何の目的で行うかということに関わってくる。

国、または地方自治体などの公共主体が、公害・環境悪化被害を推計する目的は主に次の2つの場合であろう。

- ① 被害世帯に対する損害賠償補償
- ② 被害世帯に対する厚生・福祉対策

損害賠償補償対策を行うためには、被害を把握する分析枠組の、主として構造的側面における情報が必要である。これは損害賠償が主として金銭的な補償によるからであり、被害金額に換算した被害推計情報が必要であることによる。

しかし、この場合の推計は、“生きること”、“暮すこと”の家庭生活における痛みや重みは

何ら補償してくれず、それどころか換算されないものとして切り捨てられてしまうか、一括して“見舞金”となってしまふ。……

公害・環境悪化被害の経済的推計としては大阪市、札幌市、川崎市などの事例があるが、ほとんどが被害世帯の平均被害金額を推定し、地域の世帯総数で地域全体の被害額を算出するという方法をとっている。ここでは家庭生活構造の差違はほとんど除去されてしまっている。

公害・環境悪化被害の推計は、その目的と方法の限界性を充分認識して行うべきである。

また、金銭的補償では解決できない“生きること”、“暮すこと”の苦しみの救済・援助対策としての厚生・福祉対策にとっては、画一的に金銭換算された被害の情報では不十分で、まさに多種・多様な被害の様相を表現する情報が必要となる。

このためには直接インタビュー方式による被害実態調査にもとづき、社会活動や原因事象などを含め、公害・環境悪化被害を把握するための家庭生活構造の分析モデルを仮設し、モデルを検証することを通じて被害推計を行うことが必要である。

8.5 公害・環境悪化被害の推計手法開発と公害・環境対策

本調査研究は、公害・環境悪化被害を推計するための具体的なモデルを開発するには至らなかったが、家庭生活における被害の内容及び構造の事例研究を通じて推計手法について検討を行った。

公害・環境悪化被害の推計として、従来、年令別の有症率を算出しそれにもとづき地域の被害推計を行ったり、また世帯別の平均被害金額を算出し、それにもとづき経済被害を推計したりすることが行われているが、家庭生活における公害・環境悪化被害は年令別の有症率や世帯別の被害額による推計だけではきわめて不十分であり、本調査研究では、被害の事例分析を通じて推計モデルのためのいくつかの基本要素を抽出した。

① 家庭生活における被害にとって最も基本的な構造要素は“住むこと”に関連する項目である。つまり住宅立地条件（公害・環境悪化源との距離、周辺環境）及び住宅空間条件（住宅の種類、構造）であり、この基本要素ごとに被害の実態を調査し、地域推計を行うべきである。

② 家庭生活における被害にとって最も基本的な機能要素は、“生きること”に関連する項目である。これは単に年令に関連するものではなく、個人の健康状態、体質、既往症が重要である。それ故被害の推計は、このような個人的差違を充分認識した上で行わなくてはならない。

③ 公害・環境悪化被害の基本要素として、忘れてはならないものは、生活時間（滞住宅時間、睡眠時間）と居住年数である。これは公害被害の程度と密接な関連をもつものであるから是

非考慮しなくてはならない。

④ 以上のきわめて重要な基本要素の他に生活の役割関係、収入・支出構造、労働形態などがあげられる。

本調査研究では、公害・環境悪化被害を把握する概念的・分析枠組と推計のための基本要素抽出を行ったが、この基本要素にもとづいてさらに精密な推計モデルを仮設し、それを検証していくことが今後の研究課題として必要であろう。

しかしながら、このときでも、被害の推計はあくまで公害・環境悪化被害の部分の推計できるのみであることの限界性を知るべきである。推計にもとづく「被害者の救済」は被害対策ではあるが何ら本質的な公害環境対策ではないことを知るべきであろう。

被害の推計が、安易で画一的なものになると、それは被害者の分離、差別化を行うことだけに機能するようになり、推計から落とされた被害は切り捨てられてしまう。さらに、被害が金銭的なものに置き換えられてしまう被害の本質が不鮮明なものになるおそれがある。このようなことにならないためにも、被害の推計は被害の全体性の理解にもとづいて行うことを努力すべきである。また、公害被害対策と同時に総合的な公害環境対策を並行して行っていくべきであろう。

第9章 公害・環境悪化被害推計の目的と方法論

9.1 推計の目的

「一般家庭の公害・環境悪化被害状況の推計」といっても、一概に決めかねるのがその方法論である。というのも推計には目的があるであろうし、推計がどういう方向で誰によって使われるか、その行為との連関なくして手法を決定することができないからである。何にでも使えるような、基礎的で汎用性のある推計調査というものは、その成立のいきさつとしては種々の異った目的の調査を一回で済ませるために積みあげ調整された場合以外には殆んど役に立たない場合が多い。

さて推計の用途としては、行政府・自治体の行い調査に限っても様々なものがあり、例えば、

- ① 被害の事後的報告
- ② 被害世帯に対する補償の検討
- ③ 被害世帯への援助や保護の検討
- ④ 被害地域に対する厚生福祉対策の検討
- ⑤ 上記諸対策の効果の検討
- ⑥ 公害防止や環境改善の必要領域の検討
- ⑦ 公害や環境悪化の予防的努力と施策の検討
- ⑧ 社会の注意喚起と警告

などがあげられる。

具体的に補償の対象や額を算定することを目的とするならば、定義や基準を明確にし、何に対して、どういう考え方で補償するのが決定できるよう、さらにその公平性を納得させうるだけの根拠を提示できるように定量化を行って、被害母集団の全数調査に近い実態調査を行うことが必要である。一方他の極として、社会の注意喚起を目的とするならば、少数例でも極端な例を深く掘りさげるか、未知の危険性の大きさを摘出すればよいであろう。

もしも調査推計の目的が明確でなければ報告のための報告に下ってしまい、またもし目的があっても調査がそれに合致するように設計されていなければ、途中のプロセスとしていかに近代的な手法を駆使し、統計理論を充足させ、複雑な要因分析を行っていようとも価値を発揮することができない。

さて、前述の①～⑤の如く、既に発生した被害に対する施策（公害被害対策）を行う基礎となる情報をとるための推計と、⑥～⑧の如く、公害概念の明確化や公害・被害の原因除去や根本的

改善にむけての方向設定（公害対策）のための推計とは区別して扱うことが必要であろう。前者は基本的姿勢として、前提や領域を限定的にとって定量化・詳細記述を目ざすべきであり、後者は基本姿勢として概念や領域を開放的にして定性的概括化を目ざすべきであろう。

しかし、ここで両性格の推計の具体的方法論の議論に入るまでに、まず一般論として種々の調査手法の特性比較を行う。

9.2 各種の実態調査手法の特性

実態調査の手法にはいろいろあるが、それぞれ特徴と限界とを持っている、本調査研究ではヒヤリングとアンケートの二つの方法を実際に使用してみて、その有効な領域の検討を行ったが、ここではさらに別の手法をも想定してそれぞれの特性を比較する。

(a) ヒヤリング調査

既に何度となく触れたように、ヒヤリング調査は、概念枠、定義、範囲、基準・尺度の確定していない問題領域の探索に他の手法ではカバーできない利点をもつ。調査員による実感的なイメージ構成、被調査者との間のコミュニケーションによるフィードバックを介しての問題発見や掘さげが行いうるし、調査フレームの欠点や改良の方向性へのサジェスションなどが得られる。また回答拒否者や不在による未回答者がどのような人々であるのか、回答者グループとの偏りがあるのかないのかなどについての知見を得られるのも、この手法の特徴である。

調査は実態を正確に歪めずに把握することが理想ではあるが、場合によっては調査員の質問が誘導的になってコダマを聞くようなことになる危険性もある。また質問や具体例の提示が触媒効果をもって、被調査者のあいまいな現状認識を整理し、思想を与えるということも考えられる。しかし調査のこれらインパクトは他の手法においても大なり小なり存在するものであるので、十分な事前配慮をした調査設計によってこれら危険性を減少する努力がなされるべきであろう。またヒヤリング調査は解析の段階において、ミクロな事例に圧倒され、見通しを失ったり、感情レベルを徘徊しやすい危険性もある。

経験を積んだ調査員の確保と、費用ならびに時期の設定に困難の伴うこと、調査の空間的範囲を限定されることなどが実施上の制約となる。

(b) メール・アンケート調査

先にも触れた通り、かなり概念枠が明確化され、調査者と被調査者とが共通の用語や背景の理解を持ち得るようになった段階での、概括的状況把握に、他の手法ではカバーできない利点をもつ。ただし調査者の概念や調査のフレームが被調査者の意識に合致しなかったり、利害に抵触す

るような内容のアンケートの場合には、回答を把握されたり、たてまえ論的な対応が返ってくることを予測せざるを得ない。

アンケート内容の呈示の方法としては、調査者の仮説なり概念フレームを隠して、逐条的回答を要求するやり方と、大まかなフレームが一見して分るように示した後に細目に回答を要求するやり方とがある。本調査では後者によった。この方法の利点としては、回答者の側で斉合性をとったり、プライオリティーをつけたりの判断を行いやすいことがあげられ、欠点としては、誘導や概念の強要をしやすいことがあげられる。また前者の逐条法では個々の設問が自己完結的で範囲・前提・尺度・基準が明確に示されていることが必要である。

アンケートの選択枝指摘法は定量的解析に移しやすい点で、ヒヤリング法が質的解析に向いていることと対比される。

アンケートは調査の空間的拡がりを大きくとりうることから地域特性の比較や広域での基準の明確な事項の集計に向いている。しかし被調査者の回答努力や迷惑との対応で調査内容量と回収率にトレードオフ関係のあること、調査協力グループと非協力グループとの偏りを想定し得ないことなどが実施と解釈上の制約となる。この点ヒヤリングでは非協力グループの態度や生活状態は調査員によって把握されうることと対比される。

(c) モニタリング調査

特定の領域と内容を設定して常設のチームによって繰返し調査を行うものであり、現象の推移を把握するのに適している。場合によっては未然に警報を発しうることもあり、公害被害に対する対応行動のルート提供に資することもある。

ただし具体的仕事内容が常時存在しなければチームを維持するインセンティブや経費を引きだしにくい欠点がある。逆にこの条件が満されなければ、推移把握を実行し得ない。

この点から人間によるモニタリングを機器や動植物を用いるモニタリングによって代替しようとする傾向にあるが、それぞれが全く異質のモニタリング機能を持つことが理解される必要がある。

(d) 苦情・陳情受けつけと相談員制度

公害被害者の苦情をより太いパイプでより少ない抵抗で吸いあげようとするものであるが、報知動機を被害者が持つためには、苦情が解決に結びつくという信頼意識がなければならない。感情の単なるはけ口として機能する以上にこの方法が効果を発揮するためには、苦情や陳情の解析や集計を実施し、企画に連結されるバックアップ体制が存在しなければならない。相談員レベルの応待や即断的行政処置の積みあげ報告では、被害実態の把握としても欠ける。

また7章での解析に見た通り、苦情や陳情が公害被害のほんの一部にしか対応しないこと、どちらかといえば様々な家庭内対応で吸収し得なくなって深刻化したものしか持ちこまれないという欠点がある。

(e) ルポルタージュ

特定の地域の特定の問題点について専門家に委嘱して被害者、医者、工学者、行政者、加害者第三者など様々な階層の人々にヒヤリングを実施してもらい、文献・資料類をも加味して、公害被害の実態把握を行う方法もある。この場合には概して予見的問題把握がなされうるが、構造的・因果的・定量的位置づけよりは特徴的具體例の意図的な呈示におわることが多い。

(f) 専門家による検診・測定・認定

問題の認知あるいは予知された地域に対して、医者その他の専門家が疫学調査、検診、被害内容測定を行い、認知の定量化、予知の検証、被害内容の確定などを行うこともある。補償、保護訴訟などに関連しては認定という作業も専門家によって行われる。しかしこの場合には事後対処的であって、尺度や基準や測定法の決定されている場合であって、先にのべた公害対策のためには適さない。

それぞれの専門家による調査は客観性という面では非のうちどころがないが、逆に調査の方法論や前提条件の設定や周辺領域の切り捨てなどの過程で、被害者の特定の状況や主観的困窮度などがバラバラに崩され、無性格的な紙面上の情報と化してしまう危険性が極めて大きい。

地域の選定や調査対象は予めかなり問題の明確化した範囲に限られるのは、専門家の動員にかんがりの体制と資金を要することから避けにくい制約と考えられる。

(g) 家庭への記録依頼

かなりの期間にわたって客観的な被害の記録をとろうとすると、家庭に頼みこんで家計簿をつけてもらったり、生活記録をとってもらったりという方法が考えられる。これによれば一時点調査による思いつき回答や、バックデータなしの概算によって生じる混乱を避けることができる。しかし記録者家庭の無意識的な調査への迎合や反発によって日常生活や家計が期間中偏りを呈する可能性もあるし、記録という大変な日課を果たしてくれる家庭が限定される段階で生じるバイアスの恐れも大きい。対象者の選定に努力を要する。

明示された記録があるとその信ぴょう性を疑いにくくなるだけに、依頼内容の吟味と以後の取り扱いに格別の注意が必要となる。

9.3 被害対策に役立てるための被害推計

発生してしまっている被害に着目し、それに対する補償をじたり、公共団体として住民の人権と健康と財産とを護るために最低限実施すべき援助や保護の内容や方法を決めたり、地域に厚生福祉対策を行ったりするために、調査と推計がなされる場合には、あくまでも被害原因の除去という根本的な行為を目ざしての被害推計でない点に留意しなければならない。

既に度々触れてきたように、公害被害は断片的なものではなく、家庭の全生活、家族の人生や夢まで絡みあったものであり、補償金を受けとったり、定期的に無料の医療検診をうけたりしても、公害被害の深い影が消去される訳でもない。

この場合、行政府や自治体を実施しようとしている行為は、複雑な拡がりと構造をもつ公害被害を、特定の局面から見て、所有する対処手段としての金銭、援助、施設建設などに投影した換算値をはじき出すことである。したがって、投影軸の明確化、尺度の設定、投影対象の限定、換算係数の設定などが、被害実態の推計前に確定していなければならない。具体的に調査手法との関連で言えば、母集団の設定、調査枠の決定、集計法の決定を事前に行っておく必要がある。

現実にはこれらの決定は机上で行われることが多いのであるが、本調査研究の結論としては、どうしても小規模なプリテストが事前に実施されて、調査対象地域の特性、主要な公害の状況、公害被害の家庭生活へのインパクトの形態などの予備的なイメージが現実の側から組みあげられている必要がある。

すべての種類の公害による被害を一回の調査で全推計することは机上では可能であっても、現実には調査内容の拡大化によって被調査者の拒否反応を呼びおこすことになる。従って何レベルかの内容分割と調査地域の分割とが必要となる。ただし、その場合にも公害被害の全体的インパクトのイメージを持たなければ、被害のどの部分を、どの地域で調査すべきなのかが判明しない。その意味でもプリテストは空間的な拡がりをつかむようなものと、インパクトの内容構造をつかむようなものとの、少なくとも二つの性格のものが実施されねばならない。本調査研究のアンケート調査とヒヤリング調査とは、そのようなプリテストとしての意味がこめられている。

家庭における公害被害のうち、健康に関するものは、被害のユニットとしてまず個人をとるべきであり、被害の把握と集計、ある母集団での被害者数と内容の推計は個人ベースで行われる必要がある。その場合個人を記述する指標としては年齢・性別・遺伝的・生理的形質・人生での生理的経歴などが含まれるべきであろう。次に家庭内でその個人の占めている役割によって健康被害の意味が異ってくるので、世帯をユニットとした被害の把握が行われるべきである。この場合には家庭関係を夫、妻などと単一の地位や役割の指標に分割して記述するのではなく、家族構成や

生活パターンをも含めた構造的類型化を行った後に、どの類型ではいかなる被害・不都合のインパクトとなっているかを記述していく方が望ましい。

次に財産被害、さらに広く収入と支出のあり方を含めた家計に及ぼしている被害の把握には、当然世帯がユニットにすえられる必要がある。世帯の記述指標は年収、住居所有形態など通常とられるものも必要であるが、収入が財産所得であるのか、日々の労働によって得られているものであるのかなどの構造も類型化して捉えられるべきである。これはいわば世帯と社会との関係による被害インパクトの把握である。

最後に、日常の生活に対する公害被害の把握と集計であるが、これは、行政府や自治体による被害対策手段に最ものりにくいものであり、調査推計自体にも極めてのりにくいものである。調査対象の選定レベルも個人、家庭、近隣をも含めた住環境、家族の日常行動圏をも含めた社会などの種々な段階で行われねばならない。基準や尺度の設定、定量化なども難かしい。即ち、公害被害対策としては充分機能させにくい分野で、むしろ公害環境対策をこそ企画すべきと思われる。

9.4 公害・環境対策に役立てるための被害推計

現在最も欠けているのが公害や環境悪化の予防的努力と施策の検討に役だつ「公害被害状況の推計」であろう。この目的に合致するために推計が備えるべき性格は

- (i) 正しさ
- (ii) 予見性と警告性
- (iii) 総合性
- (iv) 定量性と具体性

などであろう。正しさを求めない推計というものは存在価値がないばかりか有害である。これは調査の態度や立場の設定の段階でほぼ決定してしまうものであるが、特定の仮説に依拠した場合とか、主義や理論や利害に出発点を置いた場合にしばしば踏みはずす可能性がある。次に推計が因果連関ないしはトレンドの把握に基づく予見性と警告性を有していなければ、将来計画に生かすことができない。単なる現状記述に留ってはこの目標が達成されない。また総合性の要請は施策の波及度や効果を予測するうえに重要であり、位置づけの明確でない詳細さはかえって思考を混乱させてしまう。最後に定量性と具体性は施策の詳細なつめと具体化のために必要である。

このような様々の性格を満足する調査推計は単一の手法のみでは満されるものではないので、先にのべた、ヒヤリング、アンケート、モニタリング、苦情・陳情解析、ルポルタージュ、専門家による調査家庭への記録依頼などを組みあわせて、それぞれの特徴を生かし、欠点を補って構

造化していかなければならない。

9.5 調査内容と対象の設定

調査の目的が定まり、それに合致した方法論の選定がなされた後で問題となるのは、調査対象地域と対象者をどのように設定し、どのような質問や調査項目を設けるかということであろう。

既に既々指摘したように地理的環境、経済・社会的環境は不均一で多様な地域特性をもっており、単にランダムな世帯数に比例抽出という考え方では問題の解析に不適な場合が多い。広域になればなるほど、分類枠が粗になればなるほど、結果は平均化され特徴がバックグラウンドに埋没してしまうし、因果連関をつかみにくくなる。他方調査地域を局限化したり対象者を細分類するに従って、集計操作は煩雑となり、見通しが悪くなる。多量の情報の処理という目標にはコンピュータ利用が適しているからといって、始めからコンピュータにのりやすい設問や調査項目に限定したのでは実態把握が歪む可能性が大きい。

したがって現実には様々なトレードオフ関係を整理しつつ、最も構造的に、因果連関の説明要因となりうるような分類を設定していかなるを得ない。

また概念が明確で定量化し易い指標を選べば回答の集計・解析は容易となるが、それが必ずしも公害被害の構造的・因果連関的把握に役立つとは限らない。従来の環境記述は物理化学的指標による分断的なものが多いし、被害の記述も明確に定量化しうるものか、一定の基準をもうけて無理に規格化したようなものが多い。それらの形骸化した指標群を操って、複雑な地域性や経済・社会的構造や家族関係を再構築するという作業が必ずしも成功するとは考えられない。何となれば、既に確立している指標は、それぞれ何らかの目的に向って現実の測定の難易どの折合いによって設定されてきたものであって、必ずしも当該公害被害の説明概念として有効であるとは限らないからである。新しい概念や新しい内容の記述には新しい指標による新しい分類が試みられねばならない。

被調査者による判断が、正しく行われるためには、尺度や基準が設問のなかに明示されていることが必要であるが、それも被調査者の日常的・具体的な認識とできるだけ斉合性を持たねばならない。物理化学的計測装置によってのみ測られるような科学的尺度や専門家の判定によってのみ分類できる病名や被害内容と、上記の日常的・具体的な認識との相関は可能な限りつけておかねばならない。この点での検討は様々な調査で努力されながら十分に成功した例はない。第3章でふれられた様な健康被害の症状、第4章でふれられたような家庭の状況に固有であるとしか言いようのない被害のインパクト例などを、普遍化し、類型化して因果連関を導き出すため

には、従来疎かにされる傾向にあった非分析的な形態的（パターン認識的）取扱いと、非数量的な指標の開発が必須であろう。そのような指標は現実のなかから抽象されてこなければならず、その意味で、予見的・因果構造解明的な調査の設問や内容を効果的に決定するためにはブリテストの重要性が極めて大きいものと考えられる。

9.6 集計と解析の留意点

公害・環境悪化被害は家庭において、あるいは個人のレベルで受けとめられるものでって、外部の何人も代理を勤めることはできない。医者も部分的な援助者に留まるし、自治体や弁護士も断片的な保護者であったり代弁者であるにすぎない。しかるにこの基本的な点が忘れられて、調査の内容は第三者的に客観的に定量化され、保護者や代理者や代弁者や、時としては加害者の都合にあわせた形態で断片的に提示される場合が多い。

例えば補償額を計算しやすく、分配しやすい範疇によつての整理が行われやすい。しかし実際には被害者が補償金を受けとり、あるいは補助金を受けとって、被害の回復や緩和に役立つように使えるかどうか、金銭で受けとるより、何らかの防護施設を作ってもらった方が効果的なのか、公害源を取締るか誘導する施策を実行してくれた方が効果的なのかの検討に役立つ資料が提供されることが必要なのである。

もしも調査推計が公害・環境悪化被害の予防的施策のためであるならば、その集計と解析は地域の特性、被害者世帯の生活構造、被害と対応の構造と限度などを分断しない形で整理し、問題の所在を明示する形態で提示されねばならないであろう。

コンピュータを駆使した因子分析、多変量解析は、二次元の組み合わせによる多次元化に留まっている限りでは、現象面や指標間のコリレーションの発見にとどまって、特徴的因果関係の埋没化の危険を増すものとししか考えられない。構造や分布をならした後の要因Aと要因Bとの相関係数が〇〇で信頼性の限界が△△といった類いの議論や平均値の高低のみを対比する議論は本質的に、予見性を失わせ、結果説明的、事後確認的な結論を余儀なくさせてしまう。

近代科学の追求した客観性は分析と定量化の落とし穴にはまりつつあるが、少なくとも人間の問題の解決には、納得性を損わぬ程度に総合的で、客観性を失わぬ程度に個性的な実態把握が望まれる。その意味で、生態学などで用いられている形態論的な整理手法や記述の方法論は公害・環境悪化被害調査の記述においても工夫される必要があるであろう。

9.7 環境調査と公害・環境悪化被害調査と対処施策

公害・環境悪化被害調査がそれ自体完結的になされても目標は充足されない。被害の発生地域の環境の過去・現在・将来を知り、少なくとも将来については環境をコントロールしていく対処手段を持たなければ、予防的に調査結果を生かすことができない。対処手段も工学的なもの、技術的なもの、生態学的なもの、法制的なもの、経済学的なもの、社会学的なもの、医学・心理学的なものなど部品のものに止まらず、統合化の方法論が立てられて施策化されねばならない。

環境指標—公害被害指標—対処手段が相互にフィードバックをかけられるように変換や相関解釈のきくように連けい化されなければならない。たとえば ppm やホンという環境指標はぜんそくや頭痛という公害被害の記述指標といかにして結びつくのか？、排煙脱硫という技術的手段は地域の特長性をも考慮して ppm とどのように結びつくのか？、が解明されていかなければならない。前者の関連追求には臨床的・病理学的アプローチと動物実験や生きもの指標という中間指標の導入の試みがなされつつあり、後者の関連追求には環境容量の研究や汚染物質の発生・拡散・濃縮のメカニズムの研究がなされつつある。最後に残された最も困難な分野が、公害被害と対処施策とを結びつける部分であり、社会学、行動科学、経済学、政治学など別々の分野で試みられつつ解決が得られないで、恐らく新しい方法論の導入を必要とする分野なのである。

<結 論>

1. 公害・環境悪化被害は公害・環境悪化源の種類、地域特性、家族構成と就業構造、家庭生活構造、個々人の肉体的・精神的状態などによって全く異った多様な形態と重みをもつので、被害の推計はそれが利用される目的によって、どの部分をどの視点から描きだすのかを明確にして、調査手法の選定、設問のしかた、集計のしかたを決定すべきである（第8章および第9章参照）

被害が家庭に及ぼしているインパクトやその地域特性を全般的に把握するための推計が一方の極にあるとするならば、損害金額をはじめその補償を行うための推計が他方の極にある。後者の場合には一般家庭の被害をある考え方に立って金銭換算するにすぎず、その過程で必然的に前提を置いたり、切捨てを行ったりして単純化や歪みを与えていることに留意する必要がある。

2. 調査の内容は既存の概念や、机上の理論帰結によって設定されるのではなく、小さいプリテストでもよいから事前に実施して、現実の公害や環境悪化とそれによる被害の実態に合わせたフレームとして設定されるべきである。なぜならば、設問が被調査者の実感に合致しなければ、回答の段階で歪みが混入し、その後の集計や解析をいかに厳密に実施しても、正しい被害実態の推計がなされ得ないからである。
3. 調査の設問には、答えやすいように具体的な例示や基準を明示することが、実態の正しい把握のために必要である。例示は調査者の持っている概念フレームを伝達し、被調査者との間に意志疎通を助ける。例示が誘導的な機能を持つ危険性もあるが、共通の理解を得ることの方が調査においては重要である（第3章参照）。
4. 公害・環境悪化源、地域環境、対象家庭ならびに被害状況の特性を記述するための指標（分類項目も含め）は既存のものみに依存することなく、プリテストなどで判明した最も適当と思われる新指標や複合指標を選んでおくべきである。この指標の選定を誤れば最終結論まで、既存の指標に個有の概念枠を逃れ得ない（第9章参照）
5. 大気汚染、騒音、振動による被害は輸送機関の周辺にある家庭群と、そうでない家庭群とで様相も程度も異ることが多いので（第7章参照）、調査母集団は集計の段階まで区別が可能なように抽出されるべきである。他の種類の公害や環境悪化についてもほぼ同様のことがいえる。広域に単にランダムに調査対象を設定したのでは公害・環境悪化の種類や地域性と被害との特徴的な相関性を平均化によって埋没してしまい、被害発生メカニズムを見失うばかりでなく、

被害の質的な差異を等閑視したイメージしかでてこない。

6. 公害・環境悪化被害を記述するのに適したレベルは被害内容によって異なる。例えば、人体被害はまず個人レベルで、次に家庭レベルで解析される必要があるが、経済的被害はまず家庭レベルで、次に家庭と社会との関係のレベルで、第三に個人のレベルで解析される必要がある。日常生活の被害はまず地域レベルと社会・経済的地位レベルで論じられ、次に家庭の構造のレベルで論じられる必要がある（第3章、第8章、第9章参照）。調査母集団の設定も、どの被害をどの視点でながめるかによって決定されるべきである。

7. 公害・環境悪化被害を受けて具体的に困窮するのは個人あるいは家庭である。したがって、被害状況の推計は可能な限り、この個人や家庭に特有な構造との関連を失わずに扱われることが望ましい。定量化を求めるあまり、一次元あるいは二次元への投影を解析の初期に行ってしまう、以後その投影された数量の相関性のみを論じる態度は避けねばならない。

構造や分布をできるだけ残したまま扱う方法には生態学などで実施されている形態的なパターンに着目した類型的記述が一つの可能性を暗示している（第8章参照）。しかし今回の研究では実際にこの方法論を使って推計を行うことはできなかったが、一部可能な範囲ではこの方向での努力を行っている（第7章参照）

8. 公害・環境悪化の種類、諸施設や環境の地域性、家庭の類型、被害の内容などを最も典型的に示す地域をモデル地域として選定し、そこでの公害・環境悪化と被害の構造的記述を典型的なパターン例として、他の地域や家庭類型における被害をAパターンと類似で強度がこれこれとか、AとBのパターンの混合で強度がこれこれといった表現のできるような方法を今後検討すべきである。第2章ないし第5章で多数引用した事例は、極端なものの誘示の意味ではなく、上記のようなパターン例を構築する場合の柱となると考えられる。

9. 公害によって被害が生じるという考え方も一方では正しいが、被害によって公害の概念が規定されるというのが歴史的事実である。

本調査研究では、従来見落されがちであった後者の視点から出発している設問や集計法が各所にみられる。特に被害を発生してしまった以上仕方のないものとして弁済したり救済したりという対症療法的な対応行動ではなく、原因を除去したり予防策を講じたりという立場からの対応行動に役立てるための推計には、被害の微細な徴候をも把握していくことのできる手法が必要である。概念の確定しない段階での探索的サウンドには、現場に密着した専門家の予感に発したルポルタージュ、定期的の実施されるヒヤリング、鋭い観察力を備えたメンバーを含めたモニタリングなどが必要である（第9章参照）。

10. 何らかの定量的換算を必要とする推計には、基準や尺度が必要であるが、いかに綿密に設計された設問においても絶対基準や尺度を提示できることはない。従って同一の設問で実施した別の地域や別の時点での調査と相対比較を行うという外部標準法がとられることが望ましい。例えば家を改築したのが、振動によってネダがゆるんだために、経済成長や子供の成長にあわせた膨張のためかを区別することは回答者自身にとっても恐らく不可能であろう。決断の動機ほど複合的な、もっと言えば他人に説明しにくいものはないのである。

付 録 I

面 接 調 査 の 内 容 と 数 値 結 果

付表 I - 1 対象地区の世帯数と抽出世帯数

対象地区	江 東 大 島 1 丁 目	世 田 谷 太 子 堂 2 丁 目
全 世 帯 数		
抽 出 世 帯 数	1 5 2	1 4 8
調査実施世帯数	1 1 4	1 2 1
調査不能・拒否 世 帯 数	3 8	2 9

付表 I - 2 面接調査の実施状況

	調査実施 可能であったもの	調査不能	調査拒否	そ の 他	計
江 東	1 1 4 7 5.0	2 2 1 4.5	1 5 9.9	1 0.7	1 5 2 1 0 0.0
世・田 谷	1 2 1 8 1.8	1 7 1 1.5	1 0 6.8	0 0.0	1 4 8 1 0 0.0
計	2 3 5 7 8.3	3 9 1 3.0	2 5 8.3	1 0.3	3 0 0 1 0 0.0

地 区 名

--	--

調査者氏名	
調査日時	
面接場所	

公害による生活被害調査票

1974年3月

調査実施機関

財団法人 政策科学研究所

(千代田区永田町2-4-11 TEL 581-2141)

東京大学医学部保健社会学教室

(文京区本郷7-3-1)

お 願 い

先日お手紙さしあげましたように、環境庁の委託によりまして一般家庭の公害被害の問題について研究を進めておりますが、今日はみなさんの御家庭の公害被害について具体的にお伺いさせていただきます。調査内容は統計的に処理し、お名前はでませんので安心して実情をお知らせ下さい。

F 1 対象者氏名： _____ 世帯主氏名： _____

F 2 住所： _____ 区 _____ 町 _____

まず、ご家族の構成などについて伺います。

Q 1. あなたと世帯主との続柄は何でしょうか

① 世帯主妻 ② 本人 ③ その他() ④ DK, NA

1

Q 2. お宅には18才未満のお子さんはいらっしゃいますか。

① はい ② いいえ ③ DK, NA

2

S Q 2.1 ← そのお子さんはおいくつでしょうか。

① 0才(人) ② 1~6才(人) ③ 小学生(人)

④ 中学生(人) ⑤ 18才未満(人)

3

Q 3. 60才以上の方はいらっしゃいますか。

① はい ② いいえ ③ DK, NA

4

S Q 3.1 ← その方はおいくつですか。

① 60~64才(人) ② 66~69才(人) ③ 70才台(人)

④ 80才台(人) ⑤ DK, NA

5

Q 4. お宅には体の弱い方や、妊産婦はいらっしゃいますか。

① 体の弱い方がいる ② 妊産婦がいる ③ 寝たきりの方がいる

④ いずれもない ⑤ DK, NA

6

S Q 4.1 ← (①, ②, ③と答えた人に)ご様子はいかがでしょう。

()

Q 5. ところで、あなたはお仕事をおもちですか。

① 常雇いで勤務している ② パートタイムで勤務している

③ 家業に従事している(家族従業者) ④ 内職 ⑤ 主婦専業 ⑥ DK, NA

7

↓
SQ 5.1 (①, ②と答えた人に) お勤先はどちらですか。

↓
SQ 5.2 (③と答えた人に) そのお仕事は何でしょう。

□
8
Q 6. 家計を主として支えておられる方はどなたでしょう。

続柄をお知らせ下さい。

続 柄

□
9
SQ 6.1 その方のお仕事について伺います。どれでしょう。

①専門・管理・技術的職業

②事務的職業

③肉体労働的職業

④販売・サービス業

⑤自営業(アパート経営をふくむ)

⑥無職(金利・年金収入を含む)

⑦生活保護世帯

⑧その他

⑨DK, NA

↓
SQ 6.2 (①~④と答えた人に) どちらにお勤めですか。

勤務先

所在地

区・市

10

SQ 6.3 (①～④と答えた人に)勤務先の従業員数は何人くらいですか。

- ①官公庁 ②民間大企業(500人以上) ③民間中企業(100～499人)
④民間小企業(10～99人) ⑤民間零細企業(9人以下) ⑥DK, NA

SQ 6.4 (⑤と答えた人に)ご商売は何をやっていらっしゃいますか。

()

11

SQ 6.5 (⑤と答えた人に)お宅では人を雇っていらっしゃいますか。

- ①雇っている()人 ②雇っていない ③DK, NA

12

Q 7. ご家族全体の収入は年収(税込み)にしておいくらでしょうか。

- ①50万円未満 ②50万～100万円未満 ③100万～300万円未満
④300万～500万円未満 ⑤500万円以上 ⑥DK, NA

13

Q 8. ところで、現住所にお住まいになって何年になりますか。

() 年

14

Q 9. その前には、どちらにお住いでしたか。

() 都・道 () 市・町
() 府・県 () 村・区

次に、公害の被害について伺います。

14

Q 1 0. この地域の主な公害としてどういうものがありますか。

15

Q 1 1. お宅では、こちらに住まわれてから、公害による被害を受けたことがありますか。

①ある

②ない

③わからない

④NA

S Q 1 1. 1 (①と答えた人に) それはどういう被害だったでしょうか。

詳しくお話し下さい。(話の内容をそのまま下の表の該当欄に書きこむ。

16

カードは見せない。)

被害者 (続柄・年令)	人体被害の内容	加害源 (わかれば具体的に)

種 類	被 害 の 例	被害者(続柄・年齢)	人 体 被 害 の 内 容	その他の被害の内容	加 害 源 (わかれは具体的に)
①大気汚染	呼吸器被害 せきがでる、息ぎれ、鼻が つまる など。 住宅被害 さび、よごれなど 庭木が枯れる ペットがすぐに死んでしまう など。				
②悪 臭	頭痛がする、はきけがする など。				
③騒 音	耳が聞えにくくなった。 寝つかれない、熟睡できない 注意が散漫になった 落ちつきがなくなった 乳幼児の食欲低下や不きげん 電話が聞きにくい など。				
④振 動	家が傾いたり、壁が割れたり する 戸や窓のたてつけが悪くなる 時計が止ったり、棚の上から ものが落ちたりする。				
⑤地盤沈下	井戸水がかれた 下水がつまったり逆流する など。				

種 類	被 害 の 例	被害者（続柄・年令）	人 体 被 害 の 例	そ の 他 の 被 害 の 内 容	加 害 源 （わかれれば具体的に）
⑥水 汚 染	井戸の水質が悪くなった など。				
⑦日照障害	いつも電燈をつけっぱなし フトンが干せない 洗濯物の乾きが悪くなった 家のなかがしめっぽい 風邪をひきやすくなったなど				
⑧電波障害	テレビが見にくいなど				
⑨そ の 他					

Q 1 2. その被害を受けたとき、あなたやあなたの御家族は何らかの行動をとりましたか。

- ①はい
- ②いいえ
- ③わからない
- ④NA

S Q 1 2. 1 (①と答えた人に) それはどのような行動で、どなたがなされたことですか。
(話の内容をそのまま該当欄にかきこむ。)

公 害 の 種 類	行 動 や 対 応 の 内 容	行 動 ・ 対 応 主 体 (続 柄)



SQ12.2 (全員にカードを見せてもう一度きく) あなたやあなたの御家族が受けら

れた被害に対し、次のような行動や対応をなさったことがありますか。思

いだしたらつけ加えて下さい。

19

公害の種類	行動や対応の内容	行動・対応の主体(続柄)
	窓や戸をしめきる	
	洗濯物をいれる	
	みんな家のなかにいる	
	うがいをする	
	加害者に抗議する	
	ふとんをかぶって寝る	
	ジット我慢する	
	何もする気がなくなりブラブラする	
	精神安定剤や睡眠剤をのむ	
	耳栓をする	
	応急的な補修をする(つかえ棒)	
	散歩にゆく	
	日なたを探して歩く	
	喫茶店へゆく	
	テレビやラジオの音を大きくする	
	お酒を飲んでまぎらす	
	人やベッドにあたりちらす	
	その他 []	

20

Q 1 3. お宅では、光化学スモッグの被害にあわれたことがありますか。

①はい	②いいえ	③その他	④DK, NA
-----	------	------	---------

21

S Q 1 3. 1 (①と答えた人) それはどんな被害でしたか。

①目がチカチカした	②のどが痛んだ
③呼吸が困難になった	④しびれがきた
⑤頭痛がした	⑥失神した
⑦その他	⑧DK, NA

22

Q 1 4. (被害を複数回答した人に対し) 今まで伺った被害のなかで一番困るのはどの被害でしょうか。

--

では次に、それらの被害によって、あなたやあなたの御家族が受けられた損害について伺います。

23

Q 1 5. (S Q 1 1. 1, 1 1. 2, Q 1 3 で人体被害を示した人に) その人体被害を受けられて医療機関にかかれた方がありますか。

①いる	②いない	③DK, NA
-----	------	---------

24

S Q 1 5. 1 医療機関に支払われた費用は総額でいくらですか。

--

25

S Q 1 5.2 医療機関に通われるのにかかった費用は総額でどのくらいですか。

26

Q 1 6. また、売薬を利用されたことがありますか。

①ある ②ない ③DK, NA

27

S Q 1 6.1 それは、どのような薬でしょうか。(カードをみせる)

①目薬 ②うがい薬 ③せきどめ ④風邪薬
⑤睡眠薬・精神安定剤 ⑥のどの薬 ⑦その他
⑧DK, NA

28

S Q 1 6.2 被害のために薬を買われた費用は、年にしてどの位になりますか。

29

Q 1 7. 健康への被害を受けたことで、仕事や生活に支障がおきた方がいらっしゃいますか。

①いる ②いない ③DK, NA

↓
 SQ17.1 (①と答えた人に)それはどなたですか、またどのような支障かをお話し下さい。
 下さい。

32
31

世帯主との続柄	支 障 の 内 容 ・ 状 態
例 示	①労働能力低下 ②所得減少 ③日常生活機能低下 ④その他 ③NA

Q18. ところで、被害を受けたために、新しく家具や公害防止装置などを購入したり、
 住宅に工事や修理をしたりなさいませうか。

32

①はい	②いいえ	③その他	[]
④DK, NA	⑤非該当		

↓
 SQ18.1 (①と答えた人に)その内容や経費について具体的にお話し下さい。

33
34

購 入 品 や 工 事 , 修 理 の 内 容	経 費

SQ18.2 (②と答えた人に) 工事や修理はしなくても、公害被害による住居や家具についての経済的損失がありましたらお話し下さい。

住居・家具等の被害内容	損害額(推計)

Q19 公害のために、主婦としての御仕事の負担がふえましたか。

①はい ②いいえ ③その他

④DK, NA

SQ19.1 (①と答えた人に) それはどういうことでしょうか。

(具体的に)

- ①洗濯回数がふえた ②病人の看護に手がかかるようになった
③掃除に手がかかる ④家族の健康状態に特に気をつかう

Q20. それらの公害のために、外出して気晴しをしたり、旅行に出たりすることが多くなるなど、生活上の変化がおきましたか。

①はい ②いいえ ③その他 ④わからない ⑤DK, NA

SQ2 0.1 それはどのようなことで、どの位の経費がかかったでしょうか(年額)。

40

具 体 的 内 容	経 費

41

Q2 1. 公害のために家庭が暗くなったり、御近所の方との交際がうまくいかなかったというようなことはありますか。

42

①ある ②ない ③その他 ④DK, NA

SQ2 1.1 それはどういうことでしたか。具体的内容状況をお話し下さい。

43

Q2 2. これまでに伺ったのは主として、あなたやあなたの御家族の受けた公害被害でしたが、このほかにたとえば付近の自然が破壊されてきたとか、ゆきつけの海水浴場が汚れてきたなど、環境の汚染や破壊について、とくに感じられることがありますか。

44

①はい ②いいえ ③その他 ④DK, NA

SQ2 2.1 (①と答えた人に)その内容について具体的にお話し下さい。

45

46

↓
SQ 2 2.2 (①と答えた人に) そうしたことの^{ため}に不快や苦痛を感じられますか。

①感じる	②別に感じない	③その他
④DK, NA		

↓
SQ 2 2.3 (SQ 2 2.2で①と答えた人に) どのようなことを具体的にお話し下さい。

では次に、公害についてあなたがどうお考えになり、どう行動されているかをお伺いします。

47

Q 2 3. 最近、水銀，PCB，カドミウム，農薬などにより，魚，米，加工食品などが汚染されていることが問題になっていますが，あなたはこのような問題に関心をおもちですか。

①関心がある	②関心がない	③その他
④DK, NA		

↓
SQ 2 3.1 日常，食品をお買いになる時，汚染された有害な食品を買わないように

48

気をつけていますか。

- ①気をつけて買わないようにしている。
- ②一時は気をつけていたが，今は気にしていない。
- ③気をつけても仕方がないと思っている。
- ④その他
- ⑤NA

49

Q 2 4. 今までお話し下さったような公害に対し、お宅では、今後どのように対処されようとお考えですか。(カードを示す)

①自分の家庭でできるだけ被害を防ぐように努力する。

②転居の準備をする

③どうしていいかわからない

④市民として社会的に行動する

⑤その他

⑥DK, NA

50

Q 2 5. 一人の市民として、あなたは公害をなくすためには、どう行動すればよいとお考えですか。(カードを見せる。複数回答方式)

①企業の良識をまつ ②区や都による適切な対策をまつ
③国による適切な対策をまつ ④公害発生源企業と交渉する
⑤地元有力者に働きかける ⑥議員に働きかける
⑦区や都に陳情する ⑧政府へ陳情する
⑨公害をなくすための住民運動に参加する
⑩その他 ⑪DK, NA

51

Q 2 6. あなたはこれまで公害被害をなくすために何らかの住民運動などに参加されたことがおありでしょうか。

①ある ②ない ③その他
④DK, NA

52

↓
SQ 2 6.1 (①と答えた人に)それはどういうことだったのでしょうか。

(答えをそのまま書く)。

.....

.....

.....

53

↓
SQ 2 6.2 (①と答えた人に)その結果、効果がありましたか。

①あった ②なかった ③その他

④DK, NA

.....

54

↓
SQ 2 6.3 (①と答えた人に)どういう効果があったかを具体的にお話し下さい。

.....

.....

.....

55

Q 2 7. これから先、そうした行動に参加してゆけますか。

①はい ②いいえ ③わからない ④DK, NA

56

SQ 2 7.1 (②と答えた人に)それはどういう理由からでしょうか。

①無駄なことだから

②恥ずかしいから

③公害などないから

④大衆的行動はきらいだ

⑤都や区にまかせておけばよい

⑥企業の良識を信じている

⑦その他

⑧DK, NA

.....

.....

.....

これで主な御質問を終わりますが最後にもう少し関連事項にお答え下さい。

57

F 3. あなたの生年月日 明
大 昭 年 月 日

58

F 4. 同居家族員数 人

59

F 5. 住宅の構造

- ①木造アパート ②鉄筋集合住宅（イ・持家 ロ・借家）
③一戸建（イ・持家 ロ・借家）

60

F 6. 地域における御家族の役職経験（その役職を記入）

--

61

F 7. あなたの学歴

- ①旧小・新中卒 ②旧高女・新高卒 ③旧専・新短大以上

④その他

62

F 8. 自家用車

- ①ある ②ない ③DK, NA

以上ですべての御質問を終りました。永い間の御協力ありがとうございました。

ケースレポート

1. 対象者氏名		調査員氏名	
生年月日	性 - ⑤	続柄	調査日時 月 日 時
住所	区	町	面接場所
2. 訪問時の状況			
3. 家族の状況			
同居家族数		家族の就業状態（生計）	
人			
生活環境と経済状態			
4. 公害による被害状況			
5. 公害，住民運動に対する意見・意識			
6. 調査者の感想，特記事項			

付 録 I 単 純 集 計 表

Q. 1. あなたと世帯主との続柄は何でしょうか。

C. 1	① 世帯主妻	② 本人	③ その他	④ DK・NA	計
江 東	92 80.7	17 14.9	5 4.3	0 0	114 100.0
世 田 谷	97 80.1	19 15.7	5 4.1	0 0	121 100.0
計	189 80.4	36 15.3	10 4.2	0 0	235 100.0

Q. 2. お宅には 18才未満のお子さんはいらっしゃいますか。

C. 2	① はい	② いいえ	③ DK・NA	計
江 東	62 54.0	52 45.6	0 0	114 100.0
世 田 谷	56 46.2	65 53.7	0 0	121 100.0
計	117 49.7	118 50.2	0 0	235 100.0

SQ. 2.1 そのお子さんはおいくつでしょうか。(人数でとる)

C. 3	① 1 人	② 2 人	③ 3 人	④ 4 人	⑤ 5 人	⑥ 6 人以上	⑦ いない	計
江 東	21 18.4	27 23.6	10 8.7	3 2.6	1 0.8	0 0	52 45.5	114 100.0
世 田 谷	26 21.4	26 21.4	3 2.4	1 0.8	0 0	0 0	65 53.7	121 100.0
計	47 20.0	53 22.5	13 5.5	4 1.7	1 0.4	0 0	117 49.7	235 100.0

Q. 3. 60才以上の方はいらっしゃいますか。

C-4	① はい	② いいえ	③ DK・NA	計
江 東	33 28.9	81 71.0	0 0	114 100.0
世 田 谷	52 42.9	69 57.0	0 0	121 100.0
計	85 36.1	150 63.8	0 0	235 100.0

SQ. 3.1 ←その方はおいくつですか。(人数でとる)

C-5	① 60~64	② 65~69	③ 70才台	④ 80才台~	⑤ DK・N5.	
江 東	28 24.5	5 4.3	0 0	0 0	81 71.0	114 100.0
世 田 谷	32 26.4	20 16.5	0 0	0 0	69 57.0	121 100.0
計	60 25.5	25 10.6	0 0	0 0	150 63.8	235 100.0

Q. 4. お宅には体の弱い方や、妊産婦はいらっしゃいますか。

	① 体の弱い人 がいる	② 妊産婦がい る	③ 寝たきりの 人がある	④ いずれもい ない	⑤ DK・NA	計
江 東	28 24.5	6 5.2	0 0	80 70.1	0 0	114 100.0
世 田 谷	32* 26.2	5* 4.0	0 0	85 69.6	0 0	122* 100.0
計	60 25.4	11 4.6	0 0	165 69.9	0 0	236 100.0

Q. 6. 家計を主として支えておられる方はどなたでしょうか。

(複数回答)

C-8	① 夫	② 本人	③ その他	計
江 東	90 79.0	17 14.9	9 7.9	116 100.0
世 田 谷	89 73.6	21 17.4	17 13.4	127 100.0
計	179 76.2	38 16.2	26 11.7	243 100.0

Q. 5. ところであなたはお仕事をおもちですか。

C-7	① 常勤	② パート	③ 家業	④ 内職	⑤ 主婦	⑥ 無職	⑦ DK・NA	計
江 東	20 17.3	1* 9.5	21 17.9	5* 4.5	55 47.8	3 2.6	0 0	115 100.0
世 田 谷	15 12.3	9 7.4	24 19.8	3 2.4	62 52.0	7 5.7	0 0	121 100.0
計	35 14.8	20 8.4	45 19.0	8 3.3	118 50.0	10 4.2	0 0	236 100.0

SQ. 6.1 その方のお仕事について伺います。どれでしょうか。(複数回答)

C-9	① 専・管・技	② 事務的	③ 肉体労働的	④ 販売・サービス	⑤ 自営業	⑥ 無職	⑦ 生活保護	⑧ その他	⑨ DK・NA	計
江 東	1.7 14.7	1.1 9.5	2.7 23.4	1.1 9.5	3.9 33.9	1.1 0.8	1 0.8	7 6.0	1 0.8	11.5 100.0
世 田 谷	1.6 12.8	1.9 15.2	1.7 13.6	9 7.2	4.5 36.0	6 4.8	1 0.8	10 8.0	2 1.6	12.5 100.0
計	3.3 13.7	3.0 12.5	4.4 18.3	2.0 8.3	8.4 35.0	7 2.9	2 0.8	17 7.0	3 1.2	24.0 100.0

SQ. 6.3 (①～④と答えた人に)勤務先の従業員数は何人くらいですか。

C-10	① 官公庁	② 民間大企業	③ 民間中企業	④ 民間小企業	⑤ 民間零細	⑥ DK・NA	⑦ 非該当	計
江 東	5 4.3	4 3.5	1.6 14.0	2.3 20.1	1.7 14.9	7 6.1	4.3 37.7	11.4 100.0
世 田 谷	1.6* 13.1	1.8* 14.7	7 5.7	1.0 8.1	7 5.7	1.0 8.1	5.4 44.2	12.2 100.0
計	2.1 8.8	2.2 9.3	2.3 9.7	3.3 13.9	2.4 10.1	1.7 7.2	9.7 41.1	23.6 100.0

*複数回答

SQ. 6.5 (⑤と答えた人に)お宅では人を雇っていらっしゃいますか。

C-11	① 0人	② 1人	③ 2人	④ 3人	⑤ 4人	⑥ 5人	⑦ 6人以上	⑧ 非該当	⑨ DK・NA	計
江 東	2.3 20.1	4 3.5	4 3.5	3 2.6	2 1.7	0 0	3 2.6	7.5 65.7	0 0	11.4 100.0
世 田 谷	2.6 21.4	6 4.9	4 3.3	4 3.3	2 1.6	2 1.6	1 0.8	7.4 61.1	1 0.8	12.1 100.0
計	4.9 20.8	1.0 4.2	8 3.4	7 2.9	4 1.7	2 0.8	4 1.7	14.9 63.4	1 0.4	23.5 100.0

Q. 7. ご家族全体の収入は年収（税込み）にしておいくらでしょうか。

C-12	① 50万未満	② 50～ 100万	③ 100～ 300万	④ 300～ 500万	⑤ 500万 以上	⑥ DK・NA	計
江 東	2 1.7	17 14.9	65 57.0	14 12.2	6 5.3	10 8.7	114 100.0
世 田 谷	8 6.6	17 14.0	56 46.3	14 11.5	8 6.6	18 14.8	121 100.0
計	10 4.3	34 14.5	121 51.5	28 11.9	14 6.0	28 11.9	235 100.0

Q. 8. ところで、現住所にお住いになって何年になりますか。

C-13	① 1年未満	② 1～ 5年未満	③ 5～ 10年未満	④ 10～ 15年未満	⑤ 15年以上	計
江 東	9 7.9	28 24.6	13 11.4	9 7.9	55 48.3	114 100.0
世 田 谷	5 4.1	32 26.5	10 8.3	12 9.9	62 51.2	121 100.0
計	14 6.0	60 25.5	23 9.8	21 8.9	117 49.8	235 100.0

Q. 9. その前には、どちらにお住いでしたか。

C-14	① 同じ区内	② 都 内	③ 都 外	④ DK・NA	計
江 東	51 43.6	29 24.8	35 29.9	2 1.7	117 100.0
世 田 谷	45 36.0	52 41.6	26 20.8	2 1.6	125 100.0
計	96 39.7	81 33.5	61 25.2	4 1.7	242 100.0

*複数回答

Q. 10. この地域の主な公害としてどのようなものがありますか。(※は回答者数 江東 114, 世田谷 121 に対する百分率である。)

C-14	① 大気汚染	② 悪臭	③ 騒音	④ 振動	⑤ 地盤沈下	⑥ 水汚染	⑦ その他	小計	⑧ なし DK・NA
江東	7.0 61.4	1.4 12.3	2.4 21.1	1.1 9.7	2 1.8	0 0.0	1.5 13.1	13.5 118.4	2.1
世田谷	7.8 64.5	3 2.5	4.0 33.1	7 5.8	0 0.0	1 0.8	1.6 13.2	14.5 120.0	2.1 17.4
計	14.8 63.0	1.7 7.2	6.4 27.2	1.8 7.7	2 0.9	1 0.4	3.1 13.2	28.0 119.2	4.3 18.3

⑦ その他の内訳		
日照障害	電波障害	その他
4 3.5	1 0.7	1.0 8.7
5 4.1	1 0.8	1.0 8.3
9 3.8	2 0.7	2.0 8.5

Q. 11. お宅では、こちらに住まわれてから、公害による被害を受けたことがありますか。

C-15	① ある	② ない	③ わからない	④ N・A	計
江東	7.2 63.2	3.7 32.5	5 4.3	0 0	11.4 100.0
世田谷	6.5 53.7	5.0 41.3	5 4.1	1 0.8	12.1 100.0
計	13.7 58.3	8.7 37.0	10 4.2	1 0.4	23.5 100.0

SQ. 11. 1 それはどのような被害だったでしょうか。(回答項目数)

C-16	0	1	2	3	4	5	6~9	10以上	計
江東	4.2 36.8	3.0 26.3	1.8 15.8	1.6 14.0	5 4.3	2 1.7	0 0	1 0.8	11.4 100.0
世田谷	5.5 45.5	3.3 27.3	1.6 13.2	1.2 9.9	3 2.4	1 0.8	1 0.8	0 0	12.1 100.0
計	9.7 41.3	6.3 26.8	3.4 14.5	2.8 11.9	8 3.4	3 1.2	1 0.4	1 0.4	23.5 100.0

SQ. 11. 2 お宅では、こちらにいらしてから、次のような公害による被害をどなたかがうけたことがありましたか。(回答項目数)

Q-17	0	1~5	6~10	11~15	16以上	計	
江 東	8 7.1	72 63.7	29 25.7	4 3.5	0 0.0	113 100.0	(*不明 1)
世 田 谷	14 11.6	72 59.5	29 24.0	4 3.3	1 0.8	120 100.0	(*不明 1)
計	22 9.4	144 61.8	58 24.9	8 3.4	1 0.4	233 100.0	

Q. 12. その被害を受けたとき、あなたやあなたの御家族は何らかの行動をとりましたか。

Q-18	① はい	② いいえ	③ わからない	④ N.A.	⑤ 非該当	計
江 東	45 39.4	59 51.7	2 1.7	1 0.8	7 6.1	114 100.0
世 田 谷	43 35.5	59 48.7	4 3.3	2 1.6	13 10.7	121 100.0
計	88 37.4	118 50.2	6 2.5	3 1.2	20 8.5	235 100.0

SQ. 12. 2 被害に対して次のような行動や対応をなさったことがありますか。思い出したらつけ加えて下さい。

(※は回答数、江東 114、世田谷 121 に対する百分率である。)

Q-19	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	小 計	⑳
江 東	37 32.5	18 15.8	10 8.8	36 31.6	17 14.9	1 0.9	17 14.9	1 0.9	3 2.6	3 2.6	2 1.8	6 5.3	5 4.4	2 1.8	9 7.9	0 0.0	2 1.8	33 29.0	19 16.7	221 193.7	7 6.1
世 田 谷	36 29.8	13 10.7	6 5.0	38 31.4	5 4.1	2 1.7	12 9.9	2 1.7	2 1.7	1 0.8	1 0.8	4 3.3	5 4.1	0 0.0	9 7.4	2 1.7	1 0.8	31 25.6	32 26.5	202 166.9	13 10.7
計	73 31.1	31 13.2	16 6.8	74 31.5	22 9.4	3 1.3	29 12.3	3 1.3	5 2.1	4 1.7	3 1.3	10 4.3	10 4.3	2 0.9	18 7.7	2 0.9	3 1.3	64 27.2	51 21.7	423 180.0	20 8.5

Q. 13. お宅では、光化学スモッグの被害にあわれたことがありますか。

C-20	① はい	② いいえ	③ その他	④ DK・NA	計
江 東	28 24.5	78 68.4	5	3	114 100.0
世 田 谷	49 40.4	67 55.3	5 4.1	0 0	121 100.0
計	77 32.7	145 61.7	10 4.2	2 1.2	235 100.0

SQ. 13. 1 それはどんな被害でしたか。(％は「光化学スモッグ」の被害にあったと答えのあった数、江東 28、世田谷 49に対する百分率である。)

C-21	① 目がチカ...	② のどが.....	③ 呼吸が.....	④ しびれが...	⑤ 頭痛....	⑥ 失神...	⑦ その他	⑧ DK・NA	⑨ 非該当	計
江 東	20 71.4	8 28.6	0 0.0	0 0.0	4 14.3	0 0.0	5 17.9	1 3.6	86 —	114 —
世 田 谷	40 81.6	18 36.7	3 6.1	0 0.0	11 22.5	0 0.0	9 18.4	0 0.0	72 —	123 —
計	60 77.9	26 33.8	3 3.9	0 0.0	15 19.5	0 0.0	14 18.2	2 2.6	157 —	237 —

Q. 14. 今まで何った被害のなかで一番困るのはどの被害でしょうか。(複数回答、％は回答者数、江東 114、世田谷 121に対する百分率である。)

C-22	① 大気汚染	② 悪 臭	③ 騒 音	④ 振 動	⑤ 地盤沈下	⑥ 水汚染	⑦ その他	⑧ なし,DK,NA	計
江 東	39 34.2	5 4.4	19 16.7	8 7.0	1 0.9	0 0.0	19 16.7	32 28.1	123 107.9
世 田 谷	44 36.4	6 5.0	21 17.4	5 4.1	0 0.0	1 0.8	17 14.1	40 33.1	134 110.7
計	83 35.3	11 4.7	40 17.0	13 5.5	1 0.4	1 0.4	36 15.4	72 30.6	257 109.4

⑦ その他の内訳		
日照阻害	電波障害	その他
12 10.5	2 1.8	5 4.4
14 11.6	1 0.8	2 1.7
26 11.1	3 1.3	7 3.0

Q. 15. その人体被害を受けられて医療機関にかかれた方がありますか。

C-23	① いる	② いない	③ DK・NA	④ 非該当	計
江 東	28 24.6	63 55.3	1 0.9	22 19.3	114 100.0
世 田 谷	42 34.7	47 38.8	1 0.8	31 25.6	121 100.0
計	70 29.8	110 46.8	2 0.9	53 22.6	235 100.0

SQ. 15. 1 医療機関に支払われた費用は総額でいくらですか。

C-24	① 0	② 1万円未満	③ 1～5万	④ 5～10万	⑤ 10万以上	⑥ DK・NA	⑦ 非該当	計
江 東	2 1.8	7 6.1	7 6.1	0 0	3 2.6	9 7.9	86 75.4	114 100.0
世 田 谷	6 5.0	11 9.1	6 5.0	2 1.7	4 3.3	13 10.7	79 65.3	121 100.0
計	8 3.4	18 7.7	13 5.5	2 0.9	7 3.0	22 9.4	165 70.2	235 100.0

SQ. 15. 2 医療機関に通われるのにかかった費用は総額でどのくらいですか。

C-25	① 回答あり	② 回答なし	③ DK・NA	④ 非該当	計
江 東	3 2.5	21 17.4	4 3.3	86 71.1	114 100.0
世 田 谷	8 6.6	28 23.1	6 5.0	79 65.3	121 100.0
計	11 4.7	49 20.9	10 4.3	165 70.2	235 100.0

Q. 16. また売薬を利用されたことがありますか。

C-26	① ある	② ない	③ DK・NA	④ 非該当	計
江 東	45 39.4	49 42.9	0 0	20 17.5	114 100.0
世 田 谷	38 31.4	53 43.8	0 0	30 24.7	121 100.0
計	83 35.3	102 43.4	0 0	50 21.2	235 100.0

SQ. 16. 2 被害のために薬を買われた費用は、年にしてどの位になりますか。

C-28	① 1000 未満	② 1,000～ 5,000	③ 5,000～ 10,000	④ 10,000 以上	⑤ DK・NA	⑥ 非該当	計
江 東	9 7.8	17 14.9	9 7.8	3 2.6	7 6.1	69 60.5	114 100.0
世 田 谷	7 5.7	8 6.6	5 4.1	4 3.3	14 11.5	83 68.5	121 100.0
計	16 6.8	25 10.6	14 5.9	7 2.9	21 8.9	152 64.6	235 100.0

SQ. 16. 1 それはどのような薬でしょうか。(※は回答者数、江東 114、世田谷 121 に対する百分率)

C-27	① 目 薬	② うがい薬	③ せきどめ	④ カゼ薬	⑤ すいみん剤 安定剤	⑥ のどの薬	⑦ その他	⑧ DK・NA	⑨ 非該当	計
江 東	21 18.4	11 9.7	12 10.5	18 15.8	2 1.6	17 14.9	6 5.3	0 0.0	69 60.5	156 —
世 田 谷	25 20.7	12 9.9	9 7.4	17 14.1	1 0.8	12 9.9	7 5.8	1 0.8	83 68.6	167 —
計	46 19.6	23 9.8	21 8.9	35 14.9	3 1.3	29 12.3	13 5.5	1 0.4	152 64.7	323 —

Q. 17. 健康への被害を受けたことで、仕事や生活に支障がおきた方がいらっしゃいますか。

C-29	① ある	② ない	③ DK・NA	④ 非該当	計
江 東	20 17.5	73 64.0	1 0.9	20 17.5	114 100.0
世 田 谷	21 17.4	73 60.3	1 0.8	26 21.4	121 100.0
計	41 17.5	146 62.1	2 0.9	46 17.5	235 100.0

SQ. 17. 1 ← それほどなですか、またどのような支障かをお話し下さい。(％は回答者数、江東 114、世田谷 121 に対する百分率。)

Q-30	① 夫	② 本人	③ その他	④ DK・NA	⑤ 非該当	計	Q-31	① 働け能力 低下	② 所得減少	③ 日常生活 機能低下	④ その他	⑤ DK・NA	⑥ 非該当	計
江 東	9 7.9	11 9.7	4 3.5	0 0.0	92 80.7	115 —	江 東	11 9.7	3 2.6	5 4.4	7 6.1	0 0.0	92 80.7	118 103.5
世 田 谷	7 5.8	12 10.0	2 1.6	0 0.0	100 82.5	121 —	世 田 谷	12 9.9	4 3.3	8 6.6	3 2.5	2 1.6	99 81.8	128 105.8
計	16 6.8	23 9.8	6 2.6	0 0.0	192 81.7	236 —	計	24 10.2	7 3.0	13 5.5	10 4.3	2 0.9	190 80.9	246 104.7

Q. 18. 被害を受けたために、新しく家具や公害防止装置などを購入したり、住宅に工事や修理をしたりなさいましたか。

Q-32	① はい	② いいえ	③ その他	④ DK・NA	⑤ 非該当	計
江 東	27 23.6	64 56.1	8 7.0	1 0.8	14 12.2	114 100.0
世 田 谷	17 14.0	74 61.1	4 3.3	1 0.8	25 20.6	121 100.0
計	44 18.7	138 58.7	12 5.1	2 0.8	39 16.5	235 100.0

SQ. 18. 1 ← その内容や経費について、具体的にお話し下さい。(％は回答者数、江東 114、世田谷 121 に対する百分率)。

Q-33	① 住宅構造 改 変	② 住宅周辺 部分的改造	③ 家具・耐久 消費装置購入	④ その他	⑤ DK・NA	⑥ 非該当	計
江 東	2 1.8	20 17.5	7 6.1	0 0.0	0 0.0	86 75.4	115 100.9
世 田 谷	1 0.8	11 9.1	6 5.0	0 0.0	0 0.0	103 85.1	121 100.0
計	3 1.3	31 13.2	13 5.5	0 0.0	0 0.0	189 80.4	236 100.4

* 複数回答 1

Q-34	① 1万未満	② 1～5万	③ 5～10万	④ 10～50万	⑤ 50～100万	⑥ 100万以上	⑦ DK・NA	⑧ 非該当	計
江 東	5 4.4	3 2.6	2 1.8	4 3.5	1 0.9	1 0.9	12 10.5	86 75.4	114 100.0
世 田 谷	3 2.4	2 1.6	1 0.8	4 3.3	1 0.8	0 0	6 4.9	104 85.9	121 100.0
計	8 3.4	5 2.1	3 1.3	8 3.4	2 0.9	1 0.4	18 7.7	191 81.3	235 100.0

SQ. 18. 2 工事や修理はしなくても、公害被害による住居や家具についての経済的損失がありましたらお話し下さい。

Q-35	① 住宅構造的被 害	② 住宅周辺部 分的被害	③ 家具耐久消 費財の被害	④ その他の被 害	⑤ なし	⑥ DK・NA	⑦ 非該当	計
江 東	0 0.0	5 4.4	5 4.4	1 0.9	61 53.5	4 3.5	40 35.1	116*
世 田 谷	0 0.0	7 5.8	1 0.8	6 5.0	64 52.9	6 5.0	37 30.6	121
計	0 0.0	12 5.1	6 2.6	7 3.0	125 53.2	10 4.3	77 32.8	237

* 複数回答2

Q-36	① 損害解答あ り	② なし	③ 非該当	計
江 東	5 4.4	68 59.7	41 36.0	114 100.0
世 田 谷	5 4.1	73 60.3	43 35.5	121 100.0
計	10 4.3	141 60.0	84 35.7	235 100.0

Q. 19. 公害のために主婦としての御仕事の負担がふえましたか。

Q-37	① はい	② いいえ	③ その他	④ DK・NA	⑤ 非該当	計
江 東	38 33.3	62 54.3	4 3.5	1 0.8	9 7.8	114 100.0
世 田 谷	26 21.4	75 61.9	6 4.9	2 1.6	12 9.9	121 100.0
計	64 27.2	137 58.2	10 4.2	3 1.2	21 8.9	235 100.0

SQ. 19. 1 ← それはどういうことでしょうか。(※は回答者数、江東 114、世田谷 121 に対する百分率)

C-38	① せんたく	② 病人の看護	③ そうじ	④ 家族の健康	⑤ その他	⑥ DK・NA	⑦ 非該当	計
江 東	18 15.8	1 0.9	26 22.8	7 6.1	4 3.5	0 0.0	75 65.8	130
世 田 谷	6 5.0	6 5.0	17 14.5	4 3.3	6 5.0	1 0.8	93 76.9	133
計	24 10.2	7 3.0	43 18.3	11 4.7	10 4.3	1 0.4	168 71.5	263

Q. 20. それらの公害のために、外出して気晴しをしたり、旅行に出たりすることが多くなるなど、生活上の変化がおきましたか。

C-39	① はい	② いいえ	③ その他	④ わからない	⑤ DK・NA	⑥ 非該当	計
江 東	33 29.0	65 57.0	5 4.4	2 1.8	0 0.0	9 7.9	114
世 田 谷	17 14.1	79 65.3	10 8.3	2 1.7	0 0.0	13 10.7	121
計	50 21.3	144 61.3	15 6.4	4 1.7	0 0.0	22 9.4	235

SQ. 20. 1 それはどのようなことで、どの位の経費がかかったでしょうか。(年額)

C-40	① 外出	② 旅行	③ その他	④ 非該当	計
江 東	19 16.7	13 11.4	4 3.5	81 71.1	117
世 田 谷	7 5.8	8 6.6	3 2.5	104 86.0	122
計	26 11.1	21 8.9	7 3.0	185 78.7	239

*被3

*〃1

C-41	① 0	② 1万円以上	③ 1～10万	④ 10万円以上	⑤ DK・NA	⑥ 非該当	計
江 東	4 3.5	3 2.6	10 8.8	7 6.1	10 8.8	80 70.2	114
世 田 谷	5 4.1	1 0.8	3 2.5	4 3.3	3 2.5	105 86.8	121
計	9 3.8	4 1.7	13 5.5	11 4.7	13 5.5	185 78.7	235

Q. 21. 公害のために家庭が暗くなったり、御近所との交際がうまくゆかなく…

C-42	① ある	② ない	③ その他	④ DK・NA	⑤ 非該当	計
江 東	6 5.3	92 80.7	6 5.3	1 0.9	9 7.9	114 100.0
世 田 谷	9 7.4	97 80.2	4 3.3	1 0.8	10 8.3	121 100.0
計	15 6.4	189 80.4	10 4.3	2 0.9	19 8.1	235 100.0

SQ. 21. 1 それはどういうことでしたか。

C-43	① 家庭内	② 近 隣	③ その他	④ DK・NA	⑤ 非該当	計
江 東	2 1.8	5 4.4	0 0.0	0 0.0	108 94.7	115 100.8
世 田 谷	5 4.1	4 3.3	0 0.0	0 0.0	112 92.6	121 100.0
計	7 3.0	9 3.8	0 0.0	0 0.0	220 93.6	236 100.4

*複1

Q. 22. 付近の自然が破壊されてきたとか、ゆきつけの海水浴場が汚れてきたなど…

C-44	① はい	② いいえ	③ その他	④ DK・NA	計
江 東	61 53.5	35 30.7	7 6.1	11 9.7	114 100.0
世 田 谷	58 47.9	46 38.0	9 7.4	8 6.6	121 100.0
計	119 50.6	81 34.5	16 6.8	19 8.1	235 100.0

SQ. 22. 1. その内容について具体的に話し下さい。

C-45	① 日 常 生 活 圏	② そえをこ えるところ	③ そ の 他	④ DK・NA	⑤ 非 該 当	計
江 東	25 21.9	40 35.1	2 1.8	1 0.9	53 46.5	121 —
世 田 谷	31 25.6	26 21.5	2 1.7	1 0.8	63 52.1	123 —
計	56 23.8	66 28.1	4 1.7	2 0.9	116 49.4	244 —

*複数回答7

*複数回答1

SQ. 22. 2 そうしたことのために不快や苦痛を感じられますか。

C-46	① 感 じ る	② 別 々 感 じ ない	③ そ の 他	④ DK・NA	⑤ 非 該 当	計
江 東	37 32.5	15 13.2	7 6.1	2 1.8	53 46.5	114 100.0
世 田 谷	36 29.8	7 5.8	10 8.3	6 5.0	62 51.2	121 100.0
計	73 31.1	22 9.4	17 7.2	8 3.4	115 48.9	235 100.0

Q. 23. 最近、水銀、PCB、カドミウム、農薬などにより、魚、米、加工品…

C-47	① 関心がある	② 関心がない	③ その他	④ DK・NA	計
江 東	8.4 73.7	1.8 15.8	1.1 9.7	1 0.9	11.4 100.0
世 田 谷	9.9 81.8	1.9 15.7	3 2.5	0 0.0	12.1 100.0
計	18.3 77.9	3.7 15.7	1.4 6.0	1 0.4	23.5 100.0

Q. 23. 1 日常、食品をお買いになる時、汚染された有害な食品を買わないように気をつけていますか。

C-48	① 気を つけて…	② 一時は 気……	③ 気を つけても…	④ その他	⑤ DK・NA	計	
江 東	4.4 38.6	3.6 31.6	8 7.0	2.5 21.9	5 4.4	11.8 —	*複数回答 4 (3.5%)
世 田 谷	5.4 44.6	2.9 24.0	1.7 14.1	2.3 19.0	4 3.3	12.7 —	*複数回答 6 (5.0%)
計	9.8 41.7	6.5 27.7	2.5 10.6	4.8 20.4	9 3.8	24.5 —	*複数回答 10 (4.3%)

Q. 24. 今までお話し下さったような公害に対し、お宅では、今後どのように対処されようとお考えですか。

(%は回答者数、江東 114, 世田谷 121 に対する百分率)

C-49	① 自分の家庭…	② 転居の……	③ どうして…	④ 市民として	⑤ その他	⑥ DK・NA	⑦ 非該当	計	
江 東	2.6 22.8	2.2 19.3	1.0 8.8	7 6.1	3.9 34.2	1.3 11.4	1 0.9	11.8 —	*複数回答 4 (3.5%)
世 田 谷	3.2 26.5	1.8 14.9	1.9 15.7	6 5.0	3.5 28.9	1.5 12.4	2 1.7	12.7 —	*複数回答 6 (5.0%)
計	5.8 24.7	4.0 17.0	2.9 12.3	1.3 5.5	7.4 31.5	2.8 11.9	3 1.3	24.5 —	*複数回答 10 (4.3%)

Q. 25. 一人の市民として、あなたは公害をなくすためには、どう行動すればよいとお考えですか。

Q-50	① 企業の良...	② 区や都.....	③ 国による...	④ 公害発生...	⑤ 地元有力...	⑥ 議員に働...	⑦ 区や都.....	⑧ 政 府.....	⑨ 公害をなくす	⑩ その他	⑪ DK・NA	計
江 東	23 20.2	3.6 31.6	2.9 25.4	8 7.0	1.2 10.5	8 7.0	1.5 13.5	5 4.4	2.5 21.9	2.3 20.2	4 3.5	18.8 —
世 田 谷	2.4 19.8	3.8 31.4	3.7 30.5	1.5 12.4	1.6 13.2	1.0 8.3	2.3 19.0	7 5.8	3.3 27.3	1.5 12.4	1.3 10.3	23.1 —
計	4.7 20.0	7.4 31.5	6.6 28.1	2.3 9.8	2.8 11.9	1.8 7.7	3.8 16.2	1.2 5.1	5.8 24.7	3.8 16.2	1.7 7.2	41.9 —

Q. 26. あなたはこれまで公害被害をなくすために何らかの住民運動などに参加されたことが、おありでしょうか。

	① あ る	② な い	③ その他	④ DK・NA	計
江 東	1.7 14.9	9.4 82.5	3 2.6	0 0.0	11.4 100.0
世 田 谷	3.6 29.8	8.3 68.6	2 1.7	0 0.0	12.1 100.0
計	5.3 22.6	11.7 75.3	5 2.1	0 0.0	23.5 100.0

SQ. 26. 1 それはどういうことだったのでしょうか。

SQ. 26. 2 その結果、効果がありましたか。

Q-52	① 署名を...	② 寄合いに	③ 役所に...	④ そ の 他	⑤ DK・NA	⑥ 非 該 当	計
江 東	6 5.3	1 0.9	2 1.8	9 7.9	1 0.9	9.7 85.1	11.6* —
世 田 谷	2.5 20.7	3 2.5	5 4.1	6 5.0	0 0.0	8.5 70.3	12.4* —
計	3.1 13.2	4 1.7	7 3.0	15 6.4	1 0.4	18.2 77.5	24.0* —

*複数回答2
(1.8%)

*複数回答3
(2.5%)

*複数回答5
(2.1%)

Q-53	① あ っ た	② な かつ た	③ そ の 他	④ DK・NA	⑤ 非 該 当	計
江 東	9 7.9	2 1.8	5 4.4	1 0.9	9.7 85.1	11.4 100.0
世 田 谷	2.1 17.4	7 5.8	4 3.3	4 3.3	8.5 70.3	12.1 100.0
計	3.0 12.8	9 3.8	9 3.8	5 2.1	18.2 77.5	23.5 100.0

Q. 27. これから先、そうした行動に参加してゆかれますか。

C-55	① はい	② いいえ	③ わからない	④ DK・NA	計
江 東	48 42.1	41 36.0	23 20.0	2 1.8	114
世 田 谷	62 51.2	37 30.6	22 18.2	0 0.0	121
計	110 46.8	78 33.2	45 19.2	2 0.9	235

SQ. 27. 1 (②と答えた人に)それはどういう理由からでしょうか。

C-56	① 無駄な…	② 恥恥ずか…	③ 公害など…	④ 大衆的…	⑤ 都や区に	⑥ 企業の良識	⑦ その他	⑧ DK・NA	⑨ 非該当	計
江 東	4 3.5	2 1.8	2 1.8	3 2.6	6 5.3	1 0.9	26 22.8	0 0.0	74 64.9	118*
世 田 谷	4 3.3	0 0.0	1 0.8	1 0.8	3 2.5	1 0.8	26 21.5	1 0.8	84 69.4	121
計	8 3.4	2 0.9	3 1.3	4 1.7	9 3.8	2 0.9	52 22.1	1 0.4	158 67.2	239*

*複数回答 4

*複数回答 4

F. 3. 年 令

Q-57	① 20才台	② 30才-	③ 40 -	④ 40 -	⑤ 60 -	⑥ 70以上	計
江 東	19 16.7	37 32.5	28 24.6	18 15.8	11 9.7	1 0.9	114 100.0
世 田 谷	18 14.9	23 19.0	29 24.0	21 17.4	24 19.8	6 5.0	121 100.0
計	37 15.7	60 25.5	57 24.3	39 16.6	35 14.9	7 3.0	235 100.0

F. 4. 同居家族員数

Q-58	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	計
江 東	7 6.1	20 17.5	23 20.2	36 31.6	18 15.8	6 5.3	3 2.6	0 0.0	1 0.9	0 0.0	114 100.0
世 田 谷	7 5.8	23 19.0	29 24.0	31 25.6	19 15.7	7 5.8	3 2.5	1 0.8	1 0.8	0 0.0	121 100.0
計	14 6.0	43 18.3	52 22.1	67 28.5	37 15.7	13 5.5	6 2.6	1 0.4	2 0.9	0 0.0	235 100.0

F. 5. 住宅の構造

C-59	①	②	②	③	③	④	⑤	計
	木造アパート	鉄筋・持	鉄筋・借	一戸建・持	一戸建・借	その他	DK・NA	
江東	24	0	11	65	12	1	1	114
	21.1	0.0	9.7	57.0	10.5	0.9	0.9	100.0
世田谷	23	2	18	56	18	2	2	121
	19.0	1.7	14.9	46.3	14.9	1.7	1.7	100.0
計	47	2	29	121	30	3	3	235
	20.0	0.9	12.3	51.5	12.8	1.3	1.3	100.0

F. 6. 地域における御家族の役職経験

C-60	① あり	② なし	③ DK・NA	計
江 東	34 29.8	79 69.3	1 0.9	114 100.0
世 田 谷	26 21.5	87 71.9	8 6.6	121 100.0
計	60 25.5	166 70.6	9 3.8	235 100.0

F. 7. 学 歴

C-61	① 旧小・ 新中卒	② 旧高女・ 新高卒	③ 旧専・ 新短大上	④ その他	⑤ 旧小・ 新中中退	⑥ なし	⑦ DK・NA	計
江 東	59 51.8	46 40.4	4 3.5	3 2.6	0 0.0	2 1.8	0 0.0	114 100.0
世 田 谷	48 39.7	56 46.3	8 6.6	5 4.1	3 2.5	1 0.8	0 0.0	121 100.0
計	107 45.5	102 43.4	12 5.1	7 3.0	4 1.7	3 1.3	0 0.0	235 100.0

F. 8. 自家用車

	① あ る	② な い	③ DK・NA	計
江 東	48 42.1	66 57.9	0 0.0	114 100.0
世 田 谷	36 29.8	85 70.3	0 0.0	121 100.0
計	84 35.7	151 64.3	0 0.0	235 100.0

付 録 Ⅱ

アンケート調査の内容と結果

- 地域割
- | | |
|-----------------------|-------|
| 1. 江戸川区 | a 北区 |
| 2. 江東区 | b 文京区 |
| 3. 中央区 | c 港区 |
| 4. 千代田区 | d 品川区 |
| 5. 新宿区 | e 大田区 |
| 6. 中野区 | |
| 7. 杉並区 | |
| 8. 武蔵野市・三鷹市・調布市 | |
| 9. 小金井市・国分寺市・府中市 | |
| 10. 立川市・国立市・日野市 | |
| 11. 昭島市・福生市・秋川市・八王子市 | |
| 12. 日出村・五日市市・檜原村・奥多摩町 | |

- 凡例
-  回答所帯の主に分布する地域
 -  主要河川
 -  国鉄線
 -  地域割境界

付図Ⅱ-1 メール・アンケート配布と回答者分布概念図

地区 区

1974年3月

公害による生活被害調査票

調査実施機関

環境庁企画調整局

調査実施機関

財団法人 政策科学研究所
(千代田区永田町2-4-11 フレンドビル)
TEL 03-581-2141
担当：増川重彦，小林いづみ

お 願 い

早春の候、皆様方には御清祥のこととお慶び申し上げます。突然このようなお願いをお届けする無礼、お許しください。

さて、私共は、環境庁の委託によりまして、一般家庭の公害被害の問題について研究を進めておりますが、このたび皆様の御家庭での被害の実情を伺わせて頂くことが必要になりました。生活に密着した公害被害を知りたいという調査の主旨から、特に御家庭の主婦の皆様にご回答をお願いしたいと思います。

調査内容は統計的に処理し、お名前を出して御迷惑をおかけするようなことはしませんので、その点お含みおきのうえ、御面倒でも以下の質問に順を追ってお答えくだされば幸いです。なお、勝手乍ら本調査票に御記入のうえ御投函くださるようお願い申し上げます。

F 1 あなた(主婦)の御年令。

才

F 2 現住所にお住いの御家族の最年長者と最年少者の御年令。

最年長者

才

最年少者

才

【1】さっそくですが、公害や環境悪化の状況と被害の内容について伺います。

Q1 お宅や御近所で話題になっている公害、もしくは環境悪化があったら、下表の該当番号に○印をつけてください。(複数記載可)

大気汚染	1. 工場、採石場などからの粉塵 2. 工場、ビル、ゴミ焼却場などからの煙や刺激性ガス 3. 自動車からの排気ガス 4. 発生源不明、あるいは遠方から流れてくる煙や刺激性ガス 5. 光化学スモッグ
悪臭	6. 工場、ゴミ処理場、畜舎などからの悪臭 7. 下水溝、ゴミ捨て場からの悪臭
騒音	8. 工場などの操業上の騒音/競技場などの騒音 9. 自動車、鉄道、飛行機の騒音 10. 建設工事の騒音 11. 近所のクーラー、楽器、大戸、犬や鶏などの騒音
振動	12. 工場などの操業上の振動 13. 自動車、鉄道による振動 14. 建設工事による振動
比下	15. 地下水の汲上げ過ぎによる地盤沈下
水質汚濁	16. 近くの河川、運河、池、沼の水の汚濁 17. 下水溝、ドブの汚濁 18. 井戸水の汚濁
日照障害	19. 工場、ビル、大きな施設などによる日照障害 20. アパート、マンションなどによる日照障害 21. 近隣同志による日照障害
電波障害	22. 大きな電造物によるテレビ画像の乱れ 23. 高速道路、高架鉄道によるテレビ画像の乱れ 24. 飛行機の発着によるテレビ画像の乱れ 25. 建設工事によるテレビ画像の乱れ
風害	26. 大きな電造物による風の乱れや強風
ゴミ散乱	27. 大型ゴミの放置・散乱があって危険である 28. プラスチック、紙屑などが散乱してきかない 29. 残飯など廚芥が散乱して臭くきかない 30. 河川、運河、池沼などにゴミが浮いてきかない 31. 下水溝、ドブにゴミが散乱したりつまったりしてきかない
その他	32. () 33. ()

Q2 お家で公害によって人体被害を受けた方がおられたら、被害内容の行の該当する年齢欄に✓印をいれて下さい。生活被害や財産被害など他の被害の場合には該当番号に○印をつけて下さい。（複数記載可）

種類	被害者の年齢				人体被害の内容	生活・環境被害の内容	財産被害の内容
	0～6才	7～18才	19～59才	60才～			
大気汚染					1. ぜんそくになった	1. 頭髪、エリ、身体が汚れてこまる	1. トタン屋根、トイ、シャッター、窓枠などが錆たり、腐ったりした(している)
					2. せき、息ぎれ、鼻づまりになった	2. 洗濯物が汚れてこまる	2. スチール製家具、電気製品などがすぐに錆たり、故障したりする
					3. 目やにがでる、目の充血が直らない	3. 家の内・外が汚れてこまる	3. 商品などが汚れて売れなくなった
					4. 光化学スモッグにあった	4. 庭木や草花が勢がない、育たない	4. その他()
					5. 全身的に不調になった	5. 小鳥、犬、猫などの様子がおかしい	
					6. その他()	6. その他()	
悪臭					7. 頭痛が絶えない	7. 匂いがかきわけられない	
					8. 始終はき気がする	8. 食欲がわかない	
					9. その他()	9. その他()	
騒音・振動					10. 耳がおかしくなった、聞こえなくなった	10. テレビ、電話がききにくくて困る	5. 家のネダがゆるんだり、家が傾いた
					11. 不眠症になった	11. 大声をださないと話を通じない	6. 戸や窓のたてつけが悪くなった
					12. 食欲不振になった	12. 物が傾いたり、棚の品物が乱れる	7. 屋根瓦が落ちたり、ガラスが割れた
					13. 態度に落つきがなくなった	13. 天井からチリやホコリが落ちる	8. 壁が落ちたり、キレツが入った
					14. 注意が散漫になった	14. その他()	9. へいが倒れたり、傾いた
					15. その他()		10. その他()
地盤沈下						15. 雨水がなかなかはけない	11. 家が傾いたり、壁にキレツが入った
						16. 下水が逆流する	12. ガス管、水道管が浮いて破損した
						17. 家の土台が浮いて出入に不自由だ	13. 土台が浮いたので出入口を嵩上げた
						18. その他()	14. その他()
水質汚濁					16. 汚染食品のため身体不調になった	19. 下水溝やドブが悪臭を放っている	15. 井戸が使えなくなった
					17. その他()	20. 河川や池沼のはとりを散歩したり近くで遊んだりできなくなった	16. 田、畑への灌水ができなくなった
						21. その他()	17. 漁業ができなくなった
日照阻害					18. たえず風邪をひいている	22. いつも電気をつけっぱなしである	18. その他()
					19. クル病の気がある	23. フトンが干せない、干してもふくらまない	
					20. その他()	24. 洗濯物の乾きが悪い	
						25. 家のなかが湿っぽい	
						26. その他()	
電波						27. テレビが見にくい	
風害					21. 飛来した物にあたって怪我をした	28. ゴミや小物が飛んできてきたない	19. 強風で飛んできたもので家を破損した
					22. 強風で倒れて怪我をした	29. いつも強風が吹いて落つかない	20. その他()
					23. その他()	30. その他()	

【Ⅱ】 次に、お宅で受けた公害被害のために生じた変化と、それに対する対応行動について伺います。

Q 3 Q 2.であげて下さった被害によって生じた不都合や出発について、下表に該当項があったら、その番号に○印をつけてください。(複数記載可)

1. 衣類の汚れのために洗濯回数がふえた／衣類の買いかえがひんぱんだ
2. ホコリや粉塵が舞いこむため掃除に手間どる
3. 汚損した家具や耐久消費財を買い替えた／修理した
4. 窓を閉めきることが多いのでクーラー、あるいは除湿機を買った
5. 窓や家の一部を改造したり修理したりした
6. 公害のために家の雰囲気が悪くなった／家族の間までトゲトゲしくなった
7. 公害のために近所との交際がうまくいかなかった(日照問題など)
8. 公害による人体被害で医療機関の世話になる家族がいる
9. 公害被害をうけた病人の看護や世話が手がかかる
10. 公害による人体被害をなおすために薬をよく利用する
11. 公害被害のために労働能力の低下した家族がいる
12. 公害被害のために日常生活機能が低下した家族がいる
13. 公害被害のために家族の所得が減少した
14. 公害を忘れて気ばらしをするための外出や旅行の回数が増大した
15. その他()

Q 4 Q 2.であげて下さった被害をうけたとき、お宅でとった(とる)行動に該当例があれば、その番号に○印をつけて下さい。(複数記載可)

1. どうしてもいいかわからないので、我慢してその日その日を過ごしている
2. 家庭内のやりくりや、工夫ですませしてきた
3. 隣近所で話しあって、少しでも公害や環境悪化を緩和する行動をした(する)
4. 役所に陳情した(する)
5. 地元の有力者、議員に働きかけた(かける)
6. 公害をなくすための勉強会に参加した(する)
7. 公害源に抗議した(する)
8. 公害をなくすための住民運動に参加した(する)
9. 公害のもとになるような行動や消費をして加害者とならないように注意する
10. 公害をだす企業には就職しない(と子弟がいつている)
11. 何をしても無駄なので公害のない所へ転居を考えている
12. その他()

【Ⅲ】 最後にお宅と周辺の環境について伺います。

Q 5 お宅の住宅の種類は何ですか? 該当番号に○印をつけてください。

1. 木造アパート／プレハブアパート
2. 鉄筋(骨)集合住宅借家
3. 鉄筋(骨)集合住宅持家
4. 一戸建借家
5. 一戸建持家
6. その他()
7. 答えたくない

Q 6 お宅の周辺地域の性格は大まかにいって次のどれにあたりますか?

該当番号に○印をつけてください。

1. 古くからの住宅地
2. 新興住宅地
3. 商店・住宅混在地域
4. 商業(問屋)街
5. 飲食店・遊興施設を含む繁華街
6. ビル街
7. 工場・住宅混在地域
8. 大工場・倉庫街
9. 農村地域
10. 山村地域
11. その他()
12. わからない

Q 7 お宅の近くに(歩いて10分位までの範囲に)下記のものがありますか?

該当例があったら番号に○印をつけて下さい。(複数記載可)

1. 大きな公園(学校の敷地と比較して)がある
2. 小さな公園または広場がある
3. 運河、河川がある
4. 池・沼がある
5. 農地・休閑地がある
6. 林がある
7. 森林がある
8. 上記のいずれもない
9. わからない

Q 8 お宅の近くに大きな道路や鉄道がありますか? 下記の該当番号に○印をつけてください。

(複数記載可)

1. 高速道路から50m以内である
2. 幹線道路から50m以内である
3. 幹線道路ではないが、自動車のよく通る道に面している
4. 鉄道線路から50m以内である
5. 高速道路のインターチェンジが近くにある
6. 道路信号がすぐ近くにある
7. 鉄道の踏切がすぐ近くにある
8. 鉄橋・ガードがすぐ近くにある
9. 上記のいずれも近くにない
10. その他()
11. わからない

以上で、すべての質問を終ります。御協力誠に有難うございました。

付表Ⅱ-1 地域別、住居の周辺環境類形別世帯数(Q6)

地 域	周 辺 環 境												世帯計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
1. 江 戸 川	11 0.25	10 0.23	6 0.14	0 0.00	1 0.02	0 0.00	8 0.18	0 0.00	2 0.05	0 0.00	1 0.02	5 0.11	44 1.00
2. 江 東	6 0.15	0 0.00	9 0.25	2 0.05	1 0.02	0 0.00	17 0.43	0 0.00	0 0.00	0 0.00	3 0.08	2 0.05	40 1.00
3. 中 央	17 0.33	1 0.02	8 0.16	8 0.16	1 0.02	5 0.10	8 0.16	0 0.00	0 0.00	0 0.00	2 0.04	1 0.02	51 1.00
4. 千 代 田	11 0.30	0 0.00	13 0.35	5 0.14	1 0.02	2 0.05	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	3 0.08	2 0.05	37 1.00
5. 新 宿	25 0.63	1 0.02	9 0.23	0 0.00	0 0.00	0 0.00	2 0.05	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	2 0.05	40 1.00
6. 中 野	38 0.78	0 0.00	6 0.12	0 0.00	0 0.00	1 0.02	1 0.02	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	2 0.04	49 1.00
7. 杉 並	36 0.77	0 0.00	8 0.17	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	2 0.04	47 1.00
8. 武・三・調	17 0.33	16 0.31	7 0.13	1 0.02	1 0.02	1 0.02	4 0.08	0 0.00	1 0.02	0 0.00	1 0.02	3 0.06	52 1.00
9. 小・府・国	15 0.23	28 0.43	12 0.18	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	3 0.05	0 0.00	3 0.05	3 0.05	65 1.00
10. 国・立・日	27 0.47	14 0.24	8 0.14	0 0.00	0 0.00	0 0.00	3 0.05	0 0.00	4 0.07	0 0.00	0 0.00	2 0.03	58 1.00
11. 昭・福・秋・八	20 0.32	26 0.41	9 0.14	0 0.00	0 0.00	0 0.00	3 0.05	0 0.00	4 0.06	0 0.00	0 0.00	1 0.02	63 1.00
12. 西 多 摩	7 0.13	5 0.09	2 0.04	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	9 0.16	30 0.54	1 0.02	2 0.04	56 1.00
a 北	18 0.39	2 0.04	14 0.30	0 0.00	0 0.00	0 0.00	9 0.20	0 0.00	0 0.00	0 0.00	3 0.07	0 0.00	46 1.00
b 文 京	30 0.59	1 0.02	9 0.18	0 0.00	0 0.00	1 0.02	5 0.10	0 0.00	0 0.00	0 0.00	4 0.08	1 0.02	51 1.00
c 港	22 0.52	1 0.02	13 0.31	0 0.00	0 0.00	0 0.00	3 0.07	0 0.00	0 0.00	0 0.00	2 0.05	1 0.02	42 1.00
d 品 川	15 0.34	0 0.00	13 0.29	0 0.00	1 0.02	0 0.00	15 0.33	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	44 1.00
e 大 田	27 0.54	3 0.06	11 0.22	0 0.00	0 0.00	0 0.00	8 0.16	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	50 1.00
合 計	342	108	157	16	6	10	87	0	23	31	25	30	835
平 均 比 率	0.41	0.13	0.19	0.02	0.01	0.01	0.10	0.00	0.03	0.04	0.03	0.04	1.00

付表Ⅱ-2 地域別、住居形態、所有状況別世帯数(Q5)

地 域	住居形態・所有							世帯計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
1. 江 戸 川	6 0.14	1 0.02	0 0.00	3 0.07	27 0.61	4 0.09	3 0.07	44 1.00
2. 江 東	5 0.13	9 0.23	1 0.02	5 0.13	17 0.43	3 0.08	0 0.00	40 1.00
3. 中 央	5 0.13	6 0.12	0 0.00	5 0.10	26 0.51	7 0.14	2 0.04	51 1.00
4. 千 代 田	1 0.03	3 0.08	4 0.11	1 0.03	21 0.57	6 0.14	1 0.03	37 1.00
5. 新 宿	5 0.13	4 0.10	3 0.08	3 0.08	23 0.58	0 0.00	2 0.05	40 1.00
6. 中 野	4 0.08	3 0.06	1 0.02	2 0.04	36 0.73	2 0.04	1 0.02	49 1.00
7. 杉 並	6 0.13	4 0.09	3 0.06	5 0.11	24 0.51	5 0.11	0 0.00	47 1.00
8. 武・三・調	3 0.06	4 0.08	3 0.06	7 0.13	31 0.60	2 0.04	2 0.04	52 1.00
9. 小・府・国	2 0.03	3 0.05	2 0.03	9 0.14	41 0.63	5 0.08	3 0.05	65 1.00
10. 国・立・日	2 0.03	6 0.10	2 0.03	7 0.12	40 0.69	1 0.02	0 0.00	58 1.00
11. 昭・福・秋・八	0 0.00	3 0.05	0 0.00	9 0.14	46 0.73	3 0.05	2 0.03	63 1.00
12. 西 多 摩	3 0.05	1 0.02	0 0.00	2 0.04	48 0.86	1 0.02	2 0.04	56 1.00
a 北	7 0.15	4 0.09	0 0.00	2 0.04	31 0.67	2 0.04	0 0.00	46 1.00
b 文 京	4 0.08	6 0.12	3 0.06	2 0.04	29 0.57	6 0.12	1 0.02	51 1.00
c 港	4 0.10	4 0.10	6 0.14	0 0.00	26 0.62	2 0.05	0 0.00	42 1.00
d 品 川	7 0.16	5 0.11	1 0.02	3 0.07	28 0.64	0 0.00	0 0.00	44 1.00
e 大 田	8 0.16	2 0.04	4 0.08	2 0.04	33 0.66	1 0.02	0 0.00	50 1.00
合 計	72	68	33	67	527	50	19	835
平 均 比 率	0.09	0.08	0.04	0.08	0.63	0.06	0.02	1.00

付表Ⅱ-3 地域別、公害・環境悪化の発生源別概況(Q 1) (指摘世帯数分布と地域内比率) (M・A)

発生源 地 域	大 気 汚 染					悪 臭		騒 音					振 動		沈下	水 質 汚 濁				日 照 阻 害				電 波 障 害				風害	ゴ					ミ	他	世帯数 合 計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭		⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖		㉗	㉘	㉙	㉚	㉛			
1. 江 戸 川	2 0.05	5 0.11	13 0.30	4 0.09	5 0.11	4 0.09	7 0.16	7 0.16	19 0.43	1 0.02	5 0.11	2 0.05	19 0.43	1 0.02	8 0.18	15 0.34	14 0.32	1 0.02	0 0.00	1 0.02	14 0.32	4 0.09	3 0.07	6 0.14	1 0.02	2 0.05	3 0.07	6 0.14	2 0.05	5 0.11	17 0.39	9 0.20	44 1.00			
2. 江 東	6 0.15	7 0.18	12 0.30	3 0.08	5 0.13	6 0.15	7 0.18	9 0.23	8 0.20	6 0.15	6 0.15	5 0.13	16 0.40	5 0.13	9 0.23	17 0.43	3 0.08	0 0.00	5 0.13	5 0.13	6 0.15	12 0.30	2 0.05	0 0.00	3 0.08	4 0.10	0 0.00	4 0.10	0 0.00	8 0.20	2 0.05	4 0.10	40 1.00			
3. 中 央	0 0.00	4 0.08	24 0.47	5 0.10	11 0.22	3 0.06	5 0.10	8 0.17	22 0.43	14 0.27	9 0.18	3 0.06	22 0.43	15 0.29	2 0.04	12 0.24	3 0.06	0 0.00	11 0.22	11 0.22	15 0.29	22 0.43	2 0.04	0 0.00	8 0.16	12 0.24	1 0.02	5 0.10	1 0.02	5 0.10	6 0.12	51 1.00				
4. 千 代 田	0 0.00	2 0.05	20 0.54	2 0.05	10 0.27	1 0.03	9 0.24	2 0.05	14 0.38	14 0.38	6 0.16	2 0.05	13 0.35	12 0.32	1 0.03	6 0.16	1 0.03	0 0.00	16 0.43	2 0.05	6 0.16	24 0.65	1 0.02	0 0.00	3 0.08	7 0.19	1 0.03	4 0.11	1 0.03	3 0.08	0 0.00	4 0.11	37 1.00			
5. 新 宿	1 0.03	2 0.05	19 0.48	2 0.05	11 0.28	1 0.03	3 0.08	0 0.00	10 0.25	9 0.23	6 0.15	0 0.00	9 0.23	3 0.08	0 0.00	4 0.10	0 0.00	0 0.00	2 0.05	7 0.18	10 0.25	17 0.43	0 0.00	2 0.05	3 0.08	3 0.08	3 0.08	8 0.20	2 0.05	3 0.08	1 0.03	5 0.13	40 1.00			
6. 中 野	0 0.00	2 0.04	15 0.31	2 0.04	22 0.45	1 0.02	0 0.00	2 0.04	12 0.24	5 0.10	13 0.27	3 0.06	7 0.14	5 0.10	0 0.00	3 0.06	1 0.02	1 0.02	0 0.00	11 0.22	13 0.27	15 0.31	1 0.01	0 0.00	1 0.02	5 0.10	2 0.04	6 0.12	3 0.06	1 0.02	1 0.02	9 0.18	49 1.00			
7. 杉 並	0 0.00	1 0.02	19 0.40	3 0.06	23 0.49	0 0.00	1 0.02	0 0.00	14 0.30	2 0.04	9 0.19	1 0.02	16 0.34	2 0.04	0 0.00	2 0.04	1 0.02	1 0.02	1 0.02	3 0.06	12 0.26	5 0.11	8 0.17	0 0.00	1 0.02	1 0.02	1 0.02	6 0.13	3 0.06	4 0.09	1 0.02	6 0.13	47 1.00			
8. 武 三 調	0 0.00	4 0.08	13 0.25	2 0.04	15 0.29	2 0.04	4 0.08	2 0.04	15 0.29	3 0.06	7 0.13	1 0.02	11 0.21	3 0.06	0 0.00	6 0.12	2 0.04	2 0.04	2 0.04	3 0.06	7 0.15	8 0.08	4 0.13	7 0.02	1 0.00	5 0.10	1 0.02	5 0.10	1 0.02	3 0.06	10 0.19	52 1.00				
9. 小 府 国	0 0.00	1 0.02	16 0.25	3 0.05	14 0.22	2 0.03	8 0.12	1 0.02	20 0.31	5 0.08	6 0.09	0 0.00	13 0.20	5 0.08	0 0.00	9 0.14	7 0.11	1 0.02	4 0.06	2 0.03	8 0.12	4 0.06	2 0.03	8 0.12	0 0.00	2 0.03	1 0.02	11 0.17	1 0.02	3 0.05	7 0.11	10 0.19	65 1.00			
10. 国 立 日	1 0.02	2 0.03	20 0.34	1 0.02	17 0.29	4 0.07	7 0.12	3 0.05	21 0.36	1 0.02	12 0.21	2 0.03	15 0.26	1 0.02	0 0.00	9 0.16	4 0.07	3 0.05	2 0.03	4 0.07	11 0.19	10 0.17	2 0.03	15 0.26	3 0.05	4 0.07	8 0.14	4 0.07	2 0.03	8 0.14	4 0.07	9 0.16	58 1.00			
11. 昭・福・秋・八	0 0.00	4 0.06	22 0.35	3 0.05	8 0.13	8 0.13	9 0.14	3 0.05	32 0.51	4 0.06	11 0.17	1 0.02	13 0.21	1 0.02	0 0.00	13 0.21	7 0.13	6 0.10	1 0.02	1 0.02	18 0.29	7 0.11	0 0.00	25 0.40	3 0.05	2 0.03	3 0.05	5 0.08	2 0.03	6 0.10	9 0.14	1 0.02	63 1.00			
12. 西 多 摩	20 0.36	3 0.05	16 0.29	1 0.02	7 0.13	16 0.29	7 0.13	13 0.23	23 0.41	0 0.00	1 0.02	3 0.05	17 0.30	0 0.00	1 0.02	22 0.39	7 0.13	6 0.11	1 0.02	0 0.00	1 0.02	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	2 0.04	6 0.11	1 0.02	12 0.21	6 0.11	9 0.16	56 1.00			
a 北	0 0.00	3 0.07	21 0.46	3 0.07	12 0.26	0 0.00	7 0.15	3 0.07	10 0.22	3 0.07	5 0.11	0 0.00	15 0.33	2 0.04	4 0.09	5 0.11	2 0.04	2 0.04	3 0.07	1 0.02	22 0.48	11 0.48	1 0.02	0 0.00	2 0.02	1 0.02	1 0.02	5 0.11	1 0.02	3 0.07	1 0.02	6 0.13	46 1.00			
b 文 京	0 0.00	3 0.06	16 0.31	1 0.02	11 0.22	1 0.08	4 0.06	3 0.20	10 0.12	6 0.27	14 0.24	2 0.14	7 0.14	7 0.00	0 0.04	2 0.04	2 0.04	2 0.08	4 0.12	6 0.31	16 0.25	13 0.04	2 0.00	0 0.02	1 0.10	5 0.04	2 0.06	3 0.04	2 0.00	0 0.00	0 0.08	51 1.00				
c 港	2 0.05	1 0.02	22 0.52	1 0.02	3 0.07	0 0.00	7 0.17	3 0.07	15 0.36	2 0.05	6 0.14	0 0.00	7 0.17	3 0.07	1 0.02	2 0.05	0 0.00	1 0.02	4 0.10	10 0.24	7 0.17	10 0.24	2 0.05	2 0.05	2 0.07	3 0.00	0 0.10	4 0.06	2 0.04	2 0.00	0 0.00	2 0.08	42 1.00			
d 品 川	0 0.00	2 0.05	17 0.39	5 0.11	7 0.16	1 0.02	3 0.07	5 0.11	18 0.41	6 0.14	7 0.16	2 0.05	17 0.39	7 0.16	0 0.00	1 0.02	1 0.02	3 0.07	0 0.00	6 0.14	18 0.41	6 0.14	0 0.00	15 0.34	1 0.02	5 0.11	1 0.02	4 0.09	1 0.02	0 0.00	3 0.07	44 1.00				
e 大 田	3 0.06	1 0.02	14 0.28	3 0.06	8 0.16	3 0.06	5 0.10	3 0.06	24 0.48	0 0.00	9 0.18	0 0.00	19 0.38	4 0.08	1 0.02	5 0.10	9 0.18	0 0.00	2 0.04	3 0.06	15 0.30	7 0.14	4 0.08	9 0.18	0 0.00	2 0.04	1 0.02	8 0.16	0 0.00	3 0.06	13 0.26	7 0.14	50 1.00			
合 計 平 均 比 率	35 0.04	47 0.06	299 0.36	44 0.05	189 0.22	53 0.06	93 0.11	67 0.08	287 0.34	81 0.10	132 0.16	27 0.03	236 0.28	76 0.09	27 0.03	133 0.16	64 0.08	29 0.03	58 0.07	76 0.09	199 0.24	187 0.22	34 0.04	89 0.11	33 0.04	63 0.08	31 0.04	94 0.11	25 0.03	67 0.08	67 0.08	104 0.12	835 1.00			

付表Ⅱ-4 地域別、公害・環境悪化概況と被害内容（Ｑ１およびＱ２）（指摘世帯数分布と地域内比率）（M・A）

被害内容 地 域	大 気 汚 染				悪 臭			騒 音			振 動				沈 下			水 質 汚 濁				日照障害			電波障害		風 害				グミ	世帯数 合 計
	概況	健康	生活	財産	概況	健康	生活	概況	健康	生活	概況	健康	生活	財産	概況	生活	財産	概況	健康	生活	財産	概況	健康	生活	概況	生活	概況	健康	生活	財産		
1. 江 戸 川	24 0.55	8 0.18	14 0.32	6 0.14	10 0.23	1 0.02	1 0.02	30 0.68	5 0.11	6 0.14	19 0.43	5 0.11	4 0.09	8 0.18	8 0.18	7 0.16	2 0.05	24 0.55	0 0.00	10 0.25	1 0.02	14 0.32	5 0.11	10 0.23	9 0.20	5 0.11	2 0.05	0 0.00	4 0.09	0 0.00	21 0.48	44
2. 江 東	22 0.55	8 0.20	22 0.55	8 0.20	12 0.30	5 0.13	6 0.15	19 0.48	4 0.10	2 0.05	20 0.50	4 0.10	3 0.08	8 0.20	9 0.23	3 0.08	0 0.00	19 0.48	0 0.00	6 0.15	0 0.00	15 0.38	5 0.13	15 0.38	14 0.35	7 0.18	4 0.10	2 0.05	7 0.18	1 0.03	10 0.25	40
3. 中 央	29 0.57	15 0.29	25 0.49	12 0.24	8 0.16	6 0.12	3 0.06	33 0.65	10 0.20	7 0.14	29 0.57	10 0.20	4 0.08	17 0.33	2 0.04	4 0.08	5 0.10	13 0.25	0 0.00	4 0.08	0 0.00	27 0.53	6 0.12	28 0.55	25 0.49	14 0.27	12 0.24	1 0.02	7 0.14	0 0.00	11 0.22	51
4. 千 代 田	26 0.70	7 0.19	17 0.46	8 0.22	10 0.27	1 0.03	1 0.03	26 0.70	4 0.11	4 0.11	22 0.59	4 0.11	6 0.16	13 0.35	1 0.03	2 0.05	3 0.08	7 0.19	1 0.03	3 0.08	0 0.00	20 0.54	3 0.08	20 0.54	23 0.62	14 0.38	7 0.19	1 0.03	10 0.27	2 0.05	8 0.22	37
5. 新 宿	25 0.63	6 0.15	16 0.40	3 0.08	3 0.08	1 0.03	1 0.03	19 0.48	3 0.08	1 0.03	12 0.30	3 0.08	4 0.10	3 0.08	0 0.00	1 0.03	2 0.05	4 0.10	0 0.00	2 0.05	0 0.00	15 0.38	2 0.05	8 0.20	18 0.45	11 0.28	3 0.08	0 0.00	3 0.08	0 0.00	9 0.18	40
6. 中 野	30 0.61	18 0.37	15 0.31	3 0.06	1 0.02	1 0.02	1 0.03	24 0.49	3 0.06	3 0.06	13 0.27	3 0.06	1 0.02	5 0.10	0 0.00	1 0.02	1 0.02	5 0.10	1 0.02	1 0.02	2 0.04	20 0.41	7 0.14	13 0.27	16 0.33	9 0.18	5 0.19	2 0.04	5 0.10	2 0.04	9 0.18	49
7. 杉 並	34 0.72	6 0.13	16 0.34	4 0.09	1 0.02	1 0.02	2 0.04	20 0.43	4 0.09	3 0.06	19 0.40	4 0.09	2 0.04	5 0.11	0 0.00	1 0.02	2 0.04	4 0.09	1 0.02	0 0.00	1 0.02	15 0.32	5 0.11	7 0.15	7 0.15	4 0.09	1 0.08	1 0.02	1 0.02	0 0.00	9 0.19	47
8. 武 三 鷗	24 0.46	7 0.13	13 0.25	2 0.04	6 0.12	1 0.02	2 0.04	24 0.46	1 0.02	5 0.10	14 0.27	1 0.02	2 0.04	5 0.10	0 0.00	3 0.02	2 0.04	8 0.15	2 0.03	2 0.04	1 0.02	12 0.23	1 0.02	4 0.08	9 0.17	7 0.13	5 0.10	0 0.00	8 0.15	2 0.04	9 0.19	52
9. 小 府 国	32 0.49	14 0.22	13 0.25	3 0.05	8 0.12	0 0.00	1 0.02	28 0.43	4 0.06	4 0.06	16 0.25	4 0.06	4 0.06	4 0.06	0 0.00	4 0.06	0 0.02	13 0.20	0 0.00	4 0.06	2 0.03	14 0.24	2 0.03	5 0.16	12 0.18	5 0.08	2 0.03	0 0.00	5 0.08	2 0.03	17 0.26	65
10. 国 立 日	29 0.50	16 0.28	19 0.33	1 0.02	11 0.19	2 0.03	0 0.00	33 0.57	11 0.19	7 0.12	17 0.29	11 0.19	5 0.09	11 0.19	0 0.00	5 0.09	3 0.05	10 0.17	2 0.03	6 0.10	5 0.09	14 0.24	0 0.00	9 0.14	23 0.40	7 0.12	4 0.07	0 0.00	4 0.07	0 0.00	14 0.24	58
11. 昭 福 秋 八	31 0.49	8 0.13	11 0.17	4 0.06	16 0.25	3 0.05	1 0.02	43 0.68	6 0.10	10 0.16	15 0.24	6 0.10	3 0.05	3 0.05	0 0.00	4 0.06	1 0.02	23 0.37	0 0.00	4 0.06	5 0.08	20 0.32	2 0.03	9 0.04	31 0.49	8 0.13	2 0.03	1 0.02	7 0.11	1 0.02	16 0.25	63
12. 西 多 摩	34 0.61	10 0.18	21 0.38	10 0.18	20 0.36	1 0.02	0 0.00	32 0.57	4 0.07	11 0.20	19 0.34	4 0.07	1 0.02	4 0.07	1 0.02	4 0.07	1 0.02	25 0.45	1 0.02	9 0.16	7 0.13	2 0.04	1 0.02	2 0.03	1 0.02	1 0.02	0 0.00	0 0.00	6 0.11	2 0.04	23 0.41	56
a 北	28 0.61	12 0.26	20 0.43	2 0.04	2 0.04	0 0.00	1 0.02	17 0.37	3 0.07	3 0.07	16 0.35	3 0.07	7 0.15	9 0.20	4 0.09	3 0.07	1 0.02	8 0.17	0 0.00	4 0.09	1 0.02	16 0.35	4 0.09	14 0.27	14 0.30	6 0.13	1 0.02	0 0.00	2 0.04	0 0.00	9 0.20	46
b 文 京	24 0.47	13 0.25	16 0.31	3 0.06	5 0.10	1 0.02	0 0.00	23 0.45	2 0.04	5 0.10	15 0.29	2 0.04	3 0.06	5 0.10	0 0.00	1 0.02	0 0.00	5 0.10	0 0.00	1 0.02	0 0.00	20 0.39	3 0.06	14 0.27	15 0.29	6 0.12	5 0.10	0 0.00	3 0.06	1 0.02	4 0.08	51
c 港	25 0.60	12 0.29	17 0.40	3 0.07	7 0.17	1 0.02	1 0.02	23 0.55	3 0.07	3 0.07	9 0.21	3 0.07	2 0.05	5 0.12	1 0.02	3 0.02	0 0.07	13 0.07	0 0.00	1 0.02	1 0.02	18 0.43	4 0.10	13 0.31	16 0.38	6 0.14	3 0.07	0 0.00	2 0.05	0 0.00	8 0.19	42
d 品 川	24 0.55	10 0.23	18 0.41	4 0.09	4 0.09	2 0.05	2 0.05	27 0.61	5 0.11	8 0.18	24 0.55	5 0.11	3 0.07	4 0.09	0 0.00	2 0.05	2 0.05	5 0.11	0 0.00	3 0.07	2 0.05	23 0.52	3 0.07	10 0.22	20 0.45	8 0.18	5 0.11	0 0.00	4 0.09	0 0.00	5 0.11	44
e 大 田	23 0.46	14 0.28	17 0.34	3 0.06	8 0.16	1 0.02	0 0.00	30 0.60	6 0.12	5 0.10	21 0.42	6 0.12	5 0.10	14 0.28	1 0.02	2 0.04	3 0.06	12 0.24	0 0.00	4 0.08	1 0.02	18 0.36	5 0.10	13 0.26	19 0.38	9 0.18	2 0.04	0 0.00	5 0.10	0 0.00	19 0.38	50
合 計 平 均 比 率	464 0.56	184 0.22	290 0.35	79 0.09	132 0.16	28 0.03	23 0.03	451 0.54	78 0.09	87 0.10	300 0.36	78 0.09	59 0.07	123 0.15	27 0.03	47 0.06	32 0.04	188 0.22	8 0.01	64 0.08	29 0.03	283 0.34	58 0.07	194 0.23	272 0.33	127 0.15	63 0.08	8 0.01	83 0.10	13 0.02	201 0.24	835

付表Ⅱ-5 地域別、健康被害内容(Q 2・1) (指摘世帯数分布と地域内比率) (M・A)

被害内容 地 域	大 気 汚 染						悪 臭			騒 音 ・ 振 動						水質汚濁		日照阻害				風 害			世帯数 合 計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓		
1. 江 戸 川	2 0.05	3 0.07	1 0.02	3 0.07	1 0.02	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	4 0.10	0 0.00	0 0.00	2 0.05	2 0.05	0 0.00	0 0.00	5 0.11	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	44 1.00	
2. 江 東	4 0.10	2 0.05	4 0.10	1 0.03	2 0.05	1 0.03	1 0.03	1 0.03	3 0.08	1 0.03	1 0.03	2 0.05	0 0.00	0 0.00	2 0.05	0 0.00	0 0.00	2 0.05	3 0.08	3 0.08	0 0.00	0 0.00	2 0.05	40 1.00	
3. 中 央	6 0.12	6 0.12	7 0.14	8 0.16	4 0.08	0 0.00	5 0.10	0 0.00	1 0.02	2 0.04	5 0.01	1 0.02	4 0.08	4 0.08	1 0.02	0 0.00	0 0.00	6 0.12	1 0.02	1 0.02	1 0.02	0 0.00	0 0.00	51 1.00	
4. 千 代 田	3 0.08	2 0.05	1 0.03	4 0.11	2 0.05	0 0.00	1 0.03	0 0.00	0 0.00	0 0.00	2 0.05	0 0.00	1 0.03	3 0.08	1 0.03	0 0.00	1 0.03	3 0.08	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.03	37 1.00	
5. 新 宿	2 0.05	1 0.03	0 0.00	2 0.03	1 0.03	1 0.03	1 0.03	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.03	0 0.00	1 0.03	2 0.05	0 0.00	0 0.00	2 0.05	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	40 1.00		
6. 中 野	5 0.10	3 0.06	3 0.06	12 0.24	2 0.04	3 0.06	1 0.02	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	1 0.02	0 0.00	1 0.03	4 0.08	0 0.00	3 0.06	0 0.00	0 0.00	2 0.04	49 1.00	
7. 杉 並	0 0.00	1 0.02	0 0.00	4 0.09	2 0.04	0 0.00	1 0.02	1 0.02	0 0.00	0 0.00	1 0.02	2 0.04	2 0.04	2 0.04	1 0.02	1 0.02	0 0.00	5 0.11	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	47 1.00	
8. 武 ・ 三 ・ 調	3 0.06	1 0.02	4 0.08	5 0.10	3 0.04	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	1 0.02	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	2 0.04	0 0.00	0 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	52 1.00	
9. 小 ・ 府 ・ 国	2 0.03	5 0.08	3 0.05	6 0.09	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	1 0.02	0 0.00	0 0.00	2 0.04	0 0.00	0 0.00	1 0.02	2 0.04	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	65 1.00	
10. 国 ・ 立 ・ 日	2 0.03	4 0.07	3 0.05	10 0.17	2 0.03	3 0.06	1 0.02	0 0.00	1 0.02	1 0.02	4 0.07	1 0.02	2 0.03	3 0.05	0 0.00	1 0.02	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	58 1.00	
11. 昭 ・ 福 ・ 秋 ・ 八	2 0.03	4 0.06	1 0.02	2 0.03	1 0.02	0 0.00	0 0.00	2 0.03	2 0.03	0 0.00	3 0.05	1 0.02	2 0.03	2 0.03	1 0.02	0 0.00	0 0.00	2 0.03	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	63 1.00	
12. 西 多 摩	3 0.05	2 0.04	6 0.11	1 0.02	1 0.02	1 0.02	1 0.02	0 0.00	0 0.00	1 0.02	3 0.05	0 0.00	1 0.02	2 0.04	2 0.04	1 0.02	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	56 1.00	
a 北	4 0.09	7 0.15	2 0.04	4 0.09	0 0.00	1 0.02	0 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.05	0 0.00	1 0.02	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	3 0.07	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	46 1.00	
b 文 京	1 0.02	4 0.08	2 0.04	5 0.10	2 0.04	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.02	0 0.00	2 0.04	0 0.00	0 0.00	0 0.00	2 0.04	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	51 1.00	
c 港	1 0.02	4 0.08	2 0.05	3 0.07	2 0.05	2 0.05	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	1 0.00	0 0.00	1 0.02	3 0.07	1 0.02	0 0.00	0 0.00	3 0.07	1 0.02	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	42 1.00	
d 品 川	2 0.05	4 0.09	3 0.07	3 0.07	2 0.05	0 0.00	2 0.05	0 0.00	0 0.00	2 0.05	1 0.02	0 0.00	1 0.02	1 0.02	1 0.02	0 0.00	0 0.00	2 0.05	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	44 1.00	
e 大 田	2 0.04	8 0.16	3 0.06	4 0.08	3 0.06	1 0.02	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	4 0.08	1 0.02	2 0.04	1 0.02	1 0.02	0 0.00	0 0.00	5 0.10	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	50 1.00	
合 計 平均比率	44 0.05	62 0.07	44 0.05	77 0.09	29 0.03	13 0.02	16 0.02	5 0.01	9 0.01	10 0.01	33 0.04	6 0.01	21 0.03	27 0.03	16 0.02	5 0.01	4 0.00	48 0.06	4 0.00	10 0.01	3 0.00	0 0.00	6 0.01	835 1.00	

付表Ⅱ-6 地域別、生活・環境被害内容(Q 2・2) (指摘世帯数分布と地域内比率) (M・A)

被害内容 地 域	大 気 汚 染						悪 臭			騒 音 ・ 振 動				地 盤 沈 下				水 質 汚 濁			日 照 阻 害					電 波	風 害				世帯数 合 計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛
1. 江 戸 川	5 0.11	18 0.41	6 0.14	6 0.14	1 0.02	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	6 0.14	1 0.02	1 0.02	2 0.05	2 0.05	6 0.14	2 0.05	0 0.00	0 0.00	5 0.11	5 0.11	0 0.00	3 0.07	6 0.14	4 0.09	5 0.11	0 0.00	5 0.11	4 0.09	0 0.00	0 0.00	44 1.00
2. 江 東	9 0.23	9 0.23	9 0.23	10 0.25	0 0.00	1 0.03	1 0.03	1 0.03	4 0.10	2 0.05	1 0.03	0 0.00	2 0.05	1 0.03	1 0.03	0 0.00	2 0.05	0 0.00	2 0.05	5 0.13	0 0.00	8 0.20	7 0.18	4 0.10	5 0.13	1 0.03	7 0.18	6 0.15	1 0.03	1 0.03	40 1.00
3. 中 央	11 0.22	11 0.22	12 0.24	20 0.39	0 0.00	0 0.00	0 0.00	2 0.04	1 0.02	7 0.14	1 0.02	2 0.04	1 0.02	1 0.02	3 0.06	1 0.02	0 0.00	0 0.00	4 0.08	0 0.00	0 0.00	23 0.45	14 0.27	11 0.22	11 0.22	1 0.02	14 0.27	7 0.14	0 0.00	0 0.00	51 1.00
4. 千 代 田	5 0.14	10 0.27	5 0.14	13 0.35	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.03	3 0.08	1 0.03	4 0.11	2 0.05	0 0.00	0 0.00	2 0.05	0 0.00	0 0.00	3 0.08	0 0.00	0 0.00	17 0.46	12 0.32	9 0.24	4 0.11	0 0.00	14 0.38	6 0.16	4 0.11	1 0.03	37 1.00
5. 新 宿	7 0.18	5 0.13	3 0.08	9 0.23	0 0.00	1 0.03	1 0.03	0 0.00	0 0.00	9 0.03	1 0.03	0 0.00	3 0.08	1 0.03	1 0.03	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.03	1 0.03	0 0.00	6 0.15	3 0.08	2 0.05	3 0.08	1 0.03	11 0.23	3 0.08	0 0.00	0 0.00	40 1.00
6. 中 野	6 0.12	3 0.06	5 0.10	8 0.16	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	1 0.02	3 0.06	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	7 0.14	6 0.12	6 0.12	5 0.10	1 0.02	9 0.18	6 0.12	2 0.04	2 0.04	49 1.00
7. 杉 並	2 0.04	2 0.04	3 0.06	12 0.26	2 0.04	1 0.02	1 0.02	2 0.04	0 0.00	3 0.06	0 0.00	1 0.02	1 0.02	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	2 0.04	3 0.06	1 0.02	2 0.04	0 0.00	4 0.09	2 0.04	0 0.00	0 0.00	47 1.00
8. 武 ・ 三 ・ 調	5 0.10	6 0.12	4 0.08	5 0.10	0 0.00	0 0.00	2 0.04	1 0.02	1 0.02	4 0.08	2 0.04	2 0.04	0 0.00	0 0.00	2 0.04	1 0.02	0 0.00	0 0.00	2 0.04	0 0.00	0 0.00	1 0.02	3 0.04	2 0.04	2 0.04	2 0.02	1 0.13	7 0.13	7 0.06	3 0.00	52 1.00
9. 小 ・ 府 ・ 国	3 0.05	1 0.02	4 0.06	9 0.14	0 0.00	1 0.02	0 0.00	1 0.02	0 0.00	4 0.06	0 0.00	1 0.02	1 0.02	2 0.03	3 0.05	3 0.05	0 0.00	0 0.00	3 0.05	2 0.03	0 0.00	2 0.03	3 0.05	2 0.03	3 0.05	0 0.00	5 0.08	4 0.06	1 0.02	1 0.02	65 1.00
10. 国 ・ 立 ・ 日	5 0.09	4 0.07	5 0.09	14 0.24	0 0.00	2 0.03	0 0.00	0 0.00	0 0.00	6 0.10	1 0.02	0 0.00	1 0.02	4 0.07	5 0.09	0 0.00	0 0.00	0 0.00	3 0.05	3 0.05	0 0.00	5 0.09	2 0.03	7 0.12	3 0.05	1 0.02	7 0.12	3 0.05	1 0.02	0 0.00	58 1.00
11. 昭 ・ 福 ・ 秋 ・ 八	5 0.08	2 0.03	4 0.06	7 0.11	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	10 0.16	1 0.02	0 0.00	2 0.03	1 0.02	3 0.05	0 0.00	0 0.00	1 0.02	3 0.05	1 0.02	0 0.00	4 0.06	3 0.05	4 0.06	2 0.03	2 0.03	7 0.11	3 0.05	1 0.02	0 0.00	63 1.00
12. 西 多 摩	3 0.05	13 0.23	17 0.30	8 0.14	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	11 0.20	3 0.05	0 0.00	1 0.02	0 0.00	3 0.05	1 0.02	0 0.00	1 0.02	4 0.07	3 0.05	1 0.02	1 0.02	1 0.02	2 0.04	1 0.02	0 0.00	1 0.02	3 0.05	2 0.04	1 0.02	56 1.00
a 北	6 0.13	10 0.22	7 0.15	8 0.17	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	3 0.07	1 0.02	3 0.07	4 0.09	0 0.00	2 0.04	0 0.00	1 0.02	0 0.00	1 0.02	2 0.04	1 0.02	10 0.22	7 0.15	1 0.02	6 0.13	2 0.04	5 0.11	2 0.04	0 0.00	0 0.00	46 1.00
b 文 京	5 0.12	10 0.22	3 0.06	6 0.18	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	5 0.10	0 0.00	0 0.00	1 0.02	2 0.04	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	10 0.20	10 0.20	5 0.10	7 0.14	2 0.04	6 0.18	3 0.06	2 0.04	0 0.00	51 1.00
c 港	5 0.12	4 0.20	4 0.10	12 0.29	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	3 0.07	0 0.00	1 0.02	1 0.02	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	10 0.24	7 0.17	5 0.12	4 0.10	0 0.00	6 0.14	1 0.02	1 0.02	0 0.00	42 1.00
d 品 川	3 0.07	5 0.10	4 0.09	12 0.27	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	1 0.02	8 0.18	0 0.00	1 0.02	0 0.00	2 0.05	2 0.04	0 0.00	0 0.00	0 0.00	3 0.07	0 0.00	0 0.00	6 0.14	1 0.02	0 0.00	4 0.09	1 0.02	8 0.18	4 0.09	0 0.00	0 0.00	44 1.00
e 大 田	8 0.16	7 0.11	7 0.14	11 0.22	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	5 0.10	0 0.00	2 0.04	4 0.08	0 0.00	2 0.04	0 0.00	0 0.00	0 0.00	3 0.06	0 0.00	1 0.02	7 0.14	6 0.12	3 0.06	7 0.14	2 0.04	8 0.16	4 0.08	1 0.02	0 0.00	50 1.00
合 計 平 均 比 率	93 0.11	120 0.14	102 0.12	170 0.20	4 0.00	8 0.01	7 0.01	8 0.01	11 0.01	84 0.10	13 0.02	18 0.02	29 0.03	16 0.02	37 0.04	10 0.01	3 0.00	2 0.00	40 0.05	23 0.03	3 0.00	122 0.55	94 0.11	68 0.08	74 0.09	15 0.02	124 0.15	68 0.08	19 0.02	6 0.01	835 1.00

付表Ⅱ－7 地域別、財産被害内容（Q23）（指摘世帯数分布と地域内比率）（M・A）

被害内容 地域	大気汚染				振動						地盤沈下				水質汚濁				風害		世帯数 合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	
1. 江戸川	5 0.11	1 0.02	0 0.00	0 0.00	2 0.05	7 0.16	0 0.00	2 0.05	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	44 1.00
2. 江東	8 0.20	3 0.08	0 0.00	0 0.00	1 0.03	8 0.20	1 0.03	3 0.08	1 0.03	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.03	40 1.00
3. 中代央	7 0.14	5 0.10	1 0.02	0 0.00	6 0.12	16 0.31	1 0.02	5 0.10	1 0.02	0 0.00	5 0.10	2 0.04	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	51 1.00
4. 千田	8 0.22	0 0.00	1 0.03	0 0.00	4 0.11	8 0.22	0 0.00	5 0.14	1 0.03	0 0.00	2 0.05	1 0.03	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.03	1 0.03	37 1.00
5. 新宿	2 0.05	0 0.00	1 0.03	0 0.00	2 0.04	2 0.05	0 0.00	3 0.08	0 0.00	0 0.00	2 0.05	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	40 1.00
6. 中野	1 0.02	1 0.02	0 0.00	1 0.02	2 0.00	5 0.10	0 0.00	2 0.04	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	1 0.02	1 0.02	1 0.02	49 1.00
7. 杉並	3 0.06	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	4 0.09	1 0.02	1 0.02	0 0.00	0 0.00	1 0.02	1 0.02	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	47 1.00
8. 武・三・国	2 0.04	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	4 0.08	0 0.00	1 0.02	0 0.00	1 0.02	2 0.04	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.02	1 0.02	1 0.02	52 1.00
9. 小・府・国	3 0.05	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	2 0.03	1 0.02	3 0.05	0 0.00	2 0.03	1 0.02	0 0.00	0 0.00	1 0.02	2 0.03	0 0.00	0 0.00	0 0.00	2 0.03	1 0.00	65 1.00
10. 国・立・日	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	5 0.09	0 0.00	4 0.07	0 0.00	2 0.03	0 0.00	1 0.02	2 0.03	0 0.00	2 0.03	1 0.02	1 0.02	1 0.02	0 0.00	0 0.00	58 1.00
11. 昭・福・秋・八	4 0.06	1 0.02	0 0.00	1 0.02	0 0.00	2 0.03	1 0.02	2 0.03	0 0.00	1 0.02	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	6 0.10	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	63 1.00
12. 西多摩	10 0.18	0 0.00	1 0.02	0 0.00	1 0.02	3 0.05	0 0.00	1 0.02	1 0.02	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	3 0.05	1 0.02	2 0.04	0 0.00	2 0.04	0 0.00	56 1.00
a 北	2 0.04	0 0.00	0 0.00	0 0.00	4 0.09	7 0.15	1 0.02	2 0.04	1 0.02	1 0.02	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	46 1.00
b 文京	3 0.06	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	3 0.06	1 0.02	2 0.04	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	51 1.00
c 港	3 0.07	1 0.02	0 0.00	1 0.02	3 0.07	2 0.05	0 0.00	3 0.07	0 0.00	0 0.00	2 0.05	0 0.00	1 0.02	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	42 1.00
d 品川	2 0.05	2 0.05	1 0.02	0 0.00	0 0.00	3 0.07	0 0.00	2 0.05	0 0.00	0 0.00	2 0.06	1 0.02	0 0.00	1 0.02	2 0.05	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	44 1.00
e 大田	3 0.06	1 0.02	0 0.00	1 0.02	1 0.02	10 0.20	4 0.08	6 0.12	1 0.02	3 0.06	3 0.06	1 0.02	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	50 1.00
合計 平均比率	67 0.08	15 0.02	6 0.01	4 0.00	27 0.03	91 0.11	11 0.01	47 0.06	6 0.01	10 0.01	25 0.03	7 0.01	3 0.00	3 0.00	21 0.03	2 0.00	4 0.00	2 0.00	8 0.01	6 0.01	835 1.00

付表Ⅱ－8 地域別、公害被害による不都合や出費内容（Q3）
（指摘世帯数分布と地域内比率）（M・A）

	不 不 合 や 出 費 の 項 目															世帯数 合 計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	
1. 江 戸 川	6 0.14	12 0.27	0 0.00	4 0.09	3 0.07	1 0.02	2 0.05	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	3 0.07	0 0.00	44 1.00
2. 江 東	4 0.10	11 0.28	1 0.02	5 0.13	2 0.05	1 0.02	0 0.00	3 0.08	0 0.00	2 0.05	1 0.02	0 0.00	0 0.00	3 0.08	0 0.00	40 1.00
3. 中 央	8 0.17	14 0.27	4 0.08	7 0.14	8 0.17	4 0.08	2 0.04	2 0.04	0 0.00	1 0.01	1 0.02	1 0.02	0 0.00	8 0.17	0 0.00	51 1.00
4. 千 代 田	7 0.19	13 0.35	4 0.11	11 0.30	4 0.11	0 0.00	1 0.02	1 0.02	1 0.02	1 0.02	0 0.00	0 0.00	1 0.02	5 0.14	0 0.00	37 1.00
5. 新 宿	5 0.13	5 0.13	0 0.00	6 0.15	1 0.02	1 0.02	2 0.05	5 0.13	1 0.02	4 0.01	0 0.00	0 0.00	0 0.00	5 0.13	1 0.02	40 1.00
6. 中 野	4 0.08	5 0.10	2 0.04	6 0.12	3 0.06	0 0.00	2 0.04	1 0.02	0 0.00	3 0.06	0 0.00	0 0.00	0 0.00	4 0.08	0 0.00	49 1.00
7. 杉 並	2 0.04	7 0.15	0 0.00	4 0.08	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	2 0.04	47 1.00
8. 武 三 調	7 0.13	9 0.17	1 0.02	4 0.08	1 0.02	2 0.04	0 0.00	1 0.02	0 0.00	3 0.06	2 0.04	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	52 1.00
9. 小 府 国	6 0.09	5 0.08	0 0.00	0 0.00	2 0.03	1 0.02	0 0.00	2 0.03	0 0.00	2 0.03	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	65 1.00
10. 国 立 日	4 0.07	6 0.10	0 0.00	1 0.02	4 0.07	1 0.02	3 0.05	3 0.05	0 0.00	2 0.03	0 0.00	2 0.03	0 0.00	3 0.05	4 0.07	58 1.00
11. 昭 福 秋 八	2 0.03	14 0.22	1 0.02	3 0.05	2 0.03	1 0.02	2 0.03	1 0.02	2 0.03	1 0.02	1 0.02	1 0.02	1 0.02	2 0.03	0 0.00	63 1.00
12. 西 多 摩	9 0.16	15 0.27	3 0.05	2 0.04	3 0.05	2 0.04	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	2 0.04	0 0.00	2 0.04	1 0.02	1 0.02	56 1.00
a 北	8 0.17	8 0.17	0 0.00	2 0.04	4 0.09	0 0.00	3 0.07	1 0.02	0 0.00	2 0.04	0 0.00	0 0.00	0 0.00	2 0.04	1 0.02	46 1.00
b 文 京	5 0.10	6 0.12	0 0.00	4 0.08	2 0.04	1 0.02	2 0.04	3 0.06	1 0.02	3 0.06	2 0.04	2 0.04	1 0.02	4 0.08	0 0.00	51 1.00
c 港	7 0.17	6 0.14	1 0.02	3 0.07	3 0.07	2 0.05	1 0.02	2 0.05	0 0.00	4 0.10	1 0.02	0 0.01	1 0.02	2 0.05	1 0.02	42 1.00
d 品 川	1 0.02	4 0.09	0 0.00	1 0.02	2 0.05	0 0.00	2 0.05	2 0.05	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	2 0.05	0 0.00	44 1.00
e 大 田	6 0.12	10 0.20	1 0.02	3 0.06	2 0.04	0 0.00	0 0.00	2 0.04	1 0.02	4 0.08	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	50 1.00
合 計	91	150	18	66	46	17	23	29	6	34	10	7	7	44	12	835
平 均 比 率	0.11	0.18	0.02	0.08	0.06	0.02	0.03	0.03	0.01	0.04	0.01	0.01	0.01	0.05	0.01	1.00

付表Ⅱ－９ 地域別、公害被害に対する対応行動内容（Ｑ４）
（指摘世帯数分布と地域内比率）（Ｍ・Ａ）

地 域	公害被害に対する対応行動											被害世帯数計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
1. 江 戸 川	8 0.31	5 0.19	4 0.15	2 0.08	3 0.12	4 0.15	3 0.12	2 0.08	5 0.19	2 0.08	1 0.04	26 1.00
2. 江 東	5 0.17	3 0.10	2 0.07	0 0.00	0 0.00	2 0.07	0 0.00	1 0.03	3 0.10	1 0.03	3 0.10	29 1.00
3. 中 央	8 0.20	8 0.20	1 0.02	0 0.00	0 0.00	2 0.04	0 0.00	1 0.02	4 0.10	1 0.02	4 0.10	41 1.00
4. 千 代 田	10 0.33	7 0.23	3 0.10	4 0.13	2 0.07	1 0.03	3 0.10	1 0.03	2 0.07	2 0.07	3 0.10	30 1.00
5. 新 宿	7 0.24	2 0.07	3 0.10	0 0.00	1 0.03	1 0.03	1 0.03	1 0.03	6 0.21	0 0.00	2 0.07	29 1.00
6. 中 野	6 0.19	5 0.16	2 0.06	1 0.03	0 0.00	0 0.00	2 0.06	2 0.06	4 0.14	1 0.03	3 0.10	31 1.00
7. 杉 並	6 0.23	2 0.08	2 0.08	0 0.00	1 0.04	1 0.04	2 0.08	1 0.04	5 0.19	1 0.08	0 0.00	26 1.00
8. 武・三・調	4 0.15	3 0.12	2 0.08	3 0.12	0 0.00	0 0.00	5 0.19	2 0.06	3 0.12	0 0.00	2 0.08	26 1.00
9. 小・府・国	6 0.16	4 0.11	5 0.14	4 0.11	2 0.05	1 0.03	1 0.03	1 0.04	5 0.14	0 0.00	0 0.00	37 1.00
10. 国・立・日	8 0.24	7 0.21	5 0.15	3 0.09	4 0.12	0 0.00	4 0.12	3 0.09	2 0.06	2 0.06	1 0.03	33 1.00
11. 昭・福・秋・八	2 0.06	2 0.06	2 0.06	4 0.12	2 0.06	1 0.03	4 0.12	0 0.00	3 0.12	1 0.03	2 0.06	33 1.00
12. 西 多 摩	7 0.22	9 0.28	5 0.16	7 0.22	6 0.19	1 0.03	7 0.22	5 0.16	5 0.16	5 0.16	3 0.09	32 1.00
a 北	5 0.15	4 0.12	4 0.12	3 0.09	3 0.09	0 0.00	2 0.06	0 0.00	4 0.12	0 0.00	2 0.06	34 1.00
b 文 京	6 0.19	11 0.34	0 0.00	1 0.03	0 0.00	0 0.00	2 0.06	1 0.03	7 0.22	2 0.06	2 0.06	32 1.00
c 港	5 0.17	1 0.03	2 0.06	3 0.09	1 0.03	0 0.00	4 0.13	1 0.03	4 0.13	0 0.00	1 0.03	30 1.00
d 品 川	5 0.16	5 0.16	4 0.13	1 0.03	0 0.00	1 0.03	1 0.03	1 0.03	4 0.13	1 0.03	0 0.00	31 1.00
e 大 田	7 0.21	5 0.15	2 0.06	3 0.09	1 0.03	0 0.00	1 0.03	1 0.03	4 0.12	1 0.03	2 0.06	34 1.00
合 計 平均比率	105 0.21	83 0.17	48 0.10	39 0.08	26 0.05	15 0.03	42 0.08	24 0.05	70 0.14	20 0.04	31 0.06	503 1.00

付表Ⅱ－10 地域別、周辺環境・施設の存在状況（Ｑ７）
（指摘世帯数分布と地域内比率）（Ｍ・Ａ）

地 域	周 辺 環 境 ・ 施 設									世帯数 合 計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
1. 江 戸 川	7 0.16	31 0.70	26 0.34	2 0.05	14 0.32	0 0.00	0 0.00	1 0.02	3 0.07	44 1.00
2. 江 東	12 0.30	28 0.70	32 0.80	3 0.08	1 0.03	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.03	40 1.00
3. 中 央	16 0.31	39 0.76	30 0.59	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	1 0.02	51 1.00
4. 千 代 田	12 0.32	26 0.70	17 0.46	2 0.05	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.03	1 0.03	37 1.00
5. 新 宿	17 0.43	26 0.65	11 0.28	2 0.05	1 0.03	1 0.03	1 0.03	2 0.05	3 0.08	40 1.00
6. 中 野	5 0.10	39 0.80	17 0.35	2 0.05	1 0.02	0 0.00	1 0.02	0 0.00	2 0.04	49 1.00
7. 杉 並	12 0.26	31 0.66	16 0.34	4 0.09	14 0.30	6 0.13	0 0.00	3 0.06	1 0.02	47 1.00
8. 武・三・調	15 0.29	27 0.52	8 0.15	4 0.08	27 0.52	12 0.23	1 0.02	6 0.10	7 0.13	52 1.00
9. 小・府・国	18 0.28	38 0.58	12 0.18	4 0.06	32 0.49	25 0.38	9 0.14	3 0.05	4 0.06	65 1.00
10. 国・立・日	13 0.22	43 0.74	16 0.28	2 0.03	36 0.62	13 0.22	7 0.12	2 0.03	3 0.05	58 1.00
11. 昭・福・秋・八	11 0.17	42 0.67	19 0.30	2 0.03	38 0.60	22 0.35	4 0.06	4 0.06	1 0.02	63 1.00
12. 西 多 摩	1 0.02	12 0.21	38 0.68	2 0.04	40 0.71	21 0.38	37 0.66	0 0.00	2 0.04	56 1.00
a 北	20 0.43	27 0.59	11 0.24	3 0.07	0 0.00	0 0.00	1 0.02	5 0.11	1 0.02	46 1.00
b 文 京	25 0.49	37 0.73	3 0.06	5 0.10	1 0.02	2 0.04	2 0.04	0 0.00	1 0.02	51 1.00
c 港	15 0.36	31 0.76	9 0.21	5 0.12	0 0.00	3 0.07	1 0.02	3 0.07	1 0.02	42 1.00
d 品 川	10 0.23	33 0.75	6 0.14	4 0.09	0 0.00	2 0.02	3 0.05	3 0.07	0 0.00	44 1.00
e 大 田	13 0.26	27 0.54	10 0.20	6 0.12	6 0.12	1 0.02	0 0.00	8 0.16	2 0.04	50 1.00
合 計 平均比率	222 0.27	537 0.64	281 0.34	52 0.06	211 0.25	107 0.13	66 0.08	41 0.05	34 0.04	835 1.00

付表Ⅱ-11 地域別、周辺の交通・運輸施設存在状況（Q8）
（指摘世帯数分布と地域内比率）（M・A）

地 域	周 辺 の 交 通 ・ 運 輸 施 設											世帯数
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
1. 江 戸 川	4 0.09	4 0.09	13 0.30	2 0.05	1 0.02	11 0.25	1 0.02	4 0.09	11 0.25	2 0.05	4 0.09	44 1.00
2. 江 東	7 0.18	3 0.08	12 0.30	2 0.05	3 0.08	13 0.33	0 0.00	2 0.05	6 0.15	3 0.08	4 0.10	40 1.00
3. 中 央	5 0.10	4 0.08	24 0.47	0 0.00	5 0.10	22 0.43	0 0.00	2 0.04	4 0.08	4 0.08	8 0.16	51 1.00
4. 千 代 田	5 0.14	14 0.38	15 0.41	5 0.14	4 0.11	14 0.38	0 0.00	5 0.14	5 0.14	0 0.00	2 0.05	37 1.00
5. 新 宿	0 0.00	8 0.20	13 0.33	4 0.10	0 0.00	5 0.13	2 0.05	1 0.03	9 0.23	6 0.15	3 0.08	40 1.00
6. 中 野	0 0.00	9 0.18	8 0.16	2 0.04	0 0.00	3 0.06	2 0.04	1 0.02	14 0.29	1 0.02	13 0.27	49 1.00
7. 杉 並	1 0.02	10 0.21	14 0.30	5 0.11	0 0.00	7 0.15	1 0.02	4 0.09	15 0.32	4 0.09	3 0.06	47 1.00
8 武・三・調	2 0.04	6 0.12	9 0.17	6 0.14	2 0.04	9 0.17	3 0.06	4 0.08	13 0.25	2 0.04	11 0.21	52 1.00
9. 小・府・国	0 0.00	6 0.09	17 0.30	7 0.11	0 0.00	10 0.15	3 0.05	3 0.05	22 0.34	2 0.03	12 0.18	65 1.00
10. 国・立・日	0 0.00	3 0.05	19 0.33	8 0.14	2 0.03	8 0.14	9 0.16	3 0.05	17 0.29	5 0.09	7 0.12	58 1.00
11. 昭・福・秋・八	0 0.00	3 0.05	18 0.29	9 0.14	1 0.02	11 0.17	11 0.17	0 0.03	19 0.30	2 0.03	7 0.11	63 1.00
12. 西 多 摩	0 0.00	11 0.20	23 0.41	9 0.14	0 0.00	7 0.13	5 0.09	5 0.09	13 0.23	0 0.00	8 0.14	56 1.00
a 北	0 0.00	4 0.08	16 0.35	6 0.13	0 0.00	9 0.20	3 0.07	1 0.02	14 0.30	7 0.15	5 0.11	46 1.00
b 文 京	2 0.04	8 0.16	15 0.29	0 0.00	3 0.06	15 0.29	0 0.00	1 0.02	14 0.27	2 0.04	10 0.20	51 1.00
c 港	9 0.21	11 0.26	13 0.31	0 0.00	3 0.07	9 0.20	0 0.00	0 0.00	9 0.21	5 0.12	7 0.17	42 1.00
d 品 川	0 0.00	8 0.18	11 0.25	9 0.20	2 0.05	9 0.20	7 0.16	1 0.02	9 0.20	1 0.02	4 0.09	44 1.00
e 大 田	0 0.00	9 0.18	16 0.32	8 0.16	1 0.02	12 0.24	7 0.14	3 0.06	17 0.34	3 0.06	2 0.04	50 1.00
合 計	35	121	256	82	27	174	54	40	211	49	110	835
平 均 比 率	0.04	0.14	0.31	0.10	0.03	0.21	0.06	0.05	0.25	0.06	0.13	1.00

付表Ⅱ-12 地域別、周辺環境別、公害・環境悪化被害（指摘世帯数）

地域	環境 被害	Q 6 , ① + ②							Q 6 , ③ ~ ⑧ + ⑪ + ⑫							Q 6 , ⑨ + ⑩						
		大気汚染		騒音・振動		日照阻害			大気汚染		騒音・振動		日照阻害			大気汚染		騒音・振動		日照阻害		
		+	-	+	-	+	-		+	-	+	-	+	-		+	-	+	-	+	-	
1. 江 戸 川		7	14	7	14	4	17	21	10	11	6	15	9	12	21	1	1	1	1	0	2	2
2. 江 東		3	3	1	5	2	4	6	21	13	12	22	13	21	34	0	0	0	0	0	0	0
3. 中 央		7	11	5	13	11	7	18	23	10	16	17	18	15	33	0	0	0	0	0	0	0
4. 千 代 田		7	4	4	7	6	5	11	14	12	13	13	14	12	26	0	0	0	0	0	0	0
5. 新 宿		11	15	3	23	6	20	26	7	7	4	10	3	11	14	0	0	0	0	0	0	0
6. 中 野		16	22	7	31	10	28	38	7	4	2	9	5	6	11	0	0	0	0	0	0	0
7. 杉 並		12	24	5	31	5	31	36	7	4	3	8	4	7	11	0	0	0	0	0	0	0
8. 武 ・ 三 ・ 圃		9	24	5	28	3	30	33	6	12	4	14	2	16	18	0	1	0	1	0	1	1
9. 小 ・ 国 ・ 府		13	29	4	38	2	40	42	5	15	5	15	3	17	20	2	1	2	1	1	2	3
10. 立 ・ 国 ・ 日		16	25	10	31	8	33	41	6	7	4	9	2	11	13	2	2	2	2	0	4	4
11. 昭 ・ 福 ・ 秋 ・ 八		10	36	11	35	7	39	46	6	7	5	8	3	10	13	0	4	0	4	0	4	4
12. 西 多 摩		8	4	2	10	0	12	12	3	2	1	4	0	5	5	16	23	31	8	11	28	39
a 北		13	7	8	12	7	13	20	11	15	4	22	8	18	26	0	0	0	0	0	0	0
b 文 京		10	21	4	27	7	24	31	11	9	9	11	7	13	20	0	0	0	0	0	0	0
c 港		13	10	3	20	9	14	23	11	8	12	7	14	5	19	0	0	0	0	0	0	0
d 品 川		4	11	3	12	1	14	15	16	13	14	15	10	19	29	0	0	0	0	0	0	0
e 大 田		15	15	14	16	7	23	30	9	11	6	14	7	13	20	0	0	0	0	0	0	0
合 計		174	275	96	353	95	354	449	173	160	120	213	122	211	333	21	32	36	17	12	41	53
平均比率		0.39	0.61	0.21	0.79	0.21	0.79	1.00	0.52	0.48	0.36	0.64	0.37	0.63	1.00	0.40	0.60	0.68	0.32	0.23	0.77	1.00

付表Ⅱ-13 地域別，水環境存在別，水質汚濁被害
(指摘世帯数)

地 域	水環境 被 害			Q 7, 他		
	Q 7, ③+④		計	水質汚濁		計
	+	-		+	-	
1. 江 戸 川	7	19	26	3	15	18
2. 江 東	5	28	33	1	6	7
3. 中 央	2	27	29	2	20	22
4. 千 代 田	2	17	19	1	17	18
5. 新 宿	1	11	12	1	27	28
6. 中 野	2	17	19	1	29	30
7. 杉 並	0	19	19	3	25	28
8. 武・三・調	3	8	11	2	39	41
9. 小・国・府	3	9	12	4	49	53
10. 立・国・日	4	14	18	0	40	40
11. 昭・福・秋・八	3	17	20	7	36	43
12. 西 多 摩	8	30	38	4	14	18
a 北	2	9	11	3	32	35
b 文 京	0	8	8	1	42	43
c 港	0	13	13	2	27	29
d 品 川	2	8	10	3	31	34
e 大 田	1	15	16	3	31	34
合 計	45	269	314	41	480	521
平 均 比 率	0.14	0.86	1.00	0.08	0.92	1.00

付表Ⅱ-14 地域別，交通・運輸施設存在状況別，公害被害(指摘世帯数)

地 域	施 設 被 害			Q 8, ①+③+⑤+⑥			Q 8, ④+⑦+⑪			Q 8, ①~⑧			Q 8, ⑨~⑫		
	大気汚染		計	大気汚染		計	騒音・振動		計	騒音・振動		計	騒音・振動		計
	+	-		+	-		+	-		+	-		+	-	
1. 江 戸 川	13	13	26	4	14	18	9	18	27	5	12	17			
2. 江 東	13	10	23	11	6	17	7	16	23	6	11	17			
3. 中 央	20	12	32	10	9	19	15	18	33	6	12	18			
4. 千 代 田	16	12	28	5	4	9	15	14	29	2	6	8			
5. 新 宿	10	11	21	4	15	19	4	20	24	3	13	16			
6. 中 野	11	6	17	12	20	32	5	16	21	4	24	28			
7. 杉 並	9	17	26	10	11	21	4	24	28	4	15	19			
8. 武・三・調	9	9	18	6	28	34	7	18	25	2	25	27			
9. 小・国・府	12	14	26	8	31	39	7	22	29	4	32	36			
10. 立・国・日	15	13	28	9	21	30	16	15	31	7	20	27			
11. 昭・福・秋・八	11	18	29	5	29	34	12	23	35	4	24	28			
12. 西 多 摩	20	15	35	3	18	21	11	24	35	3	18	21			
a 北	13	7	20	11	15	26	9	16	25	3	18	21			
b 文 京	13	11	24	8	19	27	10	14	24	3	24	27			
c 港	10	10	27	7	8	15	8	19	27	2	13	15			
d 品 川	13	13	26	7	11	18	15	16	31	2	11	13			
e 大 田	14	13	27	10	13	23	16	15	31	3	16	19			
合 計	229	204	433	130	272	402	170	308	478	63	294	357			
平 均 比 率	0.53	0.47	1.00	0.32	0.68	1.00	0.36	0.64	1.00	0.18	0.82	1.00			

付表Ⅱ-15 地域の公害・環境悪化の概況と現実の被害の指摘との相関構造（組合わせ別世帯数分布）

公害種類		大気汚染										騒音										振動									
地域	環境	Q 8, ①+②+③+⑤+⑥					Q 8, ④+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪					Q 8, ①~⑥					Q 8, ⑨~⑪					Q 8, ①~⑧					Q 8, ⑨~⑪				
	Q 1																														
	Q 2																														
		+	+	-	-		+	+	-	-		+	+	-	-		+	+	-	-		+	+	-	-		+	+	-	-	
		+	-	+	-		+	-	+	-		+	-	+	-		+	-	+	-		+	-	+	-		+	-	+	-	
1. 江戸川		13	5	0	8	26	4	2	0	12	18	7	14	0	6	27	3	7	0	7	17	4	11	1	11	27	2	2	1	12	17
2. 江東		11	3	2	7	23	7	1	4	5	17	4	7	0	12	23	2	6	0	9	17	6	7	0	10	23	5	2	1	9	17
3. 中央		17	5	3	7	32	5	2	5	7	19	9	17	1	6	33	2	5	1	10	18	14	8	1	10	33	3	4	3	8	18
4. 千代田		16	6	1	6	29	3	1	1	3	8	5	17	0	7	29	2	2	0	4	8	11	10	1	7	29	1	1	1	5	8
5. 新宿		9	6	3	6	24	5	5	1	5	16	2	12	0	10	24	0	5	1	10	16	3	6	1	14	24	2	1	1	12	16
6. 中野		9	3	2	3	17	12	6	0	14	32	2	12	1	6	21	1	9	0	18	28	4	3	0	14	21	2	4	1	21	28
7. 杉並		8	11	2	4	25	10	5	0	7	22	2	12	0	14	28	2	4	0	13	19	4	10	0	14	28	3	2	1	13	19
8. 武・三・調		6	5	2	4	17	6	6	1	22	35	3	13	0	8	24	1	7	1	19	28	5	5	0	14	24	0	4	2	22	28
9. 小・府・国		11	5	1	9	26	8	8	0	23	39	4	12	1	12	29	2	9	0	25	36	5	8	1	15	29	1	2	3	30	36
10. 国・立・日		14	4	0	9	27	8	3	2	18	31	6	17	0	10	33	5	5	0	15	25	5	8	3	17	33	4	0	1	20	25
11. 昭・福・秋・八		11	11	0	7	29	4	5	1	24	34	10	20	0	6	36	4	9	0	14	27	6	8	3	19	36	0	1	3	23	27
12. 西多摩		16	8	2	7	33	4	6	1	12	23	11	17	1	7	36	0	4	1	15	20	3	16	2	15	36	0	0	1	19	20
a 北		13	2	0	5	20	8	5	3	10	26	4	9	0	12	25	1	3	0	17	21	8	4	1	12	25	2	2	1	16	21
b 文京		10	6	3	5	24	6	2	2	17	27	5	11	0	8	24	1	6	1	19	27	6	5	2	11	24	1	3	0	23	27
c 港		13	5	4	5	27	6	1	1	7	15	3	14	2	8	27	2	4	0	9	15	5	4	1	17	27	0	0	2	13	15
d 品川		12	8	1	5	26	4	0	3	11	18	8	15	1	7	31	2	2	0	9	13	9	2	12	8	31	0	3	1	9	13
e 大田		9	8	5	5	27	5	2	5	11	23	9	14	1	7	31	1	6	0	12	19	13	5	2	11	31	0	3	1	15	19
合計		198	101	31	102	432	105	60	30	208	403	94	233	8	146	481	31	93	5	225	354	111	120	31	219	481	26	34	24	270	354
平均比率		0.46	0.23	0.07	0.24	1.00	0.26	0.15	0.07	0.52	1.00	0.20	0.48	0.02	0.30	1.00	0.09	0.26	0.01	0.64	1.00	0.23	0.25	0.06	0.46	1.00	0.07	0.10	0.07	0.76	1.00

付表Ⅱ-15 地域の公害・環境悪化の概況と現実の被害との相関構造 (組合わせ別世帯数分布)

地 域	種類		悪 臭				地 盤 沈 下				水 質 汚 濁				日 照 阻 害				電 波 障 害				風 害				世帯計
	Q1	Q2	+	+	-	-	+	+	-	-	+	+	-	-	+	+	-	-	+	+	-	-	+	+	-	-	
			+	-	+	-	+	-	+	-	+	-	+	-	+	-	+	-	+	-	+	-	+	-	+	-	
1. 江 戸 川			1	9	1	33	3	5	5	31	9	15	1	19	10	4	3	27	4	6	1	33	0	2	4	38	44
2. 江 東			5	7	3	25	1	8	1	30	6	14	0	20	13	1	2	24	7	7	1	25	1	3	6	30	40
3. 中 央			3	5	5	38	2	0	6	43	0	12	0	35	23	5	6	17	13	13	2	23	3	10	4	34	51
4. 千 代 田			2	8	0	27	1	0	3	33	2	6	1	28	19	1	2	15	14	11	0	12	3	3	8	23	37
5. 新 宿			1	2	1	36	0	0	3	37	2	2	0	36	6	9	3	22	10	9	1	20	2	1	1	36	40
6. 中 野			0	1	1	47	0	0	2	47	0	6	3	40	13	8	2	26	9	7	0	33	2	3	4	40	49
7. 杉 並			0	11	2	44	0	0	3	44	1	4	1	41	6	9	3	29	4	3	0	40	0	1	2	44	47
8. 武 三 園			1	15	2	44	0	0	4	48	3	2	2	45	4	8	1	39	6	11	1	34	2	3	6	41	52
9. 小 府 園			0	9	1	55	0	0	5	60	4	9	3	49	5	8	1	51	5	7	0	53	2	0	3	60	65
10. 国 立 日			2	9	0	47	0	0	5	53	4	6	0	48	9	5	1	43	7	16	0	35	1	3	3	51	58
11. 昭 福 秋 八			2	14	1	46	0	0	4	59	6	0	4	53	8	12	2	41	8	23	0	32	0	1	8	54	63
12. 西 多 摩			1	20	0	35	0	1	5	50	10	16	2	28	1	1	2	52	0	1	1	54	0	0	7	49	56
a 北			0	2	1	43	0	2	1	41	4	3	1	38	10	6	5	25	6	8	0	32	0	1	3	42	46
b 文 京			0	5	1	45	0	0	1	50	1	4	0	46	15	5	0	31	4	11	2	34	3	2	1	45	51
c 港			0	7	2	33	1	0	2	39	0	3	2	37	13	5	1	23	6	10	0	26	1	2	1	38	42
d 品 川			1	3	2	39	0	0	3	41	3	2	2	37	10	13	1	20	6	14	2	22	1	4	4	35	44
e 大 田			1	7	0	42	1	0	3	46	3	9	1	37	13	5	2	30	9	10	0	31	1	1	4	44	50
合 計			20	134	23	678	11	16	56	752	58	113	27	637	178	115	37	515	118	167	11	539	22	40	69	704	835
平 均 比 率			0.02	0.16	0.03	0.81	0.01	0.02	0.07	0.90	0.07	0.14	0.03	0.76	0.21	0.14	0.04	0.62	0.14	0.20	0.01	0.65	0.03	0.05	0.08	0.84	1.00

付表Ⅱ-16 公害・環境悪化の種類別被害内容特性（健康被害・生活被害・財産被害の世帯内相関）

種 類 Q 2.1 Q 2.2 Q 2.3 地 域	大 気 汚 染								騒 音				振 動								日 照 阻 害				世 帯 計
	+	+	+	+	-	-	-	-	+	+	-	-	+	+	+	+	-	-	-	-	+	+	-	-	
	+	+	-	-	+	+	-	-	+	-	+	-	+	+	-	-	+	+	-	-	+	-	+	-	
	+	-	+	-	+	-	+	-	／	／	／	／	+	-	+	-	+	-	+	-	／	／	／	／	
1. 江 戸 川	2	3	1	2	3	6	0	27	2	3	4	35	1	1	0	3	2	0	5	32	2	3	8	31	44
2. 江 東	3	3	0	2	5	11	0	16	2	3	1	34	0	0	1	3	2	1	5	28	5	0	10	25	40
3. 中 央	6	5	1	3	4	10	0	22	5	5	2	39	2	1	5	2	1	0	9	31	5	1	23	22	51
4. 千 代 田	2	2	2	1	3	10	1	16	0	4	3	30	2	0	1	1	3	1	7	22	2	1	18	16	37
5. 新 宿	2	2	0	2	1	11	0	22	1	2	0	37	1	1	0	1	0	2	2	33	1	1	7	31	40
6. 中 野	2	10	0	6	0	4	1	26	1	1	2	45	0	0	0	3	1	0	4	41	5	2	8	34	49
7. 杉 並	0	5	0	2	3	8	1	28	2	2	1	42	0	0	1	3	2	0	2	39	3	2	4	38	47
8. 武 ・ 三 ・ 鷗	1	4	0	2	1	7	0	36	1	0	4	47	0	0	0	1	1	1	4	45	0	1	4	47	52
9. 小 ・ 府 ・ 国	1	6	0	7	2	4	0	45	2	2	2	59	0	0	1	3	2	2	1	56	1	1	4	59	65
10. 国 ・ 立 ・ 日	0	11	0	5	1	7	0	34	2	5	4	47	0	1	2	4	2	2	2	45	0	0	10	48	58
11. 昭 ・ 福 ・ 秋 ・ 八	2	2	1	3	1	6	1	47	3	3	7	50	0	0	1	5	1	2	2	52	1	1	8	53	63
12. 西 多 摩	5	3	0	2	5	8	0	33	3	2	9	43	0	0	2	2	1	0	1	50	0	1	2	53	56
a 北	1	8	0	3	0	11	1	22	1	2	2	41	1	0	1	1	4	2	3	34	3	1	11	31	46
b 文 京	0	8	0	4	2	6	1	30	0	2	5	44	0	0	0	2	1	2	3	43	2	1	12	36	51
c 港	1	4	0	7	2	10	0	18	0	3	3	36	0	0	0	3	2	0	3	34	3	1	10	28	42
d 品 川	3	6	0	2	1	8	0	24	1	4	7	32	0	0	0	5	0	3	4	32	2	1	8	33	44
e 大 田	1	7	1	5	0	9	1	26	0	6	5	39	0	0	3	3	4	1	7	32	3	2	10	35	50
合 計	32	89	6	58	34	136	7	473	25	49	61	700	7	4	18	45	29	19	64	649	38	20	157	620	835
平 均 比 率	0.04	0.11	0.01	0.07	0.04	0.16	0.01	0.56	0.03	0.06	0.07	0.84	0.01	0.00	0.02	0.05	0.03	0.02	0.08	0.78	0.05	0.02	0.19	0.74	1.00

付表Ⅱ-17 被害、木都合・出費、ならびに対応行動の世帯内
相互関係（指摘世帯数）（）内は転居の意向（内数）

地 域	Q 2								世 帯 計
	Q 3								
	Q 4								
	+	+	+	+	-	-	-	-	
1. 江 戸 川	7	7	3	9	2 (1)	0	0	16	44
2. 江 東	8 (1)	9 (1)	1	11 (1)	1	0	0	10	40
3. 中 央	10 (2)	14 (2)	2	15	0	0	0	10	51
4. 千 代 田	11 (2)	9 (1)	3	7	0	0	0	7	37
5. 新 宿	7 (1)	9 (1)	4	9	0	0	1	10	40
6. 中 野	7 (2)	8 (1)	5	11	0	0	1	17	49
7. 杉 並	5	5	3	13	0	1	1	19	47
8. 武 三 調	8 (1)	5 (1)	3	10	0	1	1	24	52
9. 小 府 国	7	8	5	17	0	0	2	26	65
10. 国 立 日	11 (1)	6	6	10	0	1	0	24	58
11. 昭・福・秋・八	8 (1)	9	4	12 (1)	0	2	0	28	63
12. 西 多 摩	13 (2)	2 (1)	10	7	0	1	0	23	56
a 北	10 (1)	8 (1)	2	14	0	0	1	11	46
b 文 京	12 (2)	4	5	11	0	1	1	17	51
c 港	6	10 (1)	2	12	0	1	0	11	42
d 品 川	7	6	7	11	0	1	0	12	44
e 大 田	7	9 (1)	3	15 (1)	0	1	0	15	50
合 計	144 (16)	128 (10)	68 (1)	194 (3)	3 (1)	10 (0)	8 (0)	280 (0)	835 (31)
平均比率	0.17	0.15	0.08	0.23	0.00	0.01	0.01	0.34	1.00

付表Ⅱ-18 地域別、住居所有別、公害被害と対応行動（指摘世帯数）
（）内は転居意向（内数）

地 域	住 居									Q 5, ③+⑤									Q 5, 他								
	被害等									被害・木都含有									被害・木都含有								
	対応									な し									な し								
	積極 消極 計									積極 消極 計									積極 消極 計								
1. 江 戸 川	9	11	20	0	8	8	3	5	8	0	8	8	3	5	8	0	8	8	0	8	8	0	8	8	0	8	8
2. 江 東	2	8	10	0	8	8	8	12	20	0	8	8	8	12	20	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2	2
3. 中 央	8	15	23	0	5	5	4	14	18	0	5	5	4	14	18	0	5	5	0	5	5	0	5	5	0	5	5
4. 千 代 田	9	13	22	0	3	3	5	3	8	0	3	3	5	3	8	0	4	4	0	4	4	0	4	4	0	4	4
5. 新 宿	6	11	17	1	8	9	5	7	12	0	8	9	5	7	12	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2	2
6. 中 野	9	14	23	1	13	14	3	5	8	0	13	14	3	5	8	0	4	4	0	4	4	0	4	4	0	4	4
7. 杉 並	5	10	15	1	12	13	3	8	11	0	12	13	3	8	11	0	8	8	0	8	8	0	8	8	0	8	8
8. 武・三・調	6	9	15	0	19	19	5	7	12	0	19	19	5	7	12	0	5	6	0	5	6	0	5	6	0	5	6
9. 小・国・府	8	18	26	0	18	18	4	7	11	0	18	18	4	7	11	0	8	10	0	8	10	0	8	10	0	8	10
10. 立・国・日	14	12	26	0	15	15	5	3	8	0	15	15	5	3	8	0	9	9	0	9	9	0	9	9	0	9	9
11. 昭・福・秋・八	12	13	25	0	20	20	0	10	10	0	20	20	0	10	10	0	8	8	0	8	8	0	8	8	0	8	8
12. 西 多 摩	21	8	29	0	20	20	3	1	4	0	20	20	3	1	4	0	3	3	0	3	3	0	3	3	0	3	3
a 北	6	14	20	0	11	11	5	9	14	0	11	11	5	9	14	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1
b 文 京	10	10	20	1	11	12	7	6	13	0	11	12	7	6	13	0	6	6	0	6	6	0	6	6	0	6	6
c 港	5	15	20	0	9	9	4	7	11	0	9	9	4	7	11	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2	2
d 品 川	9	13	22	0	7	7	4	5	9	0	7	7	4	5	9	0	6	6	0	6	6	0	6	6	0	6	6
e 大 田	9	16	25	0	11	11	2	8	10	0	11	11	2	8	10	0	4	4	0	4	4	0	4	4	0	4	4
合 計	148	210	358	4	198	202	70	117	187	0	198	202	70	117	187	0	84	88	0	84	88	0	84	88	0	84	88
平均比率	0.41	0.59	1.00	0.02	0.98	1.00	0.37	0.63	1.00	0.05	0.95	1.00	0.37	0.63	1.00	0.05	0.95	1.00	0.05	0.95	1.00	0.05	0.95	1.00	0.05	0.95	1.00

付表Ⅱ-19 地域別、被害指摘項目数別、世帯数(比率)

地 域	被 害 項 目 数																														世帯数
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	
1. 江 戸 川	18 0.41	1 0.02	6 0.14	5 0.11	4 0.09	2 0.05	1 0.02	0 0.00	1 0.02	4 0.09	0 0.00	0 0.01	0 0.00	1 0.02	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	44 1.00
2. 江 東	11 0.28	3 0.08	5 0.13	4 0.10	3 0.08	5 0.13	1 0.03	2 0.05	3 0.08	0 0.00	1 0.03	0 0.01	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.03	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.03	0 0.00	40 1.00
3. 中 央	10 0.20	8 0.16	4 0.08	1 0.02	4 0.08	3 0.06	4 0.08	2 0.04	3 0.06	2 0.04	2 0.04	2 0.04	0 0.00	1 0.02	1 0.02	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	2 0.04	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	51 1.00
4. 千 代 田	7 0.19	2 0.05	2 0.05	4 0.11	6 0.16	2 0.05	4 0.11	1 0.03	2 0.05	3 0.08	0 0.00	1 0.03	1 0.03	0 0.00	2 0.05	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	37 1.00
5. 新 宿	11 0.28	13 0.33	4 0.10	3 0.08	3 0.08	4 0.10	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.03	0 0.00	0 0.00	1 0.03	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	40 1.00
6. 中 野	18 0.37	7 0.14	10 0.20	0 0.00	4 0.08	1 0.02	2 0.04	2 0.04	0 0.00	0 0.00	2 0.04	1 0.02	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	49 1.00
7. 杉 並	21 0.45	8 0.17	8 0.17	2 0.04	1 0.02	1 0.02	2 0.04	1 0.02	1 0.02	1 0.02	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	47 1.00
8. 武 三 調	27 0.52	5 0.10	6 0.12	5 0.10	2 0.04	3 0.06	0 0.00	1 0.02	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	52 1.00
9. 小 府 国	28 0.43	12 0.18	12 0.18	6 0.09	2 0.03	0 0.00	2 0.03	0 0.00	2 0.03	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	65 1.00
10. 国 立 日	25 0.93	7 0.12	5 0.09	6 0.10	5 0.09	1 0.02	1 0.02	2 0.03	2 0.03	1 0.02	1 0.02	1 0.02	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	58 1.00
11. 昭 福 秋 八	29 0.46	10 0.16	7 0.11	5 0.08	5 0.08	1 0.02	1 0.02	1 0.02	1 0.02	1 0.02	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	63 1.00
12. 西 多 摩	23 0.41	9 0.16	3 0.05	4 0.07	7 0.13	4 0.07	0 0.00	2 0.04	2 0.04	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	56 1.00
a 北	12 0.26	10 0.22	4 0.09	5 0.11	5 0.11	3 0.07	1 0.02	2 0.04	0 0.00	1 0.02	2 0.04	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	46 1.00
b 文 京	19 0.37	11 0.22	6 0.12	3 0.06	4 0.08	2 0.04	1 0.02	1 0.02	3 0.06	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	51 1.00
c 港	12 0.29	10 0.34	4 0.10	5 0.12	3 0.07	0 0.00	1 0.02	3 0.07	1 0.02	1 0.02	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	42 1.00
d 品 川	13 0.30	7 0.16	8 0.18	6 0.14	3 0.07	1 0.02	1 0.02	0 0.00	3 0.07	2 0.04	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	44 1.00
e 大 田	16 0.32	6 0.12	9 0.18	3 0.06	4 0.08	1 0.02	0 0.00	5 0.10	3 0.06	1 0.02	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.02	0 0.00	0 0.00	50 1.00
合 計 平 均 比 率	300 0.36	129 0.15	103 0.12	67 0.08	65 0.08	34 0.04	22 0.03	25 0.03	27 0.03	20 0.02	11 0.01	6 0.01	4 0.00	3 0.00	7 0.01	2 0.00	2 0.00	3 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.00	2 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	1 0.00	0 0.00	1 0.00	835 1.00

付表Ⅱ-20 健康被害、生活被害、財産被害の指摘項目数別世帯数分布

		生活被害項目数→											
健康被害項目数↓	財産被害項目数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	0	300	86	53	29	15	2	3	0	1	1	0	1
	1	33	26	10	11	6	2	1	1	0	0	0	0
	2	6	7	13	4	2	1	2	0	0	0	1	0
	3	3	3	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0
	4	0	0	1	3	0	0	1	0	0	0	0	0
	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	7	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0

		生活被害項目数→										
健康被害項目数↓	財産	1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	0	10	11	8	9	6	4	1	1	4	11	
	1	4	44	4	3	2	0	2	0	0	00	
	2	0	0	1	2	1	0	1	0	1	0	
	3	0	0	0	0	3	0	1	1	0	0	
	4	0	0	0	1	2	1	0	0	0	1	
	5	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	

		生活被害項目数→									
健康被害項目数↓	2	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	0	3	4	7	4	2	6	2	1	0	0
	1	1	1	2	1	1	2	3	0	0	2
	2	0	1	0	4	1	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0

		生活被害項目数→													
健康被害項目数↓	財産	3	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	0	0	0	0	2	2	2	2	1	1	1	0	0	0	0
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
	4	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

健	生	財	健	生	財	健	生	財	健	生	財								
0	—	0	—	4	3	—	10	—	4	0	—	5	—	5	8	—	2	—	6
2	—	2	—	4	8	—	6	—	4	5	—	3	—	5	7	—	15	—	7
3	—	2	—	4	0	—	1	—	5	2	—	7	—	5	8	—	9	—	10
0	—	10	—	4	0	—	4	—	5	4	—	7	—	5					
2	—	8	—	4	0	—	5	—	5	5	—	6	—	5					